

令和 3 年第 4 回定例会会議録

令和3年第4回菊池市議会定例会会期日程表（会期26日間）

月　日	曜日	区　分	日　程
11月26日	金	本会議	開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定・議案上程・提案理由説明
11月27日	土	休　会	(市の休日)
11月28日	日	休　会	(市の休日)
11月29日	月	休　会	議案調査
11月30日	火	休　会	議案調査
12月　1日	水	休　会	議案調査
12月　2日	木	本会議 委員会	質疑・委員会付託 予算決算常任委員会
12月　3日	金	本会議	一般質問
12月　4日	土	休　会	(市の休日)
12月　5日	日	休　会	(市の休日)
12月　6日	月	本会議	一般質問
12月　7日	火	本会議	一般質問
12月　8日	水	休　会	議案調査
12月　9日	木	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
12月10日	金	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
12月11日	土	休　会	(市の休日)
12月12日	日	休　会	(市の休日)
12月13日	月	休　会	議事整理
12月14日	火	休　会	議事整理
12月15日	水	休　会	議事整理
12月16日	木	委員会	予算決算常任委員会
12月17日	金	休　会	議事整理
12月18日	土	休　会	(市の休日)
12月19日	日	休　会	(市の休日)
12月20日	月	休　会	議事整理
12月21日	火	本会議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣告

令和3年 第4回菊池市議会定例会会議録（目次）

	頁
11月26日（金曜日） 本会議	
1. 議事日程第1号	21
2. 本日の会議に付した事件	23
3. 出席議員氏名	25
4. 欠席議員氏名	26
5. 説明のため出席した者の職氏名	26
6. 新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者の職氏名	26
7. 事務局職員出席者	26
8. 開 会	28
9. 開 議	28
10. 日程第1 会議録署名議員の指名	28
11. 日程第2 会期の決定	28
12. 日程第3 議案第97号から議案第135号まで一括上程・説明	29
13. 日程第4 請願第4号及び請願第5号まで一括上程	37
14. 日程通告 散会	37
11月27日（土曜日） 休 会	
11月28日（日曜日） 休 会	
11月29日（月曜日） 休 会	
11月30日（火曜日） 休 会	
12月 1日（水曜日） 休 会	
12月 2日（木曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第2号	41
2. 本日の会議に付した事件	41
3. 出席議員氏名	41
4. 欠席議員氏名	42
5. 説明のため出席した者の職氏名	42
6. 新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者の職氏名	42
7. 事務局職員出席者	43
8. 開 議	44
9. 日程第1 質疑	44

10. 日程第2 委員会付託	45
11. 日程第3 議案第136号から議案第138号まで一括上程・説明・質疑 ・討論・採決	48
12. 日程通告 散会	53

12月 3日（金曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第3号	57
2. 本日の会議に付した事件	57
3. 出席議員氏名	57
4. 欠席議員氏名	57
5. 説明のため出席した者の職氏名	58
6. 新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者の職氏名	58
7. 事務局職員出席者	58
8. 開議	59
9. 日程第1 一般質問	59
(1) 泉田栄一朗議員質問	59
「マイナンバーについて」	59
○上田敏雄総務部長答弁	60
泉田栄一朗議員質問	60
○上田敏雄総務部長答弁	62
(2) 泉田栄一朗議員質問	63
「コロナワクチン接種済み証明書について」	63
○渡邊弘子健康福祉部長答弁	64
泉田栄一朗議員質問	64
○渡邊弘子健康福祉部長答弁	64
(3) 泉田栄一朗議員質問	65
「市の街路樹について」	65
○山田哲二建設部長答弁	66
泉田栄一朗議員質問	67
○山田哲二建設部長答弁	68
泉田栄一朗議員質問	68
○江頭実市長答弁	68
休憩	69
開議	69

(1) 平直樹議員質問	69
「隈府中心地の住宅整備について」	70
○山田哲二建設部長答弁	70
平直樹議員質問	71
○山田哲二建設部長答弁	71
平直樹議員質問	71
○山田哲二建設部長答弁	71
平直樹議員質問	72
○山田哲二建設部長答弁	73
平直樹議員質問	73
○江頭実市長答弁	75
(2) 平直樹議員質問	76
「コロナ禍における経済対策について」	76
○清水登経済部長答弁	77
平直樹議員質問	78
○江頭実市長答弁	78
昼食休憩	78
開議	78
(1) 後藤英夫議員質問	79
「本市の交通安全対策について」	79
○上田敏雄総務部長答弁	80
後藤英夫議員質問	81
○上田敏雄総務部長答弁	81
後藤英夫議員質問	82
○上田敏雄総務部長答弁	83
(2) 後藤英夫議員質問	83
「本市の修繕工事等の事務処理について」	83
○山田哲二建設部長答弁	84
後藤英夫議員質問	86
○山田哲二建設部長答弁	86
(3) 後藤英夫議員質問	87
「あか牛の消費拡大について」	87
○清水登経済部長答弁	88
後藤英夫議員質問	89

○清水登経済部長答弁	89
後藤英夫議員質問	90
○音光寺以章教育長答弁	90
後藤英夫議員質問	90
○江頭実市長答弁	91
(4) 後藤英夫議員質問	91
「菊之城跡について」	91
○音光寺以章教育長答弁	92
後藤英夫議員質問	93
○音光寺以章教育長答弁	93
後藤英夫議員質問	93
○音光寺以章教育長答弁	94
休憩	94
開議	94
(1) 田中教之議員質問	95
「亘甲森1号線について」	95
○山田哲二建設部長答弁	95
田中教之議員質問	95
○山田哲二建設部長答弁	96
(2) 田中教之議員質問	97
「子どもの自殺対策について」	97
○渡邊弘子健康福祉部長答弁	97
○音光寺以章教育長答弁	98
田中教之議員質問	99
○渡邊弘子健康福祉部長答弁	101
○音光寺以章教育長答弁	102
(3) 田中教之議員質問	103
「マイナンバーカードの健康保険証利用について」	103
○渡邊弘子健康福祉部長答弁	104
○上田敏雄総務部長答弁	104
田中教之議員質問	105
○後藤啓太郎政策企画部長答弁	107
10. 日程通告　散会	108

12月 4日（土曜日） 休 会

12月 5日（日曜日） 休 会

12月 6日（月曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第4号	111
2. 本日の会議に付した事件	111
3. 出席議員氏名	111
4. 欠席議員氏名	111
5. 説明のため出席した者の職氏名	112
6. 新型コロナウィルス感染症対策のため別室で待機していた者の職氏名	112
7. 事務局職員出席者	112
8. 開 議	113
9. 日程第1 一般質問	113
(1) 水上隆光議員質問	113
「旭志地区と国道325号沿線の開発について」	113
○清水登経済部長答弁	114
○吉田武農業委員会事務局長答弁	114
水上隆光議員質問	115
○清水登経済部長答弁	116
○吉田武農業委員会事務局長答弁	116
水上隆光議員質問	117
○清水登経済部長答弁	118
水上隆光議員質問	118
○江頭実市長答弁	119
(2) 水上隆光議員質問	119
「本市の人口と宅地について」	119
○笹本義臣市民環境部長答弁	120
水上隆光議員質問	120
○後藤啓太郎政策企画部長答弁	121
水上隆光議員質問	121
○江頭実市長答弁	122
(3) 水上隆光議員質問	123
「工業団地の外灯について」	123
○清水登経済部長答弁	123

○上田敏雄総務部長答弁	123
休憩	124
開議	124
(1) 猿渡美智子議員質問	125
「国政選挙について」	125
○古閑昭二郎選挙管理委員会委員長答弁	125
猿渡美智子議員質問	126
○古閑昭二郎選挙管理委員会委員長答弁	127
猿渡美智子議員質問	127
○古閑昭二郎選挙管理委員会委員長答弁	128
(2) 猿渡美智子議員質問	128
「児童虐待について」	128
○渡邊弘子健康福祉部長答弁	129
猿渡美智子議員質問	129
○渡邊弘子健康福祉部長答弁	130
猿渡美智子議員質問	130
○渡邊弘子健康福祉部長答弁	131
猿渡美智子議員質問	132
○渡邊弘子健康福祉部長答弁	132
(3) 猿渡美智子議員質問	133
「男女共同参画について」	133
○上田敏雄総務部長答弁	133
猿渡美智子議員質問	133
○上田敏雄総務部長答弁	134
猿渡美智子議員質問	135
○上田敏雄総務部長答弁	135
猿渡美智子議員質問	136
○江頭実市長答弁	136
(4) 猿渡美智子議員質問	136
「携帯電話中継基地局建設について」	137
○上田敏雄総務部長答弁	137
猿渡美智子議員質問	137
○山田哲二建設部長答弁	138
昼食休憩	139

開 議	139
(1) 緒方哲郎議員質問	139
「本市農業の振興について」	139
○清水登経済部長答弁	140
緒方哲郎議員質問	140
○清水登経済部長答弁	141
緒方哲郎議員質問	141
○清水登経済部長答弁	142
緒方哲郎議員質問	142
○清水登経済部長答弁	143
(2) 緒方哲郎議員質問	143
「公園整備について」	144
○山田哲二建設部長答弁	144
緒方哲郎議員質問	144
○山田哲二建設部長答弁	146
緒方哲郎議員質問	146
○山田哲二建設部長答弁	148
(3) 緒方哲郎議員質問	148
「高校の魅力化について」	148
○音光寺以章教育長答弁	149
緒方哲郎議員質問	149
○音光寺以章教育長答弁	150
休 憇	151
開 議	151
(1) 東奈津子議員質問	151
「子どもの医療費助成について」	152
○渡邊弘子健康福祉部長答弁	152
東奈津子議員質問	153
○渡邊弘子健康福祉部長答弁	154
東奈津子議員質問	155
○江頭実市長答弁	155
(2) 東奈津子議員質問	156
「L G B T Qについて」	156
○上田敏雄総務部長答弁	157

東奈津子議員質問	158
○江頭実市長答弁	160
(3) 東奈津子議員質問	160
「「福祉灯油」の実施について」	161
○渡邊弘子健康福祉部長答弁	162
10. 日程通告 散会	163

12月 7日（火曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第5号	167
2. 本日の会議に付した事件	167
3. 出席議員氏名	167
4. 欠席議員氏名	167
5. 説明のため出席した者の職氏名	168
6. 新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者の職氏名	168
7. 事務局職員出席者	168
8. 開 議	169
9. 日程第1 一般質問	169
(1) 二ノ文伸元議員質問	169
「企業誘致について」	169
○清水登経済部長答弁	169
二ノ文伸元議員質問	170
○清水登経済部長答弁	170
二ノ文伸元議員質問	171
○江頭実市長答弁	172
(2) 二ノ文伸元議員質問	172
「市長によるパワハラ報道について」	172
○上田敏雄総務部長答弁	172
二ノ文伸元議員質問	173
○江頭実市長答弁	173
二ノ文伸元議員質問	174
○江頭実市長答弁	174
二ノ文伸元議員質問	174
○上田敏雄総務部長答弁	174
二ノ文伸元議員質問	174

○上田敏雄総務部長答弁	175
二ノ文伸元議員質問	175
○上田敏雄総務部長答弁	175
二ノ文伸元議員質問	175
○上田敏雄総務部長答弁	176
二ノ文伸元議員質問	176
○上田敏雄総務部長答弁	177
二ノ文伸元議員質問	177
○上田敏雄総務部長答弁	177
二ノ文伸元議員質問	178
○上田敏雄総務部長答弁	179
二ノ文伸元議員質問	179
○江頭実市長答弁	179
二ノ文伸元議員質問	179
○江頭実市長答弁	180
二ノ文伸元議員質問	180
○江頭実市長答弁	181
休憩	181
開議	181
(1) 荒木崇之議員質問	182
「江頭市長のパワハラに対する告発について」	182
○上田敏雄総務部長答弁	182
荒木崇之議員質問	183
○江頭実市長答弁	183
荒木崇之議員質問	184
○江頭実市長答弁	184
荒木崇之議員質問	184
休憩	185
開議	185
○江頭実市長答弁	185
荒木崇之議員質問	185
○木村利昭参与答弁	186
荒木崇之議員質問	186
休憩	187

開 議	187
荒木崇之議員質問	187
○木村利昭参与答弁	188
荒木崇之議員質問	188
○上田敏雄総務部長答弁	189
荒木崇之議員質問	189
○上田敏雄総務部長答弁	190
荒木崇之議員質問	191
○上田敏雄総務部長答弁	191
荒木崇之議員質問	191
○芳野勇一郎副市長答弁	192
(2) 荒木崇之議員質問	192
「高齢者の免許証返納について」	193
○上田敏雄総務部長答弁	194
○後藤啓太郎政策企画部長答弁	194
荒木崇之議員質問	195
○渡邊弘子健康福祉部長答弁	198
昼食休憩	199
開 議	199
荒木崇之議員発言の申出	199
(1) 福島英徳議員質問	199
「市が保有している施設・土地について」	199
○上田敏雄総務部長答弁	200
福島英徳議員質問	201
○上田敏雄総務部長答弁	201
福島英徳議員質問	201
○上田敏雄総務部長答弁	202
福島英徳議員質問	202
○上田敏雄総務部長答弁	202
福島英徳議員質問	203
○上田敏雄総務部長答弁	203
福島英徳議員質問	204
○上田敏雄総務部長答弁	204
(2) 福島英徳議員質問	204

「菰入新橋の架け替えについて」	205
○山田哲二建設部長答弁	205
福島英徳議員質問	206
○山田哲二建設部長答弁	206
福島英徳議員質問	206
○山田哲二建設部長答弁	207
福島英徳議員質問	207
○山田哲二建設部長答弁	208
福島英徳議員質問	208
○山田哲二建設部長答弁	208
休憩	209
開議	209
(1) 木下雄二議員質問	209
「小川基金を活用した給付型奨学金の状況について」	209
○音光寺以章教育長答弁	209
(2) 木下雄二議員質問	210
「世界かんがい施設遺産サミット熊本の開催について」	211
○清水登経済部長答弁	211
木下雄二議員質問	212
○清水登経済部長答弁	212
木下雄二議員質問	213
○江頭実市長答弁	213
(3) 木下雄二議員質問	213
「学童保育の現状と拡充について」	213
○渡邊弘子健康福祉部長答弁	214
(4) 木下雄二議員質問	215
「市職員の市外からの勤務状況について」	215
○上田敏雄総務部長答弁	215
(4) 木下雄二議員質問	216
「エミュー観光牧場でのエミュー脱走の状況と今後の対策について」	216
○後藤啓太郎政策企画部長答弁	217
木下雄二議員質問	217
○後藤啓太郎政策企画部長答弁	218
木下雄二議員質問	219

○江頭実市長答弁	219
(5) 木下雄二議員質問	220
「国道387号沿いの太陽光発電事業について」	220
○笹本義臣市民環境部長答弁	220
木下雄二議員質問	221
○江頭実市長答弁	222
10. 日程通告 散会	223

12月 8日（水曜日） 休 会

12月 9日（木曜日） 総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会
 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会
 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会

12月10日（金曜日） 総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会
 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会
 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会

12月11日（土曜日） 休 会

12月12日（日曜日） 休 会

12月13日（月曜日） 休 会

12月14日（火曜日） 休 会

12月15日（水曜日） 休 会

12月16日（木曜日） 予算決算常任委員会

12月17日（金曜日） 休 会

12月18日（土曜日） 休 会

12月19日（日曜日） 休 会

12月20日（月曜日） 休 会

12月21日（火曜日） 本会議

頁

1. 議事日程第6号	227
2. 本日の会議に付した事件	227
3. 出席議員氏名	227
4. 欠席議員氏名	228
5. 説明のため出席した者の職氏名	228
6. 新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者の職氏名	228
7. 事務局職員出席者	229

8. 開 議	230
9. 日程第 1 各常任委員会の報告	230
・ 総務文教常任委員長報告	230
・ 福祉厚生常任委員長報告	231
・ 経済建設常任委員長報告	232
・ 予算決算常任委員長報告	235
委員長報告に対する質疑	239
荒木崇之議員質疑	239
後藤英夫経済建設常任委員長答弁	240
荒木崇之議員質疑	240
後藤英夫経済建設常任委員長答弁	240
荒木崇之議員質疑	241
後藤英夫経済建設常任委員長答弁	241
木下雄二議員質疑	242
後藤英夫経済建設常任委員長答弁	242
木下雄二議員質疑	242
後藤英夫経済建設常任委員長答弁	243
討論	243
(1) 東奈津子議員討論	243
(2) 田中教之議員討論	244
(3) 二ノ文伸元議員討論	244
(4) 木下雄二議員討論	245
採決	246
10. 日程第 2 議案第 139 号 上程・説明	247
休憩	248
開議	248
質疑	248
東奈津子議員質疑	249
渡邊弘子健康福祉部長答弁	249
荒木崇之議員質疑	249
渡邊弘子健康福祉部長答弁	250
討論	250
採決	250
11. 日程第 3 議員提出議案第 5 号 上程・説明	250

質疑	251
水上隆光議員質疑	251
福島英徳議員答弁	252
水上隆光議員質疑	252
福島英徳議員答弁	252
討論	253
(1) 後藤英夫議員討論	253
(2) 木下雄二議員討論	254
(3) 坂本道博議員討論	254
(4) 荒木崇之議員討論	255
(5) 二ノ文伸元議員討論	255
採決	256
12. 日程第4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	256
13. 閉会	257

第 1 号

11月26日

令和3年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第1号

令和3年11月26日（金曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第97号 菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第98号 菊池市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第99号 菊池市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
議案第100号 菊池市例規の見直しに伴う企画振興課関係条例の整理に関する
条例の制定について
議案第101号 菊池市例規の見直しに伴う総務課関係条例の整理に関する条例
の制定について
議案第102号 菊池市例規の見直しに伴う防災交通課関係条例の整理に関する
条例の制定について
議案第103号 菊池市例規の見直しに伴う財政課関係条例の整理に関する条例
の制定について
議案第104号 菊池市例規の見直しに伴う人権啓発・男女共同参画推進課関係
条例の整理に関する条例の制定について
議案第105号 菊池市例規の見直しに伴う学校教育課関係条例の整理に関する
条例の制定について
議案第106号 菊池市例規の見直しに伴う生涯学習課関係条例の整理に関する
条例の制定について
議案第107号 菊池市例規の見直しに伴う菊池市公民館関係条例の整理に関する
条例の制定について
議案第108号 菊池市例規の見直しに伴う社会体育課関係条例の整理に関する
条例の制定について
議案第109号 菊池市例規の見直しに伴う議会事務局関係条例の整理に関する
条例の制定について
議案第110号 菊池市例規の見直しに伴う市民課関係条例の整理に関する条例
の制定について

- 議案第111号 菊池市例規の見直しに伴う税務課関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第112号 菊池市例規の見直しに伴う環境課関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第113号 菊池市例規の見直しに伴う福祉課関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第114号 菊池市例規の見直しに伴う子育て支援課関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第115号 菊池市例規の見直しに伴う高齢支援課関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第116号 菊池市例規の見直しに伴う健康推進課関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第117号 菊池市例規の見直しに伴う農政課関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第118号 菊池市例規の見直しに伴う農林整備課関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第119号 菊池市例規の見直しに伴う商工観光課関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第120号 菊池市例規の見直しに伴う土木課関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第121号 菊池市例規の見直しに伴う都市整備課関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第122号 菊池市例規の見直しに伴う下水道課関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第123号 菊池市例規の見直しに伴う農業委員会事務局関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第124号 菊池市例規の見直しに伴う水道課関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第125号 令和3年度菊池市一般会計補正予算（第11号）
- 議案第126号 令和3年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第127号 令和3年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第128号 令和3年度菊池市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第129号 令和3年度菊池市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第130号 辺地総合整備計画の変更について

議案第131号 公の施設の指定管理者の指定について
議案第132号 公の施設の指定管理者の指定について
議案第133号 公の施設の指定管理者の指定について
議案第134号 市道路線の廃止について
議案第135号 市道路線の認定について

まで一括上程・説明

第4 請願第4号 菊池市商工会館移転に関する請願
請願第5号 「吃音のある園児に対する支援体制の確立」に関する請願

まで一括上程



本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第97号 菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第98号 菊池市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第99号 菊池市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
議案第100号 菊池市例規の見直しに伴う企画振興課関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第101号 菊池市例規の見直しに伴う総務課関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第102号 菊池市例規の見直しに伴う防災交通課関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第103号 菊池市例規の見直しに伴う財政課関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第104号 菊池市例規の見直しに伴う人権啓発・男女共同参画推進課関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第105号 菊池市例規の見直しに伴う学校教育課関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第106号 菊池市例規の見直しに伴う生涯学習課関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第107号 菊池市例規の見直しに伴う菊池市公民館関係条例の整理に関する条例の制定について

- 議案第108号 菊池市例規の見直しに伴う社会体育課関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第109号 菊池市例規の見直しに伴う議会事務局関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第110号 菊池市例規の見直しに伴う市民課関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第111号 菊池市例規の見直しに伴う税務課関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第112号 菊池市例規の見直しに伴う環境課関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第113号 菊池市例規の見直しに伴う福祉課関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第114号 菊池市例規の見直しに伴う子育て支援課関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第115号 菊池市例規の見直しに伴う高齢支援課関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第116号 菊池市例規の見直しに伴う健康推進課関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第117号 菊池市例規の見直しに伴う農政課関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第118号 菊池市例規の見直しに伴う農林整備課関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第119号 菊池市例規の見直しに伴う商工観光課関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第120号 菊池市例規の見直しに伴う土木課関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第121号 菊池市例規の見直しに伴う都市整備課関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第122号 菊池市例規の見直しに伴う下水道課関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第123号 菊池市例規の見直しに伴う農業委員会事務局関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第124号 菊池市例規の見直しに伴う水道課関係条例の整理に関する条例の制定について

- 議案第125号 令和3年度菊池市一般会計補正予算（第11号）
議案第126号 令和3年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第127号 令和3年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第128号 令和3年度菊池市水道事業会計補正予算（第3号）
議案第129号 令和3年度菊池市下水道事業会計補正予算（第3号）
議案第130号 辺地総合整備計画の変更について
議案第131号 公の施設の指定管理者の指定について
議案第132号 公の施設の指定管理者の指定について
議案第133号 公の施設の指定管理者の指定について
議案第134号 市道路線の廃止について
議案第135号 市道路線の認定について

まで一括上程・説明

- 日程第4 請願第 4 号 菊池市商工会館移転に関する請願
請願第 5 号 「吃音のある園児に対する支援体制の確立」に関する請願

まで一括上程



出席議員（20名）

1番	田 中 教 之
2番	福 島 英 德
3番	緒 方 哲 郎
4番	後 藤 英 夫
5番	平 直 樹
6番	東 奈津子
7番	坂 本 道 博
8番	水 上 隆 光
9番	猿 渡 美智子
10番	松 岡 讓
11番	荒 木 崇 之
12番	柁 原 賢 一
13番	工 藤 圭一郎
14番	城 典 臣
15番	大 賀 慶 一
16番	水 上 彰 澄

17番 二ノ文 伸 元
18番 泉 田 栄一朗
19番 木 下 雄 二
20番 山 瀬 義 也

○
欠席議員 (なし)

○
説明のため出席した者

市 長	江 頭 実
副 市 長	芳 野 勇一郎
政策企画部長	後 藤 啓太郎
総 務 部 長	上 田 敏 雄
市民環境部長	笹 本 義 臣
健康福祉部長	渡 邊 弘 子
経 済 部 長	清 水 登
建設部長	山 田 哲 二
経済部次長	本 田 憲 仁
教 育 長	音 光 寺 以 章

新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者

七 城 支 所 長	久 川 知 己
旭 志 支 所 長	竹 村 秀 一
泗 水 支 所 長	水 上 孝 道
財 政 課 長	稲 葉 一 郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開 田 智 浩
市 長 公 室 長	松 永 哲 也
農 業 委 員 会 事 務 局 長	吉 田 武
水 道 局 長	安 武 邦 男
監 査 委 員 事 務 局 長	宇 野 木 洋 一

○
事務局職員出席者

事 務 局 長	前 川 幸 輝
事 務 局 課 長	松 原 憲 一
議 会 係 長	笹 本 聖 一

議 会 係 西 山 美 紀
議 会 係 吉 岡 結 加 里

午前10時00分 開会

○大賀慶一 議長 全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。

ただいまの出席議員は20名です。定足数に達していますので、ただいまから令和3年第4回菊池市議会定例会を開会します。

○大賀慶一 議長 ここで、日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

10月8日に、水俣市で計画されていました第277回熊本県市議会議長会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となり、書面による開催となりました。

また、11月10日には、全国市議会議長会 第225回理事会・第111回評議員合同会議が東京都で開催されました。その概要は事務局備付けの書類により承諾いただきたいと思います。

次に、監査委員から、令和3年10月分までの一般会計・特別会計、並びに企業会計に関する例月出納検査の報告があつてありますので、ご報告申し上げます。

なお、詳細につきましては、それぞれ事務局に備付けの書類により、ご承諾いただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

午前10時01分 開議

○大賀慶一 議長 これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○大賀慶一 議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、坂本道博議員及び水上隆光議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○大賀慶一 議長 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会におきまして、本日から12月21日までの26日間とすることに結論を見ておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月21日までの26日間と決定しました。

日程第3 議案第97号から議案第135号まで一括上程・説明

○大賀慶一 議長 次に、日程第3、議案第97号から議案第135号までの39案件を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日、令和3年第4回菊池市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、本会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。

本定例会の会期につきましては、先ほどご決定をいただきましたように、本日から12月21日までの26日間の日程でご審議をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、ただいま上程されました議案の提案理由の説明に先立ちまして、ご報告をさせていただきます。

菊池市における新型コロナウイルス感染症の状況について、ご説明申し上げます。

本年11月23日時点における、これまでの本市の累計の感染者数は244人で、うち、本年10月の感染者は8人、11月の感染者は0人と、発生人数も減少し、落ち着いた状況にございます。

また、11月22日時点での本市の新型コロナワクチン接種率につきましても、2回目接種完了率が、全国平均約82.9%に対しまして、本市が86.7%となっております。

ひとえに、市民の皆様の積極的な接種と、市内医療機関の皆様のご協力のおかげをもちまして、多くの市民の方々の接種が完了しており、それに伴って、菊池市内での感染者も減少傾向となっているものと考えております。このことに対しまして心より感謝を申し上げる次第です。

今後も、改めて接種を希望する市民の方に対しては、保有するワクチン量に応じて、引き続き対応してまいります。

加えて、追加接種、いわゆる3回目の接種につきましても、現在、接種開始に向けた準備を進めているところでございまして、12月7日には、医療従事者の方々の接種が開始される予定となっております。

一般の方向けの接種につきましては、2回目接種の終了後、8か月を経過した方を対象として、随時、接種券を発送していく予定でございます。

スケジュールとしましては、令和4年2月頃から順次接種できるように、速やかに実施に向けた取組を行うとともに、今後も国県からの情報が入り次第、広報紙やホームページ等で、市民の皆様への情報提供に努めてまいる所存でございます。

全国的に感染者数も減少しており、感染状況も落ち着いておりますが、2回ワクチン接種後の感染、いわゆるブレークスルー感染も報告されております。

市民の皆様におかれましては、基本的な感染対策につきまして、引き続き徹底していただきますようお願いを申し上げます。

それでは、上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第97号は、地方税法施行令の一部改正等に伴う、菊池市国民健康保険税条例の一部改正、議案第98号は、健康保険法施行令の一部改正等に伴う、菊池市国民健康保険条例の一部改正、議案第99号は、流川団地の給水施設等に関し、共益費を設定するための菊池市営住宅条例の一部改正でございます。

議案第100号から議案第124号までの菊池市例規の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、全局的に取り組みました条例の総点検に伴う一部改正及び廃止でございます。

議案第125号、令和3年度一般会計補正予算（第11号）につきましては、予算の総額に4億8,888万4,000円を追加するものでございまして、補正の主なものとしましては、国の追加補正による道路維持整備事業の実施、新型コロナウイルス感染症対策関連事業及び前年度事業費確定による国県への返納金などとなっております。

議案第126号から議案第129号までの4議案につきましては、令和3年度の各特別会計、上下水道事業会計の補正予算でございます。

議案第130号の辺地総合整備計画の変更につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第131号から議案第133号までの3議案につきましては、公の施設の指定管理者の指定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第134号及び議案第135号の市道路線の廃止・認定につきましては、道

路法の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 改めまして、皆様、おはようございます。

それでは、提案いたします議案第97号から議案第135号までの39議案につきまして、一括してご説明いたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第97号、菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、地方税法施行令の一部改正等に伴い、条例を改正するもので、公布の日から施行することとしております。

次に、7ページをお願いいたします。

議案第98号、菊池市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、健康保険法施行令の一部改正等に伴い、条例を改正するもので、公布の日から施行することとしております。

次に、9ページをお願いいたします。

議案第99号、菊池市営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、流川団地の給水施設等に関し、共益費を設定するに当たり、条例の一部を改正するもので、令和4年4月1日から施行することとしております。

次に、11ページをお願いいたします。

議案第100号から議案第124号までの25議案、菊池市例規の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、平成17年3月の市町村合併から16年が経過し、法改正等に伴う条項等のずれの修正及び文言の整理、事業廃止に伴い、今後実施予定がない条例の廃止漏れなどが見受けられること、及び、本年第2回定例会におきまして、条例を見直してはどうかとの議員から一般質問でのご意見をいただきましたことから、全序的に条例の総点検を実施し、そこの生じない条例、市民の皆様が理解しやすい条例を確立することを目的として、125本の条例の一部改正、及び、6本の条例の廃止を行うもので、それぞれ、課の単位で条例を取りまとめたものでございます。

次に、91ページをお願いいたします。

議案第125号、令和3年度一般会計補正予算（第11号）でございます。

開けて、93ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に4億8, 888万4, 000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ304億3, 161万5, 000円とするものでございます。

それでは、まず歳入について、事項別明細によりご説明いたします。

106ページをお願いいたします。

2枠目の款11地方交付税9億4, 404万5, 000円の増額は、普通交付税の交付額決定に伴う増額でございます。

最下段の枠の目3民生費国庫補助金、節1社会福祉費負担金2, 331万1, 000円の増額は、障がい児通所給付費等支援事業負担金でございまして、事業費に対する補助率は2分の1でございます。

同じく、目4衛生費国庫負担金5, 500万円の増額は、3回目のワクチン接種に向けた新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金でございまして、事業費に対して100%の補助でございます。

107ページをお願いいたします。

1枠目の目7土木費国庫補助金、節2道路橋りょう費補助金のうち、2段目の社会資本整備総合交付金5, 865万円の増額は、国の追加補正による、道路維持整備に対する補助金でございます。

同じく、目10災害復旧費国庫補助金3, 957万円の増額は、本年度の大雨による農地及び農業・林業施設の災害復旧に対する補助金でございます。

108ページをお願いいたします。

1枠目の目3民生費県負担金、節1社会福祉費負担金1, 165万5, 000円の増額は、先ほど国庫負担金でもございましたが、障がい児通所給付費等支援事業負担金でございまして、事業に対する補助率は4分の1でございます。

2枠目の目5農林水産業費県補助金、節3農地費補助金のうち、上段の地籍調査費補助金2, 009万7, 000円の減額は、補助金の交付額決定による減額でございます。

109ページをお願いいたします。

3枠目の目1一般寄附金7, 000万円の増額は、がんばるふるさと菊池応援寄附金の寄附見込額増による6, 500万円の増額、及び、企業からの寄附による企業版ふるさと納税寄附金500万円による増額でございます。

同じく、目9教育費寄附金1, 000万円の増額は、きくちの泉こども文庫寄附金による増額でございます。

110ページをお願いいたします。

1枠目の目1財政調整基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整でございます。

111ページをお願いいたします。

款22市債につきましては、交付税の代替措置となる臨時財政対策債の交付額決定に伴う増額や、国の追加補正などによる土木債の増額、農業及び林業施設の災害復旧に係る農林水産施設災害復旧事業債の増額など、全体で2億1,870万円の増額となっております。

続きまして、歳出について、ご説明いたします。

113ページをお願いいたします。

目9地域振興費のうち、最上段の交通コミュニティ対策事業1,120万8,000円の増額は、地方バスへの運行補助金でございます。

同じく、2段目のふるさと納税促進事業6,500万円の増額につきましては、がんばるふるさと菊池応援寄附金の寄附見込額の増に伴う委託料4,055万3,000円及び積立金2,444万7,000円の増額でございます。

115ページをお願いいたします。

目3障がい者福祉費4,662万4,000円の増額は、歳入でもご説明しましたとおり、障がい児通所給付費等支援事業の増額でございます。

119ページをお願いいたします。

1枠目の目5児童福祉施設費のうち、最下段の新型コロナウイルス感染症対策事業770万円の増額は、放課後児童クラブ等への備品購入などに対する補助でございまして、財源は国県ともに3分の1ずつとなっております。

121ページをお願いいたします。

1枠目の目2予防費のうち、2段目の新型コロナウイルス感染症対策事業5,500万円の増額は、歳入でもご説明いたしましたが、3回目のワクチン接種に向けた委託料でございまして、全て国費で賄われます。

122ページをお願いいたします。

1枠目の目9地籍調査費2,205万6,000円の減額は、補助金の交付額決定に伴う事業費の減額でございます。

123ページをお願いいたします。

2枠目の目2商工業振興費1,566万7,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策としてのまん延防止等重点措置期間の延長により、不足する時短要請協力金市町村負担金の増額でございます。

124ページをお願いいたします。

2枠目の目3道路橋りょう維持費1億4,650万円の増額は、国の追加補正による道路維持整備や、通学路の区画線整備等にかかる事業費の増額でございます。

126ページをお願いいたします。

2 枠目の目 2 事務費のうち、最下段の新型コロナウイルス感染症対策事業 1, 569 万 5, 000 円の増額は、小中学校の修学旅行が延期した場合などの追加費用の補助金でございます。

127 ページをお願いいたします。

最下段の枠の目 4 図書館費 1, 000 万円の増額は、きくちの泉こども文庫寄附金を基金へ積み立てるための積立金の増額でございます。

129 ページをお願いいたします。

2 枠目の目 1 農林水産災害復旧費、節 14 工事請負費 6, 708 万 3, 000 円の増額は、歳入でもご説明しましたとおり、今年度の大雨による農地及び農業・林業施設の災害復旧のための増額でございます。

それでは、98 ページにお戻りいただきますようお願いいたします。

第 2 表、継続費でございます。

内容としましては、新型コロナウイルスワクチン接種委託に関して、3 回目の接種に向けた事業が年度をまたがるため、継続費の設定を行うものでございます。

99 ページをお願いいたします。

第 3 表、繰越明許費補正でございます。

内容としましては、関係機関との協議に不測の日数を要したことや、国の追加補正に伴う事業であることから、適正工期の確保が困難な見込みとなったため、今回、繰越明許費の追加及び変更を行うものでございます。

100 ページをお願いいたします。

第 4 表、債務負担行為補正でございます。

内容としましては、来年度当初より業務を開始しなければならないため、本年度中に業者を選定する必要がある業務並びに施設の指定管理委託等について追加するものでございます。

102 ページをお願いいたします。

第 5 表、地方債補正でございます。

内容としましては、国の追加補正等による公共事業等債の増額や、農業及び林業施設の災害復旧にかかる災害復旧事業債の増額、交付額決定に伴う臨時財政対策債の増額など、全体で 2 億 1, 870 万円の増額となっております。

次に、137 ページをお願いいたします。

議案第 126 号、令和 3 年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）でございます。

開けていただき、138 ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に 900 万 7, 000 円を追加し、補正後の予算の総

額を歳入歳出それぞれ 66 億 9, 698 万 7, 000 円とするものでございます。

補正の主な内容としましては、療養費負担金及び前年度事業費確定による県への返納金等による増額となっております。

140 ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為でございます。

来年度当初より業務を開始しなければならないため、本年度中に業者を選定する必要がある業務について、追加するものでございます。

次に、145 ページをお願いいたします。

議案第127号、令和3年度介護保険事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

開けていただき、146 ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に 6, 535 万 1, 000 円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 60 億 3, 463 万 5, 000 円とするものでございます。

補正の主な内容としましては、介護給付費等の前年度事業費確定による国県への返納金等による増額となっております。

148 ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為でございます。

内容としましては、来年度当初より業務を開始しなければならないため、本年度中に業者を選定する必要がある業務について、追加するものでございます。

次に、155 ページをお願いいたします。

議案第128号、令和3年度水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

開けて、156 ページをお願いいたします。

今回の補正は、第2条におきまして、水道事業費用を 8 万 9, 000 円増額し、総額を 6 億 2, 108 万 円に、第3条におきまして、資本的収入を 4, 939 万 3, 000 円増額し、総額を 3 億 2, 318 万 7, 000 円とするものでございます。

また、第4条におきまして、令和4年度での量水器購入業務のための債務負担行為 1, 211 万 円を設定し、第5条におきまして、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を 59 万 円増額し、総額を 7, 311 万 7, 000 円とするものでございます。

補正の内容につきましては、まず、水道事業費用については、修繕費の増額及び電気料金の減額によるもので、次に、資本的収入については、主に県道住吉熊本線道路改良工事に伴う、配水管移設工事の工事費の県負担金によるものでございます。

次に、163 ページをお願いいたします。

議案第129号、令和3年度下水道事業会計補正予算（第3号）でございます。
開けて、164ページをお願いいたします。

今回の補正は、第3条におきまして、下水道事業収益を1,000円増額し、総額を18億4,182万7,000円に、下水道事業費用を3,590万9,000円減額し、総額を17億9,378万7,000円に、第4条におきまして、資本的収入を1億810万1,000円増額し、総額を8億1,262万2,000円に、資本的支出を1億810万円増額し、総額を13億4,090万1,000円とするものでございます。

また、第5条におきまして、3億2,810万円の継続費を設定するものでございます。

補正の主な内容につきましては、菊池川水管橋塗装塗替工事費の減額、国道325号4車線化による汚水幹線布設替工事による工事費の増額によるものでございます。

次に、175ページをお願いいたします。

議案第130号、辺地総合整備計画の変更については、原本村及び重味の各辺地総合整備計画の変更について、議会の議決をお願いするもので、176ページから186ページまでが、各辺地総合整備計画及び変更理由書でございます。

次に、187ページをお願いいたします。

議案第131号から議案第133号までの3議案につきましては、公の施設の指定管理者の指定についてでございまして、議案第131号の菊池北小学校区放課後児童健全育成クラブ、議案第132号のふるさと創生市民広場、及び、議案第133号の市営住宅等につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

指定しようとする団体及び指定の期間は、それぞれ記載のとおりでございます。

公募を行った施設の選定に当たりましては、本市副市長を委員長とし、税理士などの有識者を含む5人で構成する指定管理候補者選定委員会による審査を行いました。

市内と市外の応募者が競合した市営住宅等の指定管理者の選定に当たっては、本市の指定管理選定の運用指針に基づき、市内企業及び市内企業と市外企業による共同企業体に対しまして、得点に加点するなど、市内優遇措置を取り入れて採点を行いました結果、市内企業と市外企業による共同企業体を今回の候補者として選定したものでございます。

次に、193ページをお願いいたします。

議案第134号、市道路線の廃止については、市道路線の廃止について、道路法の規定により、議会の議決をお願いするもので、194ページから197ページま

でが廃止する路線及び位置図でございます。

次に、199ページをお願いいたします。

議案第135号、市道路線の認定については、市道路線の認定について、道路法の規定により、議会の議決をお願いするもので、200ページから204ページまでが認定する路線及び位置図でございます。

以上、議案第97号から議案第135号までの説明とさせていただきます。

すみません、訂正をさせていただきます。

106ページの説明につきまして、最下段の「目3民生費国庫負担金」と申すべきところを「国庫補助金」と申しましたので、おわびして、訂正させていただきます。

また、議案第125号の126ページですけども、2枠目の「目2事務局費」と言うべきところを「事務費」と申し上げましたので、おわびして、訂正させていただきます。

○大賀慶一 議長 以上で議案の説明を終わります。

日程第4 請願第4号及び請願第5号まで一括上程

○大賀慶一 議長 次に、日程第4、請願第4号及び請願第5号の2案件を一括議題とします。

請願第4号及び請願第5号が、今定例会までに提出されました請願であります。

その内容については、お手元に配付しているとおりです。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。次の会議を来る12月2日午前10時から開き、質疑及び委員会付託を行います。

議案に対する質疑を行う方は、事務局備付けの様式により、その要旨を具体的に記載し、11月29日の正午までに事務局に提出をお願いします。

本日は、これにて散会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

散会 午前10時34分

第 2 号

12月2日

令和3年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第2号

令和3年12月2日（木曜日）午前10時開議

第1 質疑

第2 委員会付託

第3 議案第136号 菊池市ハラスマントの疑いに関する第三者調査委員会設置条例の制定について

議案第137号 令和3年度菊池市一般会計補正予算（第12号）

議案第138号 令和3年度菊池市一般会計補正予算（第13号）

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

本日の会議に付した事件

日程第1 質疑

日程第2 委員会付託

日程第3 議案第136号 菊池市ハラスマントの疑いに関する第三者調査委員会設置条例の制定について

議案第137号 令和3年度菊池市一般会計補正予算（第12号）

議案第138号 令和3年度菊池市一般会計補正予算（第13号）

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

出席議員（20名）

1番	田	中	教	之
2番	福	島	英	徳
3番	緒	方	哲	郎
4番	後	藤	英	夫
5番	平		直	樹
6番	東		奈	津子
7番	坂	本	道	博
8番	水	上	隆	光
9番	猿	渡	美	智子
10番	松	岡		讓

11番 荒木 崇之
12番 杣原 賢一
13番 工藤 圭一郎
14番 城 典臣
15番 大賀 慶一
16番 水上 彰澄
17番 二ノ文 伸元
18番 泉田 栄一朗
19番 木下 雄二
20番 山瀬 義也

○
欠席議員（なし）

○
説明のため出席した者

市長	江頭 実
副市長	芳野 勇一郎
政策企画部長	後藤 啓太郎
総務部長	上田 敏雄
市民環境部長	笛本 義臣
健康福祉部長	渡邊 弘子
経済部長	清水 登
建設部長	山田 哲二
経済部次長	本田 憲仁
教育長	音光寺 以章

新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者

七城支所長	久川 知己
旭志支所長	竹村 秀一
泗水支所長	水上 孝道
財政課長	稻葉 一郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開田 智浩
市長公室長	松永 哲也
農業委員会事務局長	吉田 武
水道局長	安武 邦男

監査委員事務局長

宇野木 洋一

事務局職員出席者

事務局長	前川幸輝
事務局課長	松原憲一
議会係長	笛本聖一
議会係	西山美紀
議会係	吉岡結加里

○大賀慶一 議長 全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○大賀慶一 議長 これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 質疑

○大賀慶一 議長 日程第1、質疑を行います。

ここで、申合せ事項について申し上げます。

質疑は一括質疑として、3回までとなっています。

質疑は、提出議案に対して疑義をただすものであり、一般質問と違って自己の意見を述べることはできません。

発言の通告があっておりまますので、質疑を許します。

東奈津子議員。

[登壇]

○6番 東奈津子 議員 おはようございます。議席番号6番、日本共産党、東奈津子です。

議案第99号、菊池市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、お聞きます。

1点目に、今回の条例改正で、新たに流川団地給水施設等の使用料が加わっていますが、理由はなぜでしょうか。

2点目は、現在と比較して住民負担の変化はあるのでしょうか。

3点目は、住民への説明等はどのように行われているのでしょうか。

以上、3点お聞きします。

○大賀慶一 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 改めまして、おはようございます。それでは、東議員の質問にお答えいたします。

今回の条例改正は、市営流川団地給水施設等の電気料相当額を共益費として徴収することを目的としております。新たに共益費を設定する理由としましては、従来流川団地50世帯分の電気料を、入居者による当番制にて自ら徴収し、電力会社に

直接支払いがされておりましたが、生活の多様化など年々徴収が困難となってきており、入居者から市で徴収してほしい旨の要望がありました。これを受け、本年6月に現入居者48世帯にアンケート調査を行ったところ、回答者のうち87%の入居者の方が共益費の設定に賛成との結果でしたので、今回の共益費の設定に至りました。

次に、住民負担の変動でございますが、現在入居者で負担されている給水施設等の電気料につきましては、1世帯当たり月額900円弱となっており、今回設定します共益費1,000円と比較しますと、若干の金銭的負担は増となります。その反面、毎月分担して電気料金を徴収するために費やす労力・時間等の人的負担は軽減されることとなります。

次に、住民への説明等についてでございますが、まず、入居者へのアンケート調査を行った際に、4分の3以上の賛同が得られた場合には、令和4年度から共益費として毎月1,000円の徴収を進めたい旨の通知を行っております。

次に、調査の結果、4分の3以上の賛同が得られましたので、結果通知とともに、進める旨の通知を行いました。

その後、意見等もなかつたために、ご理解していただいているものと認識しているところでございます。

以上、ご回答申し上げます。

○大賀慶一 議長 これで質疑を終わります。



日程第2 委員会付託

○大賀慶一 議長 次に、日程第2、委員会付託を行います。

議案第97号から議案第135号まで、並びに請願第4号及び請願第5号については、お手元に配付しております議案等付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託します。

各常任委員会は、付託されました案件を十分審査いただきますようお願いします。

令和3年第4回菊池市議会定例会議案等付託表

付託委員会	議案番号	件 名
総務文教 常任委員会	議案第100号	菊池市例規の見直しに伴う企画振興課関係条例の整理に関する条例の制定について
	議案第101号	菊池市例規の見直しに伴う総務課関係条例の整理に関する条例の制定について

付託委員会	議案番号	件 名
総務文教 常任委員会	議案第102号	菊池市例規の見直しに伴う防災交通課関係条例の整理に関する条例の制定について
	議案第103号	菊池市例規の見直しに伴う財政課関係条例の整理に関する条例の制定について
	議案第104号	菊池市例規の見直しに伴う人権啓発・男女共同参画推進課関係条例の整理に関する条例の制定について
	議案第105号	菊池市例規の見直しに伴う学校教育課関係条例の整理に関する条例の制定について
	議案第106号	菊池市例規の見直しに伴う生涯学習課関係条例の整理に関する条例の制定について
	議案第107号	菊池市例規の見直しに伴う菊池市公民館関係条例の整理に関する条例の制定について
	議案第108号	菊池市例規の見直しに伴う社会体育課関係条例の整理に関する条例の制定について
	議案第109号	菊池市例規の見直しに伴う議会事務局関係条例の整理に関する条例の制定について
	議案第130号	辺地総合整備計画の変更について
福祉厚生 常任委員会	議案第 97号	菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 98号	菊池市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第110号	菊池市例規の見直しに伴う市民課関係条例の整理に関する条例の制定について
	議案第111号	菊池市例規の見直しに伴う税務課関係条例の整理に関する条例の制定について
	議案第112号	菊池市例規の見直しに伴う環境課関係条例の整理に関する条例の制定について
	議案第113号	菊池市例規の見直しに伴う福祉課関係条例の整理に関する条例の制定について
	議案第114号	菊池市例規の見直しに伴う子育て支援課関係条例の整理に関する条例の制定について
	議案第115号	菊池市例規の見直しに伴う高齢支援課関係条例の整理に関する条例の制定について
	議案第116号	菊池市例規の見直しに伴う健康推進課関係条例の整理に関する条例の制定について
	議案第131号	公の施設の指定管理者の指定について
	請願第 5 号	「吃音のある園児に対する支援体制の確立」に関する請願

付託委員会	議案番号	件 名
経済建設 常任委員会	議案第 99号	菊池市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第117号	菊池市例規の見直しに伴う農政課関係条例の整理に関する条例の制定について
	議案第118号	菊池市例規の見直しに伴う農林整備課関係条例の整理に関する条例の制定について
	議案第119号	菊池市例規の見直しに伴う商工観光課関係条例の整理に関する条例の制定について
	議案第120号	菊池市例規の見直しに伴う土木課関係条例の整理に関する条例の制定について
	議案第121号	菊池市例規の見直しに伴う都市整備課関係条例の整理に関する条例の制定について
	議案第122号	菊池市例規の見直しに伴う下水道課関係条例の整理に関する条例の制定について
	議案第123号	菊池市例規の見直しに伴う農業委員会事務局関係条例の整理に関する条例の制定について
	議案第124号	菊池市例規の見直しに伴う水道課関係条例の整理に関する条例の制定について
	議案第132号	公の施設の指定管理者の指定について
	議案第133号	公の施設の指定管理者の指定について
	議案第134号	市道路線の廃止について
	議案第135号	市道路線の認定について
	請願第 4 号	菊池市商工会館移転に関する請願
予算決算 常任委員会	議案第125号	令和3年度菊池市一般会計補正予算（第11号）
	議案第126号	令和3年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
	議案第127号	令和3年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
	議案第128号	令和3年度菊池市水道事業会計補正予算（第3号）
	議案第129号	令和3年度菊池市下水道事業会計補正予算（第3号）

日程第3 議案第136号から議案第138号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決
○大賀慶一 議長 次に、日程第3、議案第136号から議案第138号までの3案件を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、改めまして、皆さん、おはようございます。

議員各位におかれましては、令和3年第4回定例会開催中の大変お忙しい中にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、ただいま上程されました追加議案につきまして、ご説明を申し上げます。

追加議案書の1ページをお願いいたします。

議案第136号は、地方自治法の規定により執行機関の附属機関を設置する、菊池市ハラスマントの疑いに関する第三者調査委員会設置条例の新規制定、議案第137号、令和3年度一般会計補正予算（第12号）につきましては、予算の総額に4億1,084万5,000円を追加するものでございまして、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援するため、18歳以下の児童1人当たり5万円を給付する子育て世帯臨時特別給付金によるものでございます。

議案第138号、令和3年度一般会計補正予算（第13号）につきましては、予算の総額に145万円を追加するものでございまして、菊池市ハラスマントの疑いに関する第三者調査委員会の設置に伴う委員報酬等でございます。

内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 改めまして、皆様、おはようございます。

それでは、追加議案の内容につきまして、ご説明させていただきます。

追加議案書の1ページをお願いいたします。

議案第136号、菊池市ハラスマントの疑いに関する第三者調査委員会設置条例の制定についてでございます。

地方自治法の規定により、執行機関の附属機関の設置についての条例を定めるもので、市長から市職員に対するハラスマントの疑いに關し、専門的な知見を有する第三者による、公正中立な立場からの調査等を行うための第三者調査委員会の設置

に関し、必要な事項を定めるもので、2ページ及び3ページが条例案でございます。

なお、この条例は、公布の日から施行し、第2条に規定する所掌事務が終結した日に限り、その効力を失うこととしております。

次に、5ページをお願いいたします。

議案第137号、令和3年度一般会計補正予算（第12号）でございます。

開けて、6ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に4億1,084万5,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ308億4,246万円とするものでございます。

補正の内容としましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている、子育て世帯の生活を支援するため、子育て世帯臨時特別給付金として、18歳以下の児童1人当たり5万円を給付するものでございます。

支給対象のうち、中学生までにつきましては、年内に給付するよう、国からの通知がございましたので、追加議案として、今回の補正をお願いするものでございます。

まず、歳入について、事項別明細によりご説明いたします。

10ページをお願いいたします。

1枠目の目3民生費国庫補助金、節3児童福祉費補助金の4億1,084万5,000円は、子育て世帯臨時特別給付金の事業費補助金及び事務費補助金でございます。

続きまして、2枠目の歳出について、ご説明いたします。

目1児童福祉総務費のうち、新型コロナウイルス感染症対策事業の主なものをご説明いたします。

節3職員手当等72万円は、職員の時間外勤務手当でございます。

3段目の節11役務費150万9,000円は、郵便料及び口座振込手数料でございます。

節12委託料70万4,000円は、システム改修委託料でございます。

節19扶助費4億770万円は、子育て世帯臨時特別給付金でございます。

なお、事業費は、全額国庫負担となっております。

次に、13ページをお願いいたします。

議案第138号、令和3年度一般会計補正予算（第13号）でございます。

開けて、14ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に145万円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ308億4,391万円とするものでございます。

まず、歳入につきまして、事項別明細によりご説明いたします。

18ページをお願いいたします。

1枠目の目1財政調整基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整のための繰入金でございます。

続きまして、2枠目の歳出について、ご説明いたします。

目2人事管理費のうち、節1報酬56万円及び節8旅費6万2,000円につきましては、第三者調査委員会設置による委員の報酬及び費用弁償でございます。

節12委託料82万8,000円は、第三者調査委員会の会議録作成委託料27万8,000円及び報告書の作成委託料55万円でございます。

議案第136号及び議案第138号につきましては、早急にハラスメントの疑いに関して、専門的な知見を有する第三者による調査を行い、事実関係を解明する必要があること、及び、議案第137号につきましては、18歳以下の支給対象のうち、中学生までにつきましては、年内に給付を行う必要があることから、今回、追加議案としてご審議をお願いするものでございます。

以上、追加議案についての説明とさせていただきます。

○大賀慶一 議長 以上で、議案の説明を終わります。

ここで、暫時休憩します。

休憩 午前10時14分

開議 午前10時41分

○大賀慶一 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

荒木議員。

[登壇]

○11番 荒木崇之 議員 それでは、議案第136号、菊池市ハラスメントの疑いに関する第三者調査委員会設置条例の制定について、提案理由について質問したいと思いますが、私たち議員は、11月1日に市長へのパワハラ告発があったことは知らないわけなんですよね。全協とかで言われてないから、この場で初めてこの問題が正式に市から発表されたわけです、報道では知っていましたが。

10月の21日の月例会では、議員に対するパワハラ疑いが、議員がパワハラを職員にしたのではないかと疑いが3件あったというときの市からの説明では、パワハラ防止委員会というのがあって、副市長を委員長とする、その委員会でパワハラに認定しましたから、皆さん、パワハラしないように気をつけてくださいねという

注意がありました。

今回、どういう経緯で、告発があって、いきなり第三者委員会というようなことになるわけです、この議案を読んだ人はですね。その間にパワハラ防止委員会はどういう結論に至ったのかというのが抜けているわけですから、その辺の説明というのをしっかりと議事録に残していただきたいということで、その経緯を説明いただきたいというのが1点です。

もう1点、第3条で、委員の定数は4人以内とするというのがあります、この選定の方法について、どのように考えられているのか。これは市長が委嘱するというふうな形になりますが、疑いのかけられている者が人を選ぶことができるならば、それはうがった言い方をするなら、自分のいいようにできるんじゃないかというようなことも考えられますので、その選定をどう考えているのか含めて、市内在住者を予定しているのか、市外在住者を予定しているのか、その選定方法についてお示しください。

最後に、第6条、会議は非公開とする。ただし、委員長が特に必要であると認めることはこの限りではないとありますが、仮に、告発者が、私は公の場で話したいというようなことを申し出たときに、あくまでもそれを非公開というふうにして、告発者の意思を尊重しないのか、それとも、告発者の意思があれば、そこは非公開というところを解いて、公開でやるのか、その第6条第4項の規定についての定義をお尋ねいたします。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 荒木議員のご質疑のほうにお答えしたいと思います。

まず、1点目に入ります前に、月例会で申したところで、パワハラと認定したとおっしゃいましたけども、パワハラと推定したというところで報告させていただいたところでございます。

また、今回の提案理由につきましては、説明が不足しております、申し訳ございませんでした。

今回のこの条例の上程の経緯につきましては、先ほど議員がおっしゃったように、11月1日に職員からの相談がありまして、そちらのほうは総務課で受け付けて、ハラスメント委員会で審議したところでございます。

ただ、こちらのハラスメント委員会のほうの規定も、市長の訓令で定めるところでございますので、この規定につきましては、内容は職員同士のものを想定しており、本来、市長の想定はしていないところでございます。

委員会で、報道記事、また、聞き取り調査等を確認して、この規定に基づくハラ

スメント防止委員会ですか、そちらの委員会では対応は困難ということで、第三者による委員会設置を審議したところでございます。

また、第3条の委員会の委員の選定は誰がするのかということでありますけども、こちらは市の附属機関になりますので、長が行うこととなりますけども、こちらの条例制定に当たっては、ほかでの事例や、そういったところを確認した上で、今後、組織、団体等に推薦をお願いするような形、そういったところを踏まえた上で、選定をしていきたいと思います。

市内か、市外かというところでございますけども、こちらは誤解を与えないような選定を、公平公正に審議ができるような委員の選定をやっていきたいと思います。

また、第6条につきましては、こちらも条例制定につきましては、他市の事例を参考にしながら行ったものでございます。第6条の5項にありますように、委員長が必要と認めるときは、委員以外の出席を求めるということで、意見もしくは説明を聞き、また、資料の提出を求めることがであります、こちらの調査委員会は独立した合議体となりますので、そちらのほうは調査委員会で判断されれば、判断に委ねたいと思いますので、ここでどうなるのかというのは、答弁は控えさせていただきます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第136号から議案第138号までは、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 異議なしと認めます。

委員会の付託を省略し、引き続き審議をします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第136号から議案第138号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 異議なしと認めます。よって、議案第136号から議案第138号については、原案のとおり可決することに決定しました。

ただいま議案第137号及び議案第138号が可決されましたことに伴い、字句及び数字等の整理を要しますので、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 異議なしと認めます。よって、字句及び数字等の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は、12月3日の午前10時から開き、一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。



散会 午前10時50分

第 3 号

12月3日

令和3年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第3号

令和3年12月3日（金曜日）午前10時開議

第1 一般質問



本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問



出席議員（20名）

1番	田	中	教	之
2番	福	島	英	徳
3番	緒	方	哲	郎
4番	後	藤	英	夫
5番	平		直	樹
6番	東		奈	津子
7番	坂	本	道	博
8番	水	上	隆	光
9番	猿	渡	美	智子
10番	松	岡	讓	
11番	荒	木	崇	之
12番	柁	原	賢	一
13番	工	藤	圭	一郎
14番	城		典	臣
15番	大	賀	慶	一
16番	水	上	彰	澄
17番	二	ノ文	伸	元
18番	泉	田	栄	一朗
19番	木	下	雄	二
20番	山	瀬	義	也



欠席議員（なし）



説明のため出席した者

市長	江頭 実
副市長	芳野 勇一郎
政策企画部長	後藤 啓太郎
総務部長	上田 敏雄
市民環境部長	笛本 義臣
健康福祉部長	渡邊 弘子
経済部長	清水 登
建設部長	山田 哲二
経済部次長	本田 憲仁
教育長	音光寺 以章

新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者

七城支所長	久川 知己
旭志支所長	竹村 秀一
泗水支所長	水上 孝道
財政課長	稻葉 一郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開田 智浩
市長公室長	松永 哲也
農業委員会事務局長	吉田 武
水道局長	安武 邦男
監査委員事務局長	宇野木 洋一



事務局職員出席者

事務局長	前川 幸輝
事務局課長	松原 憲一
議会係長	笛本 聖一
議会係	西山 美紀
議会係	吉岡 結加里

○大賀慶一 議長 全員、ご起立をお願いします。

傍聴の方も可能な方、ご起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。

午前10時00分 開議

○大賀慶一 議長 これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○大賀慶一 議長 日程第1、一般質問を行います。

初めに、泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 皆様、おはようございます。公明党の泉田栄一朗でございます。今日はトップバッターと。いつも城議員がされていますけども、今日はお譲りいただきまして、頑張っていきたいと思います。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、マイナンバーカードについてでございます。

本年10月31日に行われました衆議院選挙で、我が公明党は、18歳以下の10万円相当の給付金とマイナポイントを公約として掲げました。自民・公明が政権を取ったことから、今、公明党の提案による経済対策が決まりつつあります。未来応援給付金として、所得制限を設けた上で、年内に5万円の給付金、来年春までに子どもたちのために使える5万円分のクーポン券が決まりました。ただ、各自治体では、その5万円をどう使うかは、その自治体で決めていただくということですので、菊池市がどのような使い方をされるかは、これからだと思っております。

もう一つの柱であるマイナポイントの付与があります。これは新たなポイント制度の創設により、デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの普及と消費喚起を同時に進める狙いがあります。マイナポイント制度の第1弾は、5,000円分のポイントを上限に、利用額の25%分が付与されました。つまり、スマート電子マネーに2万円チャージすると5,000円分付与され、2万5,000円分利用できるというものです。この制度が昨年9月から始まり、約1年でマイナンバーカードの取得率が19.4%から11月中旬で5,000万枚を超えて、39.5%になりました、約倍増としたということあります。

政府は、コロナ対策の各種給付金の支給が遅れたことなどを教訓に、行政手続がオンラインで手軽にできる仕組みづくりを急いでいます。そのためには、マイナンバーカードの一層の普及が必要だと思っております。

初めに、本市におけるマイナンバーカードの進捗状況を質問します。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 改めまして、皆様、おはようございます。それでは、泉田議員のご質問にお答えいたします。

本市のマイナンバーカードの交付率は、10月末現在で29.7%と県内の自治体と比べましてもまだ低い状況にあります。

行政手続等のデジタル化の基盤であるマイナンバーカード取得を積極的に進めることは、各種行政手続や行政サービスのオンライン化による市民サービスの利便性向上につながるものと認識しております。

そこで、本市ではマイナンバーカードの取得促進に向け、市のホームページ、広報紙、行政ナビなどで、マイナンバーカードの身分証としての活用や、住民票など各種証明書のコンビニ交付、オンラインによる確定申告、健康保険証としての活用について情報発信をしているところでございます。

今後は、新型コロナワクチン接種証明書の電子化等、拡大していく各種申請業務のオンライン化などのメリットについても、引き続き情報発信をしていきたいと考えております。

なお、本庁及び各支所の各窓口において、未申請者の申請勧奨や、申請手続のサポートを行っております。

また、9月からは、各行政区の公民館等へ職員が出向いて、マイナンバーカードの出張申請による受付を行い、取得促進を図っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 菊池市では29.7%ということで、これからだと私も思っております。様々な情報発信もされているということで安心しましたけれども、これからだと思っております。また、サポートも考えておられるということですけれども、私なりにそのサポートの考え方を言わせていただきます。

政府は、2022年度末にほぼ全ての国民がカードを取得することを目標としています。マイナンバーカードの普及に当たって、カード自体の利用価値を高めていくことが必要であると思っております。現在、介護や子育て関連を中心にオンライン

ン申請の導入が進められています。また、健康保険証として使える制度も始まっているようあります。

さらに、2022年度中には、スマートフォンへのマイナンバーカード機能の登載や、引っ越しの際の転出届のオンライン申請などが可能になり、いずれは運転免許証との一体化も目指すということあります。

こうした利便性の向上は、マイナンバーカードの普及が欠かせませんが、ほぼ全ての国民が取得することを目指すのであれば、さらなる取組を一段と強化する必要があると思います。

ここで、石川県加賀市の取組を紹介します。

全国平均約40%弱に対して、加賀市は現在70%を超える取得者がいて、全国第1位だということです。少し詳しく申しますと、人口約6万5,000人、昨年4月時点での普及率は約13.4%と低迷していました。菊池市と同じぐらいだと思います。

加賀市は人口減少、高齢化で、将来的に行政機能の維持が困難になる消滅可能性都市に2014年に位置づけられたということです。どうしたら歯止めをかけられるか考えて、デジタル社会のインフラとして、まず市民にマイナンバーカードを取得してもらう必要がある、今一番に取り組むべきだと、そういう考え方で、職員や市長も一緒になって当たったそうです。

そして、具体的に何をしたかというと、国が昨年実施したマイナポイント事業、最大5,000円分とは別に、昨年6月から今年8月までの期間に、マイナンバーカード保有者または新規申請する市民に1人5,000円分を配布した。そして、その市民の方がお互いに、もうそれを取ったねという声をかけ合いながら、どんどん広がっていったそうです。これはコロナ対策に充てられる国の地方創生臨時交付金を活用したものだということです。地域商品券を配布することを目玉にして、市民がマイナンバーカードを申請する際のハードルを極力下げて、全庁を挙げて取り組んだそうです。そして、急増した窓口申請に対応するために、市は受付体制を強化し、市民会館やショッピングセンターなど7か所に特設窓口を設置し、土日祝日も市職員が当番制で受付業務に当たったそうです。そのカードの受け取りも、市役所まで行く手間を省き、宅配便による交付を可能にしたそうです。

さらに、これからがマイナンバーカード活用の正念場として、加賀市はマイナンバーカードをデジタル上の身分証にして、スマートフォンで完結できる行政手続を次々に増やし、現在、その数は172種類に上っているということです。市民が持っていて便利と実感できるように、努力と工夫をしておられます。とても学ぶこと

が多いと思います。「学ぶ」ことは「まねぶ」ことというように、よい点は大いに取り入れたいと考えております。

今回、マイナポイントの第2弾として国で決まった事業は、カードの保有者や新規取得者に1人当たり最大2万円分のポイントを付与するというものであります。具体的には、カードの新規取得者を対象に、1回目と同様、25%の最大5,000ポイント、二つ目に、カードを健康保険証として利用する手続をした人に7,500ポイント、三つ目に、マイナンバーカードと金融機関、公金を受け取る口座を登録するといった人に7,500ポイントがそれぞれ付与されます。

最初に言いましたが、加えて強調しておきたいのは、消費喚起であります。コロナ禍で傷んだ日本経済を立て直すためには個人消費を活発化させる必要があります。そのためのポイント付与は大きい役割があると思っております。

私ごとでありますけれども、私もマイナンバーカードは取得していましたが、マイナポイントをまだ付与していませんでした。この議場の中の方でもまだされていない方はたくさんおられると思います。それが今年中であることを知り、慌てて先日手続をしました。デジタル難民の私にとっては結構大変なものであります。どうやるかというと、初めに電子マネーのアプリを取り、2番目に、銀行口座とひもづけるために身分証明の写メを正面から撮り、また、45度に向けてカードの厚みを撮影、そして、自分の顔写真を撮影するという流れです。そして、その後、本人確認に三日ぐらいかかり、初めて電子マネーが使えるというものであります。私も汗をかきながらやりましたけれども、これは高齢者の方は大変だということを自分でやってみて初めて分かりました。同時に、今後、さらにデジタル化が進み、日本の、そしてまた、菊池市の未来の発展、世界に通用するためにには通り抜けなければならない、今がその過渡期であると思い直しました。

第2弾のマイナポイント事業の実施の詳細は、まだこれから決まっていくと思いますが、今のうちに市にお願いしたいことは、いずれカード希望者が窓口に殺到したとき、混乱することがないように準備しておいてほしいということあります。コロナワクチン接種の予約のときも、電話予約がなかなか取れなかつたと市民の方から言われました。それで市が予約のサポートをされたように、マイナポイント取得に際しても加賀市のような特設窓口を設置し、サポート体制をする考えがあるか、質問します。先ほど幾つかは言われたと思いますけど、お考えを再度お聞きします。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 体制整備も含めて、マイナポイントの第2弾が決定された場合の対応はということですけども、現段階では、先ほど議員おっしゃったように、

第2弾のマイナポイントの手続などの詳細は明らかにされておりませんので、今後、国の方針及び実施の内容によりまして、必要な対応を取っていくこととなると思いますので、そういう対応で、住民が混乱することのないよう体制を整えていきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 まだこれからということで、市の体制も具体的には言えないということは重々分かりますけれども、ぜひその構えだけはお願ひしておきたいと思っております。

また、これは要望ですけれども、国のポイント事業のほかに、菊池市独自のポイントを加算したら普及率はさらに上がると確信します。ぜひこういうこともご検討をお願いして、次の質問に移ります。

次に、新型コロナワクチン接種証明書についてでございますけれども、昨年から今年にかけて、日本はもとより、世界中が行動を制限され、経済活動ができない状態が長く続きました。これほど長く続くとは、最初は誰も思わなかつたことです。最近、やっと発症者が減ってきて、下火になってきたと思いきや、先月、11月24日に南アフリカでオミクロン変異株が発表されてから、世界の国と地域20か所が発症という記事が出ました。日本での発症も2人が認められ、水際対策が大変な状態になっております。

実際、国内で緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が解除され、疲弊する経済活動の再開や、日常生活の回復のために、政府は分科会を開きました。感染拡大の防止として、ワクチン・検査パッケージ制度を活用して、緊急事態宣言下でも条件付で旅行や出張、イベント、飲食の参加人数の上限を撤廃するというものがありました。

ワクチン・検査パッケージというものは、新型コロナワクチンの接種とPCR検査などを組み合わせて、経済活動の本格再開を進める仕組みであります。2回接種済みか、陰性証明書を持っている人を行動制限緩和の対象とするものです。分科会は、他者に感染させるリスクが低くなるとする一方で、完全な保証にはならないという指摘もされております。

私も市民の方からこういう接種券等の相談がありましたので、今回は質問をさせていただいております。

そこで、菊池市で発行している証明書にはどのようなものがあるか、質問します。また、発行状況が分かれば、状況もお答えください。お願ひします。

○大賀慶一 議長 渡邊健康福祉部長。

[登壇]

○渡邊弘子 健康福祉部長 改めまして、おはようございます。泉田議員のご質問にお答えいたします。

コロナワクチン接種を証明するものといたしましては、接種証明書と接種済証がございます。

接種証明書は、諸外国への入国時の防疫措置、いわゆる入国後の隔離期間の緩和などのために、ワクチン接種証明書の提示を求められる場合に提示するものです。これは海外渡航される方が対象となり、本年7月26日より申請に基づき市民課、健康推進課にて交付しております。発行件数は、令和3年11月22日現在、55件となっております。

また、接種済証につきましては、接種券と一緒に、コロナワクチン接種会場にて接種を受けた全ての方に発行されています。件数といたしましては、2回接種完了された方で、令和3年11月25日現在、3万7,114件となっております。

接種済証は、コロナワクチン以外の予防接種を受ける場合に、決められた接種間隔の確認などに提示していただいております。

この接種済証を紛失された場合におきましても、健康推進課にて再発行をしております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 やはりこれを必要とされている方というのも、現在に外国に行かれる方が55件あられたということ、また、接種済証も3万7,000人近くの方が行かれているということで、安心しました。やはりこういうものがあるということで、市民の方が安心されるということありますので、ある意味、こういう場で、こういうのが取れるということを初めて知ったという方もおられると思います。それで、確認の意味で答弁していただいてよかったです。

また、社会経済活動の回復に向けてデジタル化が進んでいる中、今後はワクチン接種済みであることをスマートフォンで証明できるようにする必要があると思いますけど、その点、菊池市はどのようにしておられますか、質問します。

○大賀慶一 議長 渡邊健康福祉部長。

[登壇]

○渡邊弘子 健康福祉部長 再質問にお答えいたします。

国のワクチン接種証明書発行手続自治体向け説明会において、現在、接種証明書のデジタル化を図るために、接種証明書を取得できるアプリを12月中旬をめどに利用開始できるよう開発を進めているとの説明がございました。

今回の接種証明書のデジタル化に伴い、接種証明書は海外用に加え、日本国内用も発行可能となり、接種済証の代わりとして利用することもできるようになります。

ワクチン接種証明書を取得できるアプリが利用開始となれば、スマートフォンなどで接種証明書を表示することができるようになり、利便性の向上が期待できます。

なお、この専用アプリにて接種証明書の申請及び発行を行う場合は、マイナンバーカードの取得が必要となります。

今後、国よりの詳細な通知が参りましたら、市民の皆様への周知及び速やかな対応ができますよう体制の整備を図ってまいります。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 こういうスマートフォンで証明できるアプリができるということで、非常によかったです。ただ、私もデジタル難民の一人であります。議員の方の中にも何人か、そういう方が見受けられるような人もおられるかもしれませんけども、ぜひ議員が率先して積極的にこういうことを勉強して、市民の方にお知らせできるようにしていきたいと、そういうふうに思っております。

それでは、三つ目の質問に入りたいと思います。

それでは、市の街路樹についてでございます。

熊本市が昨年策定した街路樹再生計画で、中心部の電車通りと第二空港線での大規模な伐採計画があり、話題になっておりました。森の都作戦が50年も続けられた現在、道路管理を理由に、伐採計画が上がっているということです。

緑化運動の中で、街路樹は都市景観の重要な要素であり、市街地に潤いをもたらします。道路への親近感が増すと同時に、街路樹は、その都市らしさを演出するものであります。一方で、街路樹が大きくなるといろいろな問題が出てきます。道路標識が見えにくい、信号が見えにくい、根が道路を持ち上げたり、根が歩道を押し上げたり、台風や病気などで大木が倒れるおそれ、そして、老木が倒れるおそれもあります。さらに、落ち葉が散る、虫が発生する、野鳥のふん害や騒音の苦情も出ております。またさらに、下水道管や上水道管に根っこが当たり破損させる事例もあります。そのために、年々、維持管理費用が上がってきて現実であります。

緑化の長所、短所を踏まえながら、菊池市も同じ問題を抱えていると考えております。

ます。私は平成25年と平成28年にこの問題を質問させていただいております。街路樹は大切なものという考え方、そして、またさらに、それに対して、街路樹より道路の安全性が優先という両側面を対立するのではなく、バランスのとれた街路樹計画が必要であると私は思っております。

そこで、今回、新たに質問をさせていただきます。

まず、本市の市道で植えてある街路樹の種類と本数、大きくなっている木の根回りは最大何メートルぐらいになっているのか。また、年間管理費の3年間の推移を質問します。

かつて2回の質問をした趣旨の中で、街路樹の大木化によって、信号や標識が隠れているところがないかとか、台風による倒木や、根上がりによる車道、歩道の通行が妨げられていないかと、このようなことを踏まえて、市は街路樹の状況を調べ、安心・安全な観点を含む、将来の街路樹計画をつくってあるか、質問をさせていただきます。

この2点をお願いします。

○大賀慶一 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 改めまして、おはようございます。それでは、泉田議員のご質問にお答えいたします。

街路樹は、市道沿線の美しい景観や大気環境の改善、歩行者の通行の安全性が高まるなどの役割があり、まちづくりの一環を担っております。

管理につきましては、3年サイクルで高木の剪定を行っており、低木の剪定と除草につきましては、毎年実施しているところでございます。

直近3年間の街路樹の管理費につきましては、令和元年度が687万656円、令和2年度が681万9,557円、令和3年度が616万円となっております。

高木の本数等につきましては、ケヤキが164本、ヤナギが3本、サルスベリが2本となっており、大きいもので幹周りが150センチメートルを超えるものがあります。

続いて、街路樹の整備計画についてでございます。

街路樹につきましては、ケヤキを中心に植栽されておりますが、年数もかなり経過しており、大木となっているところもございますので、歩道及び車道への根の張り出しや電線等に影響を与えていたる状況もございます。

樹木の成長に伴う歩道、車道及び上下水道等への影響や枯れ木については、早急な対応が必要ですので、専門業者の意見を聞きながら応急的な対応を行っているところでございます。

将来の整備計画につきましては、現在のところ、計画の立案までは至っておりませんが、造園業者、造園業組合及び樹木生産業の皆さんと街路樹についての意見交換や先進地研修を実施しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 今、お答えいただきまして、まず種類が3種類あると。ケヤキとヤナギとサルスベリと。ケヤキは、私たちもいつも通っているところですので、そしてまた、庁舎前ですので、よく分かります。ヤナギも多分キクロスの前のところだというふうに思っております。サルスベリはちょっとまだ私も見ておりませんけれども、そういうことで、やはり私もケヤキを見ていますと、大分悪いところは切っておられるということを認識しておりますけれども、やはり歩道や車道、そういうところまで根っこが出ているというところがあります。

それと、ヤナギについては、あそこは、以前質問させていただいた関係で、歩道、車道がとても歩きやすくなっていると。整備されたというふうに認識しております。

それと、金額的には、何か3年に一度、強剪定をされるということで、あまり金額的には毎年変わってないということが認識されました。

そういうことで、私も長年、専門として造園をしていますので、景観を守ることと道路の安全性、どちらもよく理解をできます。時々、お客様から、木を植える際に葉っぱが落ちないで、害虫が来ないで、成長が遅い木で、そういう木はないかいということをよく言われます。でも、そんな虫のいいことはないと、そういう木はありませんと答えます。

例えば、動物をペットとして飼っている方もおられると思いますけれども、飼えば餌をやり、運動もし、そして、病気をすれば治療費もかかります。一度飼ったら一生涯面倒を見る覚悟が必要であります。庭木も剪定したり、防虫剤散布等、管理費が必要になるということは当然であります。ペットも緑も癒しを与えてくれるものであります。

先ほど高木の剪定の中で、3年に一度、強剪定というのは言われなかつたんだけど、お聞きしていました、その強剪定をされているのを見ると、本来のケヤキの美しさが損なわれています。本来、ケヤキというのは、ほうきを反対にしたような形にして、たかぼうきをですね。自然に上に広がっているような形ですけれども、もうその形は、場所によってはもうほとんどありません。そういうことを見ると、美しさが消えていくと。昔は剪定をする際に、業者の方に仕様書ということで、こういうふうな管理の仕方をしてくださいというようなことをやっておりましたけれど

も、やはりこの3年に1回になると、もうそれは不可能ではないかというふうに思います。

そもそもケヤキや、また、熊本の県木のクスノキ、そしてまた、熊本市の木でイチョウ、こういうものは菊池の神社仏閣または公園に残って、天然記念物の木という形で残っている木が多いようです。そういうものを街路樹として植えるということは、非常に無理な植樹ではないかなというふうに私自身は思っているところです。

今後、街路樹を維持管理し、巡回点検や樹木診断、保全を行い、撤去や植え替えの予算を確保し、市民にも見える化をする管理計画の作成が必要だと思っております。その意味で、街路樹の整備優先度を評価する現状把握調査を行い、街路樹管理計画の作成をしていく考えがあるか、質問します。再度お願いします。

○大賀慶一 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、再質問にお答えいたします。

街路樹の植え替えや管理計画につきましては、景観や環境への配慮あるいは歩行者の安全などを考慮するとともに、植え替えとなりますとまた多額の費用がかかってまいりますので、専門家の意見等を伺いながら、将来の街路樹の管理について、長期的なテーマとして検討をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 ぜひこの街路樹管理計画というのを作成をお願いしたいと思います。そのときにはぜひ私も呼んでいただきたいと。仕事はしません。アドバイスをさせていただければと思っております。

市長も樹木については非常に関心が高くあられますので、ぜひ市長の見解もお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○大賀慶一 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいま泉田議員からの街路樹管理に関する今後の考え方という趣旨のご質問でございました。

街路樹につきましては、ご指摘のとおり、ケヤキを中心に植栽されておりまして、年数もかなりたちまして、巨木化してきたことに伴いまして、ご指摘のような幾つかの課題が生じてきているということは把握しているところでございます。一方で、

環境保全であるとか、あるいはふるさとの景観をつくってきたという大事な役割の面もございますので、今後につきましては、専門家の意見等も参考にしながら、長期のテーマとして考えていきたいというふうに考えているところです。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 泉田栄一朗議員。

[登壇]

○18番 泉田栄一朗 議員 今後の課題ということあります。

私の思いとしましては、今、ケヤキの通りがありますけども、先ほどサルスベリということも出ましたけども、例えば成長が遅くて、花が長く、サルスベリというのは、名前はサルスベリですけども、百日紅という名前もあります。百日間、長く花が咲いているという意味の名前もあります。そういう意味で、サルスベリ通りとか、または、アジサイ通りとか、巨木にならないような形で、15年から20年ぐらいのスパンで道路を見ていくと。そしてまた、それを移植して、また新しい植栽をしていくという考え方もあると思います。

また、3年に1回ぐらいは大木を見ながら、その大木も密集しているところは、1本、2本と、一遍に切るんじゃなくて、悪い木を切って、その横にまた新しい木を植えながら、少しずつ景観を変えていくということも必要ではないかと思います。一度にやるということは非常に難しいことなので、15年、20年、30年という、そういう長いスパンを見ながら計画をしていくということも必要ではないかと思います。

以上で、終わります。

○大賀慶一 議長 これで、泉田栄一朗議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

休憩 午前10時41分

開議 午前10時48分

○大賀慶一 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、平直樹議員。

[登壇]

○5番 平直樹 議員 おはようございます。菊池市の最高決定機関である菊池市議会定例会は、国旗を掲げ、国歌斉唱して始めるべきだと考えている、議席番号5番の平直樹です。私は日々の政治活動において、目標を政治をもっと近くに、判断基準を子どもたちが大きくなったときにどうかという二本柱として行っております。

では、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

1点目、隈府中心地の住宅整備についてをお尋ねいたします。

この質問の目的は、隈府中心地の人口増とにぎわいを創出したいという思いからです。

私が小さい頃、隈府の商店街はとてもにぎわっていました。人が動いて、経済が動いて、一たびお祭りとなれば、押し合いへし合いの人だかり、まちには子どもたちの顔や声がたくさんありました。夜になれば、温泉街でも歩いていれば、肩と肩が触れ合うくらいにぎわいがそこにはありました。

あれから数十年たった今、特に現在はコロナ禍ということもあります。その面影はなく、静かなまちになっております。時代とともに流通が変わり、価値観が変わり、生活スタイルも変わっています。それは何も悪いことばかりではなく、当然のことかと思います。極端に言えば、現代社会に江戸時代の暮らしが残っていないのと一緒に、この流に我々は身を委ね、常に変化することが求められているのではないかとも考えております。

旧商店街に生まれ育った私は、少子高齢化、人口減少、まちの変わり行く様相を身をもって体験してきました。翻って、合志市、菊陽町、大津町は開発が進み、それに伴って住宅開発も進み、人口が増えております。合志市や菊陽町は、聞いたところによりますと、坪単価20万円ぐらいというのがざらになってきているということです。光の森に至っては、もう坪40万円というところもあるというふうに聞き及んでおります。

私は、このことは本市にとってとても大きなチャンスだと考えています。本市では都市計画マスターplanがあり、その下に立地適正化計画があります。

そこで、お尋ねをいたします。

立地適正化計画の目的と現状を改めてお知らせください。

○大賀慶一 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、平議員のご質問にお答えいたします。

立地適正化計画のまず目的についてでございますが、全国的に急激な人口減や高齢化の中において、安心で快適な生活環境の実現や、財政面及び経済面において、持続可能な都市の運営が大きな課題とされ、平成26年度に立地適正化計画が制度化されました。本市におきましても、将来的に人口減少が予想される状況の中、長期的な視点に立ち、居住機能や都市機能の誘導によるコンパクトシティに向けた取組を推進するため、平成28年度に本計画を策定しているところでございます。

次に、現状でございますが、近年は、どちらかというと、誘導地域以外に宅地化

が広がっており、十分な誘導につながっていない状況であると感じているところでございます。

以上、お答えします。

○大賀慶一 議長 平直樹議員。

[登壇]

○5番 平直樹 議員 今の部長の答弁は、課題までいただいたというということでいいですか。ありがとうございました。

それでは、今、抱えていらっしゃる、その課題は何と認識されていますか。

○大賀慶一 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、課題について申し上げさせていただきます。

本計画の中には、居住誘導区域外で一定規模以上の開発行為、及び建築等の行為を行う場合には、届出が必要となっております。一つの誘導策ではありますけども、許可制ではないため、必ずしも計画における誘導区域への集約は進んでいない状況であります。また、現在、メリットもないということが課題と感じているところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 平直樹議員。

[登壇]

○5番 平直樹 議員 ありがとうございました。

ちょっと確認です。コンパクトシティを目指すために、立地適正化計画があるということだと思います。私もそこは、その計画は大切なものだと思っていますが、計画区域ですよね。誘導地域でしたっけ、人がそこに、こちらにちょっと資料等がありますが、こういった感じで、この辺に住んでほしいよというような計画を立ててされていますが、ここに特に人に住んでほしいという思いがあるということでおろしいですか。

○大賀慶一 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

立地適正化計画には、二つの居住誘導区域が設定をされております。一つは、隈府を含むその周辺地域の菊池中心市街地居住誘導区域、もう一つが、泗水の国道387号沿道の居住誘導区域がございます。いずれも優先的に居住機能を誘導していく地域として設定をしているところでございます。

以上でございます。

○大賀慶一 議長 平直樹議員。

[登壇]

○5番 平直樹 議員 先ほどの答弁の中で、メリットがないというようなお言葉もありましたけど、ちょっとそこも確認させてください。市はここに、今言われた2か所、2地域に対して、優先的に人に住んでもらいたいという計画を持って進めているというところですが、そこに重点的に住んでほしいことがあるというのであれば、例えば税制をちょっと優遇するとか、例えば何か、その土地を買って家を建てようという人たちに対するメリットというのがないということでいいんですか。いいんですかね。分かりました。

九州の新築住宅着工件数というものがありますて、熊本は2021年度4月から10月までが7,918件、これは福岡県の2万4,875件に次いで、九州で第2位です。ちなみに、同時点で3位が鹿児島県で6,285件、以下、沖縄県5,575件、長崎県4,244件、宮崎県4,209件、大分県3,697件、佐賀県3,019件となっております。

皆様も肌感覚で感じていらっしゃることではないかと思いますが、住宅開発をする、住宅地ができる、すると結構早めに家が建つというのは感じていただいているのではないかと。私はそう感じています。

今、その答弁をいただきましたが、ここに住んでほしいという計画はしているけど、そのために何か特別な施策があるでもない。家を建てようとする人は、人生の一番大きな買物と言われるおうちですから、夢と希望を持ちながら、また改めてご自身とご家族の人生設計を精査されております。そこに何の特典もないでは、なかなか選ばれるのは難しいのではないかと思います。

調べてみると、お隣の菊陽町には、菊陽町定住促進補助金交付要綱というものがあります。そういうのがありますて、この要綱の目的は、「この要綱は、町長が別表に定める区域に定住する子育て世帯に対し、住宅の新築工事若しくはリフォーム等又は転入、転居若しくは出生時の養育に要する費用の一部を予算の範囲内において補助することにより、指定区域内の小学生以下の児童等の数を確保し、もって少子化防止、ひいては指定区域の活性化を図ることを目的とする」要綱があります。この要綱に基づいて、菊陽町さんが住んでほしい地区に新築をされたら100万円、中古住宅リフォームで50万円の補助金、さらに、小学生以下の子様に1人20万円の加算をされております。

ご担当者の方に取材をさせていただきました。本要綱は平成25年度から施行をされておられます。もちろんその年によって件数の多い少ないはあったとのことですが、そこで、例えば予算化されて、足りなかった場合は、その年は打切りですか

というふうにお尋ねしたら、いえ、そのときには補正を組みますと。もう全員出しますということでありました。

ちなみに、本年度の予算額は1,500万円とのことでした。単純に計算しますと、15件の新築ということになるかと思います。毎年15世帯が、町の住んでほしいと思っている地域に転居もしくは転入されることになり、これを10年続けたならば、150世帯増えることになります。今後の動向も伺いましたが、迷いなく継続事業ですとのことでした。対象地域は、もちろん街部ではなく、農村部のことでした。町の姿勢と本気度が分かった、いいお話をしました。

そこで、お尋ねをいたします。

菊陽町のような補助金交付要綱をつくり、本市の立地適正化計画を力強く推進する考えはありませんか。

○大賀慶一 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、近年の誘導区域外での宅地化は、市内全体で見ると人口増につながる部分もあるかとは思いますけども、計画における誘導区域への誘導には至っていない現状もございますので、議員がご紹介いただきました菊陽町の取組については参考にしながら、費用対効果等も含め、調査、研究をしてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 平直樹議員。

[登壇]

○5番 平直樹 議員 ぜひしっかり調べていただいて、参考にしていただければというふうに思います。もう実績があるから、それで実際にそこに住んでいらっしゃるということがあるということです。

現在、菊池市は少子高齢化で人口減少が進んでおります。これは何も我が市のみならず、日本全国で進む問題でありますので、ある程度、仕方のないことかなとも思います。ですが、だからこそ、どこの自治体も人口流出しないように、さらに一人でも多く定住してもらえるように知恵を出している状態かと思います。買手市場となっているのに、何の施策もなければ後れを取ってしまいます。

別の観点で見たときに、江頭市長をはじめ執行部のご努力のおかげで、本市の工業団地は売却が進みました。本当に感謝しております。ですが、そこで働く人々は、さて、どうでしょうか。その人たちが本市に家を建てて住もうと考えてくれる状態でしょうか。

菊池市は、特に私の住む隈府地区は、子育て世代として最高の住環境だと考えております。現在、立町、中央通り、御所通り、私の住む正觀寺等々、その昔、商店街として繁栄していた地域は、現在、シャッター通りと呼ばれるようになって、もう大分時間が経過しております。中心市街地からどんどんお店のみならず、人が減り続けています。ご存じのとおり、店舗兼住宅が多い地域でもあります。見にくいですが、見ていただければ、皆さんご存じだと思うんですが、いわゆるその大半がウナギの寝床と言われるような形の商店街の形でございます。細長くなっているわけですね。道路沿いに面している半分が店舗、その奥に住居を構えているというところが点在しております。例えば、その方が、それじゃもう売りますと、この土地を売りますよというふうになったとしても、そこに家を建てるという次の選択はなかなか難しいのではないかと思うんですね。

そこで、どうするかと考えたら、やはり政治の出番ではないかと思います。政治とは大きく方向性を示すことでもあります。隈府地区、主に菊池高校周辺の商店街を住宅整備していくような大きな計画を立ててほしいと考えています。今、計画を立て始めるぎりぎりのタイミングではないでしょうか。

最近、新聞もしくはテレビ報道でもご存じのように、TSMCという大きな台湾の会社が菊陽町に企業誘致としてやって来ます。その方がどこに住むのかというようなことも考えたときに、こういうタイミングで始めてもいいのではないかというふうに思いました。

ある不動産屋さんに聞きました。現在、隈府の住宅地で坪5万円から10万円弱だそうです。大津、菊陽、合志は坪20万円、先ほど言いました光の森では、人気のところでは坪40万円程度するということです。さらに、別の不動産屋さんから見ても、隈府地区に住宅開発を進めれば、確実に家が建つし、若い世代、子どもたちの声が増えるというふうにも教えていただきました。また別の方に聞けば、このまちは自然はもちろんのこと、高校が三つもあること、これ教育の視点から見ても、近隣市町村にはない、大きな魅力であるということでした。

もう一つ、企業誘致成功事例というのがネットでありまして、その中で、熊本県の取組を紹介されている事例で、大津町の事例が紹介されているものがありましたので、ちょっとこれもお知らせしたいんですが、熊本市と阿蘇山の中間に位置する大津町は、企業誘致によって大きく人口を増加させました。九州自動車道熊本インターまで約20分、JR豊肥本線が走るなど交通アクセスのいい大津町は、近隣の6町村合併したこと、1956年には人口2万3,000人という規模の町になりました。しかし、その後、高度成長期には人口が流出し続け、1975年には1万8,000人まで人口が減少、これに歯止めをかけたのが1976年に行った企

業誘致です。自治体が本田技研工業の誘致に成功したことをきっかけに、交通アクセスのよさを生かした誘致が進み、人口が増加し続け、2007年には3万人を突破するまでになりました。

大津町の取組が成功に至った大きな要因と考えられるのが、複数の工業団地などで製造業の企業誘致を続けてきました。1997年には大きな宅地開発が行われ、美咲野地区で行われ、快適な暮らしの環境も整備。それでいて町の3分の2は山林であるため、豊かな自然が残っているなど、利便性と暮らしの豊かさが両立した都市となっておりますということです。これは菊池市にも当てはまるのではないかというふうに私は考えております。

そこで、市長にお尋ねをいたします。

今、お話ししましたように、人口流出を防いで、また、他地域からの転入で人口減少を防ぐとともに、中心市街地の活気を取り戻せると私は確信しております。何より子どもたちの声が聞こえる隈府中心地になるのではないかというふうに考えておりますが、今こそ政治の出番ではないでしょうか。隈府中心地区の住宅整備を進める考えはありませんか。

○大賀慶一 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、ご質問の趣旨は、隈府中心地区の住宅整備に関する考え方とはというご質問でございました。

隈府中心地区というものをどういう範囲で捉えるかということにもようろうかと思いますけども、いわゆる旧市街と呼ばれる隈府の中心地区に関しましては、今まで歩道の整備であるとか、森まち事業といった、大きな意味で住環境の整備を行ってきたところであります。また、今後も、市民広場を拠点にして、街なかを周遊するウォーカブルシティーを推進していくことや、かわまちづくり事業など、賑わいの街の創造を目指しているところでございます。

特に、この中心となります旧市街の狭い範囲においては、確かに空き家も目立つてきているところがございますけども、先人から受け継がれた町並みのよさというのも残っておりますので、そのよさも生かしながら、例えば飲食店等による活性化、そうしたまちづくりを進めていきたいというふうに考えております。

もう少し広めに見た隈府地区全体の住宅整備ということについては、かなりの財政負担も伴うとは思いますので、都市計画マスタープランをはじめ各種計画との整合性であるとか、市内全体でのバランスも考慮しながら、民間の資金を活用する方法も含めて、本地域に合った財政的にも効率的で効果的な手法を考えていきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 平直樹議員。

[登壇]

○5番 平直樹 議員 なかなかお金がかかるお話ですから、今日言うて明日というわけにはいかないというのはよく分かりますが、私が今、聞いております宅地住宅整備の話が、寿温泉のすぐ裏ぐらいに解体があって、5区画ぐらいの整備が民間で進んでいるというお話を伺っております。そこを見ていただければ、多分すぐ家が建つし、こういうことかということが分かってもらえると思うんですよ。

先ほどから言っていますように、1件1件が細長い土地ですから、そこが1件1件が手放す、手放さないというお話ををしていては、なかなかそこが再開発というわけにはいかないし、人がどんどんどんどん出ていって、もう真ん中に人がいないよって、ドーナツ化現象がどんどん進むことになると思いますので、そういう事例等々を見ながら、先ほど言いました菊陽町の要綱などもちょっとしっかりと見ていただいて、どういうまちにしていくのか、人口をどういうふうにしていくのかという、立地適正化計画に照らし合わせてどうするのかというのをしっかりと検討していただければというふうに思います。

次の質問に行きます。

菊池市内の小規模事業所応援チケットについてをお尋ねいたします。

この質問の目的は、飲食店のみならず、市内の商店を応援すべきではないかという思いから質問をさせていただきます。

先日、臨時議会があって、3回目の飲食店応援チケットというものを、今、予約のはがきが来ている状態ですかね。うちにも来て、購入しようというふうに思っています。これ3回目でして、国のコロナ対策事業ということで、すごく好評を博しているというふうに伺っていますし、とてもいい事業だと私も思います。

その3回目に進む前、2回目のときに、3日か4日、1週間足らずでもう売り切れたというようなお話を聞いておりまして、それだけ利用者の方や、それを受け入れる飲食店の方々の期待も高かったことだと思います。それはとてもすごくいいんですが、その事業を進めていっていらっしゃるときに、やはりまちの人とか事業者の方といろんなお話を聞かせてもらって、もう飲食店だけじゃなくて、うちにも使ってほしい、使わせてほしいというような声をたくさんいただきました。商工会のほうにも伺って聞きましたけど、やっぱり商工会のほうにも、その飲食店を含む事業者で使えるチケットだったらいいなという声が届いているということでした。それは、何というか、納税をしている点から見ても、公平性という視点から見ても、もう含んだ応援チケットを作る時期にもう来たのかなというふうに私は考えており

ます。

ちょっと個人的な話になりますが、先日、娘が私いまして、ちょっと他県に受験に行ってきました。連れて行ってきたんですけど、そこで、その他県に行ったら、たまたま通った街だったんですけど、ある街の歯医者さんの入り口のところにのぼりで、プレミアム付商品券使えますというのぼりが歯医者さんに立ってたんですね。歯医者さんでも使えるのかというように感じた次第であります。

そのように、プレミアム付商品券、菊池でいえばめぐるん券ですかね。赤券、青券、いろいろあると思うんですが、国は、ニュースによりますと、31.9兆円ですか、経済対策の裏づけとなる補正予算を組むというふうにして動いておられるそうですけど、令和3年1月26日、政府は、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策の各施策を盛り込んだ補正予算を臨時閣議で決定しました。経済産業省の予算額は5兆4,290億円で、うち3兆8,594億円が中小企業関係の予算となっているとのことです。こういった国がコロナ対策として、メニューやお金を用意して準備を進めております。

そこで、お尋ねします。

今から菊池市全域の各全事業所で使える、そういう応援チケットを作るべきだと考えておりますが、いかがお考えでしょうか。

○大賀慶一 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 改めまして、おはようございます。ただいまの平議員のご質問にお答えいたします。

昨年、令和2年9月には、新型コロナウイルスの影響を受け、鈍化した市内の消費活性化の起爆剤として、額面1万円のプレミアム付商品券を5,000円で1世帯に1冊は購入できるよう販売し、合計1万9,954冊を販売しました。飲食店のほか、小売・サービス業などでも使えるこのチケットを利用されたことで、消費の活性化が図られたところでございます。

また、感染リスクの高い業種として、まん延防止等重点措置の際に時短営業要請が出されるなど、大きな影響を受けた飲食店への支援として、額面5,000円の飲食チケットを3,000円で販売する飲食応援チケットを、令和2年1月に3万冊、本年、令和3年7月に2万5,000冊、10月に2万5,000冊を発行し、飲食店の利用を促進し、活性化を図っているところでございます。

今後、国の経済対策を踏まえまして、市内の消費活性化につながる適切な経済支援ができるよう検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 平直樹議員。

[登壇]

○5番 平直樹 議員 今のご答弁は、すごく前向きに私は受け取りたいと思いますので、国がとにかくお金やメニューを用意しているので、それに間に合うように制度設計を今から進めていってもらって、しかるべきタイミングでぽっと出してもらえるようにと思いますが、最後に市長に改めてちょっとお尋ねしたいと思います。その事業所応援チケットという名前はちょっと置いといて、コロナのそれを含む経済対策をどのように考えているか、ちょっとお知らせいただけますか。

○大賀慶一 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 経済対策に対する考え方というご質問でございます。

このコロナによる影響というのは、もうある意味では、どの業種もお受けになつて、大変苦しい思いをされてきたわけですが、業種ごとにその復旧度合いもばらつきがあるということも事実であろうかというふうに思います。そういう中で、今年度は特に大きな影響を受けた飲食店への支援という形で応援チケットを販売してきたところであります。このように、体力を消耗している業界への支援あるいは応援という側面もありますし、それから、ご指摘のような経済全体を活性化していくという、この両面が非常に大事だというふうに思っております。

今後につきましては、今、部長が答弁したように、まずは国の経済対策をよく踏まえて、よく考えた上で、市内の消費活性化につながる適切な経済支援ができるよう検討していきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 平直樹議員。

[登壇]

○5番 平直樹 議員 やっぱり政治はタイミングがとても大切ですから、これまでの飲食店応援チケットというのはとてもよかったです。これからは、それも含む全体的な経済対策をしっかり講じていただきたいと思います。

終わります。

○大賀慶一 議長 これで、平直樹議員の質問を終わります。

ここで、昼食等のため暫時休憩します。

なお、午後の会議は午後1時から開きます。

休憩 午前11時20分
開議 午後 1時00分



○大賀慶一 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、後藤英夫議員。

[登壇]

○4番 後藤英夫 議員 改めまして、こんにちは。議席番号4番、後藤英夫でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

本日の質問事項は4点でございます。1点目は、本市の交通安全対策について、次に2点目は、本市の修繕工事などの事務処理について、3点目は、あか牛の消費拡大について、最後、4点目は、菊之城跡について、以上の4点についてお尋ねいたします。

1点目、まずは、本市の交通安全対策についてお尋ねいたします。

今年の6月28日に、千葉県八街市で下校中の小学生の列に飲酒運転と見られるトラックが突っ込み、5人が死傷する痛ましい事故が発生しました。亡くなられたお子様のご冥福をお祈り申し上げますとともに、負傷されたお子様、そしてご家族の皆様方に心よりお見舞い申し上げます。

この事故を受けて、当時は菅内閣ですが、菅内閣総理大臣は、このような悲しく痛ましい事故が二度と起きないよう、通学路の総点検を改めて行い、交通安全のための緊急対策を拡充・強化し、速やかに実行に移してまいりますとお話しされ、子どもの安全を守るための万全の対策を講じるため、当時の萩生田文部科学大臣をはじめとした関係閣僚に対し、必要な対策を速やかに出すように指示されました。

また、本市でも、第2次菊池市総合計画で安心・安全なまちづくりの推進を掲げております。

こうしたことを踏まえ、質問いたします。

まずは、通学路の定期点検の実施や、危険マップについて、それから、市民からの危険箇所の指摘や改善要望について、交通安全教室や子供自転車教室について、運転免許の自主返納について、交通指導員や交通関係団体との連携について、今後のさらなる安全対策について、それぞれ現状や取組、それから、課題を教えてください。

この質問については、9月定例会で猿渡議員が質問されていて、重複する部分もあると思いますが、答弁のほどをよろしくお願いします。

以上について、1点目の1回目の質問といたします。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 それでは、後藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

交通安全対策の現状や取組につきまして、まず、通学路の定期点検につきましては、本市で取り組んでいる菊池市通学路防犯・交通安全プログラムに基づき、学校が地域代表やPTAから取りまとめた要望を基に、県や警察等の関係機関とともに点検を行っております。

また、これに加えて、先ほど議員からもありました、本年6月に千葉県八街市の通学路で起きた事故を受け、事故翌日には追加調査を各学校へ行うなど、緊急点検を行いました。

危険マップにつきましては、本市独自のものはございませんけども、熊本県警のホームページに掲載されてある交通事故発生状況マップや防犯マップで交通事故や犯罪の発生状況が確認でき、また、早朝パトロール、これは毎月1日、10日、20日に行っておりますけども、これに加えて、春秋の交通安全運動期間中のパトロール、月6回行っている防犯パトロールを実施し、交通事故や犯罪の抑止に努めているところでございます。

また、市民からの危険箇所の指摘や改善要望につきましては、要望があった地区的区長にも確認をいただいております。

交通安全施設の整備につきましては、区長からの要望や通学路交通安全プログラム、パトロールなどにより、現地確認をして整備を進めているところでございます。

それから、交通安全教室につきましては、市が交通安全協会に交通安全指導を委託し、各団体からの依頼によりとり行っているところでございます。

また、子供自転車教室も、これは交通安全協会主催になりますけども、行っていたところでございますけども、昨年度から新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、開催はされていないところです。

それから、高齢者の運転免許自主返納に対しましては、菊池市内在住の免許証返納時点で、満65歳以上の方で運転免許証を返納して1年以内に申請された方に対しては、市内共通商品券（めぐるん券 青券）1,000円分か、べんりカー・あいのりタクシー共通乗車チケット1,000円相当を選択して、どちらかを交付しているところでございます。

それから、交通指導員や交通関係団体等の連携につきましては、交通指導について連携をしているところでございます。

具体的には、区長からの要望等により、それぞれの地区において、交通指導が必要な場所に交通指導員を配置するとともに、交通安全協会に伝え、より効果的な交通安全指導の体制が取れるよう協力しながら交通指導を行っているところでございます。

今後につきましても、交通安全の確保、円滑な交通体制の推進、交通事故防止のため、交通指導員による早朝やイベント時の交通指導、交通安全協会への活動の補助、交通安全教室開催に関する事務委託、交通安全施設の整備等を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 後藤英夫議員。

[登壇]

○4番 後藤英夫 議員 文部科学省が示している通学路における合同点検等実施要領を見ますと、危険箇所や対策が必要な箇所については、児童、保護者、地域住民、関係機関の意識を高め、広く協力を得られるよう、可能な限り幅広く市町村のホームページに公表することが望ましいと示されています。

危険な箇所をナーバスに捉えるよりも、むしろ平時からこういうところが危険だから気をつけてほしいと周知することが本当の安全対策と私は考えます。

最近は、猿渡議員の一般質問の効果もあったと思いますが、通学路にグリーンベルトが引かれているところも増えております。以前に比べ、子どもたちも安心して通学できるようになったと思います。しかし、住宅地の中を通る比較的狭い道路については、歩行者の区別がない箇所も見られます。都市計画道路や国道等の幹線道路への抜け道となっている箇所もあるようです。実際に点検することで、改めて気づいた危険な箇所もあったと思いますが、本市の認識をお示しください。

また、そういった情報の収集には、交通指導員や交通関係団体の協力や連携があれば、より効果的だと私は考えますが、本市の見解をよろしくお願いします。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 後藤議員からの再質問の前に、先ほど私の答弁の中で、一部誤りがございましたので、訂正させていただきます。

熊本県警察のホームページに掲載されてある交通事故発生状況マップや犯罪マップと言うべきところを、防犯マップと言ってしまいましたので、犯罪マップに改めて訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

それから、先ほどのご質問の中で、通学路等点検の中で、改めて気づいた危険な箇所等につきましては、道路管理者や防災交通課による施設整備や、学校、教育委員会による交通安全指導、警察による規制線、規制標識の整備や取締りにより、安全に登下校できるように対応しているところでございます。

また、議員のおっしゃるとおり、交通指導員や交通安全関係団体との協力もあれば、危険箇所の情報収集も効果的だと思いますので、連携方法については、今後も

引き続き連携しながら、また協議も進めてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 後藤英夫議員。

[登壇]

○4番 後藤英夫 議員 私は交通関係団体の一員として、月に3回ほど該当指導に立っています。また、ふだんから市内を車や徒歩で目を配りながら見ています。そんな中、ヒヤリハットは少なからずあると思います。危険箇所を点検する際は、過去に事故に至らなくても、ヒヤリハット事例があった箇所を洗い出し、点検する必要があると思います。

ヒヤリハットとは、アメリカ人安全技師ハインリッヒが発表した、1対29対300という法則のことですが、1つの重大災害の下には29件の軽傷事例があり、その下には300件の無傷事故があるという意味で、労働災害の事例の統計を分析した結果、導き出されたものです。これを基に、1件の重大災害が発生する背景に29件の軽傷事故と300件のヒヤリハットがあるという警告として、安全活動の中で多く取り上げられている言葉です。

日常、ヒヤリハットの状態まで行かない、もしくは自覚がないが、実は非常に不安全な状態や行為となると、相当な件数になるはずです。今まで平気だったのではなく、ヒヤリハットの段階で地道に対策を考え、実行することにより、よい習慣として身につけていくことが重要だと思います。

子どもやお年寄り、それから障がいのある方の視点にも配慮しながら、これまでの点検などの蓄積を十分に活用し、地域の実情を踏まえた効率的・効果的な対応をお願いしたいと思います。

それから、実効性のある新たな取組について、私は、道路上にハンプを設置するのも有効な手段だと考えます。

ハンプというものは、私は本市以外の地域で道路や駐車場に設置されているのを見たことはありますが、ハンプという名前については知らなかつたので、簡単に紹介しておきます。

ハンプとは、自動車の走行速度を低減するために、道路上に設けられた凸状の構造物で、生活道路等においては、車の速度を時速30キロメートル以下にすることが交通安全対策として有効とされています。これは車と人との交通事故の場合、時速30キロメートルを超えると、歩行者の致死率が急上昇するためだと言われています。

ハンプの上を車が速度30キロメートル以上を出して通過すると、衝撃による不快感があるため、ドライバーがハンプを事前に認識することで、車の速度を抑えて

走行するようになる効果が期待できます。近年、このハンプを設置する自治体も増えてきているようですが、本市も設置する考えはありませんか。例えば学校の校門の近くの道路上に設置するとか、それから、子どもに限らず、お年寄りや観光客、それから障がいのある方の視点に立って考えてみてはどうでしょうか。通学児童や商店街、温泉街の利用者など、特に歩行者の安全確保のために対策が必要だと思います。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 後藤議員がおっしゃいます、ハンプを設置する考えはありませんかということでございますけども、ハンプは、先ほど後藤議員がおっしゃいましたように、道路の一部を隆起させ、減速を促す減速帯のことだと認識しておりますけども、交通安全対策として有効な箇所があれば、設置について検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 後藤英夫議員。

[登壇]

○4番 後藤英夫 議員 千葉県八街市での痛ましい事故を受け、市内においても、さらなる通学路の安全対策の推進が求められており、今回、私も市の対応を質問させていただきました。

事故から半年近くたちますが、もう半年ではなく、まだ半年、風化させることなく、教訓にしていただきたいと願います。

また、本市では、これから来年度予算の編成をされることと思いますが、道路の補修や交通安全看板などの設置、それから、白線やグリーンベルトなど、特に通学路においては優先的に対応していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

2点目は、本市の修繕工事などの事務処理についてお尋ねいたします。

現在、各区の修繕工事に関する要望などは、その区の区長さんにとって、とっても重要な役目の一つです。区民からの相談や要望に応じて、要望書を作成し、市役所窓口に提出されています。そんな折、時々ではありますが、区長さんが市役所窓口に要望書を提出したが、今現在はどう取り扱われているか分からぬといったケースが、私が確認しただけでも過去に数件ありました。各区の区長さんは一生懸命に頑張っておられます。しかし、2年間という任期の方が多いと思いますので、要望が解決することなく、任期を終えられるケースもあるのでしょうか。

本市から各区区長さんへの要望書に対する回答が口頭のみで行われていること、

それから、連絡の遅れや失念といった事務処理の問題もあるかもしれません。無論迅速丁寧な対応をしていただき、感謝されていることが多いとは思います。

そこで、お尋ねしますが、過去3年間の修繕工事などについての相談や要望件数、それから、解決済みと未解決の件数を、地区については大まかで結構ですから、教えていただきたいと思います。

それから、各区からの危険箇所の指摘や改善要望については、舗装であったり、白線など、路面表示など、いろいろあると思いますが、種類ごとの件数もお願いたします。また、その事務に対する考え方、現状と取組、課題をお願いします。

○大賀慶一 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、後藤議員のご質問にお答えいたします。

市道の修繕要望につきましては、毎年区長の皆様より本庁や支所へ舗装補修、側溝整備など多くの要望をいただいているところでございます。

また、区からの要望以外にも、市民からの情報、道路パトロールにより発見した穴ぼこ、道路陥没、側溝蓋の破損、転落防護柵の設置など緊急を要する場合も多い状況でありますので、早急な修繕を行っております。

現在、本市が管理いたします市道は、1, 675路線の実延長約990キロメートルであり、市道の維持管理を効果的・効率的に行うため、修繕工事等については、現地確認後に優先順位を決定しており、当該年度及び過年度分の要望並びに緊急を要する箇所に対しましては、令和元年度が96件、令和2年度が100件施工しております。

議員お尋ねの要望件数につきましては、当該年度に提出された件数、完了・未着手件数については、令和3年11月末時点での件数を申し上げます。

令和元年度要望件数67件、内訳といたしましては、修繕要望13件、舗装要望8件、側溝要望17件、区画線等2件、拡幅要望3件、その他24件で、完了件数が29件、未着手件数が38件となっております。

地域ごとの件数につきましては、菊池地区が要望件数38件、完了件数16件、未着手件数22件、七城地区が要望件数14件、完了件数9件、未着手件数5件、旭志地区が要望件数9件、完了件数1件、未着手件数8件、泗水地区が要望件数6件、完了件数3件、未着手件数3件となっております。

令和2年度要望件数につきましては128件、内訳としましては、修繕要望が39件、舗装要望が26件、側溝要望が10件、区画線等が2件、拡幅要望が4件、その他47件で、完了件数は102件、未着手件数が26件となっております。

地域ごとの件数につきましては、菊池地区が要望件数68件、完了件数54件、

未着手件数14件、七城地区が要望件数17件、完了件数14件、未着手件数3件、旭志地区が要望件数22件、完了件数21件、未着手件数1件、泗水地区が要望件数21件、完了件数13件、未着手件数が8件となっております。

令和3年度要望件数105件、内訳としましては、修繕要望が25件、舗装要望が11件、側溝要望が13件、区画線等が3件、拡幅要望が11件、その他42件で、完了件数が25件、未着手件数が80件となっております。

地域ごとの件数につきましては、菊池地区が要望件数76件、完了件数20件、未着手件数56件、七城地区が要望件数7件、完了件数3件、未着手件数4件、旭志地区が要望件数3件、完了件数0件、未着手件数3件、泗水地区が要望件数19件、完了件数2件、未着手件数17件となっております。

要望件数に対しまして、未着手となっているものにつきましては、経年劣化による老朽化により要望箇所が多くなり、修繕にかかる費用が増加していること、拡幅改良及び側溝整備については、用地取得や多額の費用がかかることなどが主な理由でございます。

路面表示等につきましては、交通安全プログラム事業によりまして、市内小学校10校と中学校5校から要望をいただいております。中学校からの要望につきましては、隔年となっておりますが、令和元年度60件、令和2年度36件、令和3年度65件となっております。

修繕工事に対します現状と取組、課題について申し上げます。

修繕工事につきましては、区長の皆様からの要望後、現地を確認いたしまして、緊急性・危険性のある道路補修等、児童生徒等の歩行者の安全・安心を守るための通学路等を優先的に、安全面、道路状況、交通量等を確認しながら予算の範囲内で修繕を行っているところでございます。

現状につきましては、先ほど答弁いたしました未着手の理由により早急な対応が困難となっており、対応が遅れていることが課題となっております。

また、突発的な道路陥没等が発生した場合は、安全面を優先するため、予定した箇所を翌年度以降へ先送りしなければならない状況もあります。

今後の取組といたしましては、引き続き、緊急性・危険性のある道路補修等や、通学路等を優先的に行い、突発的な道路陥没等については、業者及び会計年度職員による補修等を早急に行い、安全の確保を図ってまいります。

また、通学路につきましては、交通安全プログラム事業により、教育委員会・小中学校・熊本県・警察等と合同点検を実施し、児童生徒が安全に安心して通学できるよう、ラインの引き直しや路面表示等により安全・安心のための整備を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○大賀慶一 議長 後藤英夫議員。

[登壇]

○4番 後藤英夫 議員 先ほども申し上げましたが、各区の区長さんは一生懸命頑張っておられます。要望書を作成し、市役所の窓口に提出されています。が、しかし、提出した要望書などがどのように取り扱われているのか分からぬといった声が多いです。そういうときに我々議員に相談されることがあるのですが、そのとき、私は区長さんと一緒に窓口に行くことにしています。しかし、当該要望書がいつ出されたとか、また、内容がすぐに確認できない、そういうことも過去に何回かありました。全ての要望に対してすぐに解決できないことは、もちろん理解できます。

先ほど答弁いただきました要望件数に対する解決件数といいますか、そういうところは確かに気になるところではございますが、今回、そのことを申し上げるつもりではありません。各区の区長さんに対して、しっかりと今現在の要望書に対する取扱いなどについて、丁寧に、それから正確に、可能であれば文書などで説明してほしいと思います。

そこで、再質問ですが、要望書についての事務の見える化に取り組む考えはありますか。

先ほど建設部長からやや長めのご答弁いただきましたが、見える化により、どこでも、誰でも、そういう現状を把握することができます。区長さんも仕事がやりやすくなるでしょうし、同じような要望書の重複もなくなると思います。要望に対する取扱状況や優先順位など丁寧に説明することにより、何よりも市民の不安や不満の解消につながると思いますが、よろしくお願ひします。

○大賀慶一 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、お答えします。

要望についての事務につきましては、要望書提出後、要望一覧を作成しまして、本庁、支所で情報の共有を図っており、維持工事の予算要求時の資料及び修繕箇所の選定として活用しております。また、本年度において、地理情報システム（G I S）により要望、状況写真等を明示するシステムの構築を行っております。一層の情報共有が図れるよう取り組んでおります。

要望に対する「見える化」につきましては、現状では区長の皆様に口頭によりお伝えしているところではございますが、今後につきましては、課題として挙げておりますとおり、突発的な道路陥没等の安全確保が優先されるため、施工の予定年度

が先送りになることも考えられるところではありますけども、まずは、今後の対応予定について文書にて回答を行い、区民の皆様へ周知していただくようお願いをしてまいりたいと思います。

以上、お答えします。

○大賀慶一 議長 後藤英夫議員。

[登壇]

○4番 後藤英夫 議員 私はこの見える化が煩雑な事務処理の解決策の一つだと考えます。各区の区長さんは、何回も言いますが、お忙しい中、本当に頑張っておられます。要望書が提出された場合はしっかりと、できれば文書などでお答えいただきましたけども、回答をお願いするとともに、より横断的な対応をお願いしたいと思います。さらに、この見える化などの考え方方が他の部署にも水平展開されることを期待いたします。

次の質問に移ります。

3点目は、あか牛の消費拡大についてお尋ねいたします。

本市は、全国屈指の農業地域であり、農業が最も重要な産業の一つであります。農業は、国民への食料安定供給や、国土、環境保全はもとより、地方活性化を担う基幹産業として大きな役割を果たしており、我が国の経済成長や地方活性化を牽引するポテンシャルの高い分野であります。

しかしながら、農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の拡大など、様々な課題に直面しております。今後、社会構造が急速に変化すると見込まれる中、抜本的な構造改革により競争力強化と成長産業化を図ることが急務となっています。

さて、本市のホームページによりますと、本市の農業は、農業産出額ベースで熊本県内順位2位、全国順位17位となっています。また、本市の農業において、耕種農業の割合は24.1%、畜産農業の割合は75.8%となっております。農業産出額で見た菊池市の農業の中心は畜産農業となっており、畜産農業の農業産出額に焦点を当てると、熊本県内順位は1位、全国順位は4位となっています。本市の畜産農業において、農業産出額の割合が高く、強みとなっているのは肉用牛となっており、畜産農業の農業産出額全体の38%を占めています。

肉用牛の中で、昭和19年に熊本で登録された和牛の一種である褐毛和種を地元では「あか牛」と呼んでいます。あか牛は、地域伝統と特性を有する農林水産物食品のうち、品質等の特性と産地との結びつきを特定できる名称がつけられるものについて、知的財産として国に登録することができる地理的表示保護制度、いわゆるG Iに平成30年9月27日に登録されました。

そこで、質問ですが、このG I認定を受けたあか牛についての本市の認識、農家

件数などの現状や取組、それから課題を教えてください。

○大賀慶一 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、後藤議員のご質問にお答えいたします。

まず最初に、肉用牛についてご説明させていただきます。

肉用牛には3種の区分がございまして、肉専用種、乳用種、交雑種、いわゆるF1がございます。そのうち、肉専用種が和牛と呼ばれており、代表的な黒毛和種を含め4品種となっております。議員もおっしゃられましたように、「あか牛」については、和牛の中では褐毛和種と呼ばれており、本県が主産地となっているところでございます。

また、本県の「あか牛」は、議員もおっしゃったとおり、地理的表示保護制度のG Iに登録されておりまして、最近では、黒毛和種に近い価格で市場取引されているところでございます。

あか牛の生産は、主に阿蘇地域で多く行われており、熊本県の畜産統計によりますと、県全体の約6割が阿蘇地域に集中しており、菊池地域は、阿蘇に次ぐあか牛の生産地となっております。

本市におけるあか牛を飼養している農家数につきましては、熊本県畜産統計による過去3年間の推移を見ますと、令和元年度は55件、令和2年度は57件、令和3年度は60件でございます。

あか牛飼養農家の特徴といましましては、10頭以下の小規模で飼養されている農家が半数以上でございます。

また、頭数の推移につきましては、令和元年度は、繁殖牛として499頭、肥育牛として1,356頭、令和2年度は、繁殖牛として425頭、肥育牛として1,373頭、令和3年度は、繁殖牛として426頭、肥育牛として1,453頭となっております。

あか牛につきましては、徐々に減少傾向にあったのですが、近年は、ほぼ横ばい状態になっていると認識しております。

次に、本市の「あか牛」に関する取組につきましては、本市独自で実施しております家畜導入事業では、「あか牛」の繁殖雌牛の導入にも補助を行っているところでございます。

また、「あか牛」に関する課題につきましては、10頭以下の小規模の農家が多いために、今後、高齢化などにより飼養する農家数や飼養頭数が減少していくことが考えられます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 後藤英夫議員。

[登壇]

○4番 後藤英夫 議員 ありがとうございました。

あか牛の特徴を幾つか申し上げますと、あか牛は、寒さや暑さに強く、放牧に向いていて飼育しやすい上、自然の草をたくさん食べるため草の再生を促し、草原維持の大きな役割を担っています。

また、その肉は、赤みの特徴的な味わいとヘルシーさを兼ね備え、牛肉らしいうまみや香りに富むといった特性を有しています。

また、この肥後の「あか牛」は熊本の文化だと言われています。本市でも昔は多くの農家で飼育されていました。私が育った大琳寺でも、子どもの頃は多くの農家で見ることができましたので、まさにふるさとの牛、菊池の文化だと思っております。もちろん今現在も60件の農家がいらっしゃるとの答弁でしたが、本市においても重要な産業であります。

先月、褐毛子牛の競りを見学してまいりましたが、他県から多くの方々が来場され、地域を挙げて多くのあか牛を競り落としている様子が見受けられました。遠く離れた地域でもあか牛に注目し、地域ブランド化を目指しているように感じました。

そこで、再質問ですが、消費者や小売店、それから流通業者などに対して、さらなる各種PR活動をすべきと思いますが、本市の取組、それから現状や課題をお示しください。

○大賀慶一 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、後藤議員のご質問にお答えいたします。

令和3年の本市の「あか牛」の飼養頭数は、先ほども申しましたが、繁殖牛、肥育牛、合わせて1,879頭となっております。本市肉用牛全体の飼養頭数が2万4,784頭に対して、約7.6%となっております。

議員おっしゃるとおり、近年、あか牛は、県や県畜産協会などがブランド力強化のために「くまもとあか牛」として、特に力を入れた消費拡大のPRを行っており、赤身に凝縮されたうまみと、ほどよい脂身と甘さのおかげで、バランスがよい牛肉として人気が出てきていると聞いております。

しかしながら、「あか牛」は、他の肉用牛と比較して生産量が限定されているため、流通における小売店等での取扱いが少なく、販売促進が課題となっているところでございます。

本市では、畜産振興のための牛肉の消費拡大事業として、市内外消費者に対してPRを行ってまいりましたが、「あか牛」についても、今後も熊本のブランド牛と

して、県や畜産協会、市商工会などの関係機関と連携した消費者へのPRを検討してまいりたいと考えます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 後藤英夫議員。

[登壇]

○4番 後藤英夫 議員 ありがとうございました。

頑張っておられます畜産農家のためにも、ぜひよろしくお願ひいたします。

先ほど私は、「あか牛」は菊池の文化だと発言しました。今の子どもたちは「あか牛」のことをどれくらい知っているのか疑問に感じます。子どもたちにも地元のこの肥後のあか牛をもっとよく知ってほしいと思います。

そこで、食育教育の一環として、本市の小学校や中学校の学校給食として、年1回か2回、あか牛を提供してはどうでしょうか。

○大賀慶一 議長 音光寺教育長。

[登壇]

○音光寺以章 教育長 皆さん、こんにちは。議員ご質問の、あか牛の牛肉消費拡大のため、学校給食であか牛を提供することはできないかとのお尋ねにつきまして、回答させていただきます。

学校給食に要する経費につきましては、学校給食法第11条に保護者の負担とすると規定されております。このことから、本市におきましても、保護者からの給食費で運営を行っているところでございます。

学校給食で利用する肉は、豚肉や鶏肉が中心であり、牛肉は高価であるため、年に5回程度しか利用できていない状況でございます。あか牛はさらに高価ですので、学校給食では使っておりません。

本年度は、長雨の影響により野菜が高騰しておりますし、さらに物価の優等生である卵につきましても、来年から値上げをされるということを聞いております。そのため、学校給食を取り巻く状況はますます厳しい状況であります。

このように、限られた給食費の中で運営しておりますので、現状では、あか牛を学校給食で提供することは難しい状況でございます。しかしながら、教育委員会としましては、できる限り地元菊池産の食材を利用したいと考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 後藤英夫議員。

[登壇]

○4番 後藤英夫 議員 ありがとうございました。

あか牛の学校給食への提供が、阿蘇地域の自治体で実施されたことがあると聞い

たことがあります。本市も思い切って、年1回でもいい、あか牛ステーキの日をつくったらどうかと私は思います。子どもたちに故郷の味として、いつまでも覚えていてほしい、そういう思いから質問させていただきました。

本市を活性化する1次産業は、農業、林業などの産業です。農業は、治水面、自然共生、国土保全という環境にとって大切な役割も同時に担っています。そして、本市における雇用も同時に併せ持つ基幹産業であることは言うまでもありません。私たち議員は、本市市民、それから、生産者、営農者が抱える諸問題を共に考え、産業構造を見据え、農業を核に地域を発展させていく道を提案していく使命があると思います。

また、本市の農業振興は、本市各地の農業団体などにとっても重要な課題だと思いますが、その取組には本市の行政の力と連携が欠かせないと考えます。本市にとって農業振興は、地域産業、地域社会の活性化策としても重視される必要があると思います。

そこで、このあか牛の消費拡大に向けて、江頭市長にも力強い言葉をお願いいたしたいと思います。

○大賀慶一 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 ただいま、あか牛の消費拡大に向けての市長の意見をというご質問でございました。

「あか牛」は、県や県畜産協会さんなどが、ブランド牛「くまもとあか牛」として広く消費拡大のPRを行っているところでございます。

本市における「あか牛」の消費拡大につきましても、今後も本市が進めております畜産振興のための牛肉の消費拡大事業の中で、県や畜産協会さんと連携をして、消費者に対してPRを行っていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 後藤英夫議員。

[登壇]

○4番 後藤英夫 議員 ありがとうございました。

肥後のあか牛の生産者や農業団体などにとって、大変励みになると思います。あか牛の消費拡大で本市のさらなる活性化を期待するところでございます。

次の質間に移ります。

4点目は、菊之城跡についてお尋ねします。

本市深川地区、それから、北宮地区では、菊池一族の関連遺跡群の確認調査が行われています。この調査では、初期の菊池一族が活躍した13世紀から14世紀の

生活の様子を具体的に明らかにすることができます、これまでの文献資料研究成果を補強するものであります。中世の武士の発生から発展する過程を実証できる貴重な資料であり、鎌倉時代、南北朝時代、室町時代の限定された期間での武士の活動状況を明確にできることは、全国的にも希少だと言われています。このことは本市の誇りであり、市民の关心も高いと思われます。この貴重な史跡を今後どのように生かしていく予定でしょうか。より多くの市民にこの史跡のことを知っていただきたいと思いますが、周知などはどのようにしていますか。お願いします。

○大賀慶一 議長 音光寺教育長。

[登壇]

○音光寺以章 教育長 議員のご質問にお答えします。

菊池一族の歴史は、中世の前期において、菊之城跡に居を置く肥後北部の中世豪族形成期（12世紀～14世紀初頭）と、中世の中期から後期にかけて隈府に拠点を移し、肥後国守護として領国制を整えていた確立期（14世紀中頃～16世紀初頭）に分かれます。

菊之城跡は菊池一族が最初に居を構えた館だと考えられております。16代菊池武政が守山城に本城を移すまで、菊池の本城であったと言われております。また、最近の調査では、菊之城には掘立柱の建物、周辺には川港があり、菊池川水運を利用した外国との貿易など経済的活動があったと推定することができました。

このような成果を基に本年11月に、学識経験者を中心とした菊池市史跡調査検討委員会から菊池一族の活動状況を明確にできる遺跡である「中世菊池一族関連遺跡群」として国指定史跡に値するとの答申をいただいております。併せて、検討委員会から国指定に向けては、菊池一族の活動期間が400年余りと長期に及ぶため、前期の菊之城周辺と後期の隈府周辺とを分け、菊池一族の活動拠点の変遷を立証するようご意見をいただいたところでございます。

菊池市としましても、この答申を踏まえ、郷土の歴史を解明する上で、非常に重要な遺跡であることから、まずは、前期分、菊之城跡周辺になりますが、国指定史跡を目指していきたいと考えております。

次に、周知方法についてでございますが、これまでの調査結果につきましては、新聞報道でも大きく取り上げられ、ご存じの方も多いと思いますが、市のほうでも確認調査の現地説明会の開催や、市の広報紙に「菊池一族関連遺跡群」としてリポート記事の掲載、さらに公民館講座などによって情報発信に努めているところでございます。

また、令和3年度におきましては、4月から7月まで、隈府一番館において菊之城跡の調査成果物を展示するなど「菊池一族の黎明展」と題して企画展を実施いた

しました。さらに年度内に、市民の皆様を対象とした成果物報告会を予定しており、これまでの調査で分かったことなどの周知を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○大賀慶一 議長 後藤英夫議員。

[登壇]

○4番 後藤英夫 議員 ありがとうございました。

答弁いただきました今回の国指定史跡とはどのようなものでしょうか。また、県内にはどれくらいあるんでしょうか。それから、国指定史跡についてのスケジュールをお願いしたいと思います。

○大賀慶一 議長 音光寺教育長。

[登壇]

○音光寺以章 教育長 では、国指定史跡についてお答えいたします。

国指定史跡といいますのは、文化財保護法では「貝塚、古墳、都城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上または学術上価値の高いもの」と定められております。

現在、県内では43の国指定史跡があります。近くでは、山鹿市から菊池市にかけてございます鞠智城跡がこの国指定史跡に当たります。今回は、菊池市のみに所在する国指定史跡を目指したいというふうに考えております。

次に、国指定史跡に向けてのスケジュールについてでございますが、これまで、学識経験者などに参加していただいている史跡調査検討委員会の検討を経て、菊之城跡とその周辺が中世菊池一族関連の遺跡として、歴史的な価値があることが分かってきました。

現在は、国、県と協議を行いながら、遺跡の総括報告書の作成を進めており、令和4年度に国に意見具申をしていく予定でございます。

併せて、地元や市民の皆様にも調査成果の報告を行いまして、ご理解、ご協力ををお願いしたいと考えております。

○大賀慶一 議長 後藤英夫議員。

[登壇]

○4番 後藤英夫 議員 ありがとうございました。

ご答弁いただきました国指定史跡、近くで言いますと、本市との境、山鹿市、菊鹿町に鞠智城が確かにございます。平成16年2月27日に国史跡に指定されました鞠智城は、東アジアの情勢が緊迫した約1300年前に大和朝廷が築いた山城です。663年、白村江の戦いで、唐・新羅の連合軍に大敗した大和朝廷が日本列島への侵攻に備えた西日本各地に築いた城の一つで、九州を統治していた太宰府やそ

れを守るための大野城・基肄城に武器・食糧を補給するための支援基地でした。

「続日本紀」など、国の歴史書にも記載のある全国有数の重要遺跡です。

現在、歴史公園鞠智城として古代歴史公園がありますが、本市は中世歴史公園として、菊之城跡及びその周辺を整備する考えはありませんか。お尋ねします。

○大賀慶一 議長 音光寺教育長。

[登壇]

○音光寺以章 教育長 議員お尋ねの、菊之城跡及びその周辺の整備をする考えはないかということについて、お答えいたします。

国指定後の活用や整備につきましては、史跡の価値を損ねず、市民一体となった歴史を生かしたまちづくりを目指し、保存整備管理計画を策定し、国、県等と協議しながら、進めてまいりたいと考えております。

また、郷土の歴史を知り、愛着を持ってもらえるようソフト面における取組も行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 後藤英夫議員。

[登壇]

○4番 後藤英夫 議員 ありがとうございました。

菊之城跡及びその周辺を整備することで、市民の憩いの場や観光スポット、それからフットパスコースなど、いろいろと地域を活性化できる可能性があると私は考えます。

また、国土交通省のかわまちづくり支援制度を活用し、良好なまちと歴史、それから菊池川清流の水辺が融合した癒しの空間ができれば、より魅力的なまちづくりができると思いますので、ぜひ菊之城跡及びその周辺の整備を考えていただきたいと思います。

これで、質問を終わります。

○大賀慶一 議長 これで、後藤英夫議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。



休憩 午後1時54分

開議 午後2時01分

○大賀慶一 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、田中教之議員。

[登壇]

○1番 田中教之 議員 皆さん、こんにちは。田中教之です。早速質問に入りたいと思います。

まず1点目、市道亘甲森1号線について質問します。

現在、今区と片角区をつなぐ、この亘甲森1号線ですが、隈府中央線との接続が計画されておりますが、なかなか進んでおりません。この点につきましては、もう私個人の意見として、やはりなかなか前に進まないときは、やはり市長がリーダーシップをとって、現状を打破していただくしかないと考えております。

片角の住民の方から、また、その付近の住民の方から、いつできるのかと、これは本当に大げさじやなくて、本当に何度も聞かれます。時には、市はやる気があるのかと厳しい意見もいただいております。ですので、デリケートな内容であることは十分承知しておりますが、質問させていただきます。

この隈府中央線と今橋を通る亘甲森1号線の接続について、これまでどのような経緯で進めてきたのか、お示しください。また、現在の進捗状況もお示しください。

○大賀慶一 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、田中議員のご質問にお答えいたします。

これまでの経緯ということですけども、市道隈府中央線と今村橋をつなぎます市道亘甲森1号線道路改良事業の件につきましては、今村橋から北側の市道亘深川線までの延長約151メートルを平成31年3月に供用開始をしております。

また、進捗状況につきましては、残りの市道亘深川線から市道隈府中央線までの約280メートルの区間につきまして、道路改良計画に基づき用地交渉を進めている状況でございます。今後も鋭意この交渉を進めていきたいと考えております。

なお、交渉中の案件でございますので、詳細なところは回答を控えさせていただきたいと思います。

以上、お答えします。

○大賀慶一 議長 田中教之議員。

[登壇]

○1番 田中教之 議員 交渉中ということで、なかなか詳細は答えられないということで、その点はごもっともでございます。

この点は、以前、片角の、隈府側から言いますと、わくわく温泉から宮村園芸さんの前を通る道が、要は、そこがなかなか通らないと、道が混んでいると。通学路が危険だというところで一般質問させていただきました。

その後、グリーンベルトを引いていただいていますが、現在、その道路周辺も家が9軒ほど建ったりしております。とにかくこの効果ですよね。もし道が通った場

合、どのような効果があるかというところを考えてみると、現在、光善寺、19代持朝公のお墓がある片角の北宮側になるんですが、その道も、田んぼや畠のところは、今、宅地に変わっております。となると、ますます交通量が増えて、これは非常に危険な通学路になっております。特に朝晩、今ちょっと特に夕方は早く暗くなりますので、本当に中学生、自転車とか危険な状況になっております。今、交渉中で、なかなか答え切れないということですが、やっぱり事故の可能性が出てきたというところが非常に懸念するところなんですね。

この本線が、亘甲森線がそこへ接続することによって、確実に交通量が分散されると考えられます。住民の方からも事故が起きては遅いんだと。とにかく早く道を通してほしいというところを訴えられております。やっぱり市民の方々がそういう厳しいことをおっしゃられるのは、それだけ期待もあるのかなと思うんですよ。やはり今区の方とかは、今、通じたところの栄町の区民の方々は、やはり市役所に対するアクセスの利便性だったり、市役所からあの道を通って、旭志、泗水方面に行きやすくなるというのは考えられますよね。今、これちょうど国道325号が4線化してまして、また、あそこの大琳寺交差点が、要するに混雑してますので、やはりそれも影響があって、その宮村園芸さんの道が抜け道として交通量が増えているという現象がありますので、そういう期待があるんだと思います。そういうことで、開通後の効果の見込みは、部長はどのような考えをお持ちなのか、ちょっと見解をお示しください。

○大賀慶一 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、接続の効果についてお答えさせていただきたいと思います。

市道亘深川線から市道隈府中央線までの区間の接続による効果につきましては、菊池市シルバー人材センター横の市道亘甲森2号線とキャニオン西側の市道横町片角線を通る車両が減ることが予想されます。両市道の朝夕の渋滞緩和が考えられるところでございます。

また、両市道は通学路でございますが、歩道設置が困難な路線となっております。亘甲森1号線道路改良事業が進みますと、こちらに車両が流れると予想されますので、通行車両が減少することによる通学路の安全対策が図られると考えております。

次に、国道325号から市内へのアクセスがよくなることにより、住民の利便性向上並びに人口の流入、それから交通の流入が増え、市内の活性化につながる効果があると考えているところでございます。

以上、お答えします。

○大賀慶一 議長 田中教之議員。

[登壇]

○1番 田中教之 議員 ありがとうございました。

やはりそういうふうに効果が本当に感じられる道路だと思います、もしつながればですね。そのように、両方、確かにキャニオンの側とシルバーハウス側に市道ございますので、しかも通学路、そこに分散されることによって、かなりやっぱり通学路の安全を確保できると思います。

先ほど部長、後半おっしゃったように、やっぱり大津方面からアクセスが隈府のほうにすぐ入りやすく、市役所を通って隈府に行きやすくなるということは、今後のその流入にとって非常にいい効果ですので、であれば、やっぱり早く何とか、難しい問題があるかと思いますが、通してほしいと思います。

やっぱり住民の方のこの事故が起きては遅いという言葉が重いと思いますので、この問題は冒頭に申しましたが、やはり解決では市長だと思いますので、市長に打開していただくことを期待しまして、次の質問に移ります。

子どもの自殺対策について質問します。

厚生労働省によりますと、コロナ禍で女性、若年層の自殺が増えているということです。菊池市はこういった自殺がまだここ数年は確認されてないということですが、しっかりと対策は必要だと考えております。

ここで、日本全体の自殺者の数は減少傾向にあります。10年前は約3万人ぐらいだったのですが、令和元年は2万169人と、2万人ぐらいだということです。令和2年に関しては、ちょっと私のほうではまだ正確な数字を把握していませんが、コロナ禍で微増というところが予想されているということです。日本全体と見ますと、菊池市もそうかもしれません、自殺者数は、やっぱり中年男性が一番多いということです。ただし、今回、コロナ禍の自殺の動向は、例年とは明らかに異なっているという報告があります。

そこで、質問します。

まず、健康福祉部長へ、市全体として、コロナ禍における高校生を含めた子どもの自殺の現状をどのように把握しておりますか。変化や特徴があったら、それ含めてお示しください。

また、健康福祉部長と教育長のお二方に質問ですが、コロナ禍における自殺対策をどのようにしていくのか。それぞれ所管する立場からお示しください。

○大賀慶一 議長 渡邊健康福祉部長。

[登壇]

○渡邊弘子 健康福祉部長 まず、私のほうから、子どもの自殺の現状についてお答

えいたします。

令和3年2月に文部科学省がまとめた「コロナ禍における児童生徒の自殺対策」によると、全国での小中高生の自殺者数の合計は、令和元年で399人、令和2年で499人と100人増加しており、その中でも、高校生の女子における自殺者が、令和元年で80人、令和2年で140人と60人増加しています。

なお、令和2年における自殺の原因や動機では、1位が「その他進路に関する悩み」、2位が「学業不振」と学校に関する問題が上位となっています。

また、新型コロナウイルス感染拡大に伴う長期にわたる学校の休業は、通常の長期休業とは異なり、学校の再開時期が不確定であったことから、子どもたちの心が不安定になりやすいと報告されております。

本市における自殺対策につきましては、平成28年に自殺対策基本法の一部が改正され、全ての自治体で自殺対策計画の策定が義務づけられたことを踏まえ、「菊池市自殺対策計画」を策定し、計画に基づき、各種機関との連携や研修会等を開催しております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 音光寺教育長。

[登壇]

○音光寺以章 教育長 続きまして、市内の小中学校の取組についてお答えいたします。

市内の小中学校における児童生徒の自殺予防の取組としましては、主に、学校における早期発見に向けた取組と、保護者に対して家庭での見守りの促進を行っております。

早期発見に向けた取組としましては、学級担任や養護教諭などを中心としたきめ細やかな健康観察や健康相談、「心の教室相談員」による心配事相談などを通して、児童生徒の状況を的確に把握し、心配される児童生徒につきましては、担任やスクールカウンセラーによる個人面談等の教育相談を実施し、悩みを抱える児童生徒の早期発見・早期対応に努めております。

また、「こころの問診票」という本市独自の心理アンケート調査を年に2回実施し、子どもたちの心の状態や、どのような悩みを抱えているかなど心理面から児童生徒一人一人の実態の把握に努めているところでございます。

教育相談やアンケート調査などで把握した悩みや困難を抱いている児童生徒、不登校となっている児童生徒につきましては、長期休業中におきましても、保護者への連絡や家庭訪問を実施し、継続的に様子を確認しているところでございます。

特に、統計によりますと、夏休みなどの長期休業明けに最も自殺者が多くなって

いる傾向がございます。そこで、長期休業の終了前においては、心配される児童生徒の心身の状況の変化に注意し、児童生徒の見守りの強化に努めております。また、気がかりな児童生徒に対しては、保護者と医療関係と連携しながら組織的に対応するよう学校へ指導を行っております。

さらに、児童生徒には「24時間子供SOSダイヤル」をはじめとする電話相談窓口の周知を長期休業の開始前に周知し、児童生徒が安心してSOSを出すことができる環境づくりの整備に努めております。

保護者に対しまして家庭での見守りの促進につきましては、家庭において保護者が把握した児童生徒の悩みや変化、違和感について、学校へ積極的に相談ができるよう学校の便りや保護者会などで周知し、併せて「24時間子供SOSダイヤル」またはSNS相談窓口など保護者に対しても各種相談窓口をお知らせし、相談体制の整備を図っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 田中教之議員。

[登壇]

○1番 田中教之 議員 ありがとうございました。

高校生の女子が多いというところが、今回のこのコロナの特徴かなというところがありました。

いのち支える自殺対策推進センターという厚生労働省の外郭団体の報告で、令和2年の10月のレポートなのですが、本年4月から6月の自殺者は、例年よりも減少していると。大体新しい職場とか学校が変わると、これは子どもだけじゃなくて、全体の話なんですけど、そこ大きかったんですが、そこが減ってまして、令和2年に関してはですね。様々な年代において女性の自殺は増加傾向にあると。数としては圧倒的に男性が、特に中年男性が一番多いんですが、その全世代の女性の数が増えていると。自殺報道の影響と考えられる自殺の増加が見られると。テレビやSNSで有名若手の俳優さんが亡くなった事件を見て、それを起因とする自殺の増加があったというふうに言われております。

本年8月に女子高校生の自殺数が増加しているという報告がありました。統計学的には優位ではないが、中学生も増加しているというふうに、令和2年度の全体的な状況について、このいのち支える自殺対策推進センターが報告されております。

先ほど健康福祉部長がおっしゃったとおり、やはりその女性が増えているというのにはありますて、これはある意味、ちょっとなかなか今までの自殺対策とは違う対策をしないといけないのかなと個人的に考えております。

教育長、いろんな対策おっしゃっていただいて、まず早期発見と。家庭での見守

りというのは大事だというところで、いろいろ担当されております。ただ、保護者の対応というのは非常に大事なのかなというところは、今、教育長が対策をおっしゃって、感じたところです。

様々なその資料を見ますと、子どもの自殺という要因の一つとして、やっぱりいじめによる自殺というのが、これはやっぱりマスコミでも多く報道されますので、いろいろな資料に取り上げておるんですが、その要因とか傾向は、今まで学校問題だけではなくて、家庭の問題によって、自ら命を絶つ子どもが増えているというふうにあります。今まででは友達関係とか、学校の先生の関係とかというところで自殺が多かったようですが、最近は親との関係で悩んだり、先ほど対策の一つに保護者の見守りとありましたけど、家庭内での問題が原因で亡くなっているという問題があります。特にコロナ禍で、緊急事態宣言やまん延防止策で、熊本のみならず、全国の学校が休業したことによって、学校にしか居場所がなかった児童生徒が、やっぱり学校に行けないとなると、あんまり好きじゃない家にずっといることになって、やっぱりそこで絶望感を感じるというケースも見られます。

いじめにより自殺が起きた場合、警察が自殺と認定されたら、それ以上、なかなか原因を調べる手段がありません。保護者が調査を学校に依頼する場合もありますが、限界があります。必ずしも行えることはありません。場合によっては、第三者委員会が設置される場合もありますが、手続が保護者にとっては分かりにくい場合もあります。これらのいじめの原因究明体制も、これから対策としては重要だと思っております。

また、自殺の原因が家庭の問題の場合は、やはり家庭に何かしら、両親だったり、大人の問題がある場合があります。その場合は、福祉的な対応を求められる場合以外、この場合は、やはりスクールソーシャルワーカーの方の対応が非常に重要だと考えております。

そこで、2回目の質問をさせてもらいます。

まず、先ほど健康福祉部長に、対策の中で菊池市の自殺対策計画というものをおっしゃいましたが、具体的にどのような対策が計画されているんでしょうか。また、この計画では、関係機関や府内の複数の部署にまたがって計画されていますが、しっかりとした連携は取れているんでしょうか。この2点は健康福祉部長にお聞きします。

また、教育長にもお尋ねします。

学校でいじめが原因で自殺が起きた場合、原因の究明はどのように行われるのでしょうか。その際、第三者機関の設置が必要となった場合は、スムーズにできるのでしょうか。その手続の流れがあるのであれば、お示しください。

また、学校での自殺対策には、先ほど申したとおり、福祉と学校をつなぐスクールソーシャルワーカーの増員が必要だと考えますが、教育長の見解をお示しください。

○大賀慶一 議長 渡邊健康福祉部長。

[登壇]

○渡邊弘子 健康福祉部長 本市における「自殺対策計画」について、まず説明させていただきます。

なお、本計画は子どもだけではなく、大人も含めた市全体の計画でございます。

本計画では、自殺対策基本法及び国の自殺総合対策大綱を踏まえ、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、五つの基本施策を上げております。

施策の主な内容を説明いたします。

一つ目は、「地域におけるネットワークの強化」です。

自殺対策に特化したものではありませんが、菊池市高齢者地域見守りネットワークや菊池市消費者被害防止ネットワークなどを活用し、様々な悩みを抱えている人の問題を解決するために、関係部署との情報共有や連携を行っております。

二つ目は、「自殺対策を支える人材の育成」です。

様々な職種を対象とした研修会を実施し、地域における見守りのネットワークの支えとなる人材の育成に取り組んでいます。

本年度は、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー養成講座」を、民生委員・児童委員や市職員を対象として実施しております。

三つ目は、「住民への啓発と周知」です。

3月の自殺対策強化月間や9月の自殺予防週間に併せて広報誌や、きくち防災・行政ナビによる相談先の周知を実施しています。

四つ目は、「生きることの促進要因への支援」でございます。

自殺リスクを抱える可能性のある人への支援としまして、臨床心理士による心の相談や弁護士による法律相談など、様々な相談窓口を開設し、相談者の心の負担を軽くして自殺のリスクの低減を図っております。

最後は、「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」です。

市内の全中学生に対し、命を大切にする教育を行い、子どもたちが将来直面する可能性がある様々な問題に対し、早い時期からその対処方法を身につけることで、自殺リスクを減らす取組を行っております。

自殺者の多くは、多様で複雑な原因を抱えており、自殺は様々な要因が連鎖する中で起きていると言われております。

本市では、既に行われている各種事業を「生きることの包括的な支援」としまして、自殺対策の取組と連動させていくとともに、関係部署と連携し、「誰も自殺に追い込まれることのない菊池市」を目指した取組を進めてまいります。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 音光寺教育長。

[登壇]

○音光寺以章 教育長 議員のご質問のいじめなどが原因で自殺した場合の原因究明はどのように行うかということについて、お答えいたします。

あってはならないことですが、いじめなどが原因で自殺した場合の調査については、「菊池市いじめ防止基本方針」に沿った対応を行うこととなっており、「重大事態」として扱われることになります。

事案についてですが、まず、市長に対し、「重大事態」発生の報告を行います。また、臨時の教育委員会議を開催し、学校が調査するか、教育委員会が調査するかを判断いたします。

学校の調査では、必ずしも十分な結果を得られないと判断されたときや、学校の教育活動に支障が生じるような場合は、教育委員会が調査いたします。

教育委員会が調査する場合は、教育委員会のもとに「重大事態」の調査組織である「菊池市スクールサポートチームいじめ問題対策調査班」を設置いたします。

「スクールサポートチーム」は弁護士、スクールカウンセラー、警察関係者など専門的知識を有する7名で構成されており、いじめ事案の関係者と利害関係がない第三者で構成され、調査の公平性と中立性が確保されております。

調査組織が設置された後は、事実関係を明確にするために調査が実施されます。いじめを受けた児童生徒の保護者に対しては、適切な方法で情報が提供され、調査結果について市長に報告される流れとなっております。

報告について、再調査が必要と判断した場合は、市長は別に第三者委員会を設置し、再調査を指示することができます。

また、調査結果を踏まえた措置としまして、子どもたちへの心のケアとして、スクールカウンセラーの配置や同種の事態発生の防止のための教育・警察関係者などによる重点的な支援を行うこととしております。

繰り返しになりますが、「重大事態」が発生しました場合は、丁寧な対応をしまいりたいと考えております。

次に、スクールソーシャルワーカーの増員の必要があるかという質問ですけども、まず、スクールソーシャルワーカーについて説明いたします。

スクールソーシャルワーカーとは、いじめや不登校問題をはじめ、生徒指導上の

諸問題を抱える児童生徒を取り巻く環境へ働きかけたり、関係機関等との連携・調整を行う専門職でございます。

教育委員会では、現在学校教育課内に1名配置し、教育相談体制を整備しております。

また、熊本県教育委員会から菊池市にスクールソーシャルワーカー3名と、スクールカウンセラーを7名派遣していただいております。

そのようなことから、今のところ必要に応じた対応はできておりますので、スクールソーシャルワーカーの増員は考えておりません。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 田中教之議員。

[登壇]

○1番 田中教之 議員 ありがとうございました。

まず、自殺対策の計画については、先ほど部長も答弁あったように、いろんな関係機関がまたがっておりますので、計画に沿って、常に連携を図っていただきたいと。他市に事例を見ますと、やっぱりそこが一番ポイントだと思いますので、引き続き取組をお願いします。

教育長、その第三者機関の設置までの流れ、非常によく分かりました。そのように、事前にそういう対策があるのであれば、分かりやすいなと思っております。やっぱりちょっと新聞やテレビで見ますと、どうしてもなかなかそこら辺の経緯がよく分からぬ部分がありましたので、菊池市の場合はそういうことになるということであれば、理解できました。

スクールソーシャルワーカーの方は、もともとそういう資格を持っている方が少ないと聞いております。ただ、やはり自殺までいかなくとも、やはりいろいろな悩み、家庭の悩み、家庭の経済状況とか、家庭のいろんな状況で悩んでいる児童生徒に、引き続き多くの選択肢がいけるような取組を行っていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

3番目、マイナンバーカードの健康保険証の利用について質問します。

マイナンバーカードで保険証が利用できるようになりましたが、まだ認知度は低く、利用率も低い状況です。対応する病院がまだ少ないということも課題ですが、やはりマイナンバーカード自体の発行を、午前中、泉田議員がおっしゃったように、増やしていくことも重要だと考えます。

そこで、質問いたします。

この保険証利用の本制度の内容と、これによってどういう市民はメリットがあるのか、お示しください。それについて課題があれば、お願いします。

また、関連して、総務部長に質問ですが、先ほど泉田議員が質問しましたが、同じ内容になるかと思いますが、本制度が利用されるには、マイナンバーカードをより多く市民の人に持っていただくことになりますが、現時点での取得の取組や発行状況をお示しください。

以上、お願いします。

○大賀慶一 議長 渡邊健康福祉部長。

[登壇]

○渡邊弘子 健康福祉部長 ただいまのマイナンバーカードの保険証利用についてお答えいたします。

マイナンバーカードの保険証利用につきましては、マイナポータルという政府が運営するオンラインで行政手続ができるサイトで申込みを行う必要があり、その後、マイナンバーカードの保険証利用対応の医療機関や薬局で使うことができるようになります。

令和3年11月末現在、菊池市内で利用できる医療機関等は8か所となっております。

市民の皆様のメリットとしましては、限度額適用認定証の申請手続が不要になるとともに、本人が同意すれば、初めての医療機関でも特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有できるため、より適切な医療が受けられます。

また、所得税の確定申告の医療費控除の手続で、マイナポータルを通じて2021年9月分からの医療費通知情報の自動入力が可能となります。

医療機関や薬局においても、最新の保険資格情報を自動的に取得できるため、保険証情報の入力が不要になり、資格の誤りによる診療報酬明細書の差戻しが減ることなどのメリットがあります。

課題としましては、先ほど議員のほうもおっしゃいましたが、マイナンバーカードの取得はもとより、市内では利用できる医療機関や薬局が少ないことから、マイナンバーカードの保険証利用の普及及び利用可能な医療機関等が増えることが必要であると考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 午前中の泉田議員の一般質問でお答えした内容と同様にはなりますが、お答えさせていただきます。

10月末日現在の本市のマイナンバーカードの交付率は、29.7%と県内の自治体と比較してもまだまだ低い状況にございます。

そこで、本市ではマイナンバーカードの取得促進に向け、市のホームページ、広報紙、行政ナビ等で、マイナンバーカードの身分証としての活用や、住民票など各種証明書のコンビニ交付、オンラインによる確定申告、健康保険証としての活用について情報発信を行っているところでございます。

今後は、新型コロナワクチン接種証明書の電子化等、拡大していく各種申請業務のオンライン化などのメリットについても引き続き、情報発信していくところでございます。

なお、本庁及び各支所、各窓口において、未申請者への申請勧奨や、申請手続のサポートを現在行っているところでございます。

また、9月から各行政区の公民館等へ職員が出向いてマイナンバーカードの出張申請による受付を、夜間や土日休日など行政区のニーズに合わせた時間帯に対応を行っております。

これにより、9月から11月末までの期間で出張申請へ出向いていた回数につきましては、45回で申請者数は805人となっており、マイナンバーカードの取得促進を図っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 田中教之議員。

[登壇]

○1番 田中教之 議員 ありがとうございました。

まず、マイナンバーカードの交付に關しても、私のほうで調べてみました。菊池市は29.7%、全国平均が39.1%、熊本県平均が38.2%、近隣だと合志市が41%、大津が34.3%、菊陽町39.2%、熊本市44.8%、山鹿市31.6%ということで、やっぱり大都市というか、都心に近いとその交付率は高いのかなと考えております。

午前中は泉田議員が加賀市のことをおっしゃいましたが、九州では宮崎県の都城市が67%ということで、全国で3番目ということで、やはり全国平均ぐらいは超えたいというのが私の率直な感想でございます。引き続きよろしくお願いします。

この制度のメリットですけど、様々な手続が、限度額だったり、高額医療のところの申告だったり、申請が原則不要になるというのは、これは非常に大きいと思います。

こういう大きさは大体これぐらいの45センチ、高さが30センチぐらいの大きさなんんですけど、そこに病院に行って、薬局に行って、保険証を提出すると読み取ってもらって、顔認証で本人確認をするということで、先ほど部長がおっしゃっているように、病院側も大分事務作業が減るという、こういうメリットがあります。

マイナンバーカードの健康保険証利用について、厚生労働省の担当者にお話を聞きしました。保健局医療介護連携政策課の保険データ企画室長の大竹雄二さんという方で、たまたま私の知り合いだったんですが、その大竹室長がおっしゃるには、渡邊部長おっしゃったように、利用者を増やすためには、やっぱり病院や薬局の導入をしなきやならないと。病院や薬局は、やっぱりマイナンバーカードの保険証利用をしている人がいれば、こっちも入れるんだけどということで、なかなか堂々通りというところが現状というところです。

ただ、このメーカーが、なかなか全国に広がって病院や薬局に訪問して導入の説明にあがるということが今までできなかつたもので、現在はそれが進めているというところで、病院や医療機関に関しては、これがプッシュしているというところで、そこら辺は先にそちらのほうが解決していくのかなと考えております。

先ほど渡邊部長おっしゃったように、菊池市でも8か所、病院や歯医者さん、薬局などがあるそうです。

私自身、マイナンバーカードに健康保険証を登録をしまして、まだ使ってないんですけど、銀行口座も先日ひもづけしました。

このように、ある程度、情報が集約されていきますと、例えばこの前、健康推進課というか、ワクチン対策室の皆さんと話をしたんですけど、今回、こういうデータベースが整えば、ワクチン接種も国が主導で、例えば65歳の人には何月何日のこの病院に何時に行ってくださいと、そういう通知を出せば、市が予約対応する必要はなかつたのかなと思っております。

基本的に、国保は医療費のこういうふうに使いましたよと、何々病院でこういう金額使いましたよって通知が送られてくると思いますが、そのようにデータベース持っていますので、そういったところを扱えば、市町村にそういう非常に煩雑で難しい業務を振らなくてもよかつたんじゃないかと考えております。

こういう件も、保険データ室長の大竹さんにできなかつたのですかとお聞きしたんですけど、今、まさにデジタル庁ができて、そういうことをやっているんだと。決め打ちプッシュ型といいますか、そういったふうに、国が何か政策を打つたびに、そういうふうに基礎自治体に迷惑かけないような仕組みをつくっているということでした。結局、国といいますか、厚生労働省にやっぱり最終的には基礎自治体が何でもやってもらおうという発想が抜け切れなかつたのかと思います。

デジタル庁がこれからマイナンバーを中心に、国主導というか、市町村が煩雑な業務を行わなくともいいように進んでいくと思います。これによって様々な恩恵が市民に、国民に享受できると考えております。

この前、デジタル副大臣の小林先生にちょっとお話ししたんですけど、子育て支

援にもこのデジタル庁というか、このマイナンバーカードがこれから非常に役に立つと。結婚、出産、病院、薬局、銀行など、子育て世帯の方が忙しい中、いろんな手続をほとんどしなくていいというふうになっていくんだろうというふうに言われております。

マイナンバーカードが、今後、銀行口座や運転免許証にひもづけられると、コロナの給付金や災害の一時見舞金などはもう速やかに振り込まれますでしょうし、運転免許証ひもづけによって、引っ越しの手続も不要になりますし、住所変更と一緒に一元化できますし、あと免許更新とかは、優良免許証の方はもう家でオンラインで講習を受けられるというふうにもなっておりで、非常にこれは便利になります。

そこで、2回目の質問ですが、今後の行政のデジタル化について、菊池市はデジタル化宣言を行っておりますが、このマイナンバーカードを中心に、今後の市のデジタル化の方針をお示しください。

○大賀慶一 議長 後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長 改めまして、こんにちは。ただいまの市のデジタル化宣言の今後の方針ということで、お答えいたします。

本市では、10月1日に「市民サービス」・「自治体経営」・「地域社会」のデジタル化を推進し、全ての市民が、いつでもどこでもデジタル技術の恩恵を受けることで、効率的で利便性が高い、安心・安全の「癒しの里」きくちを目指すために、「菊池市デジタル化推進宣言」を行いました。

今後は、「市民サービス」のデジタル化推進のために、マイナンバーカードの普及に取り組むとともに、この宣言を推進するための組織体制の充実を図ります。

併せて、現在改訂作業を行っております情報化推進基本方針及びアクションプランに基づき、電子申請による市民の利便性の向上や、人がコンピュータ上で行っている定型作業、ロボットで自動化して行うRPA、こういったものによる自動化・省力化など行政手続などのデジタル化を推進してまいります。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 田中教之議員。

[登壇]

○1番 田中教之 議員 ちょうど国のはうも動いておりますので、市のはうもしっかり共有をしながら進めていってほしいと思います。

質問を終わります。

○大賀慶一 議長 これで、田中教之議員の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。

次の会議は、12月6日に行います。引き続き一般質問となっております。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。



散会 午後2時48分

第 4 号

12月6日

令和3年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第4号

令和3年12月6日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問



本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問



出席議員（20名）

1番	田	中	教	之
2番	福	島	英	徳
3番	緒	方	哲	郎
4番	後	藤	英	夫
5番	平		直	樹
6番	東		奈	津子
7番	坂	本	道	博
8番	水	上	隆	光
9番	猿	渡	美	智子
10番	松	岡	讓	
11番	荒	木	崇	之
12番	柁	原	賢	一
13番	工	藤	圭	一郎
14番	城		典	臣
15番	大	賀	慶	一
16番	水	上	彰	澄
17番	二	ノ文	伸	元
18番	泉	田	栄	一朗
19番	木	下	雄	二
20番	山	瀬	義	也



欠席議員（なし）



説明のため出席した者

市長	江頭 実
副市長	芳野 勇一郎
政策企画部長	後藤 啓太郎
総務部長	上田 敏雄
市民環境部長	笛本 義臣
健康福祉部長	渡邊 弘子
経済部長	清水 登
建設部長	山田 哲二
経済部次長	本田 憲仁
選挙管理委員会委員長	古閑 昭二郎
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	開田 智浩
教育長	音光寺 以章
農業委員会事務局長	吉田 武

新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者

七城支所長	久川 知己
旭志支所長	竹村 秀一
泗水支所長	水上 孝道
財政課長	稻葉 一郎
市長公室長	松永 哲也
水道局長	安武 邦男
監査委員事務局長	宇野木 洋一



事務局職員出席者

事務局長	前川 幸輝
事務局課長	松原 憲一
議会係長	笛本 聖一
議会係	西山 美紀
議会係	吉岡 結加里

○大賀慶一 議長 全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。



午前10時00分 開議

○大賀慶一 議長 これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



日程第1 一般質問

○大賀慶一 議長 日程第1、一般質問を行います。

初めに、水上隆光議員。

[登壇]

○8番 水上隆光 議員 皆さん、おはようございます。議席番号8番、水上隆光です。我がふるさとの里山の裾野に広がりますこの菊池市が活気づくまちになりますよう、いろんな質問をしていきたいと思います。よろしくお願いします。

今日は、旭志地区と国道325号沿線の開発について、2番目に本市の人口と宅地について、3番目に工業団地の外灯についてを質問していきます。

まず、旭志地区と国道325号沿線の開発についてを質問いたします。

隣町の菊陽町に、TSMC、台湾積体電路製造会社という会社だそうですけども、今日はTSMCという表現でいかせていただきます。私はTSMCを中心とした中九州横断道路、この辺を考えた場合に、この国道325号沿線はコンパクトエリアだと考えております。そういう意味でも重要な地域というふうな認識を私自身は持っております。

11月23日の熊日新聞、蒲島知事、全庁挙げて人材確保、TSMC推進本部を立ち上げとあります。それから、11月25日熊日新聞、岸田総理、TSMCに4,000億円、国から拠出という記事もありました。菊陽町においては、後藤町長、推進本部、プロジェクトチームを発足と。TSMCはソニーグループと新会社を設立し、菊陽町の第二原水工業団地約21.3ヘクタールに工場を建設する計画だと。受入態勢や渋滞緩和のための道路整備、従業員の定住促進などの課題を総合的に議論し、迅速に施策を実現したいと後藤町長言っておられます。会社としては2022年に工場建設に着手し、2024年末までに生産を始める計画だと。初期投資額は約8,000億円、約1,500人の雇用を見込むというふうに載っております。私もこの千載一遇のこの局面で、菊池市としてはどのように動き、どのような展望

を持ってやっていくのかというところが気になりますので、その辺を質問していきたいと思います。T SMC、中九州横断道路と近い旭志地区国道325号沿線について、まず一つ目の質問といたしまして、この沿線の農振除外の経過をお示しください。

2番目に、国道325号沿いの泗水側と旭志側、この辺はどのような開発ができるのか、国道325号の旭志側と泗水側ではどのような開発が可能かということをまず最初に質問いたします。

○大賀慶一 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 改めまして、おはようございます。それでは、ただいまの水上議員のご質問にお答えいたします。

まず、農振の除外について経過をご説明いたします。本市におきましては、おおむね5年に一度、菊池市農業振興地域整備計画、いわゆる農振の全体見直しを実施しており、直近では平成29年から令和元年度にかけて実施しました。全体見直しにつきましては、土地の農業上の有効活用と農業の近代化の施策など、本市としての方針を整備計画に反映することとなります。それに基づきまして、本市では地域からの意見を踏まえた上で、全体見直しを実施してまいりました。

今回の国道325号の旭志側、東側の農地の一部が農用地区域から除外となった経緯につきましては、まず、地域住民の方々に対しての説明会を実施しております。説明会の中では、農用地区域である場合、圃場整備や排水対策、農道等の基盤整備事業を国・県の補助を受けて実施できることや、中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払交付金制度の支援対象となることなどを説明し、農用地区域から除外する場合は、こうした支援が受けられなくなるといった説明も行っております。

このような地域説明会を踏まえた上で、地元から国道325号沿線の除外の要望があり、除外する場合の要件に適合し、除外が可能である農地については、熊本県と協議し、同意を得た上で、令和2年3月に除外が確定したところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 吉田農業委員会事務局長。

[登壇]

○吉田武 農業委員会事務局長 改めまして、おはようございます。平成28年第4回定例会の一般質問の答弁内容と重複いたしますが、農業委員会のほうから、農地法上のところからお答えを申し上げます。

農振農用地区域外の場合の農地転用につきましては、おおむね10ヘクタール以上の広がりのある農地や、農業公共投資の対象となった農地である第1種農地につ

きましては、原則許可できません。ただし、第1種農地の不許可の例外規定があり、農業用施設を設置する場合や、法人や、また個人が集落に接続する農地を例えれば住宅地等に転用する場合には、転用は可能になります。また、農業公共投資の対象となっていない、おおむね10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い第2種農地につきましては、転用が可能でございます。

なお、平成31年4月から、熊本県より本市に農地法許可権限が移譲されておりますが、4ヘクタールを超える農地の転用の場合は県知事許可となります。

以上、お答えします。

○大賀慶一 議長 水上隆光議員。

[登壇]

○8番 水上隆光 議員 ありがとうございました。局長言われたとおり、平成29年、私、質問しておりますけれども、そのときの農業委員会の見解として、農地有効利用を行う目的以外は無理ですよというような感じだったかと思います。市長においては、国道325号沿線の開発が本市のさらなる振興・発展を図る上で必要な、今後は農振計画の全体見直しも控えているので、県と十分協議したいと。可能な限り調整を努めていきたいという答弁をそのときは頂いております。部長おっしゃられたとおり、私の感覚からすれば、大分農振の網が外れてきたかなという感触は持っているところです。

TSMC、中九州横断道路開通を目前にして、菊池市として将来像をどのような展望、戦略で持っていくのかということでございますけれども、まず、国道325号の泗水側、これは1種農地がほとんどですけれども、その1種農地の中に山があるわけですね。結構平らっぽい山があるもんで、こういう泗水側の農振地内の山の開発については何も問題ないのかというのをまず質問していきます。

それから、以前と比べれば大分農振の網は外していただいたかなという感覚はあるんですけども、よく事業者さんからあそこは開発できるはずだとよく私のほうにも言われます。そこで、ポイントをちょっと具体的に3ポイントほど絞って、その開発の在り方、可能なのかあたりを聞かせていただくかなと思います。

まず、道の駅の裏、道の駅の裏が芝生公園になっておりまして、その先にJAへの進入路があるわけすけども、その先に2.5ヘクタールほどあります。これは農振1種農地ではないと私は思っております。それから、ジョイフルの南側0.81ヘクタール、8反1畝ですね。これもよく開発できるんじゃないかなという話を聞きます。それから、3番目があさひが丘団地の南側1.9ヘクタール、約2町ほどあるんですけども、ここは実際、宅地分譲が行われて、4件ほど分譲されて家が建っているところです。そういうふうな三つでそれぞれあるんですけども、この3

か所の開発、可能なのかどうかを、また、開発の内容あたりをお示しいただくなら
と思います。よろしくお願ひします。

○大賀慶一 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、水上議員のご質問にお答えします。

まず私のほうから、泗水側の山林についての開発についてお答えいたします。

まず、山林に対しそのような開発が可能かというご質問でございますが、まず開
発につきましては、開発面積によって届出が異なりますが、山林・原野の木竹伐採
等により自然環境を著しく変化させ、またはそのおそれがある各事業については、
環境課に事前協議書を提出していただきます。同時に農林整備課へ伐採届の提出が
必要となり、農用地区域であれば、農用地区域からの除外が必要となります。

また、土地取引に伴う1万平米以上、都市計画区域内の5,000平米以上につ
いては、企画振興課へ土地売買等届出書が必要となり、1万平米を超える山林の場
合は、林地開発に該当しますので、県北広域本部林務課への届出が必要となります。
しかし、届出を行っても、各法律の下での許可となりますので、まずは計画等を作
成し、関係機関へ打合せを行っていただき、地元の理解を得るなど、適正な利用を
確保する必要があります。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 吉田農業委員会事務局長。

[登壇]

○吉田武 農業委員会事務局長 農業委員会のほうから、ご質問の3か所の農地につ
いてお答えします。

農地転用の許可要件には、農業公共投資や集団農地であるか等の農地区分から判
断する立地基準と、転用者の資金力と信用性や周辺の営農への影響等から判断する
一般基準があります。本日は、立地基準のみから判断した転用の可能性についてお
答えいたします。

まず、道の駅旭志の裏とジョイフルの南側の農地につきましては、いずれも農地
区分が第1種農地となり、原則転用は不許可となります。農業用施設や農畜産物
販売施設などの地域の農業の振興に資する施設や、一定の要件を満たす農業従事者
を雇用することが確実である工場や店舗などは、不許可の例外に該当しますので、
転用が可能になります。

さらに、ジョイフルの南側の農地につきましては、国道沿いに位置することから、
流通業務施設、自動車修理工場、食堂などの車両の通行上の必要な施設の設置の転
用は可能になります。なお、この2か所の農地につきましては、住宅地には転用で

きません。

次に、あさひが丘団地の南側の農地につきましては、農地区分が第2種農地になりますので、非農地や第3種農地に立地が困難な場合であれば、転用が可能になります。

以上、お答えします。

○大賀慶一 議長 水上隆光議員。

[登壇]

○8番 水上隆光 議員 全然開発がゼロじゃないというふうな局長の力強い答弁だったかと思いますけども、そういう意味からして、私が当選した8年ぐらい前に比べれば、大分前に進んでるのかなという感触を持っております。農振の旭志側でもほかにも可能、今、局長が言ったような可能なところがまだ2ヘクタールほどはあるんじゃないかなと私自身は思っています。

そこで、またTSMC関連の話になりますけれども、12月2日熊日新聞によりますと、熊本市の大西市長、TSMC支援へと。府内プロジェクトを検討と。大西市長はTSMCの県内進出について、熊本都市圏のみならず、九州経済のさらなる発展に向けた千載一遇の好機であると主張して、地域経済の再生と地場企業の活性化につなげたいと表明されております。それから、12月4日熊日新聞、TSMC関連企業誘致へ、土地を整備、山鹿市。山鹿市の早田順一市長は、全府横断的なチームを立ち上げ、関連企業を誘致する土地の確保や整備を早急に進めたいと議会で述べておられます。それから、ヤフーニュースで、これは11月27日だったと思いますけども、帝国データバンクの記事によりますと、TSMC社の日本初となる工場を熊本県に建設することの意義は全国的にも大きいと。今後、素材や部材の供給などで熊本を中心としたサプライチェーンの構築が進むと見られ、半導体産業が県内の基幹産業として大きく成長することが期待される。ちなみに、全国で420の関係取引企業があると帝国データバンクは言っておられます。TSMC、中九州横断道路開通を目前として、本市としては将来像をどのような展望、戦略を持っていくのかと。この展望、戦略あたりを聞かせていただきたいと思います。

それから、私は先ほど局長が言られた、可能な土地を市が先に市有地として確保し、準備しておくべきだと思いますが、この辺のお考えもお示しいただきたいと思います。今までも菊池市、工業団地を造り、多くの企業に来てくださいと誘致をお願いし、今は工業団地が満杯になっているところですけれども、当時の工業団地設立よりもかなり現在のほうが高い可能性で将来が開けていくというような状況にあると私は思っております。先ほども申しましたように、TSMC、中九州横断道路を中心としたコンパクトエリアというふうな感じで私は見ておりますので、ぜひと

もその辺のお考えをお示しいただくならと思います。よろしくお願ひします。

○大賀慶一 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、水上議員のご質問にお答えします。

T SMCの菊陽町への進出と中九州横断道路の整備は、本市で操業中の事業所にとっても好機になると考えております。大規模事業者の進出は、市内のある産業分野において人材の確保や人件費の増加といった課題もございます。しかしながら、関連事業者の進出や市外からの人口流入による経済の活性化といった恩恵がもたらされるほか、中九州横断道路の開通により、移動や輸送の利便性が向上することが期待されます。

また、国道325号沿いの農地につきましては、先ほども申しましたが、農振農用地及び圃場整備済みの農地や広がりのある第1種農地であるため、開発を行うには厳しい制限がございます。議員ご指摘の工業団地といたしましては、まず、現在分譲中であります県営菊池テクノパーク12.9ヘクタールがございますので、県における活用の動向を注視しつつ、県との連携、情報共有を図ってまいりたいと思います。その上で、国道325号周辺につきましては、地元の方々の声を聞きながら、基本的には民間主導による開発を促進してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 水上隆光議員。

[登壇]

○8番 水上隆光 議員 確かに民間の活発な動きはもう表れてきてるかなと思いますけれども、やはりそこは、それはそれとして、市での考え方を、将来像をプラスに考えた考え方というものを持っていただきたいと思います。

最後に市長に、T SMC、中九州横断道路開通を見据えて、旭志地区、何とか復活の兆しが見えてくるかなと思います。局長からあったように、あさひが丘団地南側、宅地分譲がオーケーということで、現在も宅地分譲がされ、4軒ほどの新築がされています。この分譲地は国道325号まで1分というところにあり、空港、光の森まで10分から15分、大津、菊池の中間にあり、東バイパス、また国体道路へのアクセスも有利だということもありますので、市長には国道325号沿線の魅力を発信していただきたいと率直に思いますけれども、市長の今日の質問でのT SMCあたりからの今日の質問の総括と、国道325号の魅力発信についてをご答弁願うならと思います。

○大賀慶一 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは改めまして、皆さん、おはようございます。今お話をございましたT SMC、あるいは中九州横断道路というふうに、大変明るい話題があるわけでございますが、こうした動きを踏まえて、今後の旭志地区の、特に国道325号沿いをどういうふうにイメージしていくかというお話をございました。

旭志地区の国道325号沿いというのは、空港にも大変近うございまして、また、予定されております中九州横断道路の大津インターチェンジの予定地まで約4キロ弱ということで、大変好立地でございます。また、国道57号や国体道路などを経まして熊本市中心街へのアクセスにも優れていますので、今後については大きくよい方向に発展していく可能性が非常に大きいというふうに考えておりまして、本市の振興・発展の一つの鍵となる地域であろうというふうに考えておる次第でございます。

議員のほうからは、この際、工業用地として市が取りまとめてはどうだというふうな話もございましたけども、これにつきましては、国道325号沿いの開発には様々な制限がございますので、大変見通しにくい様々な開発事業リスクであるとか、一方で財政負担等ございますので、そうしたことを総合的に考慮すると、基本的には開発に関しては民間主導によるものがふさわしいであろうと。それを大いに促進してまいりたいというふうに考えています。

市としましては、この大きなチャンスを市の発展に着実につなげたいという強い思いがございますので、こうした民間開発に連動する形で、住宅であるとか、あるいは教育であるとかいったことの環境整備を力を入れていきたいと。このために、関係部署の連携を強化して、府内横断的に、総合的に取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 水上隆光議員。

[登壇]

○8番 水上隆光 議員 千載一遇と申しますか、降って湧いたというか、まさかの展開と申しますか、非常にラッキーな、幸運な案件でございますので、ぜひとも市としてもプラスの方向に動いていただきたいと思います。

それでは、次の質間に移りたいと思います。菊池市の人口と宅地について質問していきます。

直近の情報として、県内住み続けたいランキングというものが発表され、1位合志市、2位熊本市西区、3位菊池市というものであります。私自身にとつては非常にうれしいニュースであります。我がふるさとの菊池市が3位ということで、非常に驚きとうれしさがあったわけですけれども、そういうことで、何といつても

やはりその中身としては、若者世代、子育て世代に住みついてほしいと、そういう根源の思いはあります。

そこで、令和2年度末の人口と令和2年中の新築住宅の数、それから、平成18年、平成23年、平成28年、令和2年の新築マンション、アパート、住宅の数をお示しください。

○大賀慶一 議長 笹本市民環境部長。

[登壇]

○ 笹本義臣 市民環境部長 改めまして、おはようございます。私のほうから、人口と新築の件数についてお答えしたいと思います。

令和2年度末の菊池市の人口につきましては、令和3年3月31日現在、4万7,715人となっております。また、令和2年中に新築された戸建て住宅の棟数につきましては、令和3年度固定資産課税台帳を基にしまして集計しております。196棟となっております。

次に、平成18年、平成23年、平成28年、令和2年中の新築棟数につきましてですが、先ほどと同様に、令和3年度固定資産課税台帳を基に集計しております。また、マンションとアパートの棟数につきましては、共同住宅として集計しておりますので、ご了承いただきたいと思います。まず、平成18年の新築棟数ですが、戸建て住宅が133棟、共同住宅が36棟、平成23年は、戸建て住宅が106棟、共同住宅が15棟、平成28年は、戸建て住宅が143棟、共同住宅が6棟、令和2年は、戸建て住宅が、先ほど申し上げましたとおり196棟、共同住宅が13棟となっております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 水上隆光議員。

[登壇]

○ 8番 水上隆光 議員 ありがとうございました。合併時が5万1,862人ですかね。合併時、平成17年。部長言ってくれましたけども、広報の12月号の直近の、令和3年の10月末の菊池市の人口ですね。平成17年5万1,862人、直近の10月末、4万7,568人、旧菊池市合併時2万6,716人、この10月末2万3,530人、泗水合併時1万4,282人、現在1万4,541人、七城合併時5,654人、現在5,197人、旭志合併時5,210人、現在が4,300人と。旭志と旧菊池市がかなり減ってきているところでございますけれども、それから、世帯数と、世帯の数ですね、世帯人員をちょっと調べましたところ、平成17年、世帯数1万6,488世帯、世帯人数3.15人、平成27年、世帯数1万6,949世帯、世帯人数2.84人、令和3年10月末、1万9,668世

帶、世帯人数が2.41人ということになっております。人口は減っていますけれども、世帯数が増えているというのは、決して悪いことではないんじゃないかなと思っております。

令和2年の新築が196棟という部長の説明がありましたけれども、調べたところ、山鹿が161棟ですから、規模的に山鹿のほうがちょっと大きいんですけども、新築は菊池のほうがかなり多いというふうに思われます。

そこで、若者世代、子育て世代に対して期待がかかる、泗水の苗畠跡地の分譲地の分譲の進捗状況を教えていただきたいと思いますけども、この分譲地の呼び方ですよね。ずっと苗畠跡地って言わなきやいけないのか、もう今は実際名前があるのか、その辺も教えていただくならと思います。

○大賀慶一 議長 後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長 改めまして、おはようございます。

苗畠事業所跡地の現状ということですけれども、苗畠事業所跡地の現状につきまして事業者へ確認しましたところ、憩いの森公園北側の土地が8区画、公園西側の土地が51区画の、合わせて59区画が宅地造成されています。現在、造成工事が進められており、住宅建築については、一番早いところで年内の着工と伺っています。

あと、名称につきましては、すみません、民間事業者のほうで開発されてまして、私ども手元に資料がございませんので、ちょっとまた後ほどもし分かればお答えしたいと思います。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 水上隆光議員。

[登壇]

○8番 水上隆光 議員 家を探している人にとか、若者世代、子育て世代に、泗水のあそこにありますよと、苗畠跡地ですよとなかなか言っても分かりにくいと思いますので、何か名称があれば、何とか分譲地というのがあそこの、公園も横にありますよといつて宣伝もできますので、そういうところはお示しいただくならと思います。

そこで、さあ菊池に家を建てませんかとかいうお誘いをするときに、市全体、また議会でも呼びかけていきたいという思いはあります。そこで、調査要請ということで執行部に、形で調査要請という形ですけれども、旧菊池市、泗水、七城、旭志の分譲地または分譲予定地の調査要請をさせていただきます。また3月に聞きたいたいと思いますので、その辺をよろしくお願ひしておきます。

先ほど196棟、200棟ぐらいの新築というのは、私の調査では、熊本県では6位ぐらいに入るかと思います。熊本市、八代市、合志市、宇城市、玉名市、菊池市。全国的には1,718の市町村で480位ぐらいですかね。そういうふうな情報も取っておるところでございますけれども、市長にそれではお尋ねしたいと思いますけれども、どうしてもベッドタウン化ということで、熊本市内周辺が人口増という形は表れていますけれども、光の森の私の知人の不動産屋に聞いたところ、光の森が坪40万円から50万円、40万円から50万円出しても土地がないということで、もう原水、鉄砲小路、あちらのほうに宅地のほうが動いてるんじゃないかなという話を知人はしておりました。原水、鉄砲小路あたりで20万円、坪ですね、宅地の。売買がされているということでした。私の調べですけれども、一番高いところで、隈府で17万円ぐらいですかね。豊水で10万円から12万円、旭志で、先ほど申しましたところが5万円から6万円というふうな値段になると思いますので、通勤としては若干遠いですけれども、こういう値段をやはり味方、魅力として、菊池市に住みませんかというところを言っていくしかないのかなと思っております。市長には、若者世代、子育て世代へどのように菊池市の宅地というものをアピールしていくのか、お尋ねします。

○大賀慶一 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 最後のご質問、子育て世代を市に呼び込むための考え方はという趣旨のご質問でございました。

全国的に人口減少が進む中で、本市では総合計画であるとか癒しの里きくち創生総合戦略におきまして、人口減少への対応や地域活性化というものを重要な施策として位置づけまして、移住定住に向けた取組を進めてきているところであります。議員のほうからご指摘があったように、将来的に子育て世代に住んでいただくということは、定住人口の増加や地域活性化にもつながることであります。

今おっしゃったような、値段が比較的優位性があるということはアピールしていくことは当然でありますが、これはマーケットが決めることでもありますので、本市としましては、子育て世代に魅力的な環境をつくっていきたいということで力を入れてきたところであります。例えば子育て期における支援体制の充実、特に病児・病後児保育の充実であるとか、待機児童ゼロの政策を今も維持をしておりまし、また、図書館をはじめとするよい教育環境の整備など、子育て世代の移住定住につながる様々な取組を積極的に進めてきております。また、このことを知りていただく必要がありますので、効果的なPRをするために、子育て世代を対象とした移住モニターツアーなども活発に実施しているところでございます。

引き続きこうした形で全力を挙げて子育て世代への支援を充実していくことで、子育て世代が住みたくなるような魅力的で活力にあふれるまちづくりを進めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 水上隆光議員。

[登壇]

○8番 水上隆光 議員 私、初陣の最初の選挙のときに言い続けてきた言葉が、今も言ってますけども、夢を今菊池へという言葉を選挙のたびにマイクで言っております。そういう思いを今も持っておりますので、何とか執行部においては、若者世代、子育て世代が魅力を感じる菊池市ということで考えていただきたいと思います。

最後の質問で、工業団地の外灯についてを質問していきます。

工業団地の数と従業員数をお示しください。

それから、工業団地の外灯の整備についてですけども、半導体不足から、残業、また夜勤、2交代制を取っている事業者が増えています。特に夜勤のときに、駐車場が工場よりも遠い場所にあったり、新しく工場近くに駐車場を山を切り開いて造ったりなんかして、工場までやっぱり夜歩かなければならないという状況が続いているところです。夜、市道を歩いて工場へ行く、暗くて非常に危険だという話も聞いております。また、蓋のないU字溝に、そういう夜勤の交代のとき、暗いものですから、U字溝に落ちたという従業員さんも3人ほどいるよという話も私の耳のほうに入ってきております。工業団地沿いの市道沿いの外灯だけでいいですから、ここをやはり市として整備できないかということをお尋ねしたいと思います。よろしくお願ひします。

○大賀慶一 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、まず私のほうから、本市における工業団地の数と従業員のほうをお示ししたいと思います。

本市における工業団地数は11か所ございます。また、工業団地における従業員数は、おおよそ8,000の方が就業されているところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 改めまして、おはようございます。外灯の整備ということで、私のほうから、防犯灯の設置関係についてお答えしたいと思います。

現在、本市では、菊池市防犯灯設置要綱に基づき防犯灯を設置することとしてお

ります。この要綱は、地域住民の生活環境を改善することにより、地域内の犯罪防止と安全なまちづくりを推進するため、市が設置する防犯灯の設置要件について必要な事項を定めているところでございます。

設置要件につきましては、行政区の区長の皆様からの申請に基づき、設置基準に適合するものについて設置し、設置後の修繕や照明器具の交換、電気使用料の負担については、申請をした当該区が行うことになっております。区長の皆様から申請があり、設置基準に適合すれば設置することができることとしております。現在、企業のほうから具体的な要望というのはあっていないところですけども、要望等があれば、その時点のご意見を伺ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 水上隆光議員。

[登壇]

○8番 水上隆光 議員 私もこの間、防災交通課と意見交換をしまして、今、部長が読まれた菊池市防犯灯設置要綱第2条、この要綱において防犯灯とは、道路を照明するもので、夜間における道路歩行中に発生する犯罪及び事故等を未然に防止するため市が設置する夜間照明灯であって、LED照明器具をいうと。第4条、防犯灯の設置を申請しようとする当該区の区長は、防犯灯設置申請書に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。第5条第2項、防犯灯に係る電気料金は、当該防犯灯の設置を申請した当該区の負担とすると。ということは、今のこのあれでいくと、近くの区長さんに頼んで、区長さんが工業団地の分を申請してやらなきゃならないという仕組みになっております。現在はですね。

なかなか、さっき言った8,000人、1か所700人から800人おる工業団地を、その近くの区長がそういう世話をするというのはなかなか現実的ではないと思います。やはりその11の工業団地、要望があれば、工業団地も行政区の扱いをしてやって、安全・安心な従業員体制を取ってやるということが私は必要だと思っております。どうかそのような前向きな考えを持っていただいて、防犯灯のほうをよろしくお願ひして、質問を終わります。ありがとうございました。

○大賀慶一 議長 これで、水上隆光議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

休憩 午前10時47分

開議 午前10時55分

○大賀慶一 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、猿渡美智子議員。

[登壇]

○9番 猿渡美智子 議員 皆様、おはようございます。猿渡です。通告に従って早速質問させていただきます。

まず初めに、国政選挙の投票率向上に向けた取組について質問いたします。

選挙管理委員会の古閑委員長には、ご多用のところご出席いただきありがとうございます。選挙といいますと、来年5月には私たち市議会も改選を迎えます。近年は選挙のたびに投票率が低く低下する傾向がありますが、菊池市議選も例外ではなく、合併翌年の2006年に行われた市議選の投票率は80.09%でしたが、回を追うごとに低下し、前回、2018年の市議選では60.01%で、12年の間に20ポイントも低下したという厳しさであります。投票率の低下は、我々議員自身の議員活動が問われているということは自覚しておりますし、何より私の地元投票所は菊池市の中でもとりわけ投票率が低いという事実を突きつけられております。しかしながら、今回は投票しやすい環境を整えるという観点から質問させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

先ほど市議選の投票率に触れましたが、国政選挙ではさらに投票率が低くなる傾向があり、全国的な課題になっています。直近の国政選挙は10月の衆議院選挙でしたが、このときの菊池市の投票率は、全国平均とほぼ同じ、わずかに下回るぐらいでしたが、54.70%でした。参議院選挙を見ますと、前回、2019年参議院選挙の投票率は47.15%です。選挙は議会制民主主義の根幹ですから、投票率が50%を切るというのは深刻な事態であると受け止めております。これまで選挙管理委員会におかれましても対策を講じてこられたことは承知しておりますが、ここで改めて、これまで投票率向上のためにどのような取組をしてこられたのか、お尋ねいたします。

○大賀慶一 議長 古閑選挙管理委員会委員長。

[登壇]

○古閑昭二郎 選挙管理委員会委員長 皆さん、おはようございます。

選挙管理委員会としましては、政治への参加の第一歩であります選挙はとても大事であり、選挙権は一人一人に与えられた大切な権利であります。地域づくり、まちづくりの原点です。地方自治は民主主義の学校とされ、とても重要です。

有権者の方々が選挙に行きやすい環境づくりを進めております。投票所の段差の解消、土足での入場、車椅子の設置、駐車場の確保、消毒液の設置、定期的な機材の消毒、場内の案内、マスクの着用と定期的な換気など、安全を第一に行っております。

また、菊池市内の小学校、中学校、高校への出前授業等、模擬投票を行っております。あわせまして、小中学校の児童会、生徒会の選挙に関しましては、記載台などの備品の貸出しを行いまして、投票を体験してもらっております。

また、選挙公報紙を戸別に配布するとともに、各地区への選挙ポスター場設置、庁舎へ懸垂幕、横断幕の掲示、広報車による啓発、ホームページ、広報きくち、防災行政無線や防災行政ナビ、安心安全メールによる投票参加の呼びかけには特に力を入れております。

2年前から新しく取り入れましたが、べんりカーラの臨時運行、夜間表示灯エアバルーンの導入、新たに有権者となられた18歳の方に選挙人名簿に登録されたことを知らせるはがきを郵送しております。そのようなことを行いますとともに、明るい選挙推進協議会の啓発につきましては、啓発作品コンクールへの応募、22名による街頭啓発、投開票の立会いなどの取組を行っております。

以上、1回目の答弁といたします。

○大賀慶一 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○9番 猿渡美智子 議員 ありがとうございました。べんりカーラの臨時運行なども加わり、選挙管理委員会におかれまして様々に取り組んできておられることを再確認させていただきました。

そのような取組にもかかわらず、投票率の低下になかなか歯止めがかからないことが全国的にも課題になる中、近年はマイクロバスやワゴン車を投票所にしつらえて、地域を回りながら期日前投票を行う移動投票所の取組が報道されるようになりました。高齢化が進む中山間地などだけではなく、18歳になった生徒を対象に、高校に出向く自治体も出てきています。そのようなニュースを見ますと、以前、市民の方から、昔は投票所が近くで歩いて行かれたけれど、今は投票所が遠くなつて車じゃないと行かれないと、年寄りは足が遠のくという話を聞いたことを思い出します。加えて、つい最近も、菊池も移動式の投票所をやつたほうがいいのではないかという市民の声を聞いたところです。本市でも、投票所までの距離が遠い地域などに活用できないかと考えます。

調べてみると、2016年、鳥取県浜田市が全国で初めて公用車のハイエースを使った巡回式期日前投票所を始めています。浜田市は人口5万5,000人、面積がかなり広くて690平方キロメートル、五つの市町村が合併してできた市です。その浜田市では、2016年の参院選において、3日間をかけて11か所を回ったのが初めての取組でした。その後は全国各地に広がりを見せ、現在は熊本県においても八代市や球磨村などで導入されております。浜田市の報告を見ますと、導入の

背景に上げられていたのは、合併時は105か所あった投票所が70か所に統廃合されたこと、代替策の要望があったこと、投票率低下の懸念があったことなどが上げられていました。

そこで、2点質問します。菊池市の場合、投票所の統廃合の経過はどのようにであったのでしょうか。また、国政選挙において浜田市のような巡回式の期日前投票所を導入した場合、その経費は国費で措置されるのでしょうか。以上2点、お尋ねいたします。

○大賀慶一 議長 古閑選挙管理委員会委員長。

[登壇]

○古閑昭二郎 選挙管理委員会委員長 お答えいたします。

まず1点目の投票所の統廃合でございます。投票所の統廃合につきましては、4市町村合併協議会において、現行のまま新市に引き継ぎ、新市の選挙管理委員会において調整するとなっていました。これにより、選挙管理委員会では、合併直後から投票所の在り方について検討を進めてきました。協議の中では、投票所ごとの有権者数の均等化、選挙事務の改革、経費の有効活用、事務従事者の均等化などを図って、検討してまいったところでございます。

合併後の平成17年4月の市長選挙では、37投票所のまま実施をしました。その後、37投票所から25投票所に再編し、平成19年7月の参議院議員選挙から導入をして、現在に至っております。投票率につきましては、その後の選挙では、選挙ごとに比較をしましても、同じ程度の投票率です。

次の2点目でございますが、自動車による移動期日前投票所は、選挙執行経費の対象になりますが、現在のところ、選挙管理委員会としては、その導入を考えてはおりません。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○9番 猿渡美智子 議員 菊池市では、合併時は37か所あった投票所が25か所に統廃合されたということで、30%の減少、減少率で言えば、先ほど上げた浜田市とほぼ同じです。菊池市にはワゴン車もマイクロバスもあります。そして、移動投票所の経費は、先ほどの答弁によりますと、国費で措置をされるということです。菊池市の国政選挙における投票率は、先ほど触れましたように、50%を切るケースも出ていて、来年夏の参議院選挙に向けて、何か手を打つ必要はないのかと考えます。

そこで、本市においても、来年夏の参議院選挙において巡回式期日前投票所を試

験的に導入することを提案させていただきます。その理由は、1、高齢者をはじめ交通弱者の投票の機会を保障することにつながること、また、今後さらに高齢化が進行することを見据えると、いずれ何らかの対策が必要になると考えられること、2、市内三つの高校も巡回することで18歳の投票を促すとともに、またとない政治教育の場になること、3、投票率は低下していても期日前投票は増加傾向にあること、さらに、浜田市の検証において、移動投票所が巡回した地域ではいずれも投票日当日や通常の期日前投票所より巡回車での投票数が最も多いという結果が出ていること、4、移動投票所を、投票車を動かすこと自体が投票を促す啓発につながると考えること、5、参議院選挙は時期がはっきりしているので計画や準備がやりやすいこと、この5点です。先ほど委員長のほうから、今のところ考えていないという答弁もさきに頂いてはおりますが、選挙管理委員会として、来年、参議院選挙で巡回式期日前投票所を試験的に導入するお考えはないか、お尋ねをいたします。

○大賀慶一 議長 古閑選挙管理委員会委員長。

[登壇]

○古閑昭二郎 選挙管理委員会委員長 特に投票弱者の施策は大事であります。高齢者の皆さん、障がい者の皆さん、子育ての皆さん、学生の皆さん、そして、働き方など多様化している皆さん、べんりカー、あいのりタクシーの有効活用をお願いしたいと思っております。何よりも大事なのは、地区でのコミュニケーションです。近隣の助け合いです。自助、共助、近隣の助け合いが残っておるのが菊池市だと思っております。選挙はもとより、通院、行政手続、買物にあいのりタクシーの有効活用をお願いしたいと思っております。そういうことで、選挙管理委員会としましては、現在のところ、期日前投票車の導入は考えておりません。

○大賀慶一 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○9番 猿渡美智子 議員 答弁ありがとうございます。今のところは考えていらっしゃらないということでありますけれども、浜田市が初めて取り組んで以来、本当に全国各地に広がりを見せているということを考えますと、やっぱりそれなりによかったこと、効果があるからこそその広がりだと考えます。今後の動向を見据えながら、頭の中にそういう手段もあるのだということをぜひお留め置きいただければと思います。

次の質間に進みます。次に、児童虐待防止の取組について質問いたします。

コロナ禍で児童虐待が増加していることはご存じのとおりです。全国の児童相談所が対応する虐待相談件数が2020年度は20万件を超えたと言われていますが、本市の現状はどうでしょうか。菊池市における児童虐待の相談件数をお尋ねします。

あわせて、現在、本市では児童虐待の防止にどのような取組を行っておられるのか、併せてお尋ねをいたします。

○大賀慶一 議長 渡邊健康福祉部長。

[登壇]

○渡邊弘子 健康福祉部長 改めまして、おはようございます。

まず、本市の児童虐待の現状についてお答えいたします。本市における児童虐待の相談件数は、平成30年度が90件、令和元年度が147件、令和2年度が174件となっており、増加傾向にあります。相談内容としましては、令和2年度の174件のうち、心理的虐待が96件、ネグレクトが36件、身体的虐待が41件、性的虐待が1件となっており、関係機関と連携して対応しているところでございます。

虐待防止につながる取組としましては、要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会をはじめとして、児童相談所、警察、教育委員会、小中学校、保育所等の関係機関と連携した支援の実施や、子育て世代包括支援センター「きくぴあ」による相談体制の充実を図っております。また、親子の絆づくりをテーマに開催する新米ママの子育ておしゃべり広場、子育てに不安がある保護者に対して自宅での支援を行う養育支援訪問事業、親子が気軽に集い、子育ての相談や情報提供を受けることができるつどいの広場などの地域子育て支援拠点事業を実施し、子育て中の保護者の育児不安や育児負担の軽減を図ることで、虐待防止につながっているものと考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○9番 猿渡美智子 議員 菊池市においても年々相談件数が増えているという実態がよく分かりました。その相談に対して、相談を受けた後、どんな対応をしていくかということが大事になってくるかと思いますが、その観点から質問を重ねていきたいと思います。

児童養護施設で働いておられる方から、虐待防止のためにはレスパイトが必要だという話を聞きました。レスパイトというのは、介護や保育を担っている人が息抜き、休憩をすることだそうで、冷却期間を置くといいますか、追い込まれそうになったときに息抜きをすることが事態を深刻になることを防ぐというふうにお話をされました。レスパイトのできる仕組みがあって、それが機能することが児童虐待の予防になるということです。

介護に重ねるとよく分りますが、介護でいうデイサービスに当たるのがファミ

リーサポート、泊まりのショートステイに当たるのが短期支援事業で、子どもショートステイと呼ばれたりもしています。昨年の記事ですが、西日本新聞では、保護者の育児疲れや病気などで一時的に預かる短期支援事業（子どもショートステイ）は虐待防止の切り札として注目され、利用者が増える一方、受皿の不足が課題になっていると報じられていました。ファミリーサポートも短期支援事業も市の事業ですが、菊池市での利用状況がどうなっているか、過去3年間の利用実績をお示しください。

○大賀慶一 議長 渡邊健康福祉部長。

[登壇]

○渡邊弘子 健康福祉部長 再質問にお答えいたします。

核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や負担を感じている保護者もおられ、子育て中の保護者の休息や息抜きは虐待防止につながるものであると考えます。ファミリーサポートセンター事業と子育て短期支援事業は、育児疲れの保護者の負担軽減としても、児童を一時的に預かることができる事業であります。これらの事業を子育て中の保護者が必要に応じて活用することにより、虐待防止につながるものであると考えます。

お尋ねのファミリーサポートセンター事業は、会員登録をすれば、急な用事などで児童を一時的に預かってほしい場合に利用することができる事業で、利用実績は、平成30年度が251件、令和元年度が192件、令和2年度が79件でございました。

子育て短期支援事業は、保護者の疾病などによって家庭での養育が一時的に困難になった場合、児童養護施設等へ児童を一時的に預けることができる事業で、利用実績の延べ日数は、平成30年度が24日、令和元年度が2日、令和2年度がゼロ日でございました。それぞれの事業において、新型コロナウイルス感染症の影響により受入れが厳しい状況にあり、利用実績が減少しております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○9番 猿渡美智子 議員 コロナの影響があって、ファミリーサポートも短期支援事業も利用が激減しているということでありました。無理からぬことであります。しかし、両者とも児童虐待を防止する手立てとしては重要だという認識をお示しになりましたし、今後は活用されていく事業だというふうに思っております。

重ねて2点質問します。まず1点目は、ファミリーサポートについてですが、これまでの市民への周知の仕方では、仕事と育児の両立支援が目的で、急な用事がで

きたとか、仕事の都合とか、保育園の迎えに間に合わないとかの利用が案内されています。今後は、育児疲れのときの休息といったような表現で、レスパイトでの利用ができるをお知らせすることはできないでしょうか。お尋ねをいたします。

2点目に、菊池市の短期支援事業、ショートステイと呼ばせていただきますが、預け先は養護施設や乳児院になっています。国は里親による受入れを提唱していますが、まだ広がっておらず、里親をショートステイの預け先に加えている自治体は今のところ少数です。しかし、児童養護施設の現状は、入所している子どもが手いっぱい、ショートステイを受け入れられる状況にはないということです。施設の方が次のように話されました。施設ではショートステイの受入れが困難で、お断りしている状況にある。このことが虐待につながりかねない危険性がある。保護者の中には、育児疲れで、二、三日の休息を取り心身の安定を図る必要があるケースや、兄弟またはご本人の入院により宿泊できる預け先を必要としているケースなどがある。地域で子育てをサポートできる体制の一つの選択肢として里親をショートステイで活用できるメリットは大きいと、このようなお話をしました。ショートステイで救われる親子がいることを考え、施設で受入れが難しい状況にあるということも併せて考えれば、里親によるショートステイも事業として加えるべき時期が来ているのではないかと考えますが、市の見解をお尋ねします。

○大賀慶一 議長 渡邊健康福祉部長。

[登壇]

○渡邊弘子 健康福祉部長 ファミリーサポートセンター事業の周知についてと、子育て短期支援事業の里親への委託についてのご質問でございますが、まず、ファミリーサポートセンター事業は、育児と仕事の両立を支援するだけではなく、育児疲れ等の保護者が利用することで、育児等に関する負担が軽減され、その結果、虐待防止につながると考えられます。今後は、育児疲れ等で子育てに不安を抱える保護者が利用できることを事業の案内チラシ等に記載するなどして、周知を図ってまいりたいと考えます。

子育て短期支援事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により、委託先の受入れが厳しい状況でありますが、今年度より委託先の児童養護施設を1か所増やし、利用の申請があった場合、できる限りの対応ができるよう努めています。

また、子育て短期支援事業での一時的な児童の預かりを里親へ委託することにつきましては、登録されている里親数が少ないとや、委託中の事故、児童の送迎、夜間や休日の対応等の様々な課題がありますので、先進的な取組を実施している自治体の状況を注視したいと考えます。

以上、お答えします。

○大賀慶一 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○9番 猿渡美智子 議員 ファミリーサポートの市民への周知の仕方については、検討していただくということで、ありがとうございます。よろしくお願ひします。

また、ショートステイの受入先に里親を加えるということでは、先ほど部長が申されたように、様々な問題も予想されますが、今、県がそこを支援する機関をちゃんと設置しておりますので、市が対応するということじゃなくて、支援機関がいろいろと動いてくださるシステムになっていきますので、ぜひ検討を加えていただきたい。そして、里親も受入れができるような形に持っていくいただきたいと思いますが、言われたように、その前提として、里親が熊本県ではなかなか不足をしているという現状もあります。

2016年に児童福祉法が改正され、親が子どもを養育できない場合、養護施設よりも里親などによる家庭養育を優先するということが明記されました。国はショートステイの場合も同様に、里親による受入れを進めようとしています。しかし、そのためには、先ほど言いましたように、受け入れていただく里親の登録者を増やすことが必須条件になってきます。

熊本県は里親の委託率が全国でも最低のレベルにあり、県は里親の登録者を増やす取組を始めています。里親といつても、長期間の養育里親ばかりでなく、ショートステイだけを受け入れる里親もあれば、夏休みに数日間、養護施設の子どもさんを受け入れる里親もあります。キクロスなどでも里親に関するポスターを見かけるようにはなってきましたが、市としては、里親の募集にはどう取り組まれるのか、最後にお尋ねをいたします。

○大賀慶一 議長 渡邊健康福祉部長。

[登壇]

○渡邊弘子 健康福祉部長 里親の数を増やすためには、里親制度を多くの方に理解していただく必要があると考えます。里親には、児童を一定の期間養育する養育里親、養子縁組を前提として児童を養育する養子縁組里親、週末や長期休暇など一時に児童を養育する季節・週末里親があり、様々な児童の迎え入れ方があります。まずは、里親制度の周知を図るために、県から里親支援の委託を受けている里親支援専門相談員や里親制度の周知啓発や相談・支援等を包括的に行うフォスタリング機関として県から委託を受けている養育家庭支援センターきらきら等の関係機関と連携しまして、里親に関する研修会やポスターの掲示、広報等を活用した周知活動を継続して行い、本市における子育て支援の充実につながるよう進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○9番 猿渡美智子 議員 養護施設の職員さんとお話をしたときに、話の中でとても心に残ったことがあります。こんなふうに話されました。今日のご飯は何にしようかねと考えて、スーパーに買物に行く、そんなごく当たり前の経験が施設の子どもはできません。そんなふうに話してくださいました。里親さんが増えることは、そういった子どもたちに豊かな経験をもたらすということにつながると思いますので、今後の取組をよろしくお願ひします。明石市のように、全ての子どもに家庭の温もりをということで、里親への委託を100%にするということを目指す自治体も出てきております。菊池でもぜひ取り組んでください。

次の質問に移ります。

今年度は2015年から取り組まれてきた第4次男女共同参画計画の最終年度になります。「男女がともに輝き、支えあう社会の実現」という基本理念の下、五つの重点目標と65の具体的施策、14の数値目標を掲げて取り組んでこられました。7年間の取組の全体を総括的に見たときに、成果と課題をどのように捉えておられるのか、お尋ねをいたします。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 それでは、第3次菊池市男女共同参画計画の最終年度に当たり、7年間の取組の成果と課題ということでお答えしたいと思います。

本年度実施した市民意識調査の結果において、男は仕事、女は家庭といった性別によって役割を固定する考え方について、「同感しない」と答えた市民の割合が79.9%と、過去の調査と比べ一番高い割合となっており、性別で役割を固定する考え方に対する同感しない人の割合が増えております。このことは、これまでの取組の成果であり、男女共同参画に対する意識が浸透してきたものと考えております。

しかし、その一方で、社会における男女の地位の平等感では、特に「社会通念・慣習・しきたり」や「政治・政策決定の場」では、70%以上の方が男性のほうが優遇されていると答えており、社会の慣習や実態を是正していくためには、引き続きさらなる取組を行う必要があると考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○9番 猿渡美智子 議員 ありがとうございました。若い方たちとお話をしたりす

ると、先ほど部長が言われたように、性別で役割を分けないという意識は本当に随分と変わってきていたなというのは感じるところです。取組の成果を数値目標だけで捉えるわけにはいかないと考えてはいますが、重要なバロメーターではあります。具体的な施策に上げられ、数値目標が設定された14項目の中で、私が特に市の姿勢が問われる問題ではないかと捉えている2点に絞って再質問をいたします。

一つは、各種審議会委員等への女性委員登用の推進についてです。この件については、中間目標の時点でも質問させていただきましたが、女性委員の割合の数値目標は35%に対して、今年度実績は30%であり、達成できておりません。審議会の女性委員を増やすことは、政策方針決定過程への女性参画を拡大するということでとても重要であり、外部評価でもこの点では指摘をされている項目です。

二つ目は、市の男性職員の育休取得率です。目標10%に対して、昨年実績は0%でした。7年かけて0%というのは、積極的な取組はなかったと判断せざるを得ません。昨年、男性の育児休業取得を促進するために、育児・介護休業法の改正も行われました。今後の取組が問われてきます。この二つの目標について、達成できなかった要因をどのように捉えておられるか、また、今後はどのように取り組まれるのか、お尋ねいたします。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 第3次菊池市男女共同参画計画において管理指標を設け、数値目標の達成に向けて施策を行ってきました。

議員お尋ねの、まず、市の審議会などの女性の割合については、菊池市審議会等委員への女性の登用推進要綱により、推薦依頼文に女性登用について文言を加えるなど担当課と事前協議を重ね、現計画策定時の平成26年度末は22.7%であったものが、令和2年度末では、先ほど議員がおっしゃったように、30%まで向上してまいりました。目標の35%以上という目標達成には至っておりませんが、全体的に見れば改善が進んできたものと認識しております。達成に至らなかった要因としては、一つ目には、審議会によっては団体の長を充て職としており、充て職に女性が少ないこと、二つ目には、土地の地権者や区長に選出を依頼する場合も、その中に女性が極端に少ないことなどが上げられます。

次に、市の男性職員の育児休業取得率については、職員アンケートを実施したところ、58.6%の職員が「男性が子育て関連休暇を取得できる環境が整っていない」と回答しており、このことも目標が達成できなかった要因の一つと考えております。

今後の取組についてですが、まず、市の審議会などの女性委員の割合については、

団体の長に限定せず構成員から女性の選出を依頼したり、女性の選出が可能な団体を加えるなど、担当課と協議を行い、工夫を重ねながら、女性委員の登用率向上を行ってまいります。

次に、市の男性職員の育児休業取得率については、男性職員の育児参画を進める上で、子どもの出生時における父親となる職員の特別休暇の周知をさらに図ってまいります。また、全ての職員が仕事と家庭生活のバランスを取れるよう、所属長は職員の状況に配慮した上で、各種休暇の取得促進に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○9番 猿渡美智子 議員 審議会の委員に男性が多い理由の一つが、部長が言われたように、充て職で選任されてきたということがあります。そうではなく、広く選任をするために、女性バンク等も設けられていると承知しておりますが、今後は審議会の委員を養成しようという視点があつてもいいのではないかでしょうか。審議会の委員になってみようという女性を増やすための講座を設けることを提案します。例えば、女性の声でまちづくりとか、あなたの困り事が出発点とかいった呼びかけで、審議会等の役割について学び、参画を促す機会がつくれないでしょうか。

もう1点、男性の育児休暇については、昨年、法が改正されて、新年度からは男性が育児休暇を取りやすくする環境づくりが企業においても義務化となります。該当する職員に育休制度の周知をすることや意向確認をすることが必須となってきます。育休といつても、女性に多いような、子どもが1歳になるまで継続して取るというような形ではなく、日数も取る時期も様々なパターンができるようになっています。ですから、意向確認も、育休取りますかという聞き方ではなく、育休いつ取りますかというように、男性の育休がスタンダードになるように取り組んでいってはもらえないでしょうか。さっき出産時特別休暇という話がありましたが、出産時の特別休暇ではなく、育児休暇の取得促進をぜひ進めていただきたいと思いますので、再質問します。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 まず、審議会委員に女性を増やしていくためにというところでお答えしたいと思います。これまで市民向けの講座として、コミュニケーションスキルアップ講座や自分磨き講座などを実施し、女性が力をつけ、一層の社会参画につながるよう講座を実施してまいりました。今後も市民ニーズを考慮しながら、

リーダー育成や能力向上に向けた講座を実施してまいりたいと考えております。

また、育児・介護休業法の改正ということですけども、これにつきましては、今後、市民や企業に向けて育児・介護休業法などの関係制度について広く広報・啓発を行ってまいりたいと考えております。

また、市役所職員におきましては、菊池市特定事業主行動計画第2期において、男性職員の育児参画の推進を目標に掲げ、本市の職員が仕事と子育てを安心して両立できるよう、休業取得への理解、業務分担の配慮など、より一層の職場環境の改善に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○9番 猿渡美智子 議員 今回は2点に絞って再質問しましたけれども、男女共同参画の推進については、市長のリーダーシップが重要だと考えますが、今後の推進について市長の見解をお尋ねいたします。

○大賀慶一 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、ただいまのご質問、今後の男女共同参画の推進に向けた考え方を述べよという趣旨のご質問でございました。

男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かれ合い、その個性と能力を十分に発揮することができる、いわゆる男女共同参画社会というものの実現は重要な課題であるというふうに認識しております。男女が共に参画して、女性の活躍が進むことで、担い手の確保は当然でありますけれども、やはり多様な視点というものが確保され、そのことが活力のある、誰もが暮らしやすい社会の実現につながるものというふうに考えております。

前回の計画策定から7年がたちまして、社会情勢の変化や市民意識調査の結果を踏まえまして、今回、第4次の菊池市男女共同参画計画を策定中であるわけであります。今後とも「男女がともに輝き、支えあう持続可能な社会の実現」を目指しまして、具体的な施策を序内挙げて、しっかりと準備を進めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○9番 猿渡美智子 議員 審議会の委員を経験された女性に伺うと、女性が関わっていくことで変わられる部分は多々あると感じました、女性が関わっていくことで、

今までにない新しいアイデアが生まれるのではないかと思いましたというような感想を頂きました。私もこういう女性たちが増えていってほしいなと心から願っております。女性の社会参加も男性の育児参加も当たり前という社会を行政が率先してつくっていってほしいと思っています。どうぞよろしくお願ひします。

私、1点訂正させていただきます。私、先ほど、現行の計画を第4次と言っていましたが、現行は第3次で訂正させてください。

最後の質間に移ります。最後に、携帯電話中継基地建設について質問します。

菊池市議会に携帯電話等中継基地局の設置または改造の際に近隣住民への説明を求める条例の制定について検討することを求める請願が採択されてから1年が経過をいたしました。議会においてはこの件についてまだ進展のない状況ですが、市としては何か動きがあったのか、お尋ねします。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 昨年12月の第4回定例会議会で請願採択後、本年1月に請願者との面談の機会があり、請願の趣旨や理由などを改めてお聞きし、その際は環境基本条例の内容等を説明いたしました。請願者からは、近隣への説明がまだ実施されていないことから、災害時の倒壊などの不安等をお聞きしましたので、市から事業者にその声を届け、近隣への説明についてお願ひを行ったところでございます。

中継基地局建設については、調べてみると、全国的に議論があり、その対応は様々のようございます。検討するに当たっては、請願書にありました電磁波による人体への影響の記述もございましたが、電波法第30条の規定では、人体に危害を及ぼしましたは物件に損害を与えることがないような施設にすることが義務づけられております。また、将来的な5Gにおける先端技術を使った市民への利便性の向上も無視できないところもございますし、規制等を行った場合、デジタル社会への停滞を招くおそれも考えられるところでございます。今後の方向性につきましては、より慎重な対応が必要と考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○9番 猿渡美智子 議員 請願者が請願に至られたのは、自身の運営される高齢者施設の目と鼻の先に基地局が建設されるに当たり、建設を請け負われた建設会社からいきなり建設することになりましたという話があって、大変驚かれたという経緯があります。請願者が近所を回ってみたところ、近隣の方もほとんどご存じなかったということでした。携帯会社に説明を求めるにも、現状では法的根拠はなく、説

明会が実現していません。

請願は、携帯電話等中継基地局の建設をめぐって各地で多発する紛争の原因に、災害時に鉄塔が倒壊し被害が拡大することへの不安や、今まで慣れ親しんだ景観を大きく変えることへの心配に加え、デジタル変調技術による新たな電磁波による健康被害への懸念があるとされています。これらの問題は太陽光発電の建設に関する問題と共通するところが大きいのではないかと私は感じております。太陽光発電の建設に対しては、菊池市は先進的な条例を制定されました。高く評価されることだと思います。私は携帯電話等中継基地局の建設についても、市民の安心・安全のためには、条例の制定を行うべきだと考えますが、先ほど慎重にという部長のお話もありますが、この点をもう一回お聞きします。

○大賀慶一 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 改めまして、おはようございます。猿渡議員の再質問につきましては、建設部のほうでお答えさせていただきたいと思います。

本件につきましては、大局的に見ますと、規制と推進の両面性があり、条例制定には総合的な判断が必要だと考えております。なお、現在、基地局の建設に当たりましては、景観条例上の届出に加えまして、15メートルを超える高さであれば建築基準法により許可等が必要であり、一定の安全性は保たれていると思っております。また、人体への影響につきましても、先ほど総務部長が申し上げましたとおり、電波法により規制をされているところでございます。

したがいまして、そういう情報に接した場合には、基地局の設置を行う業者に対しまして、周辺住民等への事前説明についてお願いをしてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○大賀慶一 議長 猿渡美智子議員。

[登壇]

○9番 猿渡美智子 議員 請願者が求められているのは、基地局の設置を規制するというのが条例の内容ではなく、説明をちゃんとしてくださいという内容が主なことになっております。その点をぜひともご考慮いただき、今、説明をするように言っていくとおっしゃいましたが、現実は全然行われていないというのがこの請願者のケースでは実態であります。請願者は請願提出の後に、近隣の方から建設反対の署名を集められています。先日伺いましたら、450筆が集まっているというお話をありました。これだけの住民の意思がありながら、説明会がないという状態で建設が進められることは、好ましいことではありません。

請願者は、自分たちのケースではなく、これからは新たな基地局の建設も十分考えられると言われましたが、今後の紛争を防ぐという観点から、今のところ、本当説明会をしてくださいといつても、何の縛りもありません。さらに、先行する小林市や鎌倉市が制定している条例も、建ててはいけませんとかいうことを、説明会をしなければなりませんという義務じゃなくて、努力を求める理念法でありますから、この程度、この程度と言つたらいいけませんが、そういった理念法の制定であれば、開発との調和が取れるという形になっていくのではないかと思いますので、ぜひとも執行部におかれても検討を重ねていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

これで質問を終わります。

○大賀慶一 議長 これで、猿渡美智子議員の質問を終わります。

ここで、昼食等のため暫時休憩します。

なお、午後の会議は午後1時から開きます。

休憩 午前1時52分

開議 午後 1時00分

○大賀慶一 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、緒方哲郎議員。

[登壇]

○3番 緒方哲郎 議員 皆様、こんにちは。議席番号3番、緒方哲郎です。本日は還暦ということで皆様から頂きましたネクタイを締めて頑張らさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、農業の振興についてお尋ねをいたします。

国も農業の振興については問題提起をされ、対応策等行われておりますが、やはり国よりも県、県よりも一番身近で具体的な状況把握ができる市としての対応策が必要であると考えます。どうしても範囲が広くなれば画一的な施策を行うしかありませんが、これからは市独自の施策が必要となってくると思います。しかしながら、現実の傾向としますと、全国共通の課題となってしまうのかなとなつてまいります。

そこで、本市における農業は基幹産業と位置づけられており、多くの方々が農業もしくは農業関連の仕事に従事されておられます。11月20日、21日に開催されました米食味コンクールにおける全国的に名の知れ渡った菊池米であったり、日本一の生産を誇るカスミソウ、また、全国でもトップクラスの畜産、新しい産地として栽培しているキクイモ、ヤーコン、エゴマなど、多くの方々の日々の努力によ

って支えられているものと考えます。しかしながら、その農業におきましても、他業種同様の後継者不足の問題であったり、耕作放棄地の増加、鳥獣被害など多くの問題が起きております。

そこで、最初に、本市における農業の振興の課題はどのように考えておられるか、お尋ねをいたします。

○大賀慶一 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまの緒方議員のご質問にお答えいたします。

本市の基幹産業であります農業は、豊かな水資源と肥沃な大地を生かし、多様な農林畜産物が生産されて、県内有数の農業産出額を誇っております。一方で、農林畜産物の価格低迷と生産資材の高騰によるコストの増加に加え、海外を含む産地間競争の激化や台風などの自然災害など、農業経営にとって厳しい状況が続いており、安定した農業経営を行うためには、国や県の各種補助事業の活用も必要であると考えております。また、農業従事者の高齢化と後継者不足により、販売農家戸数も年々減少している状況にあり、あわせて、耕作放棄地の増加も懸念されております。

このため、新規就農者の確保と育成を図ることに加え、個々の農業経営から集落営農組織への展開を図り、さらに、法人化に向けた取組を推進することが本市の農業振興を図る上で重要であると認識しております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○3番 緒方哲郎 議員 大変厳しい状況であるというご答弁でありましたけれども、やはり私もそのように思っております。まず考えるべき大きな課題としては、今、ご答弁の中にもありましたように、後継者不足であったり、担い手不足の問題になると思います。

そのような考えを持って周りを見たときに、例えば旭志地域の畜産農家、また七城地域の米、メロン、野菜生産農家、それと菊池地域のゴボウ生産農家においては、比較的に後継者がおられ、頑張っておられる姿を見る機会が多いように感じます。それは、それぞれの農家さんや周囲の方々が後継者に関してしっかりととした対応をしてこられた結果でもあり、より安定した経営がなされていることになると思います。

その一方で、後を継いでもらいたいのはやまやまであるけれども、どうしても農業の収益性を考えたときに、自分の子どもには勤めに出て、きちんと毎月に給料をもらえる安定した職業に就いてもらいたいというお声をよくお聞きします。農業と

いう職業に誇りを持ちながらも、農業収入は、生産物を何か月もかけて育てた後に出荷し、そこでようやくお金が手元に入ることになりますし、育成期間中に悪天候であったり病気であったりした場合、生産物を出荷できずに廃棄したりと、到底安定した収入にたどり着ける保証もないとも言われておりました。

そこで、本市において農業後継者、新規就農者を確保するための収益増につながる施策や安定した収入につながる施策はしておられるのか、お尋ねをいたします。

○大賀慶一 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

本市独自の新規農業就業奨励金のほか、国の農業次世代人材投資資金による支援、それから農業経営力向上セミナーの開催、営農指導員による技術的な指導など、新規就農者の確保と育成に向けた支援を行っているところでございます。

また、国や県の各種補助事業を活用し、農業生産施設の整備や農業機械の導入に対する補助を行い、作業の効率化や規模拡大などによる生産体制を強化することで、安定した農業経営を図るための支援を行っております。

さらに、本市の安心・安全な農産物の基準であります環境王国菊池農業生産基準、いわゆる菊池基準の取組や、消費拡大PR事業など、豊かな自然や歴史を背景にしたイメージアップ戦略により菊池ブランドとして知名度を高め、付加価値を生み出すような施策を展開しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○3番 緒方哲郎 議員 いろいろな国、県の補助事業を行いながら支援をしていくということ、また、菊池ブランドあたりの付加価値を生み出すような支援ということで行っているというようなお答えでした。やはり農業収益が上がり、また、それが安定すれば、現在、農業をされている方々の考えも変わって、自分の子どもにも自信を持って後を継いでくれるようになると思いますし、そうなれば、後継者不足というものは解消していくのではないでしょうか。

そこで、後継者と言われる方々も同様に新規就農者と言われますが、今言いましたように、自分の家が農家であり、その後継者である、いわゆる親元就農と言われる方たち、また、親御さんが農業以外のお仕事をされておられる方が農業に関心を持たれて、農業へと進まれる方などになると思いますが、菊池地域においては、熊本県において新規就農者の人数においても上位であると。トップクラス、トップだったと思うんですが、このことは以前お聞きをいたしました。

新規就農の支援に関しては、国の農業次世代人材投資資金というものがメインになってくると考えますが、以前にもお尋ねしたことがある中で、この制度においては、今現在は親元就農の方は支援の対象にならないという問題点があると私は考えます。国の考えとしては、あくまで新規に、新しく農業を始めようとする方に対する支援策であると言われること、このことは理解できますが、一方で、たとえ親元で親と同じ生産物や生き物を育て出荷するにしても、親御さんたちとは違った考えを持って就農される方は、支援があれば自分の考える方向へと向かっていけ、さらなるやる気も出てくるのではないかでしょうか。

そこで、国の支援以外に、この親元就農と言われる方々に本市独自の支援をしてはどうかと考えます。このことについてはどのように思われますか。お答えをお願いいたします。

○大賀慶一 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、お答えいたします。

先ほど答弁いたしました本市独自の新規農業就業奨励金につきましては、親元就農者の方にも交付の対象となっているところでございます。また、国の農業次世代人材投資資金につきましては、現在は親と同一の経営を行う親元就農者に対しての支援はございませんが、来年度から、同一の経営を行う親元就農を含め、資金面や技術面を支援する新たな制度へ変更される見込みでございます。現在のところ、親元就農に対する本市独自の新たな施策の予定はございませんが、こうした国の制度も活用し、親元就農者への支援を行いたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○3番 緒方哲郎 議員 親元就農の方に対しても、本市としては、新規農業就業奨励金というものにより支援をしているとのお答えでしたけれども、私としては、それとは別に本市独自の、国の農業次世代人材投資資金のような、年間に150万円を5年間にわたりのような支援を行うことで、安定した収入の確保になり、さらなるやる気を持って農業に従事して、後継者も増えていくものだと考えております。

国も親元就農の方に対しても新たな制度へ変更される見込みであるということでありましたけれども、後継者不足問題に対して、いち早く本市において本市独自の思い切った施策をしていただくことを強く要望いたしまして、もう1点、後継者問題とともに、農業の振興において問題になってくるのが、現在は耕作放棄地が増加していることということになると思います。

耕作放棄地は、機械化、また大型化により機械が使えない耕作の不便な中山間と言われる地域に集中しているのが現状だと考えます。大型の農業機械が使えて、農道等との道便利がいい平たん地に関しては、よほどのことがない限り、耕作放棄地というのは見受けられません。また、耕作放棄地が増えることにより、イノシシや鹿などの鳥獣の被害も深刻な問題となっております。また、用排水などの水路等の維持ができなくなったりしての被害も考えられます。

私は、この問題は、ただ耕作放棄地の増加というものを一つの課題として考えるのではなくて、人口減少であったり少子高齢化などにより中山間地に住む人が減って、それにより、耕作する人、販売農家戸数と言われる方々自体の数が少なくなってしまうというように、中山間地域の問題として大きく捉えていく時期に来ていると考えております。耕作放棄地を減らしていくための施策として、大きく中山間地域の振興を同時に考えるべきだとは考えますが、今取られている本市の耕作放棄地対策をお答えお願いします。

○大賀慶一 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、緒方議員のご質問にお答えいたします。

本市の中山間地域の中でも、特に地形的に営農条件の厳しい地域につきましては、今後も耕作放棄地の増加が懸念されているところでございます。このため、地形的に営農条件の厳しい農地につきましては、作業効率や作物生産性の向上による負担の軽減、経営の安定を目的とした区画整理や農道、用排水路整備など、土地改良事業を地元要望により関係各位と協議しながら推進しているところでございます。また、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度の活用により、農業者だけでなく、地域が一体となって農地や農業用施設、農道や水路等を適切に維持管理するための取組に対しても支援を行っているところでございます。

今後も引き続き中山間地域における土地改良事業の推進や中山間地域等直接支払制度などによる支援を行うことで、耕作放棄地発生防止のための取組を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○3番 緒方哲郎 議員 地理的な問題等ある中で、区画整理をやりながら作業効率の効率化というお話もありましたけども、私1回、中山間地域の現状の視察というものがありましたので、同行しましたところ、そこは区画整理をやってくれというような要望であったんですけども、県のほうからは、そこで区画整理をやってし

まうと、どうしても畦畔ですね、あぜの面積が広くなつて、なかなか有効な面積が取れないというような問題もあるというようなご回答があつて、またいろんな面が問題として出てくるのかなということも、今のお話を聞きながらちょっとと思ったところがありました。

どうしても中山間地域、耕作放棄地の対策となると、財源的な問題から国の施策に頼ることが大きくなつてくるのかもしれませんけれども、中山間地域等直接支払制度においては、国は交付金の返還要件を緩和をしたりして、なるだけこの制度に入ってくれというような方向に進んでおりますけれども、しかしながら、農家さんの高齢化で継続が見通せずに、取組を断念する動きに歯止めがかからないというような報道もあっておりました。本市農業の課題は、後継者問題や耕作放棄地の増加など早急に解決していくものであると思いますので、問題解決に向けた本市独自の思い切った施策をしていただきますよう要望いたしまして、次の質問に参ります。

次に、公園の整備について質問をいたします。

公園の整備については何度かお尋ねをしてきました。その中で、公園の維持管理費に令和2年度に4,962万円かかっているとのお答えを頂いておりますし、また、それら公園をつくるための整備費用を考えますと、多くの費用がかかっているというふうに思います。当然、そこには費用対効果というものが出てくると思うんですが、どのようなお考えを持って公園整備をされてこられたのか、これまでの公園整備においての、その目的というものをお答えください。

○大賀慶一 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、緒方議員のご質問にお答えいたします。

まず、目的についてということでございます。公園条例には、優れた自然環境の保全とそこに住む動植物を保護するとともに、市民の保健、休養施設として、または市の観光レクリエーションの場に資するため、公園を設置するとあります。市民の健康増進や憩いの場としての目的はもとより、観光面、また災害時の一時避難場所としての目的も含まれております。場所により広さも大小ございますので、それぞれの公園の特色を生かしながら整備を行っている状況でございます。

以上、お答えします。

○大賀慶一 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○3番 緒方哲郎 議員 公園条例によって、いろいろな目的を持って整備をされてこられたというお答えでしたけれども、やはり今、お答えにあつたように、市民の方々への憩いの場所の提供であつたり、運動不足の解消、子どもたちが安心してい

る場所の提供になると私は思いますが、菊池市内外の方々にとって、どれだけの方がそれら公園を訪れて利用されているのかなとなると、疑問に感じるところが私にはございました。

そこで、わずか1日ではあるんですけども、11月28日の日曜日に、菊池公園の十月桜エリア、ここ駐車場で、朝の7時前ぐらいから、往来が減りました午後の3時半ぐらいまで、公園の利用状況を見てまいりました。菊池公園十月桜エリアの場所は、皆さんご存じのとおり、菊池神社と菊池市営の弓道場の間の公園です。以前は草木が生い茂っていたエリアでしたが、現在は駐車場も含めて4段に整備してある公園で、あずまやがあつたり、木製のベンチがあつたり、また給水設備も整備してある公園です。28日は朝は大変冷え込んだんですが、日中は大変よい天気で、気持ちのよい一日でした。結果、遊歩道というものを整備されているんですが、健康増進のために歩く方が16名おられました。その中で、お一人の高齢の男性の方にお話を伺うことができて、その方はほぼ毎日朝夕2回、遊歩道を健康のために歩いているとおっしゃっておりました。時期的に少し寒くなってきたので歩く方も減ったとも言われておりました。人数の多い少ないというのは別にして、近隣の方々にとって有効な散歩道であるみたいで、健康増進の目的ということでは、目的自体は果たしているのかなと思います。

また、28日の菊池公園の十月桜エリア沿いの、国道387号になるんでしょうか。この道路の交通量は、朝早くから車も二輪車も大変多いように感じましたが、このエリアにある駐車場の利用台数が延べ34台で、この公園エリアを利用されたのは、お昼ご飯を持ってこられたわずか2組、親子7名がありました。

桜やツツジの花の時期にぎわいを見せる公園もありますし、市民広場も公園というものであれば、11月20日には菊池女子高の学園祭とドッグフリスビーの大会、さらには米の食味コンクールも行われており、多くの方でぎわいを見せておりました。やはりこのような何かイベントがあつたり、遊具があつたり、目玉になる何かがあれば、当然多くの方が集まり、利用価値の高い公園となると思います。当日私が帰るときも市民広場には多くの方がいらっしゃいました。

また、その一方、そのようなにぎやかさではなくて、静かな環境を求めて来られる方もおられると思います。公園の大きさにもよりますが、本市の公園は、イベントを目当てに来られる方も静かな環境を求めて来られる方にも満足していただけるものだと思っております。どれだけ多くの方に利用していただか、創意工夫していくことが大切になってくるのではないかでしょうか。本市としてのお考えがあればお答えください。

また、今、計画が進んでおります花房坂周辺公園整備ですが、これから地域の方

を交えたワークショップなどを考えておられることはお聞きすることができました。今現在計画中のこの公園において、菊池市として多くの方に利用していただくためのお考えがあれば、お答えください。

以上2点、よろしくお願ひいたします。

○大賀慶一 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、再質問にお答えいたします。

利用のための工夫ということでございますが、先ほど目的でも申し上げたところでございますが、公園につきましては、市内外から利用される場所でございます。いつ利用しても同じような状態で利用できるよう、清潔に保つ必要があると思っております。そのため、何度でも利用したいと思われるような公園を目指し、創意工夫も含めて検討してまいりたいと考えておるところです。日頃の維持管理を適切にまずは行ってまいりたいと考えております。

それから、続きまして、花房坂の周辺公園についてでございますが、設置の経緯から、まずは地元の方が愛着を持てるような憩いの場になればと思っております。加えまして、この公園は国道387号の沿線にあります、市内を一望できる高台にあることから、観光面においても多くの方に立ち寄っていただけるような場所になればと思っているところでございます。こちらにつきましても、清潔な公園を維持できるように、管理しやすい公園づくりを心がけてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えします。

○大賀慶一 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○3番 緒方哲郎 議員 今のお答えによりますと、清潔であって、次にもまた来ていただけるような公園にするために、維持管理等に力を入れていくというようなお答えだったと思います。リピート率の高い公園にすることも確かに大切なことは思いますけれども、私はまず、どこにどのような公園があるんだということを知つてもらうことも大切になってくるんじゃないかなと考えております。そのためには、何かその公園公園にメインになるものであったり、目玉となるイベント等があれば、市民の方へもよく知つていただけるようになるんじゃないかなという思いもしております。

また、花房坂周辺公園においては、設置の経緯からとの答弁のとおり、地元の方々の熱意によって花房坂の頂上付近に公園整備されるようになったことから、まずは地域の方に愛着を持っていただすことというのは大切なことであって、答弁の

とおり、場所的にも観光面から多くの方に立ち寄っていただける公園となると私は思っております。

そこで、今、計画中の花房坂周辺公園をより多くの方に利用していただくものとして、本年第2回定例会で提案しました田んぼアートについて再度お話をさせていただきます。この田んぼアートというのは、田んぼをキャンバスに見立て、色の異なる稲を絵の具代わりに巨大な絵を描きます。全国的に有名なのが、お米のPRとまちおこしイベントとして始められた青森県南津軽郡にある田舎館村です。最初の年、平成5年になるんですが、3色の稲から始められて、現在では7色の稲を使って繊細で緻密なアートを描かれ、毎年話題になり、年間30万人以上の観光客が訪れるものとなっております。

そこで、私は、先々月の10月12日に、議長の許可を得まして、鹿児島県の南九州市川辺町で行われている田んぼアートの会場に行ってまいりました。会場は広く基盤整備のなされた田園地帯で、高台もなく、そこにはやぐらが高く組んであり、そのやぐらに上って鑑賞することになります。少し時期的に遅くあり、色合い的にははっきりしておりませんでしたが、まだ残っておりまして、見事なものであったと思っております。

後日、南九州市役所のほうに電話をいたしまして、この田んぼアートについてお話を伺いました。南九州市においての田んぼアートは市民有志により始められて続いているもので、県から60万円、市から20万円の補助を受けてやっておられるということでしたけれども、会場には協賛しておられる会社、協賛金等頂いておられると思うんですが、協賛しておられる会社や個人の方の名前を掲示したボードがあつたり、また、会場には募金箱も設置してあって、資金面での苦労もあるように感じました。しかし、SNSなどを通して話題が広まって、市内外からのお客さんも増えているということでした。

また、一方、これまでしてきた田んぼアートの事業自体を取りやめた自治体もあります。そちらへも電話をして、取りやめた経緯をお尋ねをいたしました。その自治体は市長の交代によって、前市長のときに2億から3億円の事業規模で田んぼアート公園を整えるという計画を白紙撤回されました。結果、2010年から行つてきたこの田んぼアートということ自体もなくなるとのことでした。田んぼアート自体の問題ではないように感じました。しかし、そのときの職員さんの、これは個人的な考え方としてという前置きをされて言われたのですが、田んぼアートというのは集客力はあるし、地域の方々のまとまりができるいいものだと考えると、このように言われておりました。双方のお話を聞きながら、課題はあるものの、私はやっていくべきだと考えておりますが、一度提言しておりますこの田んぼアートに対す

るお考えをお答えください。

○大賀慶一 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、再々質問にお答えいたします。

高台から見下ろします田んぼアートにつきましては、この公園の展望を生かした一つの観光イベントになるかとは思われますけども、本市ではこれまで実例がない事業でありますと、実施するに当たりましては、実施場所の設定や耕作者の同意、また、手法や費用等につきまして、関係部署等との協議や調整が必要であろうかと思われます。したがいまして、現段階におきましては、他の自治体の事例を参考に、調査研究の必要があろうと考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○3番 緒方哲郎 議員 当然、このような事業、田んぼアート事業、いろんなことを取り組みますよということになると、課題の解決なども含めて、実行委員会などの立ち上げなど必要になってくると思っております。私はこの事業に取り組んで、また、それが成功するとなれば、多くの方に観光も含めて利用していただき、地域活性化につながるものと考えております。新しくできます花房坂公園を訪れた方が、展望が開かれた公園で旧菊池市街地、七城、旭志方面まで一望できる風景を眺めながら、その下の田んぼアートを目的においていただくと。この田んぼアート自身、その期間というのが、稲を使ったものであるならば7月から9月、3か月ぐらい鑑賞できると。例えばその裏作に花を植えたりなんかすると、12月から3月ぐらいまで計画していくんじやないかなと。長期間にわたって鑑賞できる公園になってくるんじやないかなと思っております。ぜひとも、先ほど答弁にありましたように、他の自治体の事例等を調査研究していただきながら、この事業を取組をしていただくように強く要望いたしまして、次の質問に参ります。

最後に、高校の魅力化について質問をいたします。

前回の一般質問で猿渡議員からも質問があつておりましたが、菊池市内の公立高校2校、私立高校1校と、菊池市には3校の選択肢がある本市にとって、それぞれの高校の魅力の発信というのは、菊池市内の中学生だけではなく、市外の中学生にも、また小学生においてもしっかりとしていくべきだと考えております。今回は、高校のことを身近に感じて、興味を持つてもらうことの一つとして、ボート競技というものを例に挙げてお話をさせていただきます。

11月21日に斑蛇口湖ボート場で九州小中学生ボート競技大会が行われており

ます。そこに本市の総合型スポーツクラブからも参加したことありました。成績をお聞きしますと、9種目中6種目において優勝されたと、このような報道もありました。

ボート競技といいますと、菊池高校と菊池女子高校にクラブがあります。今は菊池高校において活動されておられるとお聞きしましたが、このボート競技を通じて、ボート部があるという高校がこの菊池市にあるということから、それぞれの高校に興味を持つてもらうことは、一つの魅力発信につながるものではないでしょうか。

そこで、菊池高校のボート部の人数と、先ほど述べました小中学生のボート競技大会に参加した本市総合型スポーツクラブ員の全体の参加人数と、菊池市内、またその市外の子どもたちの人数を教えてください。

○大賀慶一 議長 音光寺教育長。

[登壇]

○音光寺以章 教育長 議員の皆さん、こんにちは。ただいま緒方議員からご質問にお答えいたします。

まず、県立菊池高等学校のボート部員数につきましては、現在、1年生の男子6名でございます。

次に、菊池市総合型地域スポーツクラブ、一般社団法人菊池ゆったりスポーツクラブのボートクラブである菊池ローイングクラブの部員数につきましては、29名でございます。小中学生の内訳につきましては、中学生が8名、うち菊池市内が6名、菊池市外が2名です。小学生につきましては21名で、菊池市内が15名、菊池市外が6名でございます。

続きまして、11月20日土曜日から21日日曜日まで、菊池市斑蛇口湖ボート場で熊本県ボート協会が主催で開催されました九州小中学生ボート競技大会2021では、熊本県を含む九州4県から6チーム、中学生19名、小学生31名の合計50名が参加しております。本市の菊池ローイングクラブからも27名が参加しました。議員からもございましたとおり、9種目中6種目で優勝を飾ることができております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○3番 緒方哲郎 議員 ありがとうございました。今教えていただきました人数の子どもたちだけでも、ボート競技というものを通して本市の高校に興味を持って、入学してもらえるように支援していくことも、高校の魅力化支援事業の一つと考えております。

調べてみると、熊本県には公立高校が53校、私立24校の計77校の高校があるということですが、その中でボート部、漕艇部がある高校というのは、熊本学園大学附属高校ボート部、済々黌高校漕艇部、熊本高校ボート部、八代清流高校漕艇部、秀岳館高校ボート部、八代高校ボート部、尚絅高校ボート部、それと本市の菊池高校と菊池女子高の九つの高校とありました。このボート部があること自体、高校の魅力化になっているのではないでしょうか。

当然、ボート競技で言いますと、熊本市内には強豪校と言われる高校があります。ボート競技だけで考えていけば、熊本市内の高校への進学が多くなるとも思いますが、今年の夏に菊池高校は、令和4年から、進学を見据えた未来探究コース1学級と、地域で活躍する人材育成を目指す地域探究コース2学級に改編することを決定されておられます。この地域探究コースでは、当然、竜門ダムは地域活性の一つとして取り上げられるでしょうし、そこに併設する斑蛇口湖ボート場も学習の一つとなると思います。そのように、ボート競技からの斑蛇口湖、また学習課題としての斑蛇口湖というように、多方面からいろいろな窓口を持って、この菊池市に、同時に菊池市の高校に興味を持っていただくことは可能ではないでしょうか。

ただ、このボート部において、高校から斑蛇口湖ボート場までの生徒さんの送迎が課題とのお話を伺いました。迎えはどうにかなるんすけれども、送りの時間帯がどうしてもどうにもならないというものがありました。このクラブ内の問題に対しても聞き取りをしながら支援をすることも大切になってくると思います。そこで、このような問題に対しても、本市で取り組んでいる高校魅力化事業での支援ができるものなのかというものを教えていただきたいと思っております。

○大賀慶一 議長 音光寺教育長。

[登壇]

○音光寺以章 教育長 では、今のご質問にお答えします。

本市には県立菊池高等学校と菊池農業高等学校、私立菊池女子高等学校の3校がございます。それぞれ特色を持った学校経営が行われていると思います。本市教育委員会とそうした地元3校の魅力を市内外に発信し、それぞれが持つ特色を生かすことができるよう支援することで、入学者が増え、ひいては地域の振興につながることを期待し、高校の課題や取組を支援するため、連携・支援を行っているところでございます。

斑蛇口湖ボート場という菊池市の地の利を生かした菊池高校ボート部の活動は、大きな魅力の一つであるというふうに思います。菊池ローイングクラブも優秀な成績を収めている中、その子どもたちが地元の高校に進学し、さらに活躍することを期待しているところでございます。

議員ご指摘の菊池高校ボート部の課題につきましては、菊池高校が抱える課題の一つとして考えます。そこで、まず、高校の魅力アップのために学校として何をやりたいのか、そのためには何が必要で、どのような支援を求めているのかを示していただき、その内容をしっかりと捉えて、保護者、地域、本市がそれぞれの立場で行える支援を考えていきたいというふうに思っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○3番 緒方哲郎 議員 ボート競技自体も魅力の一つと考えておられますし、課題があった場合には、連携をしながら、しっかりとお話し合いの中で検討するというような前向きなお答えを頂きました。菊池高校の奥園校長先生というのは、今ちよつと言わされたような、特色のある高校を目指そうという発想からだと思いますけども、菊池高校から東大生を出そうじゃないかと、野球で甲子園に行こうじゃないかというお話をされたいたこともちよつと思い出しました。

今回私はボート競技からの魅力発信という提案をさせていただきました。本市ボート競技に関しては、香月、飯盛という2名の全国レベルの実績のあるコーチもおられます。せっかく希望を持って菊池市にある高校へ入学したのに、様々な課題があって、例えばクラブを続けていけなくなるようなことがあれば、高校の魅力の発信とは逆行するものになると考えます。今言われましたように、学校、行政、地域が一緒になって高校の魅力化に取り組んで、入学してこられる生徒さんを増やし、地域を支える人材育成を行うことは、これから菊池市のためにも大切になるものと考えております。今後もそれぞれの高校と連携をしながら、魅力発信につながるよう支援をしていただくことをお願いをしまして、質問を終わります。

○大賀慶一 議長 これで、緒方哲郎議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。



休憩 午後1時47分

開議 午後1時56分

○大賀慶一 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、東奈津子議員。

[登壇]

○6番 東奈津子 議員 皆さん、こんにちは。議席番号6番、日本共産党、東奈津子です。通告に従って質問を行っていきます。

まず最初に、子どもの医療費助成について質問します。

子どもの医療費の高校3年生までの無償化、これは7年前、私が選舉に初めて出たときからの公約であり、4年前に、当時、中学生以上は自己負担と立替えがあった制度を、中学3年生まで完全無償化へと実現することができました。今度は高校3年生まで対象の拡充を何としても実現したいと思い、改めて質問を行います。

最初に、2点質問します。1点目は、中学3年生までの医療費の完全無償化が実現して4年が経過しましたが、市としてどのように評価をしているでしょうか。

2点目は、無償化の対象年齢の拡充についてです。今、全国では、厚生労働省の調べでは、733自治体、約4割の自治体が高校3年生までの医療費の無償化を実施しています。県内でも6割を超える自治体が高校3年生までの無償化を実施しています。近隣では既に山鹿市が実施、今年10月から大津町でも実施が始まりました。さらに、菊陽町では来年4月から実施を予定しております。菊池市においても無償化の対象を高校3年生までに拡充すべきと思いますが、どうでしょうか。

以上2点、お聞きします。

○大賀慶一 議長 渡邊健康福祉部長。

[登壇]

○渡邊弘子 健康福祉部長 東議員のご質問にお答えいたします。

子ども医療費助成につきましては、平成29年12月から中学生の一部自己負担を完全撤廃し、中学3年生までの子ども医療費を完全無償化としているところでございます。

議員ご質問の中学生までの完全無償化に伴う分析と評価につきましては、直近の令和2年度の実績は、新型コロナウイルス感染症の影響で受診控えがあったと思われ、助成額が減少しておりますので、外して比較しますと、中学生の受診延べ件数は、完全無償化となる前の平成28年度の6,354件に対し、平成30年度は1万1,937件で約1.9倍、令和元年度は1万2,574件で約2倍となっております。また、医療費助成額は、平成28年度の約1,299万円に対し、平成30年度は約2,558万円で約2倍、令和元年度は約3,001万円で約2.3倍となっております。その間、中学生の児童数の大幅な増減はありませんが、受診延べ件数、医療費助成額は増加しており、経済的負担の軽減により、経済的理由による受診抑制の解消と、早期の受診、治療の実現につながっていると捉えています。

高校3年生までの医療費助成の拡充につきましては、県内では令和3年4月1日現在、14市中6市が、31の町村中22の町村が高校3年生まで助成をしている状況でございます。高校3年生まで助成を行った場合の医療費は、県内で現在実施

している市の1人当たり年間医療費を参考に試算しましたところ、約2,800万円増加すると見込んでいるところでございます。高校3年生までの医療費の助成の実施につきましては、既に高校3年生まで無償化している自治体の状況を注視しながら検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○6番 東奈津子 議員 今、答弁がありましたように、中学校3年生までの完全無償化実施前の平成28年度が6,354件、実施後、平成30年度が1万1,937件、令和2年度が1万2,574件、子どもの数は変わっていない中で受診件数が伸びているとの答弁でした。また、経済的負担の軽減、早めの受診、治療ができるようになった、このような答弁がありました。この結果から、中学3年生までの完全無償化が子どもと保護者にとって必要な施策であることが証明されているのではないかでしょうか。

次に、高校3年生までの拡充については、予算が2,800万円増えることもあります、他自治体の状況を注視しながら検討していきたいという答弁がありました。高校生になると1人当たりの受診回数は年齢が低いときよりも減ります。しかし、受診1回にかかる負担は大きくなります。年齢が低いときは風邪などの受診が多く、高校生になると、ちょっとした風邪などでは受診せずに、どちらかというと部活動などのけが等もあり、レントゲンなどの検査を行うなど、本人負担は決して軽いものではありません。

また、高校に入学すると、子育てにかかる経済的な負担も大きくなります。とりわけ高校入学時の初年度の負担は重いものがあります。今年6月の猿渡議員の一般質問の中で、公立高校に進学したご家庭の負担した費用が述べられていましたが、様々な諸経費を含めると40万円を超えるとのことでした。

ここで、現在、高校1年生の子どもさんがいらっしゃる保護者の方の声をご紹介します。高校3年生まで医療費が無料になると本当にありがとうございます。小学生の頃に比べると病院に行く割合は減りましたが、その分、1回にかかる支払いが多くなりました。薬の質や量も同じになり、高くなっているような。さらに、視力低下も進み、眼科からコンタクト代もかかるようになりました。部活をしているとけがも増え、整形外科を受診することも増えます。地元の高校ではなく、熊本市内の高校に進学しているので、交通費もかかります。高校になると給食もなくなり、お昼代も要ります。とにかく高校からお金がかかります。安心して医療を受けられるような菊池市であってほしいです。このような声が届きました。午前中の水上議員の質

問の市長答弁でもありましたが、子育て世代が住みやすくなる施策を進めていきたい。まさしく高校3年生までの拡充は何よりも子育て支援です。

また、財源の問題で指摘しておきたいのは、熊本県の市町村に対する子ども医療費助成の低さであります。ここに熊本県の作成した資料があります。資料によると、全国の都道府県の子ども医療費助成制度の実施状況、令和3年4月1日現在のものです。これによると、熊本県は入院、通院とも4歳未満、つまり3歳までしか市町村に助成を行っていません。これは47都道府県の中でワースト1位、最下位であります。入院では、熊本県以外全ての都道府県が就学前まで助成を行っています。通院においても、山梨県が5歳未満まで、それ以外の都道府県は全て就学前までの助成を行っています。

ここで再質問をします。熊本県がほかの都道府県並みに子ども医療費の助成を就学前まで行うと、菊池市において財源としてどれぐらいになるでしょうか。また、県に対して全国水準の就学前までの対象年齢の引上げを要望すべきだと思いますが、どうでしょうか。

○大賀慶一 議長 渡邊健康福祉部長。

[登壇]

○渡邊弘子 健康福祉部長 再質問にお答えいたします。

現在、子ども医療費助成事業の県補助割合は、議員もおっしゃいましたとおり2分の1で、その対象年齢は4歳未満となっており、令和元年度の本市の中学3年生までの完全無償化による負担額は約1億7,023万円でございます。県の補助対象年齢が就学前までに引き上げられた場合の市の負担は、令和元年度で見ますと約1億6,223万円になり、市の負担が約800万円減になると見込まれます。

県の補助対象年齢の引上げにつきましては、熊本県市長会定例会等において要望をしているところでございます。補助対象年齢が引き上げられると、市の財政負担も少なくなり、新たな財源が生まれ、より充実した子育て支援に取り組むことができるを考えますので、今後も継続して市への要望をしてまいりたいと考えております。

あわせまして、本市は子どもの未来を応援する首長連合に加盟しております。その中においても、子どもの医療費について、地域格差を生じさせず、全国一律の国による高校3年生までの無償化を視野に入れた助成に係る制度の創設などを要望しているところでございますので、こちらにおきましても継続的に要望してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

申し訳ありません。先ほど県への要望をというふうに申し上げなければならない

ところを、市への要望と申し上げました。おわびして訂正させていただきます。

○大賀慶一 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○6番 東奈津子 議員 財源で言うと、県が全国水準に就学前まで助成対象の年齢を引き上げると、市の負担が約800万円減るということです。答弁にもありましたが、県に対してしっかりと要望を上げていただきたいと思います。

4年前、市長の決断で本市においても中学3年生までの医療費の完全無償化が実現しました。これは子育て世代にとって大きな励ました。その後4年間で全国でも県内でも子どもの医療費無償化の流れはさらに進み、高校3年生までの無償化は全国で42%、県内に至っては6割を超えてます。今から4年前の2018年3月の私の一般質問での高校3年生までの無償化を求める市長の答弁は、まずはこの中学3年生までの子ども医療費の実績等を踏まえながら、十分にまずは検証してまいる必要があるというふうに思っております、こう述べられています。最初の部長答弁でもありましたが、4年前の中学3年生までの完全無償化後、受診件数も伸びており、実績の面でも拡充は待たれている、必要な施策であると思います。4年がたちました。本市でも医療費の無償化を高校3年生まで引き上げていくべきと考えますが、どうでしょうか。市長の見解をお聞かせください。

○大賀慶一 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、ただいまのご質問、高校3年生までの医療費助成の拡充についてどう考えるかというご質問でございました。

前に申し上げましたように、子育て環境の充実を図るというのは本市にとっても非常に重要な政策でございます。特に子どもの頃からの健康づくりを担う母子保健事業と、それから子育て支援事業の充実といったものにはこれからも力を入れて、安心して子どもを産み育てることのできる環境をつくっていきたいというふうに考えているところでございます。

そういう中で、高3までの無償化というのは、先ほど部長からも答弁ありましたとおり、毎年大変大きな財政負担を伴うものであります。一方で、子ども医療費の助成事業というのは、そもそも子どもの疾病の早期治療を促して、健康の保持、そしてまた健全な育成のために実施するものでございますので、本来であれば、自治体ごとの事情によってその取扱いに差がつくということでは好ましくないものというふうに考えております。

ですから、先ほど来部長から申し上げてますように、子ども医療費の助成の高3までの拡充ということにつきましては、まずは補助に関する県への要望を続け、こ

れと併せまして、県または加盟する子どもの未来を応援する首長連合を通じて、国への制度創設ということを強力に働きかけていきたいというふうに考えています。一方で、今おっしゃるような県内自治体の助成の状況もございますので、こちらのほうもよく注視をしながら検討していきたいというふうに考えているところです。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○6番 東奈津子 議員 今、市長が答弁されましたように、本来であれば、住むところによって制度に格差があつてはならない、私もそう思います。国がきちんと制度を画一して対象年齢を引き上げていくべきであることには私も異論はありません。同時に、新型コロナ感染症の影響で、暮らしの厳しさは一層深刻になっております。とりわけ子育てに係る経費は家計の中でも最も大きな比重を占めます。そして、子どもの成長は待ってくれません。未来を担う子どもたちが病気やけがをしたとき、お金の心配をしないで済むようにすることは、地方自治体の大事な支援であると思います。

ここで、ある調査結果を紹介します。全国保険医団体連合会情報通信部長の本田孝也医師の調べでは、ゼロ歳から19歳までの時間外、夜間受診件数は、全国で、2006年度が72万件、これが2017年度には52.8万件まで減っているそうです。つまり、助成制度が地方自治体で拡充することで、子どもが早めに受診できるようになり、病気の重症化が防止されたと本田医師は結論づけています。ぜひ早急に拡充の方向で検討を進めていただきたい。このことを改めて要望しまして、次の質問に移ります。

次に、LGBTQ、性的マイノリティーについて質問を行います。この問題についても、これまで2回一般質問で取り上げてきましたが、改めて質問を行います。

どういう立場や分野の問題であれ、マイノリティー、少数者の人たちが肩身の狭い思いで生活せざるを得なかつたり、あるいは、差別や偏見のためにありのままの自分を肯定できなかつたとすれば、それは健全な社会とは言えません。逆に、マイノリティーと言われる人たちが暮らしやすい社会ほど、その社会の全ての構成員にとっても暮らしやすい社会であると言えると思います。特に性的マイノリティーをめぐっては、性意識、性行動に関わる問題であり、そのことそのものがふだん公然と語られることがない事柄であることや、当事者がカミングアウト、公表しなければ事態が表面化しないために、最後のマイノリティーと言われています。しかし、この間、性の多様性を認め合い、性的マイノリティーへの差別をなくし、誰もが個人の尊厳を尊重される社会の実現を求める運動が世界でも日本でも広がり、行政や

社会を大きく動かしてきました。

ここで2点質問をいたします。1点目は、この問題への菊池市の取組についてです。菊池市でも職員の研修をはじめ様々な取組が行われてきたことと思います。市の取組の現状をお聞かせください。

2点目は、パートナーシップ制度の導入についてです。ご承知のように、現在の日本の民法や戸籍は男女の結婚を前提にしており、同性婚を認めていません。そのため、同性のカップルは相続権や税金の配偶者控除などの法的、経済的な権利が認められていません。病院でも家族としての面会や付添い、手術の際の同意の判断が許されないことなども問題になっています。異性カップルであれば抱えなくともいい物理的、心理的な負担が、同性カップルには重くのしかかっているのが現状です。

そのような中で、パートナーシップ制度を導入する自治体が広がっています。パートナーシップ制度とは、制度を導入した自治体の中で同性カップルにも異性カップルが結婚している場合とほぼ同等の権利を認めるものです。具体的には、公営住宅の入居、緊急時の病院での面会など、親族同様の扱いを受けることが可能になります。日本では2021年10月11日現在、130の自治体、総人口の4割以上をカバーするまで広がっています。本市においてもパートナーシップ制度の導入を進めていくべきだと思いますが、どうでしょうか。

以上2点、お聞きします。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 それでは、東議員の2点の質問にお答えいたします。

まず、LGBTQに関する計画の位置づけと、市の取組の状況についてお答えしたいと思います。

まず、2018年から2021年までの第2次菊池市総合計画後期基本計画には、LGBTなど多様化する人権問題に対して正しく理解するための啓発活動や研修事業、また相談や支援体制の充実に向けた取組を推進するというふうに位置づけております。このことについては、2022年度からの第3次菊池市総合計画前期基本計画にも引き継いでいく予定でございます。

また、菊池市人権教育・啓発基本計画においては、2020年3月に改定し、「性自認・性的指向に関する人権」として重要な人権課題の一つと位置づけ、「今後、人権教育・啓発活動を通してさらなる理解を深め、性的少数者の人権を守るとともに、誰もが自分らしい人生を送ることができる社会をめざす」としているところです。

また、本年度中に改定を行う菊池市男女共同参画計画の中で、「性自認・性的指

向（いわゆるLGBTQ）に関する理解促進のための啓発を行う」と具体的な施策として明記したいと考えております。

続きまして、市の取組としましては、まず、行政職員が性自認・性的指向に関する人権の理解を深める必要があるため、2018年10月と11月に管理職を対象として研修を実施しております。それに併せて、全庁的に申請、届出書等における性別記載欄の有無に関する調査を行い、その結果、39か所の男女記載欄について削除を行いました。

また、2019年9月に菊池市まちづくり企業連絡協議会で、阿蘇ひまわり法律事務所、森あい弁護士を講師にお招きし、性的マイノリティーの観点から一人一人が大切にされ、その人らしく働く職場づくりについて研修を行っております。それから、2019年8月と2020年1月に校区人権啓発推進部会で、教職員や市民を対象として、性的マイノリティーの当事者をお招きして講演をいただいているところでございます。今後も菊池市人権教育・啓発基本計画等に沿って、引き続き人権教育・啓発を進めていきたいと考えております。

それから、2点目の菊池市でもパートナーシップ制度の導入を進めていくべきではと思うがということでございますけども、東議員から先ほど紹介がありましたように、パートナーシップ制度とは、一人一人の人権を尊重し、多様性を認め合う共生社会の観点から、同性のカップルに対して2人の関係が婚姻に相当することを自治体が公的に認める制度であると認識しております。法的な効力はございませんが、自治体がパートナー関係を認め、宣誓書受領証等を交付することで、行政や病院等で同性カップルが家族と同等の対応やサービスが受けられるようになるものと認識しているところでございます。

議員もご承知のとおり、県内においては二つの自治体がパートナーシップ制度を導入し、熊本市が2019年4月から、大津町が本年10月からスタートしております。本市の導入に向けた取組としましては、熊本市や大津町の制度導入後の状況を注視しながら、国、県、近隣市町の動向を踏まえた上で検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○6番 東奈津子 議員 まず1点目の取組についてですが、今、部長の答弁にもありましたように、市の様々な計画や施策の中での位置づけがきちんとこの間されてきたこと、また、研修や公的書類の必要のない性別欄の削除など、この間取組が進んできたことは承知しました。ぜひ、以前から要望しました、多目的トイレのドア

に誰でも利用できますとの表示をすることを要望しておりますが、まだ実現しておりません。この点も含めて、さらにこの問題での取組を進めていただきたいと思います。

次に、2点目のパートナーシップ制度の導入についてですが、近隣市町村、県、国の動向を見ながら検討していきたいとの答弁でした。最初に述べましたように、現在、130の自治体、総人口の4割をカバーするところまで広がっています。今、部長がおっしゃられましたように、県内でも熊本市をはじめ、お隣大津町でも導入が始まっています。九州内では既に県単位で佐賀県が導入、福岡県も導入を表明しております。こうやって見ると、時代はパートナーシップ制度を導入しないことが問題になる、このような流れになっているのではないかでしょうか。

今回、再度この問題を質問するに当たり、先ほど研修のところでご紹介のあった森弁護士にお話を伺いました。次のように言われていました。パートナーシップ制度というのは、実際に導入しても、利用者がすぐにいないかもしれない。しかし、大事なことは、この制度を導入することが啓発の重要なツールであり、当事者を力づけるものである、このようにおっしゃられていました。行政が正面からこの問題を認めている、このメッセージにつながるということです。

ここで一つ紹介したい事例があります。議長の許可を頂きましたので、農協が発行している雑誌「家の光」の2019年9月号の記事を紹介させていただきます。この中で、ゲイカップル農村での挑戦と題して、三重県伊賀市に大阪から移住したゲイカップルのことが紹介されています。記事の内容をかいつまんで紹介します。多様性が村を元気に。LGBTの当事者は大都会に住むことが多い。そんな中、農村に暮らす人もいる。三重県北西部にある伊賀市、忍者の里としても知られるこのまちには、同性パートナーを認める制度がある。そんな伊賀市に移住したゲイカップル、加納さん、嶋田さんに会いに行った。2人は2016年夏、大阪市から伊賀市に移住した。2人の伊賀市との出会いは運命的だった。自然が大好きで、いつか田舎暮らしがしたいと漠然と思っていた嶋田さんの背中を加納さんが押して、農村への移住を決意。大阪のようにゲイであることを誰にも干渉されずに暮らせる土地を探していたが、そんなところはどこにもなかった。田舎暮らしは難しいと諦めかけていたとき、ふと同性のパートナーシップ宣誓制度がある伊賀市のことと思い出す。移住促進窓口に電話をかけ、同性パートナーと移住したい旨を伝えた。大歓迎です、移住コンシェルジュの女性の明るい声が胸に刺さった。ここしかない。彼らの人生が大きく変わった瞬間だった。このように、パートナーシップ制度の導入というのは、当事者を励ますものであると同時に、自治体にとっても、多様性を尊重する自治体としてアピールする力にもなると思います。

江頭市長自身も3年前の私の質問の答弁の中で次のように述べられております。特に現代社会というのは非常に複雑化しておりますので、多様性というものは非常に社会の発展にとっても様々な視点をもたらすということで、活力にもつながるものだという考えを私は持っております。こう述べられております。最後に、市長にお聞きします。菊池市でもパートナーシップ制度の導入を進めていくべきと思いますが、どうでしょうか。

○大賀慶一 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、パートナーシップ制度の導入についての見解を述べよというご質問でございました。

LGBTQなどのいわゆる性的マイノリティーの方々が抱える悩み、あるいは生活の場の困り事と、あるいは困り感といったものについて、正しく私どもが理解して、支援していくということは、人権の上からも重要であるというふうに認識しております。こうした悩み、困り事に対するさらなる理解を深めて、性的マイノリティーの方々の人権を守るとともに、今おっしゃったような、この多様性を尊重して、人権教育・啓発活動を通して、誰もが自分らしい人生を送ることができる、そういう社会を実現するように目指していこうということは非常に重要であると引き続き考えているところでございます。

一方、本テーマに関しては様々な意見はあると思いますので、パートナーシップ制度の導入に向けて、多様な意見に耳を傾けながら、具体的な検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○6番 東奈津子 議員 ぜひ導入の方向で具体的に検討を進めていただきたいと思います。同性婚を認めることは世界の潮流となっています。1989年にデンマークで初めて同性カップルに異性カップルが結婚している場合とほぼ同等の権利を認める登録パートナーシップ制度ができました。そしてその後、2001年にオランダで同性婚が実現しました。そして、この流れはヨーロッパ、南北アメリカ、オセアニア、そしてアジア、台湾にも広がり、2020年5月現在で29の国・地域で同性婚が可能になっています。

日本でも2019年に日本で生活する13組の同性カップルが、同性カップルが法律婚できないのは憲法違反だと、東京、札幌、大阪、名古屋で一斉に国を提訴し、今年3月、初の判決となった札幌地裁が、同性婚を認めない現行の民法の規定を違

憲、憲法違反と判断しました。この判決では、性的指向の違いでもたらされるこれらの数多くの差別を憲法第14条の平等原則に照らして不合理としました。

先日、私の子どもの通う中学校のPTAの運営委員会で、生徒会の執行部から制服を変えることについての提案があり、私も生徒さんから直接お話を伺う機会がありました。その中で、制服を変えていきたい理由に、制服の機能性とともに、多様性への配慮がありました。10代の子どもたちが多様性について真剣に、当たり前に議論をしている姿を見て、本当に頼もしく感じました。

菊池市でもSDGsを理念に様々な分野で行政が進められています。まさしくパートナーシップ制度はこのSDGsの理念を具体化する取組そのものであります。この制度の導入は、予算のかかることでもなく、首長のやる気次第で実現ができる制度であります。ぜひ市長には実現に向けて検討を早急に進めて、一日も早く決断をしていただきたい。このことを改めて要望して、次の質問に移ります。

次に、福祉灯油の実施について質問します。

世界的な原油の高騰により、日本でもガソリン、灯油の値上がりのほか、食料品などにも影響が出ています。とりわけ冬の季節となり、灯油の値上がりは切実です。12月1日の熊日新聞では、県内師走の家計、経営圧迫との見出しで、原油高の高騰が家計や企業経営を圧迫している記事が掲載されました。今回は、原油高の影響の中でも、高齢者や低所得者の生活にとりわけ影響を与える灯油の高騰に絞って質問を行います。

県内の灯油は18リットル当たりの平均小売価格は11月22日現在で1,963円で、約13年ぶりの高水準となっています。さらに、原油価格の反映に時間差が生じる電気やガス料金は今後も値上げが続く見通しと報道されています。このような中、総務省は11月12日、以下の自治体支援策を発表しました。地方公共団体が原油価格の影響を受けている生活者や事業者を支援するために行う原油価格高騰対策に対し特別交付税を講じることです。措置率は2分の1、対象の例としては、生活困窮者に対する灯油購入費等の助成、社会福祉施設、養護老人ホーム、障がい者施設、保育所、幼稚園等に対する暖房費高騰分の助成です。

このような国の補助を受けて、全国では灯油購入に補助を行う自治体が生まれています。幾つか紹介します。新潟県新発田市では、11月5日、市内の低所得者ら約7,000世帯を対象に灯油購入費として1世帯当たり5,000円を助成すると発表しています。対象は生活保護世帯や生活困窮者世帯、住民税非課税の高齢者世帯、低所得の子育て世帯などです。また、県としては、岩手県、鳥取県が低所得者を対象に補助を実施しています。実施しているのは東北など寒さが厳しい自治体がほとんどですが、菊池市も朝晩の冷え込みは厳しいものがあります。また、これ

から新型コロナウイルス感染症第6波も心配され、外出を控え、できるだけ家から出ない生活をする人が増え、灯油の負担が従来よりもさらに増えることが予想されます。

ここで質問します。原油価格の高騰により市民生活への影響が懸念されますが、高齢者や低所得者へ国の制度も活用して福祉灯油の実施を行っていくべきと思いますが、どうでしょうか。

○大賀慶一 議長 渡邊健康福祉部長。

[登壇]

○渡邊弘子 健康福祉部長 福祉灯油の実施についてのご質問でございますが、原油価格の高騰の影響を受け、特に暮らしに直結する灯油価格の高騰が不安視されていくことにつきましては、十分認識しているところでございます。

ご提案の福祉灯油制度につきましては、寒さが厳しい北海道や東北地方などで実施している自治体はありますが、県内では現時点では実施している自治体はなく、本市におきましても、現時点での灯油購入費用の助成等を実施する予定はございません。国は備蓄石油を放出し、原油価格の上昇の抑制を見込んでいるところであります。今後も国の動向や原油価格の状況等を注視しながら、社会情勢に応じた適切な対応に努めてまいります。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 東奈津子議員。

[登壇]

○6番 東奈津子 議員 県内では実施している自治体もないということで、現時点では考えていないという答弁がありました。また、国の動向を見ながら適切な対応に努めてまいりたいという答弁でもありました。国は備蓄の放出を決めましたが、テレビの報道を見てましても、この放出が値下げにつながるかどうかは不透明であるということです。何の保証にもならないと思います。もう既に12月に入り、冬本番となっています。私は早急にこれは検討すべき課題ではないかと思います。

生活保護世帯には、ご承知のように、冬季加算という制度がありますが、国は2015年から冬の命綱の冬季加算を引き下げています。そして、この冬季加算は今年の原油高騰を想定した金額ではなく、従来の金額であります。ある新聞の記事に、今年の灯油の高騰で生活保護を受けている親子の声が紹介されていました。雪国東北の地域の方ではありますが、その声は身につまされるものがありました。食べ物がねえことよりも灯油がねえことのほうがひもじい。寒さは我慢できねえから。こういう訴えがありました。

また、私のところにも菊池市にお住まいの高齢者の方から、灯油の高騰で生活が

厳しい、こういう声をたくさんお聞きします。ある訪問介護をされているヘルパーさんからは次のようなお話をお聞きしました。訪問介護で利用者のお宅を訪ねてみると、利用者の方が電気も消して、こたつにじつとしている。もちろんこたつのスイッチは入っていない。このようなお話でした。灯油の高騰が社会的に弱い立場の人の生活を押し潰そうとしています。医療や介護の負担増、年金の減額などで、ただでさえ苦しい生活を強いられている人は少なくありません。

先ほども紹介しましたように、鳥取県のように県単位で助成を決めている自治体もあります。独自での判断が難しい場合は、県にも助成の要望を上げていただき、この冬を乗り切れるような施策を実施していただくことを最後に要望しまして、一般質問を終わります。

○大賀慶一 議長 これで、東奈津子議員の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。

次の会議は、明日 12 月 7 日に行います。引き続き、一般質問となっております。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立お願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。



散会 午後 2 時 40 分

第 5 号

12月7日

令和3年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第5号

令和3年12月7日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問



本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問



出席議員（20名）

1番	田	中	教	之
2番	福	島	英	徳
3番	緒	方	哲	郎
4番	後	藤	英	夫
5番	平		直	樹
6番	東		奈	津子
7番	坂	本	道	博
8番	水	上	隆	光
9番	猿	渡	美	智子
10番	松	岡	讓	
11番	荒	木	崇	之
12番	柁	原	賢	一
13番	工	藤	圭	一郎
14番	城		典	臣
15番	大	賀	慶	一
16番	水	上	彰	澄
17番	二	ノ文	伸	元
18番	泉	田	栄	一朗
19番	木	下	雄	二
20番	山	瀬	義	也



欠席議員（なし）



説明のため出席した者

市長	江頭 実
副市長	芳野 勇一郎
政策企画部長	後藤 啓太郎
総務部長	上田 敏雄
市民環境部長	笛本 義臣
健康福祉部長	渡邊 弘子
経済部長	清水 登
建設部長	山田 哲二
経済部次長	本田 憲仁
参 与	木村 利昭
教 育 長	音光寺 以章

新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者

七城支所長	久川 知己
旭志支所長	竹村 秀一
泗水支所長	水上 孝道
財政課長	稻葉 一郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開田 智浩
市長公室長	松永 哲也
農業委員会事務局長	吉田 武
水道局長	安武 邦男
監査委員事務局長	宇野木 洋一



事務局職員出席者

事務局長	前川 幸輝
事務局課長	松原 憲一
議会係長	笛本 聖一
議会係	西山 美紀
議会係	吉岡 結加里

○大賀慶一 議長 全員、ご起立をお願いします。

傍聴の方も可能な方はご起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

ご着席ください。

午前10時00分 開議

○大賀慶一 議長 これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○大賀慶一 議長 日程第1、一般質問を行います。

初めに、二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 皆さん、おはようございます。本日のトップバッターを務めます、議席番号17番、是は是、非は非で考えるがモットーの二ノ文伸元です。通告に従い、質問をさせていただきます。

まず、企業誘致について質問いたしますが、昨日の水上隆光議員の一般質問と重なる部分もありますが、私なりに勉強させていただいたので、おさらいという意味で質問させていただきます。

企業誘致は、自主財源確保の観点から、なくてはならない大事な役割を占めていると思っております。

そこで、お尋ねですが、これまでの企業誘致に対しての取組状況と成果についてお示しください。

併せて、以前は市役所内に企業誘致課がありましたが、現在はどのような形になって企業誘致を進めているのか、お尋ねいたします。

○大賀慶一 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 改めまして、おはようございます。それでは、ただいまの二ノ文議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、企業誘致の取組につきましては、当時、分譲中の工業団地の周辺分析や、今後、成長が期待される分野の調査を行い、ターゲットを絞り込み、積極的な訪問を重ねるなど、効率的な企業誘致活動を実施してまいりました。

その成果といたしまして、合併後には22件の企業が新設され、平成27年には

林原蘇崎工業団地が完売、平成29年には田島工業団地が完売となり、これにより市有の工業団地は完売しております。

さらに、既立地企業についても、熊本県とも連携しながらフォローアップ訪問を行い、50件の増設につながっております。

企業の新增設の動きによって、約480億円の投資が行われ、約2,800名の雇用を創出するなど、市内経済の活性化にとっては非常に大きな成果を上げていると考えております。

現在、市のほうでは、商工観光課の中で企業誘致の係を持って、実施しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 再質問いたします。

県内版だけでなく、全国版でも期待されていることが分かる、菊陽町の半導体工場TSMCの進出が決定されました。同社がソニーグループと共同で菊陽町に建設する新工場の投資額は約8,000億円とのことであります。当初の計画では、同じく菊陽町に工場を新設したソニーの1,000億円や、富士フィルムの1,100億円を大きく上回っています。新規雇用だけでも1,500人を見込まれ、工場建設や周辺整備に伴う建設、建築需要だけでなく、稼働に必要な製造需要なども期待ができるところです。

さらに、産業集積が一段と進めば、周辺自治体はもとより、県全体の経済浮揚の起爆剤となることは明らかであります。世界的な大企業の進出は、一方で人材獲得競争が激化するとの懸念も有するようです。

そこで、お尋ねですが、TSMC（台湾セミコンダクター・マニファクチャリング・カンパニー）がお隣の菊陽町に進出するに当たり、本市として、関連企業の誘致、それに伴う従業員などの居住空間や、菊池温泉を利用した保養施設の確保などのインフラ整備、また、人材の育成にどのように関わっていかれるのか、お尋ねいたします。

○大賀慶一 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、二ノ文議員の再質問にお答えいたします。

昨日、水上隆光議員のご質問の際にもお答えいたしましたが、TSMCの菊陽町への進出は、関連事業者の進出や市外からの人口流入による経済の活性化といった恩恵が期待され、本市にとって好機になると考えております。

しかしながら、大規模事業者の進出は、市内のあらゆる産業分野において人材の確保や人件費の増加といった課題もございます。

また、市長が昨日申しましたように、市といたしましては、このチャンスを市の発展につなげたいという強い思いから、民間開発に連動する形で、住宅・教育環境整備など、関係部署の連携を強化し、庁内横断的また総合的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 今、菊陽町を取り巻く自治体こぞって、このTSMCに対して興味を持たれて、もういろんな形での手この手を使われて、企業誘致やらいろんな事業を自分たちの自治体に持つてこようと、言い方は悪いですけど、虎視たんたんと狙っているようなことが報道されています。やはり菊池市もそれに負けないように、ただただ手をこまねいているだけではいけませんので、そこは執行部の方、大変やっておられると思いますけども、一つの問題としまして、学区の問題があると思うんですよ。これは現実的な話です。やはり泗水は熊本のほうにも行けるような形になっております。やはり泗水は泗水、旭志は旭志といったふうに、旧菊池市は旧菊池市、そして旧七城町は町としてのそれぞれの役割があると思うんですよ。そこら辺をしっかりと的確に捉えられてやっていかれればいいのかなというふうに思います。やはり泗水は居住空間としては最適だろうと思いますので、そこら辺をですね。それから、旭志のほうは、昨日、水上議員の質問の中でいろいろあっておりましたけども、旭志のほうになると、一番問題なのは下水道ですね。国道325号、下水道を通して、可能だと思います、やる気になれば。それをやはり泗水の住吉にある農業集落排水ですか、そこにつなぐというようなことも可能ですので、そこら辺はやはりしっかりとやっていただきたいなというふうに思います。

それでは、再々質問をいたします。

先ほどから今までの取組状況やらいろんなことをお聞きしまして、ああ、しっかりと執行部の方は頑張っていられるんだなという思いを持ちました。市長を中心に本当に頑張っていただいて、成果が出ていると思いますけれども、現状に満足し、手をこまねいてばかりではなく、これから先、本市が企業誘致を進めていくことは、菊池市が今後発展するのか、衰退していくのか、大変重要な役割であると考えます。企業誘致こそ市政発展につながる最善の方策であると確信してやまないところです。この際、江頭市長をトップに、前川自民党県連会長、笠愛一郎県商工会連合会長などにお願いをして、政官民が一体となって一致団結して、庁内だけで対応するので

はなく、豊かなパイプを持たれる人材にもご協力をいただき、企業誘致プロジェクトチームを発足させてはいかがでしょうか。市長にお尋ねいたします。

○大賀慶一 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 今後のTSMCを契機とする経済発展に対する考え方ということでございます。

部長が申しましたように、まず府的には、住宅、教育環境、そのほか、たくさん関連するものがございます。府内を一体的に連携ができるように、府内横断的・総合的な取組をやってまいりますけども、そのほかにも、農業、商業、工業、全て様々なことが関連してくると思いますので、各位のご協力をいただきながら総力戦で臨んでいきたいと、そういう覚悟でございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 府内だけではなく、政官民一体となったことでやることでありますので、しっかり頑張っていただいて、市の発展をしっかりやつていただきたいというふうに思います。

それでは、次に進みます。

次に、パワーハラスメントについて質問をいたします。

先月、11月1日、菊池市役所において、菊池市長よりパワーハラスメントを受けたという幹部職員の訴えを伝える内容が新聞、テレビなどで報道され、多くの市民が衝撃とともに、不安、怒りを持たれたのではないかと思います。

昨年4月に菊池広域連合消防本部における上司によるハラスメントを受けた消防職員が自殺に追い込まれるという痛ましい事案があったばかりで、この件については第三者委員会が設置され、ハラスメント認定により加害職員の処分もなされたことは、皆さんも承知のとおりです。

まず、職場におけるパワーハラスメントの定義をどのように捉えておられるか、質問いたします。お答えください。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 改めまして、おはようございます。それでは、二ノ文議員のご質問にお答えいたします。

職場におけるパワーハラスメントの定義としましては3点ございます。まず、一つ目に、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、二つ目が、

業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、三つ目が、労働者の就業環境が害されるものであることと、この三つの全ての要素を満たすものをいうとされております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 安心しました。分かっておられますね。

私が昨年6月議会の質疑の中で、広域連合本部によるハラスメント、町村の長によるハラスメントの事案、また、昨年6月1日から、職場におけるパワーハラスメント防止施策が事業主に義務化されることを受け、菊池市におけるパワーハラスメントの対応等について質疑をしましたが、この質疑では、総務部より、事業主としてパワーハラスメントを行ってはならない旨の方針、対処の内容等を職員に周知・啓発することに努めているという答弁があり、また、市長においては、「自分の問題として捉えたときに、私は、ある意味、事業主に相当するので、パワーハラスメントを行わないというのは当然であるが、職員みんながそれを行ってはならない。やった場合は厳正に対処をされるんだというを十分に自覚するように、既に庁内でも周知徹底しているし、これからもそのことをいろいろな機会に言い続けていきたい」という答弁をされています。皆さんも記憶にあることだと思います。

ここで、市長に質問いたします。

答弁の中で、職員に周知・徹底を図るという職員とは、市長ご自身も含まれていたと捉えてよろしいでしょうか。また、厳正に対処するというお考えは今もお変わりありませんか、お答えください。

次に、これからもそのことをいろいろな機会に言い続けていきたいとは、どのような機会にどのようなことを言い続けてこられたのか、お尋ねいたします。

○大賀慶一 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 市が提示しました職員への周知内容についてというご質問でございます。

まず、対象としては、これはもう全庁に呼びかけておりますので、区別なく、そういう意味では、私も入っておるという考え方でよろしいかというふうに思います。

それから、今後につきましては、これはもう常ふだんから機会を捉えて、言い続けていかねばならぬことだというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 ニノ文伸元 議員 厳正に対処するというお考えは今もお変わりありませんか。

○大賀慶一 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 そのような事案があった場合には、厳正に対処したいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 ニノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 ニノ文伸元 議員 今回、実名での被害公表後に、さらに別の職員も匿名でパワハラ被害を訴えたことが熊日新聞報道で分かり、さらに衝撃を受けました。

現在、市長に対してのパワーハラスメント被害の訴えは、実名、匿名を含め、何件になるのか。また、被害者件数及び被害者以外の相談者件数をお知らせください。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 ニノ文議員のご質問のほうにお答えいたします。

ハラスメントの相談件数としましては、令和2年第2回定例会の6月以降の件数で申し上げてよろしいでしょうか。

まず、その件数としまして、1点目として、職員間のパワハラ疑いというのが1件ございました。これに関しまして、担当課の聞き取りにより、お互いの行き違いによること、また、係内でのコミュニケーションの不足が主な原因と考えられ、この事案については、パワハラとは認められなかつたと判断したものでございます。

それから、議員によるパワハラ疑い、こちらのほうは3件ございまして、こちらは匿名での報告であることから、事実確認等は実施できなかつたものの、その内容からパワハラがあつたと推察されると判断したものでございます。

それから、今回の市長を行為者とする相談受付が1件ございました。

以上の全部で5件になります。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 ニノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 ニノ文伸元 議員 聞きたかったのは、今回の市長に対する被害報告といいますか、もう一度聞きます。報道では2件、それ以外に1件ということでおろしいですか。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 先ほどお答えしましたのは、相談件数は1件ということでお答えしたところでございます。

相談受付とは別に、庁内ネットワークに設置しております職員からの各種相談や意見を受け付ける職員目安箱、これ、ハラスメント意見箱に今回の相談内容に同調するような投稿が2件ございました。こちらは匿名での投稿であり、ハラスメントと受け取れる記載はございませんでしたので、ハラスメントの相談としては取り扱っておりません。こちらのほうは2件ということでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 執行部のほうとしては、結局は、受け付けたのは名前を公表された1件だけということになりますか。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 投稿があったものは全て受付をしておりますけども、ハラスメント相談として受け付けたのは1件で、そのほかは、その同調意見ということで受け付けております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 執行部としては1件だろうというふうに考えるのが、これは当然に思われると思いますけども、やはり我々市民のほうから見れば、完全に4件なんですよ。なかなかこういう事案を勇気をもって名前を公表してするというのは、これは大変な勇気が要ると思います。

そこはさておき、次の質問に移ります。

職場でハラスメント被害は全体の38%、そして、ハラスメント被害者の44%が誰にも相談しなかった。その理由は、相談しても無駄だと思うからが主なもので、組織が相談できない体質ということが挙げられています。これは2019年5月、日本労働組合総合連合会の調査結果です。

菊池市は、令和2年11月、菊池市職員のハラスメント防止に関する指針、令和3年3月29日に菊池市職員におけるハラスメントの防止に関する規程にて、ハラスメント防止についての施策を出しています。内容は、1、行為者の意図にかかわ

らず、言動により不利益、不快感を与え、職場環境を悪化させることをハラスメントと定義、2、総務部総務課にハラスメント相談窓口と外部相談窓口の設置、3、ハラスメントやその防止の観点により、ハラスメントと判断しかねる場合も相談対応、4、ハラスメントに関する申出人及び関係者のプライバシーの保護と、知り得た秘密の厳守と不利益の防止、5、委員会によるハラスメント確認時は、菊池市職員分限懲戒審査委員会規程にかかわらず、任命権者へ懲戒処分を上申、この点については相違ありませんか。総務部長にお尋ねします。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 二ノ文議員のご質問にお答えします。

今の規程の内容については、相違ございません。ただ、ハラスメントの内容としましては、今回上がっておりますようなパワーハラスメントであったり、セクシャルハラスメントであったり、いろいろなハラスメントの中で、内容によって違ってくるものでございます。

パワーハラスメントにつきましては、先ほど言った内容で、合理性、継続性、客観性があるかどうかで判断していくものであり、セクシャルハラスメントにつきましては、本人の主観というものが中心になってくるかと思いますので、そういった内容を加味して規程のほうはつくっているものでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 今回、加害の当事者とされたのが市長、人事権を持つ事業所のトップの市長に対して告発となりました。そのため、市職員ハラスメント防止対策委員会での対応だけでなく、第三者委員会による審議が必要になります。

先ほどお尋ねしましたが、ハラスメントと感じていたという被害の訴えが1人でなく、複数の職員であったということ、私は4人と思っておりますので、市民はそう思うと思いますよ。今まで市長に対するそういった相談はなかったと思います。それが一つ出たことにより、あの3人がそういうふうに匿名ではありますけども、これは事実ですから、トップである責任と権限の自覚の欠如による職場環境悪化を招いたことの責任、また、市のトップである市長に対して、実名公表を選択するに至った意ということの重大さ、今、組織、そしてご自身のハラスメントに対する再構築の必要性を認識するべきではありませんか。

実名公表は容易ではないことは皆さんも周知のとおりではないでしょうか。不安を抱えながらも、心身ともに限界という、かなり追い詰められた状態で、気持ちを

奮い立たせて公表に至ったと推察されます。

菊池市においては、世間でいう報復人事とかは、これまでも、これからも、ないものと思いますが、絶対にあってはならない。させてはいけないことです。

ハラスメントの申出、情報を提供した者が不利益を被らないようにするというのは、菊池市では指針でも確認されていることです。市長をはじめ組織として、再度確認しておかなければなりません。いかがですか、お尋ねいたします。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 ご質問にお答えする前に、先ほどの答弁の中で、私の答弁の仕方が悪かったかもしれませんけども、市長への訴えは1件、そのほか2件ということで、合計3件ということで、4件と言われていますけども、そこは訂正させていただきたいと思います。

また、先ほどの人事権とかいろいろ、組織の中での報復人事とかいろいろありましたけども、そういうところは一切今後もございませんので、お答えいたしております。

○大賀慶一 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 安心しました。

次に、今回、ハラスメントの実名、匿名相談を、令和3年11月26日付、総務部長名で職員各位宛てに事務連絡でハラスメントに関する相談についてという文書が通知されました。内容は、「現在、開設している目安箱、ハラスメント意見箱については、匿名での投稿を可としていますが、匿名や具体的な事案のない場合は、相談者の意向確認や事実確認ができないため、ハラスメント相談として取り扱うことができません。ハラスメントに関する相談については、できるだけ菊池市職員におけるハラスメント防止に関する規程に基づき、相談窓口での相談をお願いいたします」とあります。

今後、実名で相談をという内容の通知は、匿名でしか公表できなかつた職員や、悩んでいる職員の胸のうち、本音を知ることになるのでしょうか。ハラスメント相談が困難なものになるのではないかと危惧されるところです。この文書の意図することは何だったのか、お尋ねをいたします。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 11月26日付での通知に関しましては、ハラスメントの防止に関する規程に基づき、全ての職員が個人としての尊厳を尊重され、快適に働く

ことができる職場環境を確立するため、全てのハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に、適切な対応を行うための措置ということで理解しております。

匿名や具体的な記載事案がなければ、その解決の糸口もつかめませんし、こういったところで、本人からの申出をということで、通知したものでございます。

今後につきましても、そういった事案で難しいようであれば、何らかの意見聴取の方法等も検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 この文面による対応は、ハラスメント被害者や被害を防止したいとする者に寄り添うものでしょうか。今から、これからもちょっと考えていくこともありますけども、加害を受けた場合でも、解決に向けて相談は難しい。解決できない。相談についても、関係する組織は、関係のないところでしか相談できないということが起こりがちです。考えていくことということですので安心はしておりますけども、今回、トップである市長からのハラスメントについては、トップという性質上、第三者委員会審議になるものの、今後、こうした事案が出ないためにも、ハラスメント防止を全力で阻止するために、二度とハラスメントを起こさない、起こさせないという強い意思、実行力を示していく必要はありますか。例えば無記名でのアンケート調査または聞き取りなどを実施し、職場環境、職員の心身の状況を把握し、職場環境改善が必要です。建前でしか回答できないということがないように、先ほどのメッセージは市長自ら発してほしいと願います。

パワハラは労働問題であり、人権問題です。心身の健康を害するだけでなく、士気や生産性の低下、優秀な人材の流出の原因となり得ます。ひいては、ハラスメントを許した職場にも大きな損失があります。

定例議会月例会ごとに執行部からの報告があるミスや、議案修正が多過ぎるのも、こうしたトップとしての市長の姿勢にも起因しているのではと心配しております。職員の尊厳や人格が尊重され、能力を発揮できる快適な職場であったのか、検証の余地はありませんか。

ここで、質問いたします。

今回のハラスメント事案の職場である菊池市役所内で、職場環境、ハラスメント実態を無記名によるアンケート調査などを行い、改善に向けた取組の意向や計画を検討させる考えがあるのか、お尋ねいたします。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 庁舎内では、今、毎年行っているのが自己申告書という形で、パワハラとか、セクハラとか、あるかないかとかいうところの意見聴取も行っております。また、さらに、ストレスチェックを行って、高度なストレスが出た人に関しては、産業医等の面談等を実施しているところでございます。

ご提案の件につきましても、今後、必要性を踏まえ、検討していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 ニノ文伸元 議員 前向きといいますか、やるということですので、一番大事なのは、この職場の中で、この市役所内で思ったことを自由闊達に意見が述べられるというようなことが一番大事だらうと思います。もう嫌なことがあつたら、嫌でしたと。それを受け入れる、やはり市役所のトップは総務部長でありますので、しっかりと受け止めるような気持ちを前面に出していくば、職員はついてきますよ。期待しています。

市長にお尋ねします。

今回の件における多くの新聞社、テレビ取材で、市長は、業務上、注意や指導を行うことは多々ある。本件を含め、パワハラに該当する行為は断じて行っていないと常々考えているとお答えになっていました。現在も同様の見解でしょうか、市長にお尋ねいたします。

○大賀慶一 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 パワハラの申立てに対する私の考え方ということでございますけども、これまで関連報道等の場で述べていますとおり、私自身としては、業務上の注意指導を行った事案でございます。私自身はパワハラに該当するという認識は、当時も今もございませんけども、これは受け止められる側の見方もあることだと思いますので、こうしたことについては、第三者委員会での客観的な調査結果を待ちたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 ニノ文伸元 議員 業務上、必要な叱責、正当な指示や命令はハラスメントには当たらないとありますが、職務を遂行する上で必要なことなので、ハラスメ

ントに当たらないかというと、そうではないのです。必要な叱責、指示、命令でも、威圧的、感情的、ねちねちと言い続ければパワハラになるということも、全員、職員全体が当然研修などで周知していることではないかと思います。市長、今、ご答弁のとおりです。

菊池市職員におけるハラスメント防止に関する規程において、所属長の責務の欄において、職員がその能力を發揮できるよう、円滑なコミュニケーションが取れるような職場環境を確保すること。2、良好な職場環境を確保するため、ハラスメントの防止に関し、必要な措置を講ずるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切な対応を講ずること。3、職員を指導・育成する立場にあることなど自らの責任と権限を自覚し、ハラスメントの防止に努め、いやしくも自らがハラスメントに当たる行為はしないこととあります、ここで、市長にお尋ねします。

十分今言ったことを取り組んでおられたのか、見解をお聞かせください。

○大賀慶一 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 今おっしゃった内容を十分に踏まえて、行動していたというふうに私は考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 ハラスメントは加害者の思いではなく、被害者の気持ちに寄り添うことが大事だと思います。市長も自分の考えではそうではなかったということですが、さっきおっしゃられたように、相手の気持ちがどうであるか、やはりそこが少し足らなかったのかなと今は思っております。

今回、加害の当事者として訴えられたのが市のトップであることから、市職員ハラスメント防止対策委員会での対応は困難でもあり、市長自らも望まれておられますので、今後、第三者委員会に審議を委ねることになります。

先日、やっと第三者委員会開催に向けて対応がなされたところのようですが、いろいろな方々に依頼し、開催は全部で7回、全体の費用145万円で、財源の出どころは一般財源、いわば市民の血税から支出される方向です。

市長にお尋ねいたします。

のことにつきましては、いかがお考えですか。

○大賀慶一 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 今回、私に対して、いわゆるパワハラの申立てがあったという事実、それからまた、そのことを通じまして、関連報道で市民の皆様に大変ご心配をおかけしたことにつきましては、大変私の不徳のいたすところと感じております、申し訳なく思っているところでございます。対して事実は一つしかございませんので、第三者委員会のほうでこれを調査をいただきたいというふうに考えている次第です。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 今後、この件については第三者委員会に委ね、十分な審議をしていかないと、今後につながりません。

市長から人格を否定するような言葉を言われ、睡眠障害を発症し、生きる希望をなくすなど心身の限界に達したと実名で声を上げた職員、同じ思いをしたと相談窓口に匿名ながらも声を寄せられた職員、こうした苦しい思いの声が出ないような対応はなぜできなかったのか。市のトップとは、どういう責任、責務があるのでしょうか。

市長のハラスメント行為とされる発言の中に、市民なんてどうでもいいんだよ、職員名を挙げ、○○派議員だから黒と発言するなどがあり、これは一体何を意味するのか。多種多様な人材、意見を活用するべき市のトップがイエスマンのみをよしとするようにも受け取れる、人権意識にも問われる、とんでもない発言、行為ではないでしょうか。事実であれば、ゆゆしき問題であると思われます。

本市でこうしたことが議論なされなければならないこと自体、当事者のみならず、職員や市民にも申し訳なく、残念なことです。しかし、今後、決して同じことが起こらないように、被害を感じ、声を上げられた職員がさらに被害を被らないように、早急に十分な対応、対策を講じられることをお願いして、質問を終わらせていただきます。

あとは荒木議員のほうにつなぎたいと思います。

私の質問は終わります。

○大賀慶一 議長 これで、二ノ文伸元議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

休憩 午前10時43分

開議 午前10時53分

○大賀慶一 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、荒木崇之議員。

[登壇]

○11番 荒木崇之 議員 皆さん、こんにちは。議席番号11番、荒木崇之です。

先ほど二ノ文伸元議員からバトンを渡されましたが、「しんげん」さんは「しんげん」さんでも、私は「人は城、人は石垣、人は堀、情けは味方、あだは敵なり」という、人は石垣や城と同じくらい戦の勝敗を決するのに大切だという、何よりも人を大切にしていた武田信玄の言葉が好きです。武田信玄の言動に思いをはせると、「勇将の下に弱卒なし」というとおり、家臣思いの信玄の下には強い部下が集まり、育ち、戦国最強軍団とうたわれていました。

それでは、通告に従いまして、一般質問いたします。

本年6月定例会の一般質問において、パワーハラから職員を守るためにどう考えるかとの質問に、江頭市長は、「職員のために適切な職場環境を保つということは、私の責務の一つであるというふうに考えております。特に職場におけるハラスメントというものは、働く個人としての尊厳を不適に傷つける、社会的に許されない行為であります。もし、万が一、ハラスメントという認定がされるような事態が起きた場合、その行為者が内部の者であれば、当然ながら、全体の奉仕者としてもふさわしくなく、信用失墜にもつながりかねないものでありますので、厳正に対処していきたいというふうに考えてもおりますし、もしその行為者が外部の人であったとしても、その行為者が属する団体組織に対して強く改善を申し入れ、断固たる態度を示していきます」と立派な答弁をされていた江頭市長が、幹部職員から11月1日にパワーハラで告発されました。

11月17日の熊日新聞には、江頭市長から威圧的な言動などパワーハラを受けたとして、市の幹部職員が総務部に設置しているパワーハラ目安箱に実名で告発したとの記事が掲載され、その後、新聞各紙はもちろんのこと、全ての民放テレビで報道されました。もちろんラジオでも流れていきました。

まず、最初にお尋ねしますが、パワーハラ告発から報道までの期間、情報管理は徹底されていたのか、お聞きいたします。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 荒木議員のご質問にお答えいたします。

告発から報道までの間、情報管理は適切に行っていたと考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○11番 荒木崇之 議員 適正に行われていた。

告発報道から一夜明けた次の日の18日に、告発した50歳代職員さんから、市議会議員一部の皆様へとの書き出しで告発文ともう1枚同封された手紙が届きました。それには、ある議員がパワハラ告発を勝手に歪曲し、その職員と江頭市長が大げんかをして、職員が市長を罵倒し、その職員が市役所を辞めると言っていると誤った情報を各所に流されているので、論点のすり替えを防ぐために、真実を知ってくださいと書いてありました。私はその手紙だけでは内容の時系列も分からなかつたので、告発した職員さんには、代理人を通じて内容をお聞きしました。

ここで、議長と、それと告発された職員さんと代理人の許可を得ましたので、時系列のパネルを示します。

[パネルを示す]

○11番 荒木崇之 議員 令和3年11月1日、ハラスメント目安箱に50歳代職員が市長のパワハラを告発、一番上です。

2番目、令和3年11月13日、Y議員から情報を聞いたとする市民から、50歳代職員に、市長とけんかをして辞めるのはだめだと職員を心配する電話がある。

三つ目、令和3年11月17日、熊本日日新聞が市長からのパワハラ告発を報道。同年11月19日、市長がパワハラを定例会見にて否定。11月20日、熊日が新たに別の職員が市長のパワハラを告発したことを報道。

以上がこれまでの経緯ですが、私は不思議なことに気づきました。それは11月13日に電話してきた市民は、なぜ職員が市長を告発したのを知っていたのか。その職員自身もパワハラ目安箱に告発している事実が歪曲して市民に伝わったことに恐怖を感じ、心配して電話してきた方に、一体誰がそんなでたらめ言っているのですかとパワハラ告発の事実を告げたところ、その方は、Y議員から聞いた内容と全然違うと。Y議員から50歳代職員の名前を聞いたと告白されたそうです。なぜY議員が報道前にパワハラのことを知っていたのか。しかも、告発した職員の名前まで知っていたのか。市側から目安箱に投稿された情報が漏れているとしか考えられません。

私は、もし総務課の職員が漏らしたのであれば、けんかしたなどという事実とは違うことは言わないと考えますが、江頭市長、この議員の誰かに自身の告発情報を報道前に話した覚えはないですか、お尋ねします。

○大賀慶一 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 報道前に内容を議員の方にお話ししたことはございません。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○11番 荒木崇之 議員 話してないということですが、Y議員がどこからその情報を得たのかは、議会側の問題でもありますので、次の全員協議会でY議員から情報の出どころを聞きたいと考えます。

ある事項を公にすることで、特定の者の利益、公益を害することはないと、議員には守秘義務が規定されていますので、しっかり調査、追及します。

では、市長は情報を漏らしてないと言わましたが、もう一人、この職員、告発した職員に電話してきた人物がいます。それは市長が任命している政策参与である木村利昭氏であります。令和3年11月15日のお昼、正確には13時34分にパワーハラ告発について、50歳代職員に電話があったとのことです。

そこで、私は、木村参与がパワーハラを知り得る立場にあるのか、11月1日に告発があったときの受付文書を情報公開請求して決裁印を確認しました。それがこの文書です。全部黒塗りです、内容は。しかし、この印鑑のところ、誰が印鑑を押したか分かるんですね。ここには参与の印鑑はありませんでした。

もう一度、市長にお聞きします。

あなたは、告発されたことを木村参与に話しましたか。市長や参与という特別職であれ、地方公務員法第34条及び第60条の守秘義務違反の1年以下の懲役または3万円以下の罰金、併せて、服務義務違反として懲戒処分の対象となりますので、慎重にお答えください。

○大賀慶一 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 お答えいたします。

お話はしておりません。

以上です。

○大賀慶一 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○11番 荒木崇之 議員 話はしてない。

では、この木村参与が何と言ったのか。それは、今、出しているものを、これ告発ですね。今、出している告発文を一度、自身で撤回してみないかと。驚くことに、パワーハラ告発の撤回要求を言ってきたとのことです。

お尋ねします。

私は、市長の政策参与である木村氏が撤回要求しているのであれば、これは圧力

であり、新たなパワハラに該当すると考えます。ですから、どのような意図で撤回要求をされたのかお尋ねしたいので、木村参与の出席答弁を直ちに要求いたします。

○大賀慶一 議長 ここで、暫時休憩します。

休憩 午前11時03分

開議 午前11時32分

○大賀慶一 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒木議員に申し上げます。

今回の木村氏への要請は通告があつておりませんでした。本来ならば通告に沿つて行うのが当然ですが、今回は特別ということで、市ほうに、執行部ほうに要請をしております。今後、やはり一般質問ですから、通告に従つて行っていただきたいと思います。

それでは、江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、荒木議員のほうから木村参与の出席を、今、求められました。これについては、本来、今、議長がおっしゃったように、通告が事前に必要でありまして、通告に基づいてなされるべきものでありますけども、今回は事実確認のために必要であるという申出であり、私もそれではそうしていただこうというふうに、今、判断をしました。そういう意味では、本来、予定していなかつたわけでありますけども、今、本人がたまたま庁内におりましたので、今、お呼びをしたところであります。ただ、本人は、この場に立つまでの経緯を存じませんので、いま一度、その点については、荒木議員のほうから質問の趣旨を述べていただきたいというふうに思います。

また、この扱いにつきましては、私が出席を求める唯一の立場でありますけども、非常に例外的な措置として、これは判断しているものでございますから、今後につきましては、議会のルールに従つて、通告に基づいて要請をしていただきたいというふうに切にお願いをしたいというふうに思います。

以上です。

○大賀慶一 議長 それでは、木村参与の入室を認めます。

(木村利昭参与 入場)

○大賀慶一 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○11番 荒木崇之 議員 待ちくたびれたんで、皆さん、私がどこまで質問してき

たか分からぬと思いますので、おさらいしたいと思いますが、その前に、江頭市長、特別なご配慮ありがとうございました。しかしながら、この案件に関しては、先に通告をしていると、告発者の情報もありますし、しかも、皆さん方が正当にそれを判断されるかどうか分からぬので、今回は突如として出したわけであります。そのことをご理解ください。私は日頃、ちゃんと通告に沿ってやっていますので、今回は特別なご配慮をありがとうございます。

それでは、木村参与にお聞きします。

出席ありがとうございます、お忙しい中に。

もう一度パネルを示します。

[パネルを示す]

○11番 荒木崇之 議員 令和3年11月15日に、これ午後1時34分に、木村参与から告発された方へ電話をされています。その電話の内容が、今、出しているものを一度、自身で撤回してみないかと。撤回要求されています。これについて、私は、この撤回要求は、市長の政策参与という立場上、やっぱり新たなパワハラに該当すると、圧力ではないかと考えるわけですから、どのような意図で撤回要求されたのか、お尋ねをいたします。

○大賀慶一 議長 木村参与。

[登壇]

○木村利昭 参与 こんにちは。こちらのほうに出るのは本当に久々なんですけども、今、荒木議員のほうからお尋ねがありました。

どういう趣旨で撤回したらどうかというような発言をしたかということでございますが、それは、ここでいろいろお話ししても、なかなか全体がご理解いただけない可能性はありますが、一つは、恐らくそのときの私がお話をした内容は、全て録音されているということでもございますし、うそ偽りを申すつもりは全くございませんが、要は、今回の当事者の思い、私は長年つき合っておりますし、どういう仕事ぶりをしているかということも十分承知をしておりました。一緒に仕事をしたこともたくさんあります。

そういう中で、本当に彼が一番望みたいのは何かと。どういう仕事を市民のためにしていいのか、そういうことを恐らく悩んでいるだろうなということで、私はいろんな職員の方の相談に乗ることがありますけれども、そういう立場から、今回、お話をさせていただきましたが、その前に、彼自身から非常に自分が政策的にやりたいことを市長になかなか理解してもらえない。何とか参与のほうから僕の意図するところを分かってもらうように、何かご助言をいただけないかというようなご発言がありました。それからずっと私も気になっておりました。

そういう中で、いろんな情報に接しました。もう職員の中でも随分大きな声でお話をされているような様子があったというようなことも聞いておりますし、そういう中で、これは何とかやっぱり彼の将来も含めて、彼が生きる道というか、本当にしっかりと仕事ができる、そういうためにはどうしたらいいかという私なりに考えて、一つの考え方としては、一度リセットをしてみたらどうかというようなことを申し上げました。リセットというのは、一度、それは下ろすことになりますけれども、本当に彼がやりたいことが、そのパワハラという形で市長を追及していくたいということであれば、当然それも選択肢になるわけですけど、本当に彼がやりたいことが何なのかと。やっぱり身近にある者として、人のその苦しみを救ってやりたいという気持ちは、これはもうひとしいものだというふうに私は思っております。ですから、今回、私が発言したことについて、私は天地に誓って、何も恥じることはない、そのように思っております。

以上でございます。

○大賀慶一 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○11番 荒木崇之 議員 沈黙は金、雄弁は銀、先ほどありがたいことに時間をいただいたんで、代理人の方にテープを流していいかということをお尋ねしたら、いいですよと。リセットとおっしゃったけど、はっきり撤回と言っていらっしゃるんですよ。お聞きください。

(録音テープ再生)

○大賀慶一 議長 荒木議員、ちょっと待ってください。まだそのテープを流すことは、議長として許可していません。切ってください。
暫時休憩します。

○

休憩 午前11時41分

開議 午前11時41分

○

○大賀慶一 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒木崇之議員。

[登壇]

○11番 荒木崇之 議員 リセット、リセットとおっしゃいますけど、木村参与は撤回しろと。今、音声聞かれたでしょう。撤回しろと言っているんですよ。
〔「撤回してとか言っていますよ。リセットとも言っています」と呼ぶ者あり〕

○11番 荒木崇之 議員 撤回しろというのは、言ったのは認めるということなん

でいいんですが、じゃあ、どこから聞いたかという話なんですね。これは音声あるけど、これもだめなんですか、流したら。だめですか。

これも代理人の方から音声いただいているので、言いますけど、この話の中で、参与は熊日が取材に来たと市長公室から聞いたというのが1点。それともう一つが、月刊ポリシーが取材に来て、熊日が取材に来たことを外部から聞いたというふうに言われているわけなんですよ。じゃあ、本当はどこから聞いたのかと。

ちなみに、今日いらっしゃっていますけど、月刊ポリシーの編集長に、今、お聞きしたら、11月1日から現在まで、取材など一切行っていないということあります。熊日の支局長については、告発者の個人情報もあるので、答えられないということですが、参与、どこから聞いたんですか、内容を。

[「何の内容をですか」と呼ぶ者あり]

○11番 荒木崇之 議員 いやいや、この内容ですよ。告発した内容をですよ。どこから聞いたんですか。あなたは市長公室から聞いたと言っているし、外部からも聞いたと言っているわけなんですね。

あなたには地方公務員法第34条及び第36条、これがかかりますので、元県職員ならもうそのことはお分かりかと思います。しっかり慎重に答弁ください。

○大賀慶一 議長 木村参与。

[登壇]

○木村利昭 参与 先ほど申し上げたように、随分前から当事者の方についてはいろんなことを言われておりました。私も直接話を聞きました。そういう中で、先ほども申し上げたんですけども、いろんなところで、もううわざ的に飛び交っていました。そういうのが私の中に入ってきて、今、困っているんだなというようなことを承知したということでございます。

以上でございます。

○大賀慶一 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○11番 荒木崇之 議員 木村参与、出席ありがとうございました。

撤回要求は認めるということありますけど、情報の出どころについては、私が代理人から頂いたテープとは大分違うなということで、これは第三者委員会でも、恐らくどういうことかということになりますし、議会の調査事項にも係ると思うんですよ、情報漏えいという部分ですね。だから、しっかりそこは今後、注意していただきたいなというふうに思います。

では、パワハラ目安箱の内容が議員や職員に漏れているとするなら、非常に問題だと考えます。なぜなら、せっかく設置した目安箱の内容が漏れるなら、今後、誰

も目安箱に告発するのが怖くて、告発する人がいなくなるのではないかと懸念するからです。再度、情報の徹底については、強く是正することを要望でなくて、要求します。しっかり考えてください。

では、さらにお聞きします。

9月17日の市議会全員協議会で、議員から職員に対してのパワハラ疑いが3件あったと推察されるということを執行部から報告されています。これは認めますね。議長から議員の発言等については十分注意するようにとの厳重注意もあってます。

議員のパワハラ疑いが発覚したのは、本年6月議会において、平議員が一般質問で調査を求めたことから、市が6月28日付でこの文書です。上田総務部長名で、全職員を対象にして通知して、調査されています。それはお認めになる。この通知は2回も3回もされているんですよ。

では、お尋ねします。

議員によるパワハラ疑いについては、6月の質問を受けて早急に実施されていますが、今回の市長によるパワハラについては、現在のところ、全職員にそのような調査をされていません。議員のパワハラも、市長のパワハラも、もちろんあってはならないことですが、市長は人事権を持っていることから、職員との関係性が大きく議員と違うことは言うまでもありません。これはご自覚されていると思います。実名での告発もあり、何か総務部長は2件はカウントしないとおっしゃったけど、2件の匿名の告発もっているのに、これだけ、そして報道され、市民間でも話題になっているのに、市長によるパワハラはなぜ調査をしないのか。その整合性を総務部長にお聞きします。

また、平議員がパワハラ調査を要望して調査されていますので、私が同じことを要望しても調査されるのが筋だと考えますので、全職員を対象とした市長によるパワハラ調査と、課長級以上の職員さんへの聞き取り調査を早急に行うことを要望しますが、実施されるのか、お尋ねいたします。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 先ほど二ノ文議員の答弁の中でもお答えしましたけども、アンケートや聞き取り等については、今後の状況も踏まえて考えて、検討していくたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○11番 荒木崇之 議員 検討しますは、やらないと一緒なんですよ。平議員が言

って、調査すぐしているじゃないですか。6月の議会が終わって、6月28日にはやっているわけですから、それで、私たちが言って、やらないって、これおかしいでしょと言っているんですよ。だから、やってくださいということなんで、もうやってください。

次に、上田総務部長が事務連絡で、令和3年11月26日、この文書ですね。これ、二ノ文議員もさっき言われましたけども、ハラスメントに関する相談についてという表題で全職員に通知をされていますね。この中で、二ノ文議員もさっき言わされた、匿名でのパワハラ投稿はハラスメント相談として取り扱うことができないと記載されています。一方、先ほどの令和3年6月28日付の各種ハラスメントに関する調査についてという議員のパワハラ調査に対する通知については、状況把握のために行いますので、投稿者は匿名でも構いませんと匿名での投稿を認めています。

また、11月26日の通知には、先ほどもありました、1、優越的な関係を背景とした言動であって、2、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、3、労働者の就業環境が害されるものの三つを全て満たさないとパワハラには該当しないと明記されています。これは令和2年の11月の指針、これにもそう書いてありますので、これはいいんですが、しかし、議員からのパワハラ調査の通知にはそのような文言は全くなく、パワハラに限らず、各種ハラスメント疑いについて、ご報告くださいと門戸を広げています。

お聞きします。

同じ総務部長のパワハラに関する通知であるのに、定義が違うのはなぜですか。議員のパワハラ調査には厳しく、市長のパワハラ調査の基準については、まだパワハラ調査も行っていない。そのパワハラ調査の基準については甘いように受け取れますが、その定義の違いをお示しください。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 定義ということですけども、定義については、どちらも同じでございます。議会のほうの中には具体的な事案が書いてありました。その中で見ますと、そのパワハラの定義に関して、先ほど3点の定義をおっしゃっていただきましたけども、その中で、合理性、継続性、客観性を見ながら、その中でパワハラがあつたものと推察したものでございます。今回の通達につきましても、匿名でも可としていますけども、具体的な事案をお書きくださいというのは書いております。

また、先ほどちょっと二ノ文議員の中では、答弁のほうにちょっと足りないところがありましたけども、そのほかに外部相談窓口も通知の中に入れておりますので、

匿名等で希望される場合は、そういった外部相談窓口も利用していただくようには通知の中に入れているところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○11番 荒木崇之 議員 これですね、定義は同じというけど、受け取った市役所職員側は違うように感じているわけなんですね。これ表現の違いかもしませんけど、非常に表現が不適切じゃないかというふうに思います。

話を元に戻しますけど、じゃあ、議員のときのように推察でもいいと。各種ハラスメント、どんどん挙げてくださいと。そういう姿勢なのか、姿勢じゃないのか。平議員が調査しろと言ったときにはやった。私たちのときは検討する。どっちなんですか。やるのかやらないのか。市長が答えるもいいですよ、ご自身のことなので。やる気があるのかないのか、それをお示しください。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 先ほど議員のほうから、検討するは、やらないと一緒にすることでおっしゃいましたけども、そういったところではなくて、具体的な検討を始めて、そういった議員のときと市長のときと違うようなことで感じられることがあれば、その辺は是正していきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○11番 荒木崇之 議員 早急にやりますと平議員のときには言われていたのに、残念で仕方がないですね。やってほしい。この議会が終わる前には通知が総務部長から出していることを、私はこれはお願いしたいと、期待したいというふうに思います。

江頭市長のパワハラを告発した告発文には、大まかに三つのことが書かれていました。一つ目が、威圧的言動として、菊池基準の表示マークのデザインをめぐって、過去に市長自身が決裁を押し認めたのに、今頃になってデザインが気に入らないと威圧的な口調でどなりつけられた。

二つ目、市長室に呼び出され、市長が手帳を開きながら、この職員は反対派だから黒だなど。反対派議員と仲いいから黒だなど。職員に対してレッテルを貼ることで、反市長派の議員と親しいと問題であるかのように脅された。それから、市長の逆鱗に触れないように注意しながら過ごすようになった。

三つ目、ある市長の公約事業について協議をしていたところ、当時の担当課長が、この事業は市民が期待しているので、市民のためにご理解くださいと進言したところ、江頭市長から市民なんてどうでもいいんだよと大声でどなりつけられたという内容であります。

江頭市長は、11月19日の定例会見で、第三者の審議を待ちたいと答えた一方で、これらのパワハラ行為を業務上の指導であったと強く否定されています。それは先ほども述べられています。

第三者委員会での審議になりますので、答弁は求めませんが、大声で机をたたき、どなりながら職員の人格を否定し、精神的な不調が出るような行為を私は業務上の指導であったとは到底認めたくありません。このことは第三者委員会で審議されますので、これ以上は申しませんが、副市長にお尋ねします。

芳野副市長に対して、職員の方の信頼が厚いことは存じておりますし、私も芳野副市長は誠実で実直な方だというふうに思っております。お尋ねします。芳野副市長が市長の職員に対する言動について、パワハラではないかなと疑問視することがあったのか、これまでありましたか、お尋ねいたします。

○大賀慶一 議長 芳野副市長。

[登壇]

○芳野勇一郎 副市長 改めまして、おはようございます。ただいまの荒木議員からのご質問につきましては、私は菊池市職員ハラスメント防止対策委員会の委員長の立場でございますので、答弁は差し控えさせていただきたいと思います。

本件につきましては、第三者調査委員会の判断を待ちたいというふうに考えております。

以上でございます。

○大賀慶一 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○11番 荒木崇之 議員 芳野副市長がお答えできる立場にないことは理解いたしましたし、これ以上、答弁も求めません。しかし、芳野副市長は、11月19日の定例会見で記者から同じ質問をされたときに、ありませんと答えられています。この返答は職員ハラスメント防止委員会の委員長として不適切であったのではないかと思いますので、今後、十分注意していただきたいというふうに思います。

最後に、議員の一部の方には、第三者委員会の調査もあっていないのに質問するのはいかがなものかと言われている方もいらっしゃると聞いています。しかし、私は、市長のパワハラ問題提起は議会でこそ取上げ、市民の代表として疑問を解決していく必要があります。なぜなら、いまだ声を上げることができず、仕事に支障が

ある職員がいるかもしれませんし、パワハラは人権問題でもあるからです。市長に物言うことができる場こそ市議会です。二元代表制の一翼として、この問題に直ちに取り組まなくては、議会が存在する意味はないと私は考えます。

今後、議員や職員があらぬ憶測で告発者をおとしめたり、適當なうわさ話を流すことのないように、それぞれが言動には慎重であってほしいと思います。

以上のことと申し上げて、次の質問に移ります。

次に、高齢者の免許返納について質問いたします。

平成31年4月、乗用車を運転していた高齢男性（87歳）がブレーキとアクセルを踏み間違えたことによって車を暴走させ、交差点に進入、歩行者、自転車を次々にはね、計11人を死傷させた池袋暴走事故のことは皆さんの記憶にあると思います。その高齢男性の過失運転致死傷の裁判が東京地裁で10月17日にあり、禁錮5年の実刑判決を言い渡し、刑が確定しました。

私は、この事故後に高齢者の方が免許返納を真剣に考えられるようになったと思います。実際、免許返納者が県内では、平成23年に840人だったのが、令和元年には7,133人、令和2年には6,689人と約9倍、10倍に右肩上がりに増えています。

そのようなことから、今現在、隈府地区や旧菊池の一部でしか走っていない、市街地巡回バスのべんりカーの小型版である10人乗りの巡回型ジャンボタクシーを泗水地区で走らせてほしいと、令和元年の第2回定例会の一般質問において要望しましたが、市長の答えは、その考えはないとのことでした。あいのりタクシーでいきたいということでした。

あれから2年しかたっていませんが、私は、自分の住む泗水地区の高齢化が急速に進んでいるように感じます。それはなぜか。私は毎議会ごとに自身の活動報告書を約3,000軒にお配りしています。さすがに今まで20回以上配達していると、玄関を改造しなはったとかだけでなく、ポストの位置まで変わったことにも気づきます。なので、庭の手入れが行き届いていたお宅が草木が茂っていたり、きれいにしてあったのに、駐車場や納屋にごみが散乱しているのを目にする機会が増えてきました。心配なので地域の民生委員さんにその変化を伝えると、ご高齢ご夫婦のうち、どちらかが亡くなつて、車の運転ができる方がいなくなつたということで、ごみ出しにも行けないということでした。

高齢の単身世帯の方に何が一番困るのかお聞きしたところ、昔は地元に何とか商店という商店があったんですが、それがもうほとんどなくて、買物とごみ出し、これが大変だという声が多く聞かれました。増える高齢者の事故ニュースを見るたびに免許返納を考えるし、家族からも運転を控えるように言われ、返納しようと考え

ているが、田舎で車がなかったら、買物どころか、ごみ出しにも行けないとのことあります。

私は、国が高齢者の交通手段を取り上げるならば、代わりの交通手段を整備するのが、住民福祉の増進を基本とする地方自治体の責務であると考えます。

そこで、お尋ねしますが、高齢者の方が免許返納した場合、卒免というらしいですが、この卒免した場合、どのようなサポートがあるのか、また、菊池市は交通弱者に対してどのような施策を講じているのか、お聞きします。

なお、木村参与については、ご公務があられると思いますので、結構でござります。ありがとうございました。

○大賀慶一 議長 参与、お疲れさまでした。許可します。

(木村利昭参与 退場)

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 それでは、まず私のほうから、高齢者の免許返納に対する本市独自のサポート内容についてお答えさせていただきます。

菊池市内在住の免許証返納時点で満65歳以上の方で、運転免許証を返納して1年以内に申請された方に対して、市内共通商品券（めぐるん券）1,000円分1枚か、べんりカー・あいのりタクシー共通乗車チケット1,000円分相当を選択していただき、どちらかを交付しております。

なお、べんりカー・あいのりタクシー共通乗車チケットにつきましては、本年4月1日から選択肢に加えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長 改めまして、こんにちは。私のほうから、本市の交通政策についてお答えさせていただきます。

本市の交通政策としましては、市街地におけるコミュニティ交通である「べんりカー」、交通空白地域の解消を目的とした「あいのりタクシー」の運行、民間バス事業者が運営する路線バスへの一部運行補助を行っています。

「べんりカー」につきましては、隈府方面を巡回する東回りコースと、菊之池方面を巡回する西回りコースの2系統で運行しています。

祝日、振替休日、年末年始を除く月曜日から土曜日までの週6日、各コース1日6便ずつの定期運行を行っており、料金は1乗車100円、子ども・障がいをお持ちの方などは50円となっています。

次に、「あいのりタクシー」については、水源地域線、龍門地域線、泗水西部地域線、泗水東部地域線、旭志東部地域線、七城地域線の6路線で運行しています。

年末年始を除く月曜日から金曜日までの週5日、利用できる時間帯は決まっていますが、予約に応じ、自宅から目的地までの運行を行っています。

料金は、乗車区域ごとに200円から1,200円の定額制となっています。

「路線バス」につきましては、山鹿市、大津町等を結ぶ路線に対し補助を行っています。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○11番 荒木崇之 議員 それでは、再質問いたします。

答弁では、免許返納された方に市内共通券を1,000円分か、べんりカー・あいのりタクシー乗車チケット1,000円分、いずれかを1枚1回限り渡しているということですが、県のホームページで市町村によるサポートというの、これはくらしの安全推進課というのが出しているんですが、そのサポートを県内のホームページで見てみると、言い方は悪いんですけど、菊池市が一番しょぼいんです。一番しょぼい、1,000円というのは。

八代市は、あいのりタクシーの運賃半額割引券、これずっと使える。菊陽町に至っては、タクシー利用券3万円分を配布しています。

本市独自の交通政策としては、さっき言われた、主に隈府地区を運行されている巡回バス、べんりカー、これと、ほかはあいのりタクシーということですが、前回も申し上げましたけど、菊池市は市街地巡回バス及びあいのりタクシーに毎年大体2,400万円が予算として計上されていますが、お隣合志市は、本市と同じコミュニティバスとあいのりタクシー事業をされていて、約6,500万円を交通事業に支出されていますし、菊陽町については、さすが3万円配る分だけありますね。町内を全て網羅した6路線を運行されていて、巡回バスだけで運行費として約3,200万円を支出されています。両市とも菊池市よりはるかに面積は狭いのに、多数の巡回バス路線を運行されていますし、菊池市よりもJR路線や民間バス路線が多い合志市と菊陽町のほうが公共交通政策に力を入れているところを指摘いたしました。

前回の答弁では、あいのりタクシーの予約の手間を緩和して、利用者の増を図ると答弁いただきましたが、どれだけの効果があったのでしょうか。私は前回の質問でも提案しましたように、泗水地区に路線型のジャンボタクシーの導入をすることを改めて、今、お願いしたいと。

また、福島議員も令和2年6月定例会において、七城地区に巡回バス導入について質問されています。バスと言っていますけど、福島議員も一緒に10人乗りでいいんです。10人乗りのジャンボタクシーでいいので、回してくれないかという質問をされています。

本市は公共交通に関するアンケート調査を平成30年度に実施し、939人から回答があつてあります。その中で、この交通政策についてどう思うかの事項で、利便性が十分だと答えた方は13.2%、やや劣る、かなり劣っていると答えた方が53.7%と。あとは分からぬですね。今の菊池市の交通に対して満足していない方が過半数を超えてます。市民が望まない、満足していない政策を変えることなく続けてることは、ただの帳面消しであると思います。

この巡回バス導入については、令和3年6月議会に、べんりカーを地元タクシー会社へ事業委託を求める要望書が市内全タクシー会社から提出され、議会も全会一致で採択しています。このとき、委員会の審査において、べんりカーの委託料が導入当初から約倍額に増大していることが判明しています。また、べんりカーの委託を受けている熊本電鉄が路線運行の権利を持っているので、菊池地域においては、タクシー会社の参入はできません。ならば、新路線を泗水、七城に設けて、そこを市内タクシー会社に運行委託させるということはできると考えます。巡回バスに至っては、今だからこそ、高齢者の免許返納後の有効な交通手段になり得ることを理解していただいて、どうか府内でもう一度ご検討、ご協議をお願いいたします。

高齢者の中には、免許返納後に個人で車とは違う交通手段に切り替えられた方もあります。それはシニアカーもしくはセニアカーというのをご存じかと思います。セニアカーは、これはスズキ株式会社が商標登録している商品名なので、ここではシニアカーで統一してみたいと思います。これですね。もうご存じのシニアカーですね。このシニアカーは、高齢者向けに製造された三輪または四輪の1人乗り電動車両で、道路交通法では車両ではなく、歩行者扱いとなるため、歩道を通行することができます。最高速度は時速9キロで、1回の充電で30キロ走ることができます。私の知り合いも、最近、免許返納後に3人ほど、シニアカーに替えられています。使われている方からお話を聞くと、雨の日はオープンカーなので乗れないとのことですけど、買物とか病院に行くには不自由しないということです。電動自動車より安全で、車の運転をしたことがない方でも乗れるということです。

シニアカーについては、免許返納された方の新たな足として、また、買物弱者の方を救う一つの手段だと思いますが、これがネックなのがお値段であります。このお値段が新車で40万円、中古で約30万円しますので、高齢者の方にシニアカーを勧めても、もうやがてお迎えが来るかもしれんとに、40万も出して試しに乗ら

んでよかとか、年金生活者には買うのが難しいとのことでした。

そういうことで、非常になかなか難しいものだなというふうに思ってましたところ、本年1月17日の熊日新聞に「免許返納してシニアカーを」という見出しで、高森町は自動車など運転免許証を返納した70歳以上の町民の移動支援として、シニアカーを貸し出すサービスを開始しました。スズキのシニアカー30台を用意して、月額2,000円の利用料で貸出しするとの記事を目にしました。私が最も尊敬する首長である草村大成高森町長にお電話をして、詳細をお聞きしたいと話したところ、すぐに担当の住民福祉課の石田課長補佐さんにつないでいただきて、11月24日に高森町役場に伺ってお話を聞くことができました。

高森町では、公共交通機関が乏しい地域では、マイカーは日常生活の足となっていて、これは菊池市と同じです。そのため、運転に不安があっても、免許を手放せない高齢ドライバーが多いのが現状です。町は乗合バスを運行していますが、時間的制約などから利用者は低迷しているとのことであります。これも似ているのではないかでしょうか。こうした現状を踏まえ、町がシニアカーを30台導入し、月2,000円の貸出料でレンタルをしているとのことです。

ちなみに、これはシニアカーのお試し期間というのがあって、免許返納1年以内に予定している方はもう一回乗ってみようと。車がよかか、シニアカーがよかか、シニアカーが車に代わり得るのか、そういうお試し期間というのがあって、新たな足となるのか判断していただくこともできるようにしているということです。これが、今、1年ということですけど、3年に延ばしたいということを言われています。

レンタル料が2,000円ということですが、毎月ですね。これがよく考えられていて、2,000円の貸出料のうち、1,000円は傷害保険料です。これは人にぶつかったりとかしたときの傷害保険料、残りの1,000円はシニアカーの管理を高森自動車整備組合が請け負うメンテナンス料として積み立てています。ですから、シニアカーの配送、引上げや故障、例えばバッテリーの減りが早いなどの問い合わせがあったときには、住民福祉課から整備組合につないで、整備組合が伺って解決する仕組みになっています。整備組合の組合長も、ニーズはあっても、費用の問題で購入を迷われるケースがあった。町が安価な利用料でこうしたサービスを提供してくれるのはありがたいと話しておられます。

この自治体が一定の数のシニアカーを確保し、このようなサービスを展開するのは、恐らく全国初とのことで、県内の自治体の首長さんはもちろんのこと、職員さんからもお問合せが多くあっているとのことです。また、町外在住の方からも、レンタルを希望する問合せも多いとのことです。

そこで、お尋ねします。

私はよい政策については、自治体の大小にかかわらず、導入をすべきだと考えますが、高森町のシニアカーレンタル事業を本市でも導入する考えはありませんか、お尋ねをいたします。

○大賀慶一 議長 渡邊健康福祉部長。

[登壇]

○渡邊弘子 健康福祉部長 改めまして、こんにちは。ただいまの荒木議員のご質問にお答えいたします。

免許証を返納された高齢者の方にとりましては、買物など日常生活に必要な移動手段として、電動シニアカーは有効な手段の一つであると考えます。

高森町の電動シニアカー貸出制度につきましては、大変利用しやすい制度であると考えております。令和3年2月から事業開始し、国の新型コロナ臨時交付金を財源として約1,000万円の予算で30台を購入されたとのことですが、現在の貸出台数は12台とのことで、貸出台数が少ないことが現在の課題であるとお聞きしております。高森町でも事業を開始されたばかりでございますので、課題や効果等につきましては、今後、検証されるものだと思います。

本市におきましては、免許証を返納された方に対しまして、さきに答弁いたしましたあいのりタクシーなどの利用による移動支援等を行っておりますので、現時点では電動シニアカー貸出制度の導入は考えておりません。

ただし、免許証を返納したことにより高齢者の方の生活の質が低下しないよう、本市の高齢者等の状況に合わせた支援を検討していく必要がありますので、高森町の事業の効果等を注視してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○11番 荒木崇之 議員 答弁には特段期待してはなかったので、予想どおりの答弁だと思います。菊池市全体で無理なのであれば、モデル事業として地区限定での取組として導入できるのではないかでしょうか。

高森町議会は30台を1,000万円かけて導入しています。私たちは、もし導入していただけるということであれば、私は身を切る改革ができます。それで高齢者の方が救われるなら。ですから、できれば最初は10台でもいいからやって、そして、どうかというのを検証してはどうでしょうか。高森町の事業について、担当の方に、石田健康福祉課長補佐に聞いたら、この担当の方に、このシニアカーレンタル事業を始めようとしたきっかけは何ですかと訪ねたところ、本町でも高齢者によるアクセル踏み間違いの事故が起きて、これは死亡事故につながったそうなんで

す。このとき、議員からシニアカー購入補助の一般質問があつて、草村町長と職員の方で意見を出し合つて、そして、この事業を議会に提案したと。風通しのすごくいい役場だなというふうに感じました。

最初からできない理由を並べるよりも、まずはできることから考えてもらいたいと思います。また、月並みの返納サポートしか案がない自治体が、全国初の取組をしている自治体の事業に倣うというような考えはないのか、そういう考えがないのが残念でなりません。

最後に、草村町長のこのシニアカーレンタル事業が、後に高齢者の事故防止、生きがいづくり、介護予防に必ず数字で現れると考えます。当町は高齢になつても暮らしやすい町の実現に向けて、一歩一歩進めていきますとの言葉に感銘を受け、改めて、地方自治体のその役割が住民福祉の増進であることを再認識しました。

以上で、一般質問を終わります。

○大賀慶一 議長 これで、荒木崇之議員の質問を終わります。

ここで、昼食等のため、暫時休憩します。

なお、午後の会議は1時30分から開会します。

休憩 午後0時17分

開議 午後1時30分

○大賀慶一 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、発言の申出があつてありますので、発言を許します。

荒木崇之議員。

[登壇]

○11番 荒木崇之 議員 私の一般質問の中で、録音した音声を再生しましたが、その部分の記録等を精査、調査いただき、取消しを大賀議長にお願いいたします。

○大賀慶一 議長 ただいま荒木議員から一般質問中の録音再生について取消しの申出がありましたので、後日、会議録を調査し、善処したいと思います。

それでは、一般質問を続けます。

次に、福島英徳議員。

[登壇]

○2番 福島英徳 議員 皆さん、こんにちは。福島英徳でございます。昨日の緒方議員に倣い、皆様から頂いた還暦の祝いの品を締めて、一般質問をいたします。

それでは、通告に従つて、一般質問をいたします。

本日は、菊池市が保有している施設及び土地等の現状についてお尋ねします。

公共施設に関しては、施設数、維持費の推移や箱物の整備にかかる費用等において、令和2年の9月定例会で荒木議員が一般質問されており、数値等に関してはその内容を踏まえて、質問したいと思います。

廃墟と化している建物や荒れた土地を見るたびに、売却をする考えはあるのか、または、どのような活用をしようとしているのかと考えてしまいます。また、市民の方からも、管理ができていないのなら売却できないのだろうかとの声も聞きます。

静岡県富士見市では、財政健全化の面で「入りを量りて出づるを制す」といった基本方針の下、効率的な財政運営に取り組んでこられ、その中で、歳入財源確保を目的とした市有財産の売却処分において、遊休・未利用地は処分を推進するものと位置づけられ、普通財産はもとより、これまで検討する対象ではなかった行政財産においても、公益上、財政運営上の観点から、該当物件の処分等の方法を検討し、その財産の性質によっては、売却処分、有償貸付けあるいは利活用等を行ってこられました。このような取組により、公有財産の売却を積極的に行い、土地のみの売扱収入だけで10年間で28億円ほどになっております。

また、他の自治体においても、維持管理の大変さから、公有財産の公開を行い、売却に積極的な姿勢が見られます。本市においても、財産の性質によって、売却処分、有償貸付け、あるいは利活用等を積極的に行うべきだと思います。

そこで、冒頭にも触れましたが、市の財産については二つの種類がありまして、公用、本庁舎、支庁舎等、または公用、学校、図書館、公園等の行政財産と、行政財産以外の一切の財産である普通財産に区分して質問いたします。

市の財産である公共施設の数は、令和2年度末、3月31日に232施設あったものが、現在何施設あるのか。また、山林を除いた未利用の土地が何か所、どれくらいの面積があるのかをお聞かせください。行政財産と普通財産、おのれでのお願いします。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 それでは、福島議員の質問にお答えします。

土地及び建物の保有面積につきましては、決算書に掲載しております「財産に関する調書」において、市の公有財産台帳に登録している公共施設の延べ床面積を土地・建物別に報告しております。

今回は、令和2年度末時点の「財産に関する調書」を基にお答えいたします。

令和2年度末時点の対象施設数は468施設であり、土地の総地積が約2,405万4,000平米、建物の総延べ床面積が約30万7,000平米となっております。

また、このうち、公共施設等総合管理計画の対象施設が、令和2年度末時点で226施設あり、総延べ床面積が約30万6,000平米となっております。

次に、山林を除いた未使用土地についてご説明いたします。

先ほど議員がご紹介いただきましたように、公有財産は行政財産と普通財産に分類されますが、未使用の土地ですので、今回、普通財産を対象に集計を行っております。

なお、普通財産であっても、貸付けを行っている土地については、使用料収入を伴う施設もあることから除外しております。

この対象施設の令和2年度末時点での未使用の土地の合計は37施設の約3万7,000平米となっております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○2番 福島英徳 議員 それでは、これから行政財産以外の一切の財産である普通財産について質問いたします。

普通財産のうち、用途が決まっておらず、売却等を検討されている土地がどれだけあるのでしょうか。また、その土地について、維持管理は一括管理なのか、もしくは各部署での管理なのかをお示しください。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 普通財産の中で、山林を除いた未使用の土地は、先ほどお伝えしましたとおり、37施設の約3万7,000平米となっております。

それから、この土地の管理につきましては、それぞれの課で所管しており、仮にそこにかかっている除草等の委託料もそれぞれの部署でお支払いをしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○2番 福島英徳 議員 普通財産の管理は各部署でなされているということで、全体的な把握が難しいともお聞きしますけれども、所管課に任せるのはいいにしても、どこにどれぐらいの費用が使われているのか、それが適切なのか。ある所管課では、先ほどおっしゃいましたように、定期的に草刈り等をやっている。しかし、ある所管課の土地は荒れているといったことも起きるんではないかと思います。全体を把握している部門がなければ、判断も管理もできないと思いますので、まずは公有財

産台帳の整備に伴う遊休・未利用財産の精査を行い、売却促進及び利活用を含めた公有財産の有効活用を最適化していく。そして、公有財産台帳を作成する所管課も含め、遊休、未利用、低利用、集約可能な財産を洗い出し、積極的な売却処分または有償貸付けを行い、収益財産として活用する公有財産台帳を利用して、財政運営上の観点から、維持管理計画等を整備する。このように情報を一元化して管理する必要があると考えますが、具体的な公有財産台帳を作つて、データベース化されているのでしょうか。されていないのであれば、する考えはございますか。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 施設等の管理につきましては、今現在、システム等で行っているところでございます。ただ、そこの管理する委託料とか、そういったところは今まで管理、把握ができておりませんでしたので、その辺も併せて管理のほうを行っていきたいと思います。

○大賀慶一 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○2番 福島英徳 議員 情報は一元化してといいますか、データ化して管理されているということなんんですけども、一元化はしているが、把握はできていない。要するに、管理までは至ってないと私は思います。

それでは、実際に個別案件の質問をいたします。

以前、養蚕組合で保有していた土地、この場所は七城町の林原地区にございます。これを養蚕組合員の減少に伴い、合併前の七城町に寄附され、現在も菊池市の土地として保有されております。

この養蚕組合で保有していた土地には細い道が1か所あるだけです。競売にかけられているとも聞きましたけども、競売にかけている土地へのインフラぐらいは整備しておかないと、売却は厳しいのではないでしょうか。

ちなみに、これまで何人もしくは何か所の応募があったのでしょうか。そして、価格は幾らで設定されていますか。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 議員お尋ねの七城町林原の元養蚕組合の土地については、先ほど議員からもありましたように、旧七城町時代に当時の養蚕組合から寄附を受けた土地であり、現在は普通財産として未使用の土地になっております。

これまで、進入路等は売却を進める中で、平成29年度に隣接地権者等の関係者と境界立会いを実施し、4メートルを超える進入路を市の公有財産として確保して

いるところでございます。

これまで、平成30年度及び本年8月の2回、一般競争入札による売却の公告を行いましたが、2回とも入札申込みはございませんでした。

価格につきましては、今、手元にございませんけども、不動産鑑定士による評価で予定価格を設定していたところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○2番 福島英徳 議員 価格は分からぬということなんですけども、こういったものというのは、ぜひとも把握されてほしいと思います。

この設定された価格がもしも高くて売れないのであれば、値段を下げてでも売却することによって負担は減りますし、デッドストックにはならないと思います。

そのほか、私が把握している七城地区だけでも、流川のゲートボールや菊池川に架かっている橋田大橋の下橋田側に三角形をした小さな土地、これらの市の財産があります。使用方法、特にこの橋田大橋の下の三角形の小さな土地は、活用方法は限られていると思いますけども、このような見通しもよい場所にこそ、市の施設や観光地などを示す案内板等を設置することが有効活用だと思います。

市の財産である個別の案件について述べましたが、七城地区の中で、また、私が知っているだけでも3か所ありました。当然市内にはまだこのような土地があると思いますので、早急に洗い出して台帳を作成し、売れるところは売って、有効活用できるところは活用すべきだと思います。

それでは次に、菊池市公共施設等総合管理計画の第1期総括版（2020年～2026年）、これで2020年に23施設を廃止し、及び民間移管とした目標実施時期とされておりますけども、この目標は達成されたのでしょうか。もし目標達成できていないのであれば、その理由はコロナ以外でお願いします。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 すみません、先ほど予定価格のほうで、手元に資料がございませんでしたので、お答えできませんでしたけども、先ほどの七城町林原の土地につきましては、地積が1,141.12平米で、予定価格としましては411万円を予定していたところでございます。これは2回ともこの金額でございます。

それから、2020年度の計画に沿ったものができているかということで、一部につきましては、できていないところもございます。それは荒木議員のときにも言いましたように、計画自体を先にやって、個別施設計画は後でということで、たた

き台としてつくっておるところもございますので、その利用者とか、利活用者との合意形成が至っていない部分等もありましたんで、そういったところは計画どおりにはなっていないというところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○2番 福島英徳 議員 さっきの販売設定価格の件の質問でもいいですか。戻りますけど、411万円ということなんですが、これで申込みが2回されて1件もなかつたんですよね。今後、それに対する価格を下げるとか、また、買いややすいようなインフラ整備とか、そういうもののをするお考えはあるのでしょうか。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

○上田敏雄 総務部長 予定価格につきましては、不動産鑑定士による評価であり、評価の方法としては、最も有効な方法であると考えております。しかし、このまま売却が進まない場合、除草の維持管理費はかかり続けることから、予定価格の見直しも含め、売却方法を検討したいと考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○2番 福島英徳 議員 それでは、荒木議員の一般質問にもありましたが、市は公共施設白書で、公共施設を40年かけて52.2%の削減とされていることに対して、40年は長過ぎる、10年間で約50%を削減するべきだと意見されております。私も全く同意見です。当然ながら、地域住民の方への説明や、意見を聞きながら合意を取ることが前提ではありますが、特に維持管理費用が大きい施設や土地を有効活用できないのであれば、売却することは必要だと思います。しかし、ただ単に、競売だ、入札だと短絡的なやり方ではなく、買う側がメリットを感じる、要するに、購買意欲を感じるような方策を練るなど、意識を変えていく必要があると思います。市としては遊休・未利用もしくは低利用の施設や土地であっても、民間の事業者によってはいろんな使い方があるかもしれません。どういった業種だったら活用できるのか、検討していくことが大事です。

また、私は反対していましたが、総合体育館の南側に建築された備蓄倉庫ができる上がっておりましたので見てきました。驚きです。あの建築物、あくまでも倉庫です。あれが1億2,000万円とは、とてもそのような莫大な金額がかかっているとは思えませんでした。それこそ、市が保有している遊休・未利用施設の改築費と

して、新型コロナウイルス感染症対策事業を充てれば、遊休・未利用施設の利活用にもつながり、ただでさえ許容数の少ない総合体育館の駐車スペースを減らす必要もなかったことだと、今でも大変残念に思っております。

例えばR D Fにしても、今後は文化財施設に利用するとの計画ですが、維持費が年間250万円でしたっけ、新しいものはどんどん建てて、一方で、地域に密着している支館などの施設を地域移管等で減らしていく。これが本当に市民に寄り添う姿でしょうか。

いずれにしましても、維持管理費の削減を目指して、6月議会でも申しましたとおり、財政が厳しい本市にとって、無駄を省き、筋肉質の財政に取り組むべきあると私は思います。

それでは次に、菰入新橋について質問いたします。

これにつきましては、令和2年の12月定例会で一般質問しました。その際、当時の建設部長からは、開通は令和4年3月末を予定していると答弁されました。ところが、先般、市民の方から、菰入新橋の開通が令和4年1月末だと聞いたけど、本当なの、そう尋ねられました。私は初耳なので、聞いてみますと回答しました。

そこで、菰入新橋の架け替えが前倒しになることは喜ばしいことだと思いますが、2か月も前倒しになるのに、影響を受けるであろう菰入地区を含めた近隣地区の市民に対して、なぜきちんと説明がされていないのか、考えをお聞かせください。

○大賀慶一 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 改めまして、こんにちは。福島議員のご質問にお答えいたします。

開通予定につきましては、前倒しになったということで、まずこちらの理由から申し上げたいと思います。

菰入新橋架け替え工事の進捗につきましては、現在菊池川の左岸側、板井地区側の県道辛川鹿本線と市道鴨川公園板井線の取付部分の工事、道路のり面部分の吹きつけ工事、道路舗装工事等の最終段階の工事を令和3年7月20日から令和4年2月10日までの工期予定で工事を発注している状況でございます。

現在の工事の進捗状況につきましては、受注業者からの報告を受けておりますが、令和4年1月中旬に工事が完了する予定ということでございますので、工事完了後、市の完了検査を行い開通ということになります。

当初の計画といたしましては、令和4年2月中に工事・検査を完了後、3月下旬の開通を目指に進めておりました。

開通予定が前倒しの予定となった理由といたしましては、工事の早期発注に努め

ましたことと、工期を延長するような大きな問題もなかったこと、また受注業者の努力によりまして早めの工事完了予定となったことで、開通の予定が早まる可能性が出てきたところでございます。

住民への説明がちょっと遅れましたことについては、今回、11月の18日に区長さんのほうにちょっとご報告をいたしまして、そちらのほうで早まる可能性がある部分についてはご報告をさせていただいたところです。

以前、安全対策について、いろいろご要望をいただいておりますので、順次進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えします。

○大賀慶一 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○2番 福島英徳 議員 本来、令和4年3月31日開通とされていたんですが、もともとは2月10日を予定されていたということで、順調に進んだということと理解します。ただ、私もそうなんですけども、地域住民の方々の心配というのは、この2か月前倒しになることによって、その交通の安全面、ここを心配されておられるわけです。

この菰入新橋の架け替えによって、交通量が増加すると思われます。そして、交通の流れも変わっていくと考えられますが、交通の流れと量がどのように変わるのか、令和2年12月の一般質問では、交通量に関する分析はできていないと答弁されました。そこで、その後、そういった分析等のシミュレーションはされているのでしょうか。

○大賀慶一 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、質問にお答えします。

交通量の調査につきましては、増加するというのは推測できているところなんですけども、明確な調査というのは実施をしていない状況でございます。

以上、お答えします。

○大賀慶一 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○2番 福島英徳 議員 このような調査や分析は、私は基本ではないかと思います。そういうものに対して、1年前の定例会でこのあたりを危惧して質問していたわけです。ちょっと残念ですね。

それでは、この交通量の増加または流れの変化に伴う交通安全面での対策はどのように進んでいるのか、お示しください。この2か月間も前倒しによる交通安全面

に問題がないのか、併せてお示しください。

○大賀慶一 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、お答えいたします。

交通量の増加が予想されているところでございます。このことから、安全対策といたしましては、菰入区の住宅内を通ります市道菰入高島線につきまして、車両の減速対策の一つである道路に段差をつけるハンプの設置、それから、路面の表示などの要望がありましたので、現地で協議を現在行っているところでございます。

現在の予定といたしましては、菰入新橋関連の工事完了が早まる可能性がありますので、路面表示や交差点付近の減速帯設置などの要望事項につきまして、警察等の関連機関との協議を行い、地域住民の皆様が安心できるよう対策を実施し、開通を行いたいと考えております。

以上、お答えします。

○大賀慶一 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○2番 福島英徳 議員 本当に安心できるような対策というのをお願いしたいと思います。

今、あそこのJAの給油所の交差点には、現在、押しボタン式信号機がございます。この交差点での渋滞は容易に想像できるわけです。ただ、その渋滞を避けて、甲佐町地区の細い路地を抜けて、七城仮支所、また、セブンイレブンがある普通信号の交差点へ車の流れが増加すると私は思います。

先ほど菰入地区の対策というのはお話ありましたけども、この甲佐町地区の路地は狭くて、離合も難しいところが多々ございます。そして、小さいお子さんたちが通学路にもしておりますし、よく利用されております。そういうお子さん方の安全性が大変気になります。事故が起きてからでは遅いのです。確かに便利になることはありがたくうれしいことなんですけども、地域住民の安全を第一に、住民の方々が安心される丁寧な説明は必要です。

あと、先ほど申されましたけども、これも令和2年12月の一般質問時に、警察とも協議すると答弁されておりますが、警察とはどのような協議が行われて、安全対策に取り組まれているのか。併せて、警察との協議を含めて、安全対策について、この1年間でどのような取組をされてきたのか。繰り返しになる部分もあると思いますけども、お聞かせください。

○大賀慶一 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、この1年間の安全対策について、お答えしたいと思います。

まず、実施できた部分と、できてない部分とあるわけなんですけども、できている部分につきましては、菰入地区からの交差点の枠の色分けの設置、それから、この先、交差点であるという表示、それと段差をつけてしているのができている部分です。

今後、実施をしたい考えているところについては、先ほど申しましたハンプの設置、それから、路側線の設置、そういう部分については、今後、実施をしていきたいと考えているところです。

それから、先ほど申されました信号機の設置であったり、一旦停止の設置につきましては、今後、警察との協議が必要になってくるところでございます。警察との協議につきましては、11月の1日に実施をしているところでございますが、その際に、警察のほうからは、開通後の状況により、今後、検討をするというところに回答をいただいているところでございます。

以上、お答えします。

○大賀慶一 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○2番 福島英徳 議員 11月からということなんですけども、去年の12月に言ったんですよね。そのときから警察とも協議するとおっしゃられてたのに、随分遅い協議だなというふうに感じました。結局は、でき上がってから様子を見ながらということなんですけども、結局は何か起きてからじや遅いと思うんですよ。交通の流れというのも、あらかじめ分析、シミュレーションというのがやられていれば、大体こういうふうになるんじやなかろうか、ここが危険じやなかろうか、先ほど申しましたように、その菰入地区だけではなくて、甲佐町地区ですとか、近隣の住民の方にそういった丁寧な説明をすることが私は大事だと思っております。

そこで、このそういう近隣の地区の方々と協議をして、そこで説明をされ、協議をされて、本当に安全というふうに見られない限り、この開通時期をずらすということも考えられているのか、お聞かせください。

○大賀慶一 議長 山田建設部長。

[登壇]

○山田哲二 建設部長 それでは、お答えします。

近隣の住民との協議等は一応行っておりまして、そちらの要望はお伺いしております。こちらのほうが上がり次第、開通という形になりますので、未実施では一応開通はしないところで考えております。

以上、お答えします。

○大賀慶一 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○2番 福島英徳 議員 ぜひとも安全第一で対処していただきたいと思います。

これで、一般質問を終わります。

○大賀慶一 議長 これで、福島英徳議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

休憩 午後2時06分

開議 午後2時14分

○大賀慶一 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 皆さん、こんにちは。一般質問も私で最後となりました。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、給付型奨学金教育振興小川基金の活用状況について、お尋ねをいたします。

この小川基金の奨学金につきましては、平成21年3月定例会の質問以来、これまで何度も質問、要望を続けてまいりました。私自身、平成21年12月に直接故小川水寶氏のご遺族の小川恵美様とお会いすることができ、青少年育成に対する熱意を強く感じたところであります。

これまでの市の対応において、遺族側との意思疎通が不十分だったこともあり、長い間、小川基金を活用した奨学金制度が創設できなかった背景がありましたが、ようやく平成30年10月1日から給付型奨学金の申請受付が始まりました。特に私が当初から要望しておりました入学一時金を含む給付型奨学金ができましたので、これまで経済的理由で進学が難しい子どもたちの夢がかなうのではないかでしょうか。そして、この奨学金制度によって、将来的には菊池市の発展に大きく結びつくものと思われます。

そこで、お尋ねをいたしますが、これまでの給付型奨学金教育振興小川基金の申請状況及び内定の状況をお示しいただきたいと思います。

○大賀慶一 議長 音光寺教育長。

[登壇]

○音光寺以章 教育長 皆さん、こんにちは。今、議員のほうから小川基金を活用した給付型奨学金の経緯と、これまでの活用状況の推移、小川氏への報告の状況につ

いてお尋ねがありました。そのことについてお答えいたします。

菊池市教育振興小川基金を活用した小川奨学生につきましては、議員ご案内のとおり、「優秀な子どもに、上級学校進学の夢を与える」という本市泗水町出身の故小川水寶氏の寄附金を基に平成30年度に設立した返還の必要のない給付型の奨学生制度でございます。

現在4年度目として多くの奨学生に給付しており、給付者のアンケートからは「この奨学生のおかげで金銭的な心配をせずに勉学に専念でき、とても感謝している」との喜びの声を多数いただいているところでございます。

これまでの活用状況の推移としましては、初年度の平成30年度が、8名に対して入学一時金185万円を給付しており、同様に令和元年度が、13名に対して入学一時金410万円と8名に奨学生185万円を、令和2年度が、9名に対して入学一時金265万円と21名に648万3,334円を給付しております。これまでに30名に総額1,693万3,334円を給付しております。

また、本年度の給付につきましては、例年どおり10月1日より11月15日まで申請受付を行い、現在、選考を行っているところでございます。

なお、本年3月末現在の小川基金の残高は10億1,326万4,552円となっております。

次に、故小川水寶氏の遺族であります、小川恵美様への報告につきましては、毎年6月上旬に、年度ごとの奨学生の数と給付額、基金残高を書面にて報告しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 答弁ありがとうございました。

喜びの声が上がっているということで、私としても非常にうれしく思います。

これまで30名の方に奨学生を差し上げているということでございますが、この基準は非常に厳しい成績の下にやっぱり選ばれた方が、それでもそれだけの方が奨学生を使われているということで、大変ありがたく思っております。これまで小川基金を活用した奨学生の創設を要望してきた者としてはうれしく思っております。そして、改めて、故小川水寶氏とご遺族の小川恵美様に心より感謝を申し上げたいと思います。

市としても、今後もご遺族の意向を尊重していただき、オプションなどの提案をして、ご遺族との信頼関係がなくならないように、しっかりと経過を報告し、意見を聞きながら慎重に取り組んでいただくことを指摘、要望しておきたいと思います。

どうぞよろしくお願ひします。

それでは次に、世界かんがい施設遺産サミット熊本における菊池市の対応について、お尋ねをいたします。

皆様もご存じのよう、令和元年9月4日に国際かんがい排水委員会が認定する世界かんがい施設遺産に菊池市の築地井手、原井手、宝永隧道、古川兵戸井手の四つの用水群が登録されております。

国際かんがい排水委員会は、かんがいの歴史・発展を明らかにし、理解醸成を図るとともに、かんがい施設の適切な保全を目的として、世界かんがい施設遺産制度が創設されたもので、建設から100年以上経過し、かんがい農業の発展に貢献したものなど、歴史的・技術的・社会的価値のあるかんがい施設を登録・表彰しています。

登録によって、かんがい施設の持続的な活用・保全方法の蓄積、研究者・一般市民への教育機会の提供など、かんがい施設を核とした地域づくりに活用されることが期待されております。

国内では、令和3年11月現在で44施設が登録されており、菊池市のかんがい用水群は県内4件目となり、菊池市のかんがい農業の歴史を評価されたものであり、建設に努力された先人の方々、その後、守り続けてこられたそれぞれの地域の方々に敬意と感謝を申し上げたいと思います。

今回、世界かんがい施設遺産については、本年11月10日の熊日新聞に掲載され、世界かんがい施設遺産サミットが来年4月11日・12日に熊本市で、国内で初めて開催されることが発表されました。かんがい施設の持続的な保全・活用の機運を高める狙いで、同月開催の第4回アジア・太平洋水サミットの関連イベントとして企画されたものであります。国内最多の4施設がある県内での開催であり、菊池市としてのそれぞれの井手を活用した地域活性化に弾みがつくと考えられます。

そこで、お尋ねをいたしますが、世界かんがい施設遺産サミットの熊本での開催における対応について、具体的にお示しをいただきたいと思います。

○大賀慶一 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまの木下議員のご質問にお答えいたします。

世界かんがい施設遺産サミットin熊本の大会の状況についてお答えいたします。

世界かんがい施設遺産サミットin熊本は、第4回アジア・太平洋水サミット、これは令和4年4月23日・24日の2日間行われますが、このプレイベントとして、令和4年4月11日・12日の2日間、熊本城ホールや球磨・白川・緑川・菊池の各流域において開催されることが決定しております。

11日につきましては、基調講演やパネルディスカッションが行われ、12日は各流域において、施設などの現地視察などが計画されております。菊池市におきましては、古川兵戸井手などの現地視察などを計画しているところでございます。

また、参加者につきましては、農林水産省をはじめ、県土地改良事業団体連合会・土地改良区・都道府県・市町村・学識経験者を対象に、初日に約250名、2日目は各流域ごとに25名程度となっております。一般の方の参加は予定されておりませんが、ウェブによる公開が予定されているところでございます。

今後は、12月下旬に参加の申込みを締切り、参加者が決定した後、令和4年1月下旬に役員会、3月に総会、4月に開催の運びとなっております。

本市におきましても、このサミットが成功するよう計画を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございました。

部長のほうからいろいろ詳細は説明をいただきました。11日には全体会議、12日がそれぞれの現地を視察されるということでございますが、私が令和元年第3回定例会において、これが認定になったときに、それぞれの築地井手、そして宝永隧道、そして原井手、古川兵戸井手はもう私の地元でございますので、十分理解して、また継承しておりますが、そのときに私が、DVDは平成16年にこのような形でできております、古川兵戸井手だけですけれども。それと、平成15年度のその当時の小学校4年生が地域学習の中で、こういった形で版画を彫って、これをこういった冊子に作っておられましたので、私が県の里モンプロジェクトでそれを紙芝居にしました。その発表会を平成20年度にやりましたけども、こういった資料をそれぞれの施設、井手関係のほうでも作っていただくように、その当時の部長に提案をお願いをしておりましたが、どのようになったのか。そのことをちょっとよければ答弁をいただきたいと思います。

○大賀慶一 議長 清水経済部長。

[登壇]

○清水登 経済部長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

世界かんがい施設遺産に認定されました本市の四つの用水群は、先人の苦労により、現在に至るまで、その恩恵を与え続けております。四つのうち、議員さんご紹介がありましたように、古川兵戸井手につきましては、地域の方々のお力添えもあり、DVD及び紙芝居が作成されているところでございます。

歴史を後世に継承していくため、これまで収集した資料の活用方法を含め、関係機関及び地域の方々のご協力を得ながら、「菊池市の世界かんがい施設遺産」を取りまとめた成果物の作成を検討していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございました。

私、令和元年にこのお願いをしておりまして、今、令和3年でございます。本来であれば、この熊本県であるそのサミットのときに、それぞれの施設に全部こういうのができていれば、いろんな形で啓発活動もできたり、PRもできたんじゃないかと思っております。こういうのは予算的には、このDVDを作ったときには、市が20万円、私は県のほうにお願いして、40万円お願いして出していただきました。60万円でできております。だから、ほか、いろんな優先順位を考えると、ぜひともこういうのはやはり早急に作っておいて、そして、やはりその地域、地域のことをちゃんと継承できるようにしておかないと、私も前回の質問で申し上げましたけど、この内容を知っている人がやはり高齢化などでいらっしゃらなくなることを非常に心配するわけですよ。特にこういう歴史あることについては、正しいやっぱり継承が必要になってまいりますので、ぜひとも早急に対応していただきたいと思います。これは市長に、こういったことに対する対応について、市長のお答えをいただきたいと思います。

○大賀慶一 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 お尋ねのありました本市の四つの用水群というものは、歴史的にも大変重要な遺産であります。これを後世にきちんと継承していくために、地域の方々のご協力を得ながら、菊池市の世界かんがい施設遺産を取りまとめた成果物の作成を検討していきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございました。

必要性は十分市長も認識をしていただいていると思いますので、早急に検討をしていただきたいと思います。

それでは次に、学童保育の現状と拡充について、今回は特に学童保育キッズハウスぴっとの現状と今後の対応について、お尋ねをいたします。

学童保育につきましては、これまで何度も新型コロナウイルス対応も含め、施設運営に対する支援の充実や、拡充の必要性を指摘、要望させていただきました。これまで私のほうから提案をさせていただいた、市全域での同じように子どもたちが安心して利用できるように、対応の統一化を図るための放課後児童クラブ連絡協議会「菊池学童さくら会」が設立されております。

今後は、連絡協議会によって、クラブ間の連携はもとより、学校や教育委員会とも連携していただき、さらに子どもたちが安全で安心して利用できる体制づくりを期待するものであります。

今回は、令和3年第2回定例会での質問の確認を含めお尋ねをいたしますが、現在の学童保育キッズハウスぴっとは、西部市民センター敷地内の老人集会場を借用して運営されておりますが、施設も老朽化しており、先般は水道が使えなくなったり、豪雨のときは雨漏りが発生し、子どもたちも不便な状況が続いております。老人集会場の廃止の計画もあり、新設も含め早急に対応を強く要望しておりましたが、私としては、子どもたちの安心・安全の観点からは、学校敷地内で建設する必要があると考えます。

前回の答弁では、老人集会場に代わる新たな放課後児童クラブの候補地となるところをNPO法人チャイルドサポートきくちとともに探しているとのことでありましたが、その後の進捗状況をお示しいただきたいと思います。

○大賀慶一 議長 渡邊健康福祉部長。

[登壇]

○渡邊弘子 健康福祉部長 木下議員のご質問にお答えいたします。

菊之池小学校区内にある学童保育「キッズハウスぴっと」につきましては、菊之池小学校に通う児童数の増加に伴い、令和元年7月から菊池市西部市民センター老人集会場を借用して実施しているところでございます。議員さんの方からもおっしゃいましたけれども、老人集会場は、老朽化により設備に不具合や故障が見られ、運営に支障を来していることから、令和3年第2回定例会でもお答えしておりますとおり、老人集会場に代わる新たな放課後児童クラブの候補地となるところをNPO法人チャイルドサポートきくちとともに探してきたところでございます。

その後、関係団体や関係部署と協議を行いました結果、子どもの安全・安心を第一に考え、菊之池小学校の敷地内に放課後児童クラブの開設を決定し、施設の建設を来年度に予定しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございました。

今、部長の答弁で、基本的に学校敷地内に決定し、また来年度に向かってやられるということでございます。非常にうれしく思っております。一日も早く建設が行われ、子どもたちがすばらしい環境の下で学童保育が行われるように、よろしくお願ひしておきたいと思います。

それでは次に、市職員の市外からの勤務状況、これまでの推移、通勤手当、住宅手当の状況について、お尋ねをいたします。

この件につきましては、平成29年9月の定例会の予算決算常任委員長報告の中で、災害時における職員の収集や、菊池市内における自治体活動への参加、通勤手当の削減のために、職員の地元在住を促すべきであるとの提言が述べられました。熊本地震時における市職員の対応の問題、今後の市の財政の観点からも提言されたものであります。

私も令和2年第3回定例会において、確認を含めお尋ねをいたしましたが、市職員の市外からの勤務者の数が、全体の職員数は減少しておりますが、市外勤務者数が増加しており、将来的には大変心配しております。県内の自治体でも通勤手当等の検討による様々な取組をされております。菊池市の場合も、人口減も含め、しっかりとと考えいかなければならぬと思います。

そこで、改めてお尋ねをいたしますが、できれば合併時からの推移、5年間隔程度で結構ですので、お示しをいただきたいと思います。新採用については、一番新しい数字でお願いいたします。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

〔登壇〕

○上田敏雄 総務部長 それでは、木下議員のご質問にお答えしたいと思います。

今、5年間隔でとおっしゃいましたけども、資料のほうが、まず職員の市外居住者数の年度ごとの職員数については、平成20年度から集計を行っておりますので、まず合併時に置き換えて平成20年度をお伝えしたいと思います。その後、10年後の平成30年、それから直近3年間ということでよろしいでしょうか。

○19番 木下雄二 議員 はい。

○上田敏雄 総務部長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、いずれも各年4月現在になりますけども、平成20年の職員数が555人、うち市外居住者が80人、10年後の平成30年ですけども、職員数が475人、うち市外居住者が128人、令和元年、職員数が473人、うち市外居住者136人、令和2年度、職員数457人、うち市外居住者136人、令和3年が職員数454人、うち市外居住者144人でございます。

また、令和3年4月1日付の新規採用職員数につきましては、職員採用数は20名でございまして、うち市外居住者が7名でございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございました。

最初の質問のときに申し上げましたように、職員数は、基本的に人口も減っておりますので、職員の数もどんどん減っております。しかしながら、市外からの勤務者はどんどん増えているというのが現状でございます。これには基本的に通勤手当、住宅手当、それも財政的な負担もかかってくるわけでございます。

私はあえてこの質問をさせていただいております。法的には何の問題もありません。もうどこからでも優秀な方が職員として働いていただくことはありがたいことでありますけれども、私としては、職員の採用になられたら、ある面では、やっぱり市外から来られた方でも、このすばらしい菊池に家を建てて勤務すると。そういうことの思いを持っていただくため、それと、市内で一生懸命、市内在住の中で消防団に入ったりとか、いろんなことも含めて地元意識を持って頑張っていらっしゃる職員のためにも、やはりそういう気持ちの中で、確認を含めながら質問させていただいております。あくまでもこれは要望でございます。答弁は結構でございます。

それでは次に、迫水小跡地の菊池エミュー観光牧場でのエミュー脱走の状況と今後の安全対策について、お尋ねをいたします。

本年10月7日、早朝に発生したエミュー脱走については、市民はもとより、全国ニュースでも大きく報道されましたので、知らない人はいないと思われます。脱走したエミューを捕獲するために、市職員、消防団等の多くの人が動員され、最後までの捕獲に何日もかかりましたので、特に消防団の方々は、稲刈り等の農繁期でもありましたので、地元住民も含め大変迷惑な事件でありました。

幸い交通事故等がなかったのでよかったです、もしも人的被害等があれば大惨事になっていたかもしれません。会社側としても、今後の再発防止はもとより、その後の対応について確認の必要性がありますので、お尋ねをいたしますが、脱走時、多くの市職員が対応に当たりましたが、危険性がある業務を市の一般職員にさせる必要があったのか。その後の人件費の対応も含めお示しをいただきたいと思います。また、会社側の地元への対応、安全対策等についても、具体的にお示しをいただきたいと思います。

○大賀慶一 議長 後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長 エミュー観光牧場のエミュー脱走の経緯と今後の安全対策、それから、捜索に当たった職員及び消防団の会社側よりの支払い等の対応について、私からお答えしたいと思います。

10月7日に熊本県菊池エミュー観光牧場株式会社で飼育されていたエミュー54羽中23羽の逃走が確認され、捕獲作業が行われました。

市の対応としましては、市民の安全確保・交通事故防止の観点から、初日は市職員延べ29人と消防団延べ26人により捜索活動を行いました。2日目以降は、企画振興課において報道対応や会社側との連絡調整に当たりました。

4日間にわたる捕獲作業の結果、10月10日に23羽全てのエミューの捕獲が終了しました。

会社側からは、逃走の原因としましては、おりの管理用扉の不備、異常を発見するシステムがなかったなどの施設管理の不備によるものと報告を受けております。

また、今後の安全対策としましては、管理用出入口のセキュリティ強化、センサーの設置、監視カメラの増設、運動場周囲のフェンスの増設等により、再発防止に努めると報告を受けております。

また、市職員及び消防団員の捜索支援につきましては、公務の一環である「市民の生命や財産を守るため」の初動対応と考えており、会社側から的人件費の支払いは受けておりませんが、捜索活動で使用した公用車2台の修繕や清掃に関する費用は、会社側より負担をしていただいております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 木下雄二議員。

〔登壇〕

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございました。

職員が最初のほうは29名ということでございますが、公務の一環と考えているということでございますが、果たしてそれが公務として認められるのかなというふうに考えます、私は。通常であれば、民間のある面では飼われている動物が逃げ出したという形で捉える必要があるんじゃないかなと思います。これはまた改めていろんな形で検証するべきだと思います。

今回、業者のほうの後の再発防止ということで、いろいろ、今、答弁をいただきましたけど、私ども地元が、10月の17日に、早朝より重味の地区の区長会と一緒に現地に参りました。会社からの説明を受けながら、もちろん区長会からの要望も行いました。二度とこのような事故を起こさないように、きちんと対応していただきたいということで、学校跡地の全体を囲うフェンスの要望をしました。

それと、常日頃からのやはり環境整備、除草作業もあんまりできていないような

状況でもありますし、完全にあれ、鍵の締め忘れですから、もう単純なミスですよね。それで、経費的なこともあるかもしれませんけど、やはり地元の区長さんたちが言われたことに対しては、やっぱりきちんと報告なり、ちゃんと対応策を考えてほしいと思います。そのときは、市のほうを経由して、ちゃんと会社側からの返答をしますということでしたけど、どのように伝えられたのか分かれば教えていただきたいと思います。

それと、もう1点、先日、エミュー牧場のすぐ下の隣接の土地の持ち主の方から私のほうに連絡がありまして、会社側の対応に対する不満の連絡でございました。

12月4日に現地で場所を見せていただいて、意見を聞きました。地権者のお話としては、もうエミュー牧場のすぐ下ですから、とにかく朝からいっぱいエミューがいたと。そこに職員もでしょうけど、やっぱりそれの方が畠の中を捕まえるために一生懸命捕獲活動されたと。そのときにエミューも、ホウレンソウの苗とかそういうのを食べていたと。だから、会社側の方に、責任者にちゃんと私のところに来るようになると、そのときに申し上げておりましたが、その後、連絡がないという形で、私にその意見を申されました。

そういうことで、いろんな形でおわびに回りましたということでおっしゃってはおりますが、まだまだそういうところの徹底がされていないと私はそう思います。私のほうにそういう連絡があるくらいですから、なかなか区長さん経由では分からない点もあると思いますので、私は地元の代弁者としての立場でありますから、そういう連絡をいただきました。そういうことも含めて、今後、二度とそういうことがないようにする対策も含めて、先ほどのお尋ねした区長会の要望なんかの回答についても、分かれば教えていただきたいと思います。

○大賀慶一 議長 後藤政策企画部長。

[登壇]

○後藤啓太郎 政策企画部長 ただいまのご質問についてお答えいたします。

ちょっと手元に細かな資料がありませんが、地元への説明というのは、直後に1回回って、それから近々も1回回ったというふうに会社からは伺っております。今、議員がおっしゃられたことにつきましては、またこちらのほうで会社のほうと確認したいと思います。

また、今後の安全対策、先ほど申し上げましたように、管理用出入口のセキュリティ強化ですか、センサーの設置、監視カメラの増設、それから運動場周囲のフェンスの増設、こういったことで再発防止に努めるとの報告を会社のほうから受けております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございました。

徹底したやっぱり安全対策、また二度とこういう地域に迷惑のかかることのないような対策を要望しておきたいと思います。

先ほど公務の一環ということで、税金が使われたということでございますので、そのことについては、またきちんとした調査もしていかなければいけないと思っております。

市長の肝煎りで来ていただいておる企業でございますので、市長のほうからもやっぱり会社側に対しても事細かい心のこもった対応をしていただくようにお願いしておきたいと思いますが、市長のほうから何か答弁があれば、よろしくお願ひします。

○大賀慶一 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、エミューの件に関しまして、私のほうからも幾つか申し上げておきたいというふうに思います。

まず、エミューの件では、地元の方は大変驚かれ、またご心配をおかけしたことだと思います。その際に大変ご理解をいただきましたことに、心からおわびと同時にお礼を申し上げたいというふうに思います。

まず一つには、市の職員がすぐ捜索に当たったことでありますけども、エミューは、実は体高2メートルほどございまして、時速50キロメートルで走ることができます。これが多数、通勤や通学時間帯に飛び出したわけですから、市民が重大な事故に巻き込まれかねない非常に緊迫した状況がありました。

また、会社側の発生当時の従業員数では初動捜索体制が全く取れなかったということもありました。やはり市役所の一番の任務というのは、市民の生命と安全を守ることでありますので、市民の安全確保のために、市の職員、そしてまた消防団による捜索支援というのは、極めて緊急性が高く、必要不可欠な措置であったというふうに考えております。

なお、市職員、消防団員による捜索支援は、初日の初動対応のみということでございます。関係されました消防団員、また市職員には、心からお礼を申し上げたいというふうに思います。

また、当社は、今回の件は大変深く反省をされておりまして、万全の体制を取りたいということをしっかりと申されております。また、そもそもこの地に進出されたのも、このエミュー観光牧場を通じて地域の発展に尽くしたいと、ワイン・ヴィ

ンの関係を構築したいという長期的な思いからでありますので、今回の件を機に、雨降って地固まるじゃありませんけども、地域の方々とより緊密な連携をしていきたいと、こういうお考えをお持ちだというふうに私も伺っております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございました。

地元と会社側がワイン・ワインになると。今のところ、なかなかワイン・ワインにはなってないような状況でございます。当初は、レストランも、バイキングレストランもできる。食材も地元から買います。雇用も生まれます。いろんなことが夢のようなお話がございまして、その後、エミューが入ってきたわけでございますが、なかなかバイキングレストランとか、そういうのは全然進展しておりませんので、今後はそういうことの事業計画も含めて、地元の人たちが本当に来ていただきてありがたいなというふうな形で推進をしていただきたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは次に、国道387号沿いの追尾型太陽光発電施設についての陳情採択後の対応についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、当初、市の環境基本条例があるにもかかわらず、関係住民等に説明会が行われずに開発行為が進んでおりましたので、市の立会いの下、菊池市環境基本条例に基づいて、これまで何度も地元説明会が開催されましたが、地域住民の不安の解消には至っていない状況であります。

今回は、改めて令和2年第4回定例会で迫間地区における太陽光発電施設についての陳情が全会一致で採択されておりますので、執行部としても重く受け止めて対応しておられると思いますが、これまでの地元説明会での地域住民からの要望、確認等について、その後の状況を詳しくお答えいただきたいと思います。

○大賀慶一 議長 笹本市民環境部長。

[登壇]

○ 笹本義臣 市民環境部長 改めまして、こんにちは。私のほうから木下議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、国道387号沿いの太陽光発電事業に係る対応状況についてご説明させていただきます。

議員おっしゃいましたとおり、本市の環境基本条例に基づきまして、今年の8月に行いました関係地域住民の皆様及び開発事業者、双方と市長との面談が行われております。その内容を踏まえまして、市が仲介役となり、双方の合意点が見いだせ

るよう、市主催の協議会を行っております。日にちが9月21日と10月25日の2回にわたって開催しております。

そのような中、10月25日の第2回の協議会におきまして、開発事業者による関係地域住民の皆様を対象とした事業計画用地における現地立会いを行うことが確認されました。本市職員、私どもも同行いたしまして、これが11月の14日、現地での立会いが行われたところでございます。

なお、現在の状況といたしましては、さきの現地立会いを基に、双方の合意点が見いだせるよう、市主催によります第3回目の協議会の開催に向けて、現在、準備を進めているところではございます。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございました。

先般の質問の中で、4月30日の説明会のときに、業者側から6基撤去、もうこれは業者側からの提案でございました。その後の説明会の中で、撤去がずらすになったり、ちょっと移動しますとか、もう相手側としても、非常になかなか私たちには理解できないような説明会ということでございます。

それと、その後、やはり私ども地元のほうから言ったことの中に、私もちよつと議会の質問の中で指摘をされたといいますか、熊大の山尾教授の発言について、やはり地元の人たちとしては、きちんとしたやっぱり確認をしたいと。そういうことで、執行部に対して、山尾教授に実際に菊池のほうに来ていただきたい、私たちの前で、言った言わないも含めて説明をしていただきたいと、そういうお願いもあります。

それと、その後、出てきたのが里道の使用許可の問題、このことはやはり執行部のほうでないと回答できないと思いますので、そのことをお願いしたい。

それと、先ほど11月14日ですか、現地での立会いということで、私も同行させていただきましたけど、そのときには、最終的には人数制限については入れてもらいましたけど、5名でないといけないとか、時間も制限するとか、マスクは同行不可とか、そういう何か、そして、現地では、そら協議の場所ではないから、いろんな意見は聞きましたよと。もう何か普通だったら考えられないような条件の下に現地視察みたいな形になるわけですね。なかなかこういう状況では問題解決には結びつかないと思うんですね。

先般、熊日に大きく「令和の公害 法規制なく」ということで載りました。国も法的な規制はなくとも、やはり先ほど江頭市長が市民の安心・安全を守るために

エミューだって捕まえに行かにやいかんと。そういう形で公務になるわけですね、市の職員がエミューを捕まえに行くのが。今回もやはり市民の安心・安全を守るために、絶対やっぱり対応しなければいけないのがこの太陽光の問題だと思います。

先般も、猿渡議員が電波塔の問題で署名運動を始めて、頑張っていらっしゃいますけれども、やはり自分の家のすぐ近くにできるとか、やっぱりそういう気持ちになって対応してあげなければいけないというのが私の考えです。今後は、もちろん法律には問題なくとも、やはりその市民を守る立場の執行部としての対応が一番大事だと思います。

これまでの要望の中に、地元の方々から、栃木県の佐野市の同じような追尾型の強風で倒れて、車が下敷きになって、50代の女性の方が頭に軽傷を負った事件というのもあっております。だから、この追尾型についても、やっぱり危険性があるということについてはもう立証されつつあるんですね。だから、そういうことも踏まえて、今後、やはり市民の立場になって、私はきちんと対応していただきたいと思いますので、市長のほうから、その決意と申しますか、対応についてのお考えをお示しいただきたいと思います。

○大賀慶一 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 太陽光問題に関する私の考えを述べよということでございますが、これまでの面談等を通じまして、地域住民の皆様が大変大きな不安感を抱えていらっしゃるということは私も感じているところでございます。そのため、本来では事業者により行われるべき説明会ではありますけども、大変膠着した状況が両者間に生じておりましたので、市のほうが仲介役となり、協議の場を設定しながら、粘り強く話し合いを続けるという形で、市としては法の中でなし得る最大限の努力を行っているところでございます。

事態の解決に向けまして、双方の合意点が見いだせるよう、今後も引き続き全力で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございました。

今後も市民のために最大限の努力をお願いしまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○大賀慶一 議長 これで、木下雄二議員の質問を終わります。

以上で、一般質問は終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は、12月21日の午前10時から開き、議案等の採決を行います。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。



散会 午後3時05分

第 6 号

12月21日

令和3年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第6号

令和3年12月21日（火曜日）午前10時開議

第1 各常任委員会の報告・質疑・討論・採決

第2 議案第139号 令和3年度菊池市一般会計補正予算（第14号）

上程・説明・質疑・討論・採決

第3 議員提出議案第5号 菊池市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

上程・説明・質疑・討論・採決

第4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について



本日の会議に付した事件

日程第1 各常任委員会の報告・質疑・討論・採決

日程第2 議案第139号 令和3年度菊池市一般会計補正予算（第14号）

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第3 議員提出議案第5号 菊池市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について



出席議員（20名）

1番	田	中	教	之
2番	福	島	英	徳
3番	緒	方	哲	郎
4番	後	藤	英	夫
5番	平		直	樹
6番	東		奈	津子
7番	坂	本	道	博
8番	水	上	隆	光
9番	猿	渡	美	智子
10番	松	岡		讓

11番 荒木 崇之
12番 杣原 賢一
13番 工藤 圭一郎
14番 城 典臣
15番 大賀 慶一
16番 水上 彰澄
17番 二ノ文 伸元
18番 泉田 栄一朗
19番 木下 雄二
20番 山瀬 義也

○
欠席議員（なし）

○
説明のため出席した者

市長	江頭 実
副市長	芳野 勇一郎
政策企画部長	後藤 啓太郎
総務部長	上田 敏雄
市民環境部長	笛本 義臣
健康福祉部長	渡邊 弘子
経済部長	清水 登
建設部長	山田 哲二
経済部次長	本田 憲仁
教育長	音光寺 以章
教育部長	木下 徳幸

新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者

七城支所長	久川 知己
旭志支所長	竹村 秀一
泗水支所長	水上 孝道
財政課長	稻葉 一郎
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開田 智浩
市長公室長	松永 哲也
農業委員会事務局長	吉田 武

水道局長 安武邦男
監査委員事務局長 宇野木洋一

事務局職員出席者

事務局長	前川幸輝
事務局課長	松原憲一
議会係長	笛本聖一
議会係	西山美紀
議会係	吉岡結加里

○大賀慶一 議長 全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○大賀慶一 議長 これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 各常任委員長報告（報告書は、巻末～頁参照）・質疑・討論・採決

○大賀慶一 議長 日程第1、去る12月2日の会議において、各常任委員会に審査を付託しました、議案第97号から議案第135号まで、並びに請願第4号から請願第5号の41案件について、各常任委員長から審査結果の報告があつてありますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず初めに、総務文教常任委員長、平直樹議員。

[登壇]

○平直樹 総務文教常任委員長 おはようございます。委員長報告申し上げます。

本定例会で総務文教常任委員会に付託されました案件は、条例案10件、議決案1件の11案件です。

2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告をいたします。

初めに、議案第100号から議案第109号までの10議案については、執行部より、今回、全序的に条例の総点検を実施し、条例の見直しを行つたもので、改正内容は条項等のずれや文言の整理、文体の統一等が主なものであるとの概要説明があり、議案ごとに個別の説明を受け、質疑を行いました。

まず、議案第100号から議案第103号については、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第104号については、執行部より、菊池市集会所条例の一部改正は、今回の条例の整理に基づき改正するものであるが、各集会所の位置が、換地や合筆、分筆等により、本来であれば改正しておくべきであった地番がそのままになつたため、今回併せて改めるものとの説明があり、質疑を行いました。

委員より、集会所の位置については、番地を調べると全然違う場所になつた

が、今回改正するに当たって、番地は全部精査されているのかとの質疑に対し、執行部より、全体的に確認して精査しているとの答弁がありました。

議案第105号から議案第109号については、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第130号については、執行部より、今回の辺地総合計画の変更は、12か所のうち2か所の辺地について、公共的施設の整備内容の変更及び追加による変更を行うものであり、地域住民の道路環境の改善を図るとともに、安全な車両通行を確保するために整備するものとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、充当率については、以前と比べてどうなっているのかとの質疑に対し、執行部より、充当率は以前と変わらず100%であるとの答弁がありました。

また、委員から、条件の悪い自治体にとっては有効な事業であり、特に条件の悪い中山間地に計画的に道路事業を行うことは、市の活性化につながると思うとの意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第100号から議案第109号及び議案第130号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げまして、総務文教常任委員長報告といたします。

○大賀慶一 議長 次に、福祉厚生常任委員長、坂本道博議員。

[登壇]

○坂本道博 福祉厚生常任委員長 おはようございます。

本定例会で福祉厚生常任委員会に付託されました案件は、条例案9件、議決案1件、請願1件の11案件です。

2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

なお、報告書はお手元に配付しておりますが、本日の報告については、網かけ部分を割愛して報告します。

会議録については、全文記載された報告書を掲載します。

初めに、議案第98号については、執行部より、本案は、健康保険法施行令の一部改正等に伴い、条例の一部を改正する必要があり、条例改正を行うものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、出産育児一時金について、病院への支払いが増額されるということとの質疑に対し、執行部より、これまで産科医療補償制度で、病院が負担する額は42万円のうち1万6,000円となっていた。今回の改正で1万2,000円に減額になったとの答弁がありました。

さらに、委員から、今回の国の減額の趣旨は何かとの質疑に対し、執行部より、

産科医療補償制度の減額については、周産期医療等の技術の進歩により、出産時の分娩の異常等のリスクが少なくなったため、減額すると説明があつてはいるとの答弁がありました。

次に、議案第131号については、執行部より、本案は、菊池市菊池北小学校区放課後児童健全育成クラブの指定管理について、NPO法人チャイルドサポートきくちを指定し、その期間を令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とするものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、菊池北小学校区放課後児童健全育成クラブの児童の利用人数の推移はとの質疑に対し、執行部より、平成30年度が41人、平成31年度が38人、令和2年度が53人、令和3年度が61人であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、建物を二つ使っているのはどういう理由があるのかとの質疑に対し、執行部より、コロナの影響で児童が密にならないようにするために、もともとの建物と住宅の一部を使わせていただいている。児童数も増えてきているので、当面はこの状態を維持したいと思っているとの答弁がありました。

また、委員から、指定管理委託料は幾らかとの質疑に対し、執行部より、今年度の指定管理料は1,083万2,000円であるとの答弁がありました。

議員間討議では、議案第110号から議案第116号について、例規の見直しに伴う関係条例の制定について、文言の統一等の形式的な問題だけではなく、決裁の後の掲載漏れ等が分かったのは非常によかったです。引き続き法務研修を行い、スキルアップをしていただきたいとの意見がありました。

また、請願第5号について、以前、吃音のある児童・生徒に対する支援体制の確立について、教職員への研修の導入を求める請願があった。今回の請願については、子育て支援課から周知していただき、保育士研修のカリキュラムに入れていきたい。吃音のある園児がきつい思いをしないように、議会としても取り組まなければならないと思っているとの意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第97号、議案第98号、議案第110号から議案第116号、議案第131号、及び請願第5号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決・採択すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げまして、福祉厚生常任委員長の報告とします。

○大賀慶一 議長 次に、経済建設常任委員長、後藤英夫議員。

[登壇]

○後藤英夫 経済建設常任委員長 改めまして、おはようございます。経済建設委員

長報告をいたします。

本定例会で経済建設常任委員会に付託されました案件は、条例案9件、議決案4件、請願1件の14案件です。

2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

なお、報告書はお手元に配付しておりますが、本日の報告については、網かけ部分を割愛して報告します。

会議録については、全文記載された報告書を掲載します。

初めに、議案第99号については、執行部より、本案は、流川団地の給水施設等に関し、共益費を設定するに当たり、条例の一部を改正するものであるとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第117号から議案第124号までの8議案については、執行部より、今回、全庁的に条例の総点検を実施し、条例の見直しを行ったもので、改正内容は条項等のずれや文言の整理、文体の統一等が主なものであるとの概要説明があり、議案ごとに個別の説明を受け、質疑を行いました。

次に、議案第132号については、執行部より、本案は、菊池市ふるさと創生市民広場の指定管理について、これまでに引き続き一般社団法人菊池観光協会を指定し、その期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とするものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、菊池観光協会は、今、何人体制で運営を行っているのかとの質疑に対し、執行部からは、令和3年度の総会時点では会員数は194会員、事務局は5名、うち3名が常勤、2名が非常勤となっているとの答弁がありました。

次に、議案第133号については、執行部より、本案は、菊池市営住宅、菊池市特定公共賃貸住宅、菊池市旧雇用促進住宅七城宿舎駐車場及びその他附帯施設について、菊池市営住宅管理共同企業体を指定し、その期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とするものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、常々、私たち議会は、地場産業育成といった形で考えているが、指定管理者に指定しようとしている団体の住所は熊本市中央区辛島町となっている。どういった会社かとの質疑に対し、執行部からは、一般社団法人熊本県賃貸住宅経営者協会、日本管財株式会社、株式会社三牧建設工業の3社の共同企業体であり、いずれの会社も宅地建物取引業の資格を有しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、選定した企業体の出資比率はとの質疑に対し、執行部からは、熊本県賃貸住宅経営者協会が50%、日本管財が40%、三牧建設が10%であるとの答弁がありました。

また、委員から、この企業体は、菊池市内の業者と言えるのかとの質疑があり、執行部からは、平成27年5月の議会月例会において、市内業者と市外業者の共同企業体は市内業者扱いとすると報告した運用指針に基づいて、適正に審査を行っているとの答弁がありました。

次に、委員から、今回の審査において、選定業者が特に優れていた点はどのような内容かとの質疑があり、執行部からは、事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していることなどが挙げられるとの答弁がありました。

次に、請願第4号については、菊池市商工会の移転に関する請願であり、請願者の説明を求め、質疑を行いました。

委員から、中心市街地における回遊性・にぎわい創出に資する事業の早期着手と請願されているが、市にどのようなことを望まれているのかとの質疑に対し、請願者からは、築地井手は温泉街のほうから来ており、一部区域において築地井手をオープン化し復活させることや、景観に見合った建物等も残っていることから、街歩きや歴史探索等の新しい中心市街地活性化策としていただきたいとの説明がありました。

議員間討議では、まず、議案第117号から議案第124号について、例規の検証・見直しについて、定期的に行っていかないと誤った条例に起因するミスが生じてくるのではないか。定期的といつても毎年ということではなく、数年くらいの間隔を空けて点検していくことでよいのではないかとの意見がありました。

次に、議案第133号について、市外業者を含む市内業者にも市内業者単独と同一の加点ではなく、差をつけるべきではないか。出資比率は問わないとなっているが、100分の5の加点に出資比率を掛けるなど、考慮すべきではないか。出資割合については、地場産業育成といった観点から、地元が50%以上あるような形にしてほしい。大きな会社はプレゼンテーションにたけ、小さな会社は慣れていないところがあるので、審査の過程で十分配慮してほしい。不動産業や宅建等の資格が必要ではないか。執行部が平成27年に運用指針の説明を行ったとはいえ、5年もたち、ルールの見直しが必要だったのではないか。地元の業者が受けられるよう1年前から勉強会などの働きかけが必要だったのではないか。住んでいる人の安全・安心が一番である等の意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第99号、議案第117号から議案第124号、議案第132号、議案第134号及び議案第135号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、討論がありました議案について申し上げます。

まず、議案第133号については、委員より、地場産業育成の観点から、地元業者をなるべく選定するよう議論してきたが、選定業者については、地元業者の出資割合が10%しかないこと、住所が熊本市中央区辛島町となっていることから、到底、地場産業育成とは考えられないとの反対討論がありました。

また、委員より、この議案は、入居者・住人に不利益がないよう第一に考えて進められてきた。反対の意見もあったが、これはこれからの課題として改善できる部分は改善してもらい、初めての事業でもあることから、まず本委員会として、住人が困ったりすることがないよう、行政と一緒にになって不便が生じていないかなど、見守っていく必要があるとの賛成討論がありました。

次に、請願第4号については、委員より、菊池市商工会が今すべきことは、会館移転ではなく、中小零細企業のお店の方々が今困っていることを助けるべきなのではないかとの反対討論がありました。

また、委員より、農業と商工業が一緒になって成長し、市が成り立っていく核となる会館であることから、市がきつても手助けをしていくことが当然だと考えるとの賛成討論がありました。

採決の結果、議案第133号、請願第4号については、賛成多数により可決・採択すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げまして、経済建設常任委員長報告とします。

○大賀慶一 議長 次に、予算決算常任委員長、松岡譲議員。

〔登壇〕

○松岡譲 予算決算常任委員長 おはようございます。

本定例会において、予算決算常任委員会に付託された議案について、12月2日及び16日に予算決算常任委員会を、9日、10日に予算決算常任委員会分科会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告します。

なお、報告書はお手元に配付しておりますが、本日の報告については、網かけ部分を割愛して報告します。

会議録につきましては、全文記載された報告書を掲載します。

本委員会に付託されました議案は、議案第125号から議案第129号までの5議案です。

各分科会において所管する分を慎重に審査し、各分科会長より経過報告がありましたので、その主な内容について報告します。

初めに、議案第125号について申し上げます。

まず、地域振興費の交通コミュニティ対策事業における地方バス運行補助金1,120万8,000円の増額については、執行部より、利用者の減少による運賃収入の減、運行経費の増加、国県補助の減等による産交バスへの運行補助金の増額であるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、利用者の減少が理由の一つに挙げられているが、利用者の実数と見込数はとの質疑に対し、執行部より、利用者は全体的に新型コロナ前と比べて減少しており、令和元年度の産交バスの4路線の合計が14万5,550人であった。令和2年度が11万7,390人、令和3年度は見込みで11万3,734人である。これは近隣の自治体を結んでいるため菊池市内だけの数ではなく、山鹿、菊池、大津間の4路線の合計であるとの答弁がありました。

また、委員から、関係する自治体ごとの補助金の負担はどうなっているのかとの質疑に対し、執行部より、各自治体の負担割合については、各路線の延長を自治体ごとの距離で案分し、補助金額を算出しているとの答弁がありました。

次に、事務局費の新型コロナウイルス感染症対策事業における修学旅行追加費用補助金1,569万5,000円の増額については、執行部より、新型コロナウイルスの感染症の影響により、修学旅行の延期や行き先の変更などにより、追加で発生する企画料、手数料、キャンセル等の費用について、保護者の負担軽減を図るため、補助するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、1人当たりの補助金額はどのくらいかとの質疑に対し、執行部より、県の総合交付金の基準を参考に1人当たりの金額を見込んでおり、小学生が1万9,44円、中学生が3万4,54円で積算しているとの答弁がありました。

次に、図書館費のきくちの泉こども文庫基金積立金1,000万円の増額については、執行部より、菊池市の子どもたちの読書活動推進のために役立ててほしいとの趣旨で頂いた寄附を、設立した基金に積み立てるものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、寄附を頂き感謝している。これを子どもたちのために有効に使うことになるが、どういう使い方を計画しているのかとの質疑に対し、執行部より、新年度から子どもたちの読書活動の推進に向けた取組を計画しており、一つは子どもたちのための本の購入で、本の購入に当たっては、図書委員や先生に選書に携わってもらい導入していく。また、大学と連携しながら子ども向けのワークショップの費用に充てたいと考えているとの答弁がありました。

次に、債務負担行為補正における指定ごみ袋作製業務については、執行部より、年間を通じて業務を委託する必要があるため、債務負担行為を設定するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、不燃物用指定ごみ袋の極小は作製することになったのかとの質疑に対し、執行部より、令和4年度当初予算に計上し、議決されれば作製する予定であるとの答弁がありました。

次に、障がい者福祉費の障がい児通所給付費等支援事業については、執行部より、介護給付事業費（児童）の利用実績見込みにより、4,662万4,000円を増額するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、事業費の増額は、放課後等デイサービスの新規の利用者が増えたことによるものか、これまでの利用者の1人当たりの利用料が増えたものなのかとの質疑に対し、執行部より、新規の利用者の把握はできていないが、利用者・利用料とともに毎年増えている。市内に事業所が増え、利用しやすい環境になったことも利用者や利用料が増えている要因と考えているとの答弁がありました。

次に、債務負担行為補正における緊急通報体制等整備業務については、執行部より、一人暮らしの高齢者に対し、緊急時の連絡用として緊急通報装置を貸与し、高齢者の在宅生活を支援するもので、切れ目なく執行していくために債務負担行為を設定するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、緊急通報装置の設置台数はとの質疑に対し、執行部より、令和2年度末で136台であるとの答弁がありました。

次に、農業費の宝永隧道内水対策事業については、執行部より、赤星地区の内水対策事業として大型発電機2台を購入する計画であるが、受注生産となっていることから、四、五か月の期間を要し、年度内の納品が困難であるために、繰越明許費の設定を行うものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、繰越しの理由は理解できるが、少しでも工期を短くすることはできるのかとの質疑に対し、執行部からは、適正な納品期間を取るために繰越明許費の設定を行うものであり、極力、次の梅雨までには間に合うよう努力していきたいとの答弁がありました。

次に、都市計画総務費の空家等対策事業については、執行部より、泗水の桜山地区に相続放棄され所有者不在となっている空家があり、将来的に周囲の環境悪化等が懸念されていることから、現在、行政代執行による解体を検討している。事業を進めるに当たっては、建材調査が必要であり、今回、分析の委託料として5万2,000円を計上したものである。実際の解体等については、法的な事務手続や当市では初めての取組ということもあり、来年度以降になると見込んでいるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、初めての行政代執行に当たっての注意すべき点はとの質疑に対し、執行部からは、所有者の不存在が間違いないのかという確認、周辺の危険性の除去と

といった観点からのタイミングではないかと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第127号については、執行部より、介護サービス等諸費を1,100万4,000円減額し、介護予防サービス等諸費を同額増額するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、介護サービス等諸費と介護予防サービス等諸費は、介護保険給付の対象事業ということかとの質疑に対し、執行部より、介護サービス等諸費は要介護認定者の給付費で、介護予防サービス等諸費は、要支援認定者のサービス給付費である。要介護認定者の給付費が見込みよりも少なく、要支援認定者のサービス給付費が増えているため、今回補正するものであるとの答弁がありました。

次に、議案第129号については、建設改良費の国道325号汚水幹線布設替事業について、執行部より、工事請負費1億810万円を令和3年度の年割額、2億2,000万円を令和4年の年割額とし、総額3億2,810万円の継続事業として補正するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、施工延長が600メートルしかないのに、3億2,810万円は高いのではないかとの質疑に対し、執行部からは、口径が1,100ミリメートルの管を埋設するため、掘削断面が大きくなり、土量も通常の下水道工事からすると5から6倍に増え、管の製品代も高くなるためであるとの答弁がありました。

議員間討議では、委員より、先日の民生委員との意見交換会では、前回のワクチン接種について、予約が取れず困られた高齢者の方が多くおられたというご意見があった。3回目のワクチン接種については、前回の反省も踏まえ、予約受付がスムーズにできるよう、他自治体も参考にしながら、市民が混乱しないよう体制を整えていただきたい。3回目のワクチン接種について、いろんな情報が飛び交っているので、市民への情報提供をしていただきたいとの意見がありました。

また、新型コロナウイルス感染症対策の3回目のワクチン接種事業について、福祉厚生分科会より次の2点の提言がありました。

①前回の反省を踏まえ、他自治体の状況を参考にし、スムーズなワクチン接種の予約体制を整えること。

②3回目のワクチン接種について、市民へ情報を提供すること。

以上が、各分科会長からの経過報告となります。

なお、執行部に対する総括提言及び各分科会長に対する質疑はありませんでした。

以上、慎重に審議しました結果、議案第126号から議案第129号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、討論がありました議案第125号について申し上げます。

委員より、本補正予算には、マイナンバーカードに健診事業についてもひもづけが行われるための予算が計上されている。さらなる個人情報の集積により個人情報漏えいの危険が高まるため反対するとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第125号については、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

以上、本委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果について、ご報告申し上げます。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、予算決算常任委員長報告を終わりります。

○大賀慶一 議長 以上で、各常任委員長の報告を終わります。

ただいまの各常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。質疑は3回までとなっております。

質疑はありませんか。

荒木崇之議員。

[登壇]

○11番 荒木崇之 議員 経済建設常任委員長にお尋ねいたします。

議案第133号についてです。市営住宅の指定管理者の指定についてですが、平成26年12月議会で、このとき、たしか工藤議員が総務委員長だったんですが、そのときは、菊池市文化会館の指定管理に地元業者が応募したときは、総務委員会において、秘密会にして指定管理の審査の点数を開示させ精査していますが、今回は点数表の審査は行ったのか。もし行っていないなら、なぜしなかったのかというのが1点目です。

2点目、指定管理者の選定業者として、先ほどありましたように、熊本市に本社を置く、中央区辛島町69番地に置く、菊池市営住宅管理共同体というのが、今回、議案で上がっていますが、その業者の出資割合が市内が10%、市外が90%であります、次点の企業体、今回惜しくも選ばれなかった次点の企業体の出資割合も審議されていればお示しください。

3点目です。この菊池市営住宅管理共同体はまだ仮契約で、議決もされていません。しかし、私が確認した11月25日の時点で、実はもう既に求人案内で事務局長を募集しています。これは公共工事でいうところの事前着工に当たると考えますか、そのあたりはどうお考えでしょうか。審議されていますでしょうか、お尋ねします。

○大賀慶一 議長 経済建設常任委員長、後藤英夫議員。

[登壇]

○後藤英夫 経済建設常任委員長 議案第133号についての質疑ですが、平成27年5月の議会月例会において、執行部から報告した運用指針に基づいて、指定管理候補者選定委員会が適正に審査を行っているということであったため、点数表の審査は行っておりません。そういう理由もそのためでございます。

それから、指定管理者として、選定委員会選定者として、熊本市に本社を置く菊池市営住宅共同体が上がっているということでございますが、出資割合について、ほかの二番手、三番手については、非公表のことであり、審査しておりません。

それから、3番目におっしゃいました、菊池市営住宅管理共同体がまだ仮契約であるということで、そういうお尋ねでございましたが、委員会でそのような議論は行っておりません。

以上です。

○大賀慶一 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○11番 荒木崇之 議員 それでは、再質疑をいたします。

通常、この選定委員会というのは、採点されて恣意的に操作をしないように、極端に点数が高い人とか低い人は切って、平均を取ってやるやり方というのが、もう今、県のほうはそういうことを取り入れられて主流になっていますが、今回、それを採用しているのか。これは非公表じゃないので、議会でもちろん審議されていると思いますが、そういう平均を取ってのやり方なのか、それとも、10人なら10人、6人なら6人、選定委員の全部の点数でやったのかというのをお尋ねしたいと思います。

それと、執行部の話として、10%しか入ってなくても、それを市内業者と見るのは、平成27年5月の月例会においてとありますが、その月例会の記憶、申し訳ないけど、私、そのとき務めさせていただいてたんだけど記憶にない。そして、さらには、その間に市議選もありまして、元職、新人入れて、このことは知らないわけですよ、もちろん。ということは、このときの議事録をもちろん取り寄せて、委員会は審議されていると思っているんですけど、そのときの議事録、27年の月例会の議事録、どういう説明があったのか、そういうのを取り寄せてされたのか、お尋ねをします。

○大賀慶一 議長 経済建設常任委員長、後藤英夫議員。

[登壇]

○後藤英夫 経済建設常任委員長 審査会の評価についての話でございますが、審査会が評価されている評価がおかしいというのなら、審査会そのものが成り立たなくなるという意見もございましたので、しっかりとその論点の整理を行って、議案の審

査と地元業者の取扱い等の課題とは分けて討論することができました。点数表の審査を行うための話と分けてやっています。

それから、もう一個は、月例会の資料を取り寄せてはやっておりません。しっかりと執行部からの説明を聞いてやっています。

以上、お答えします。

○大賀慶一 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○11番 荒木崇之 議員 私が経済建設に所属していないながらも、議案を読んだだけでも、これだけの質疑ができる、しかも、それに全く審議されていないというのがお分かりになられたと思います。

経済建設委員会は、前回の議会でも不納欠損が多額にあったにもかかわらず審議していないということで、今回も全く答えにならないということですが、審議を尽くしたとこれで言えるのか。

○大賀慶一 議長 荒木議員、関係のない質疑は。

○11番 荒木崇之 議員 いや、関係ありますよ。今から質疑に入るので、前段ですから。

○大賀慶一 議長 質疑をしてください。

○11番 荒木崇之 議員 議長、ちゃんと最後まで聞いてやってください。

○大賀慶一 議長 質疑をしてください。

○11番 荒木崇之 議員 もう一回言いましょうか。

前回も不納欠損があったにもかかわらず審議をやっていないというのは分かったことです。今回も全く答えにならないので、これで審議を尽くしたと本当に委員長が言えるのかというのをお聞きしたい。

それともう1点、最後に、委員からもう当然のことを言わわれています。これはやっぱり住民の方、住んでいらっしゃる方、市営住宅に住んでいる方が一番だということですが、私もそうだと思います。文化会館と違って、住宅がないと生活ができないですから、もしこれが否決になった場合、どのようなことが起きるのか、それを想定して委員会で審議されたのか、お尋ねをいたします。

○大賀慶一 議長 経済建設常任委員長、後藤英夫議員。

[登壇]

○後藤英夫 経済建設常任委員長 否決になった場合のことについては、議論は行われておりません。

あと、審査については、一応いろんな意見が出て、しっかりとたくさん意見は出て、やっぱりいろんな、どうなるのかと、地元に本当に取ってほしいと、そういう

た意見がたくさん出ました。そして、議員間討議で、最後、意見がいっぱい出たところで、まとめたところでございます。

以上、お答えします。

○大賀慶一 議長 ほかに質疑ありませんか。

木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 皆さん、おはようございます。

経済建設常任委員会委員長に、議案第133号、公の施設の指定管理者の指定について質疑を行います。

委員長報告では、出資比率が熊本県賃貸住宅経営者協会が50%、日本管財が40%、三牧建設工業が10%で、地場産業として委員会で認められたのか、どのような協議を行われたのか、お尋ねをしたいと思います。

また、市の中小企業振興基本条例も含めて、十分地場産業育成の観点からの審議をされたのか、お尋ねをいたします。

○大賀慶一 議長 経済建設常任委員長、後藤英夫議員。

[登壇]

○後藤英夫 経済建設常任委員長 お答えします。

報告書にも記載しておりますとおり、委員会の中では様々な意見があり、今後、考えていかなければならない課題もありますが、平成27年5月の議会月例会では、市内業者と市外業者が共同運営で経験を積むことも重要である。市内企業に育成の機会を与えることが重要であるとの意見があり、執行部では、市外業者と市内業者の共同体についても市内業者扱いとするとした運用指針に基づいて、指定管理候補者選定委員会が適正に審査を行っているとのことであったため、委員会では賛成多数で可決すべきものと決定したところであります。

また、二つ目ですけども、報告書に記載しておりますとおり、地場産業育成といった観点から、今後の課題を含め、十分な審査を行ったところでございます。

以上、お答えします。

○大賀慶一 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 再質疑をしたいと思います。

委員長が平成27年の5月の運用指針という形で申されておりますけれども、先ほど荒木議員が指摘されましたように、その後、改選もございましたし、それと、先般、私たち総務文教常任委員会のほうで、特に中小企業振興基本条例については、入札等も含めて、改めて提言書を出しております。そのときに、やはり地場産

業育成に基づいてのやっぱり提言だったと思いますが、そのことについては、委員会の中で審議をされたのか、お聞きしたいと思います。

○大賀慶一 議長 経済建設常任委員長、後藤英夫議員。

[登壇]

○後藤英夫 経済建設常任委員長 お答えします。

前の例えばさっきの荒木議員もですけど、議事録など、そういうことは特になかったんですけども、しっかりと執行部から当時のお話を聞いて、それから判断をしております。

提言などは議員間討議などでしっかりと行って、これからしっかりとやっていきたいと考えております。

以上です。

○大賀慶一 議長 ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第97号から議案第135号まで、並びに請願第4号及び請願第5号の41案件について、討論はありませんか。

東奈津子議員。

[登壇]

○6番 東奈津子 議員 皆さん、おはようございます。議席番号6番、日本共産党、東奈津子です。

議案第125号、令和3年度菊池市一般会計補正予算について、反対の立場から討論を行います。

本補正予算では、主要事業の説明でもありましたが、ワクチン接種の費用や、放課後児童クラブへの感染症対策事業の予算など、現在のコロナ禍に必要な予算が計上されていることは承知しております。しかし、今回、補正予算に反対する理由は、マイナンバーカードに健診事業についてもひもづけが新たに行われる予算が盛り込まれている点であります。

マイナンバーは、既に税の情報と他分野との連携が導入されておりますが、国は、さらにひもづけする情報を拡大し、マイナンバー利用をほかの分野にも広げ、マイナンバーそのものを利用しなくても、行政事務全般で情報連携できるようにしようとしています。これはもうけの種であるビッグデータをさらに増やすためであり、集積されたデータは利活用へと回されます。利便性の高さはセキュリティーの低さと表裏一体であることが、昨年夏に発覚したドコモ口座の不正引出し事件によって

あらわとなっています。さらなる個人情報の集積により、個人情報漏えいの危険は高まります。

以上の理由から、議案第125号については反対とします。

○大賀慶一 議長 ただいま議案第125号に対する反対討論がありましたので、まことに議案第125号に対する討論を行います。

議案第125号について、賛成者の発言を許します。

田中教之議員。

[登壇]

○1番 田中教之 議員 議案第125号について、賛成討論いたします。

この議案は、第3回目のワクチン接種や、学童保育に対する補助金など、非常に重要な一般会計の補正予算案です。可決しなければならないと考えております。

反対討論でマイナンバーについてのセキュリティについての懸念が述べられました。まず大前提として、リスクがゼロという技術はございません。言い換えますと、今まで人類はリスクを取りながら様々な技術は進化し、その恩恵を受けております。ドコモの不正引き出しの視点がありましたが、マイナンバーの情報は、操作上、高度に暗号化された仕組みを持っております。加えて、漏えいがないか、別の組織が監視しております。ですので、利便性と表裏一体というところは、現在のセキュリティ技術においては改善されつつあります。もちろんセキュリティ体制には限界があります。それは他国からのサイバー攻撃です。それについては、自衛隊や警察、公安のサイバー攻撃対策チームに対して、予算の増額が国に期待されているところです。自衛隊などがしっかり対処しているというところです。ですので、一定程度の対処方法があるということで、安心していただきたいと考えております。

以上、賛成討論とします。

○大賀慶一 議長 議案第125号について、ほかに賛成討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 討論なしと認めます。これで、議案第125号に対する討論は終わります。

ほかに討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 私は、議案第133号、公の施設の指定管理者の指定についての反対の立場で討論をさせていただきます。

私たち菊池市議会は、以前より地場産業育成の観点から、地元業者をなるべく優

先的に選定するように執行部に申し述べてまいりました。今回の選定では、全くと言つていいほど、地場産業育成の観点が考慮されているとは到底言い難いものであります。なぜなら、指定企業体の出資割合が、菊池市以外が9、それと菊池市以内が1となっています。その内訳は、市外業者である熊本市内的一般社団法人熊本県賃貸住宅が50%、日本管財株式会社が40%、唯一の地元業者である株式会社三牧建設工業がわずか10%と、地元業者の割合がかなり低過ぎると言えます。これではまるで地元企業さえ入れればいいからと、取ってつけたように、本来の趣旨とかけ離れたようなものです。50%の会社、熊本県賃貸住宅は熊本市中央区辛島町69番地となっており、到底地元企業とは言えず、納得し難いものです。このことにより、5年間で4億円余りの資金が市外へ流出することになります。これで地場産業育成と言えるでしょうか。

また、委員会審査の場で不透明な部分も感じられるため、秘密会にして調査すべきという私の主張が一旦は認められて、翌日に持ち越されたものの、いざ当日になると、執行部や、私以外の委員があたかも示し合せたのではないかと疑われるよう、秘密会は中止とされてしまいました。これでは審議会の意味が全くないのでしょうか。これは委員会だけではなく、議会そのものの役割が問われ、議会不要論につながりかねない問題と思われます。

よって、市民目線で、市民目線において、議案第133号に反対といたします。

○大賀慶一 議長 ただいま議案第133号に対する反対討論がありましたので、まず、議案第133号に対する討論を行います。

賛成者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 議案第133号、公の施設の指定管理者の指定について、反対の立場で討論させていただきます。

先ほど質疑もさせていただきましたが、私は、これまで市営住宅の指定管理導入については、地場産業育成の観点から提案をしてまいりました。その提案はもちろん、経費削減もありますが、一番の目的は、市民の大事な住宅を市内の業者の方々に受注していただき、地域経済の活性化を期待したからであります。

これまで、菊池市は水道局の指定管理を福岡の業者に5年間で約2億5,700万円、菊池文化会館等を熊本市内の業者に5年間で約1億8,900万円で委託しており、市内の業者ではありません。

私は、これまで一貫して地場産業育成を提言してまいりましたが、今回も5年間

で約4億円の指定管理委託料が、出資率から見ても、大部分は市外に流出してしまいます。中小企業振興基本条例の観点からも、地元の出資率から見ても、到底納得できるものではありません。

また、委員会審査の中で、先ほど荒木議員、私からの質疑で分かるように、また、今、二ノ文議員の反対討論でもありましたように、平成26年12月の議会のときのように、秘密会の必要性を指摘されたのに、結局、行われていないことも含め、公平な審議とは言えないと私は感じております。

私たち議員は常に地場産業を意識し、そして、育てていくのが仕事であり、今回の指定管理は、秘密会の問題、地元企業の出資率の問題、中小企業振興基本条例の観点からも、菊池市の発展につながりません。このままでは菊池市の主な事業は市外の指定管理になってしまいます。今回の指定管理は多くの協力企業が関連しており、地場企業受注による経済波及効果が期待される事案であります。そのような観点から、私は反対の立場を取らせていただきたいと思います。どうぞご賛同のほどをよろしくお願ひいたします。

○大賀慶一 議長 ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 これで、議案第133号に対する討論を終わります。

ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 これで、討論を終わります。

これより、議案第97号から議案第135号まで、並びに請願第4号及び請願第5号の41案件について、採決します。

ただいま反対討論がありました議案第125号、議案第133号を除き、一括採決します。

お諮りします。

議案第97号から議案第124号まで、及び議案第126号から議案第132号まで、議案第134号、議案第135号、並びに請願第4号及び請願第5号の39案件について、各常任委員長の報告は、原案のとおり可決・採択されました。

各常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 異議なしと認めます。よって、以上の39案件については、各常任委員長の報告のとおり、可決・採択することに決定いたしました。

次に、討論がありました議案第125号及び議案第133号は、起立により採決します。

最初に、お諮りします。議案第125号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○大賀慶一 議長 起立多数です。よって、議案第125号は、原案のとおり可決することに決定しました。

ただいま議案第125号が可決されましたことに伴い、字句及び数字等の整理を要しますので、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 異議なしと認めます。よって、字句及び数字等の整理は議長に委任することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第133号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○大賀慶一 議長 起立多数です。よって、議案第133号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○

日程第2 議案第139号 上程・説明・質疑・討論・採決

○大賀慶一 議長 次に、日程第2、議案第139号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、改めまして、皆さん、おはようございます。

それでは、ただいま上程されました追加議案につきまして、ご説明申し上げます。追加議案書その2の1ページをお願いいたします。

議案第139号、令和3年度一般会計補正予算（第14号）につきましては、予算の総額に4億786万5,000円を追加するものでございまして、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活支援として、18歳以下の対象児童1人当たり10万円の一括給付を実施するために、児童1人当たり5万円を増額する補正をお願いするものでございます。

内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○大賀慶一 議長 上田総務部長。

[登壇]

- 上田敏雄 総務部長 改めまして、皆様、おはようございます。
- それでは、追加議案の内容につきまして、ご説明させていただきます。
- 追加議案書のその2の1ページをお願いいたします。
- 議案第139号、令和3年度一般会計補正予算（第14号）でございます。
- 開けて、2ページをお願いいたします。
- 今回の補正は、予算の総額に4億786万5,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ312億5,177万5,000円とするものでございます。
- 補正の内容としましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、子育て世帯への臨時特別給付金として、18歳以下の児童1人当たり5万円を支給することとしておりましたが、国から年内に児童1人当たり10万円を一括給付できることが示されましたので、本市としましても、一括で10万円を給付するため、対象児童1人当たり5万円を増額する補正をお願いするものでございます。
- まず、歳入について、事項別明細によりご説明いたします。
- 6ページをお願いいたします。
- 1枠目の目3民生費国庫補助金、節3児童福祉費補助金の4億786万5,000円は、子育て世帯への臨時特別給付金の事業費補助金及び事務費補助金でございます。
- 続きまして、2枠目の歳出について、ご説明いたします。
- 目1児童福祉総務費のうち、1段目の節12委託料16万5,000円は、システム改修委託料でございます。
- 2段目の節19扶助費4億770万円は、子育て世帯への臨時特別給付金でございます。
- なお、事業費は、全額国庫負担となっております。
- 以上、追加議案についての説明とさせていただきます。
- 大賀慶一 議長 以上で、議案の説明を終わります。
- ここで、暫時休憩します。
-
-
- 休憩 午前11時08分
- 開議 午前11時26分
-
-
- 大賀慶一 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
- これから質疑を行います。質疑は3回までとなっております。

質疑はありませんか。

東奈津子議員。

[登壇]

○6番 東奈津子 議員 18歳以下の子どもに10万円を支給する子育て世帯への臨時給付金について、1点お聞きします。

DVで避難している世帯への対応についてです。給付金は中学生までは9月分の児童手当支給の口座に振り込まれるとなっております。母親と子どもがDV等で9月以降避難していたりして、届かないケースも心配されます。このような場合はきっと対応を取られるのでしょうか。

以上、1点お聞きします。

○大賀慶一 議長 渡邊健康福祉部長。

[登壇]

○渡邊弘子 健康福祉部長 改めまして、おはようございます。東議員のご質問にお答えいたします。

お尋ねのDV被害等に該当されている方々につきましては、事前にご相談をいただければ対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 ほかにありませんか。

荒木崇之議員。

[登壇]

○11番 荒木崇之 議員 議案第139号について、お尋ねいたします。

今回の10万円の給付金ですが、先ほど質疑の中で、城議員の質疑の中で、所得制限、これに引っかかる方、年収960万円以上の方が185人おられるとおっしゃったんですね。これは産山村でも大津町でも議論されていまして、産山村はもう所得制限を撤廃しようということで、全員分の子どもさんに配ろうということあります。その理由として、子どもをまず親の所得で区別をすることはできないというのと、それと、今回、支給されなかった子どもさんも、支給された子どもの分まで将来負担しなければならない。その公平性に欠けるということで、撤廃を決めた自治体もあるとのことですが、専決もできると思うんですが、これは政策的なことなんで、江頭にお答えをお願いしたいんですけど、所得制限撤廃して、185人、1,850万円、これを支給する考えがあるのか。今回10億円財調に戻しましたですね。それからすれば十分出せる金額だと考えますけども、その考えがないのか、あるのかをお尋ねいたします。

○大賀慶一 議長 渡邊健康福祉部長。

[登壇]

○渡邊弘子 健康福祉部長 ただいまの荒木議員のご質問にお答えいたします。
所得制限の撤廃につきましては、国の指針では、今現在、所得制限の撤廃をする予定はないということですので、現時点では考えておりません。

以上、お答えいたします。

○大賀慶一 議長 ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第139号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第139号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 異議なしと認めます。よって、議案第139号については、原案のとおり可決することに決定しました。

○

日程第3 議員提出議案第5号 上程・説明・質疑・討論・採決

○大賀慶一 議長 次に、日程第3、議員提出議案第5号を議題とします。
提出者の提案理由の説明を求めます。

福島英徳議員。

[登壇]

○2番 福島英徳 議員 改めまして、皆さん、おはようございます。

議員提出議案第5号、菊池市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を述べさせていただきます。

首長と議会の二元代表制をとっている地方自治体は、税金をどのように使うかによって、その自治体の魅力が表現されます。住みたいまちであり、住み続けたいま

ちにつながると考えます。要するに、徴収された税金の使い方を決めるのが政治の基本であり、市民を代表して使途を監視する役割を議員は担っております。

今日の議会において、大事な税金の使途について、きちんと監視していると言えるでしょうか。市民の方からは、おかしいと思える予算案件でも、ことごとく可決されることに、議会のチェック機能は働いているのかといった声もよく聞きます。

現在、市の財政調整基金は取り崩され、年々目減りしている状況です。さらに9年連続で実質単年度収支の赤字が続いている中、国頼みの財源確保だけでよいのでしょうか。国頼みでない財源の確保が大事ではありますし、新型コロナによる税収減も見込まれる状況の下、経費削減も必要です。しかしながら、経費削減を図ることは、市民に痛みを伴う改革を押しつけることになります。私を含め賛同いただいた4人は、市民に痛みを伴う改革を押しつける前に、まず市議会議員の定数を2人削減し、6,000万円の歳出を削減することが先決だと考え、議員提出議案第5号を提出した次第であります。市民アンケートにおいても、議員定数を削減すべきとの内容が多く見られました。市民は見ているのです。その市民の声に応えようではありませんか。

阿蘇市議会では、議員定数削減において、4人減と2人減で意見が分かれていますが、12月14日の市議会で議員定数を現行の20人から18人に減らす条例改正案を可決されました。

改正案については、お手元に配付のとおりであります。

これまでお願いしてきた4人減案から譲歩いたしまして、今回は2人減案を提出いたしますので、議員各位におかれましては、速やかに本改正案にご賛同賜りますことをお願いして、提案理由といたします。

○大賀慶一 議長 以上で、説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

水上隆光議員。

[登壇]

○8番 水上隆光 議員 おはようございます。議席番号8番、水上隆光です。福島議員の提案理由について、質問させていただきます。

議員提出議案第5号、菊池市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について質問しますけれども、福島議員からもありましたように、阿蘇市議会、20人を18人になりました。福島議員提案の18人ということですね。阿蘇市議会、一般会計150億円と、うちの菊池市一般会計は300億円です。この条例改正において、本市の一般会計300億円というところの予算審議をどういうふうな考え方で、

こういう提出をされているのか。いわゆる予算審議を考慮されているのかというところを一つお尋ねします。18人になると、うちの場合は1委員会が5人というところも出てきますんで、審議の在り方ということをお尋ねします。

それから、附則のところで、この条例は、公布の日から施行し、同日以降初めてその期日を告示される一般選挙から適用するとあります。これは来年5月の菊池市議会議員の選挙と考えてよろしいでしょうか、質疑いたします。

○大賀慶一 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○2番 福島英徳 議員 水上議員の質疑にお答えいたします。

まず、予算審議に関してですが、もともと議員4人減を求めておりまして、その当時、4人減になった場合に、議長を除く15人で二つの委員会、これで十分かと思っております。ですから、この2人減、18人になった場合に、17人で委員会は二つで十分じゃないかと私は考えます。

あと、施行ですけども、次の来年5月の改選から施行というふうに考えております。

○大賀慶一 議長 水上隆光議員。

[登壇]

○8番 水上隆光 議員 委員会を二つにするということでいいですかね。

それでは、次の質疑ですけども、この定数というのは、うちの議会でも議会改革検討委員会で結論は出しております。20人、現状維持ということだったと思います。

そこで、福島議員言われたように、来年の市議会議員選挙がそれに直近だというところでありますけれども、次の選挙に立候補しようとしている新人の立候補予定者、こういう人たちは6月の改革の20人というところで決まっているんだなというところで認識して、選挙運動をもうされているかもしれません。そういう新人候補のためにも、現職の私たち、また先輩議員である私たちは、そういう新人の方にきっちとその選挙は定数幾つですよというのをやはり1年前ぐらいまでには私は示すべきだと思っております。そういう面で、福島議員にお尋ねですけども、その新人議員に対する配慮ということは考えなかつたんでしょうか。

○大賀慶一 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○2番 福島英徳 議員 お答えします。

今度新たに立候補を考えられている方もいらっしゃるかと思いますが、まだまだこの時期から選挙活動されているかどうかというのは、私は承知しておりませんけ

ども、まだ十分時間はあると思っておりますし、この議員削減に対しましては、私ども、もうこれで3回目です。そういうものを最初のときから質疑していただければ、もっと具体的な回答もできたんじゃないというふうに思っております。

○大賀慶一 議長 ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議員提出議案第5号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

後藤英夫議員。

[登壇]

○4番 後藤英夫 議員 反対の立場で討論させていただきます。

議会は、地方公共団体の意思決定機関であり、議員定数を減らす議論よりも、むしろ議員の質をいかにして高め、民意の反映をどうするかの議論が大切だと思います。

現在の本市の予算規模は300億円です。先ほど2常任委員会の案が出ましたけども、私は3常任委員会が必要だと思います。今、三つの常任委員会に分かれていますが、1委員会当たりの人数は6人から7人、仮に1人減らせば、1委員会5人か6人、正副委員長を除いて審査する場合、わずか三、四人になります。行政に対する議会議員のチェック機能が低下する可能性があると思います。議員と議会がその役割を果たすため、議員定数は少なければよいのではなく、適切な、かつ十分な人数が存在することが必要であると考えます。

多様化する市民ニーズ、市民の声を聞くことなど考えると、今のところ、現状の議員定数が妥当だと考えます。

なお、市民の痛みを分かち合う、身を削るというのであれば、議員定数だけではなく、議員報酬の削減なども報酬審議会で十分審議された上で、議会経費の削減を取り組むべきだと私は考えます。

以上、討論とします。

○大賀慶一 議長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 議員提出議案第5号、菊池市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、菊池市議会議員定数条例（平成21年条例第15号）の一部を次のように改正する。「20人」を「18人」に改めるに、賛成の立場で討論をさせていただきます。

現在の菊池市議会は、菊池市中央図書館の1脚約10万円の海外製の椅子32脚の納入問題、菊池市第三セクター七城町特産品センター（メロンドーム）及び七城町振興公社（温泉ドーム）のずさんな交際費問題等は、やっと市の監査委員による報告があり、523万円が不适当に支出されていたことが明らかになりましたが、今後は、さらに議会としても、市民への説明責任と返金要求等も考えていかなければならぬと思います。

菊池市の公共施設等総合管理計画では、私の地元のヘリポートにも指定されている重味グラウンドの廃止、避難所にも指定されている各支館を地域移管とする計画を示しており、市民には痛みを与え、第三セクターでは、長い間、不适当な支出が続いているのであります。公共施設等総合管理計画も、今後、ますます厳しくなる財政状況によるものであり、議員の皆様が一番理解されていると思いますが、私としては、市民の痛みの前に、私たち議会が身を切る改革を行い、市民に理解を求めなければならないと考えます。

先般、菊池市をよくする会の代表の方から、議員定数削減についての公開質問状が届けられました。早速回答させていただきましたが、本来であれば、市民との会話による意見交換会を開いて取り組むことになっておりましたが、多数決で開催しないようになり、また、市民アンケートも議員定数問題では行われていない状況でしたので、今回の公開質問状によって、議員それぞれの考えが明らかになるではないでしょうか。

今回は福島議員の提案にも言わましたが、譲歩して2人減案で提出されましたので、議員各位におかれましても、まずは身を切る改革を行うことをお願いして、賛成討論とさせていただきます。

○大賀慶一 議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

坂本道博議員。

[登壇]

○7番 坂本道博 議員 議員提出議案第5号に対して反対の立場で討論したいと思います。

私は議会改革検討特別委員会の委員でありました。議会改革検討特別委員会の中

で、何度も何度も議論した結果、定数においては現状維持と決定しております。議会改革検討特別委員会の決定を重く受け止めて、定数削減については反対とします。

○大賀慶一 議長 次に、賛成者の発言を許します。

荒木崇之議員。

[登壇]

○11番 荒木崇之 議員 議員提出議案第5号に対して賛成討論いたします。

先日、12月14日、お隣の阿蘇市議会が定数を2人削減しました。定数削減の主な理由は人口減少であります。阿蘇市は、10年前と人口を比べますと、2万7,000人から2万4,600人と12%人口減少しています。菊池市も10年前と比べて約10%人口が減少しています。

私たち議員定数削減派は4人削減が理想ですが、まずは阿蘇市議会のように、2人を削減するという譲歩した案を今回苦肉の決断で出したものであります。2人削減という案は、議会改革特別委員会の中でも、水上彰澄委員長も譲歩できなかつて定数維持派の方々に言われておりました。

これまでの反対討論は、あるときは面積が広いから、また、あるときは本市よりも人口が少ない自治体の議員数を挙げるなど、一貫性がありません。

また、チェック機能の低下を理由に反対される方もいますが、先日の三セクの交際費問題について、私たち4人以外に三セクを問題視した方はいらっしゃいません。

また、三つの委員会がないと審議ができない、そういう反対討論もありますが、先ほど、どこの委員会とは言いませんけども、しっかり審議をやっているのかと、私の質疑に対して一つも答えられない、そんな委員会も現在あるわけあります。

執行部の追認議会となっている現状に対して、市民からは市議会の存在意義さえ疑問視する声も聞こえています。市民に公共施設の廃止や、住民サービスの低下といった痛みを押しつける前に、まずは定数を2人削減し、議員自らが身を切る改革をすることが先であります。

以上を賛成討論といたします。

○大賀慶一 議長 次に、反対者の発言を許します。

ほかにありませんか。

二ノ文伸元議員。

[登壇]

○17番 二ノ文伸元 議員 私は、議員提出議案第5号、菊池市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についての賛成討論をいたします。

今回の定数削減案は、20人から18人へと、前回の20人から16人とは違い、減員を2人としております。私としてはあまり納得のいくものではありませんが、

せんだっての阿蘇市の例もありまして、まずは段階的にという意味もあり、また、全会一致は妥協の産物と申します。反対する理由はどこにもないでしょう。

よって、この案に賛成といたします。

○大賀慶一 議長 ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 これで討論を終わります。

これより採決します。

討論がありました議員提出議案第5号は、起立により採決します。

お諮りします。議員提出議案第5号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○大賀慶一 議長 起立少数です。よって、議員提出議案第5号は、否決されました。

○

日程第4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○大賀慶一 議長 次に、日程第4、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

閉会中の継続審査・調査

議会運営委員会

1 議会運営等に関する諸問題の調査について

総務文教常任委員会

1 一般行財政、企画開発、地域振興、情報処理、防災、教育等に関する諸問題の調査について

福祉厚生常任委員会

1 福祉、環境、市税、健康管理、地籍調査等に関する諸問題の調査について

経済建設常任委員会

1 農政、林業、商工振興、観光振興等に関する諸問題の調査について

2 土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について

予算決算常任委員会

1 予算及び決算に関すること

議会広報特別委員会

1 議会広報に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から所管事務調査事項について、議席に配付の閉会中の継続審査並びに調査申出一覧表のとおり申出があっております。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○大賀慶一 議長 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに決定をしました。

以上をもって本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件は全て議了しました。

これをもちまして、令和3年第4回菊池市議会定例会を閉会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。



閉会 午前11時55分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議長 大賀慶一

菊池市議会議員 坂本道博

菊池市議会議員 水上隆光

各常任委員長報告書

- 總務文教常任委員長報告書
- 福祉厚生常任委員長報告書
- 經濟建設常任委員長報告書
- 予算決算常任委員長報告書

総務文教常任委員会 委員長報告

本定例会で総務文教常任委員会に付託されました案件は、条例案 10 件、議決案 1 件の 11 件です。

2 日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

はじめに、**議案第 100 号から議案第 109 号までの 10 議案**については、執行部より「今回全庁的に条例の総点検を実施し、条例の見直しを行ったもので、改正内容は条項等のいずれや文言の整理、文体の統一等が主なものである。」との概要説明があり、議案ごとに個別の説明を受け、質疑を行いました。

まず、**議案第 100 号から議案第 103 号**については、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第 104 号**については、執行部より「菊池市集会所条例の一部改正は、今回の条例の整理に基づき改正するものであるが、各集会所の位置が、換地や合筆、分筆等により、本来であれば改正しておくべきであった地番がそのままになっていたため、今回併せて改めるもの」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「集会所の位置については、番地を調べると全然違う場所になっていたが、今回改正するにあたって、番地は全部精査されているのか。」との質疑に対し、執行部より「全体的に確認して精査している。」との答弁がありました。

議案第 105 号から議案第 109 号については、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第 130 号**については、執行部より「今回の辺地総合計画の変更は、12 か所のうち 2 か所の辺地について、公共的施設の整備内容の変更及び、追加による変更を行うものであり、地域住民の道路環境の改善を図るとともに、安全な車両通行を確保するために整備するもの。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「充当率については、以前と比べてどうなっているのか。」との質疑に対し、執行部より「充当率は以前と変わらず 100 パーセントである。」との答弁がありました。

また、委員から「条件の悪い自治体にとっては有効な事業であり、特に条件の悪い中山間地に計画的に道路事業を行うことは、市の活性化につながると思う。」との意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました**議案第 100 号から議案第 109 号**及び**議案第 130 号**については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げまして、総務文教常任委員長報告とします。

菊池市議会 議長 大賀 慶一 様

令和 3 年 12 月 21 日

総務文教常任委員会 委員長 平 直樹

福祉厚生常任委員会 委員長報告

本定例会で福祉厚生常任委員会に付託されました案件は、条例案 9 件、議決案 1 件、請願 1 件の 11 案件です。

2 日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

なお、報告書は、お手元に配付しておりますが、本日の報告については、網掛け部分を割愛して報告します。

会議録については、全文記載された報告書を掲載します。

はじめに、**議案第 97 号**については、執行部より「本案は、地方税法施行令の一部改正等に伴い、条例の一部を改正する必要があり、条例改正を行うものである。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第 98 号**については、執行部より「本案は、健康保険法施行令の一部改正等に伴い、条例の一部を改正する必要があり、条例改正を行うものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「出産育児一時金について、病院への支払いが増額されるということか。」との質疑に対し、執行部より「これまで産科医療補償制度で、病院が負担する額は 42 万円のうち 1 万 6,000 円となっていた。今回の改正で 1 万 2,000 円に減額になった。」との答弁がありました。

さらに、委員から「今回の国の減額の主旨は何か。」との質疑に対し、執行部より「産科医療補償制度の減額については、周産期医療等の技術の進歩により、出産時の分娩の異常等のリスクが少なくなったため、減額すると説明がっている。」との答弁がありました。

次に、**議案第 110 号から議案第 116 号までの 7 議案**については、執行部より「今回全庁的に条例の総点検を実施し、条例の見直しを行ったもので、改正内容は条項等のずれや文言の整理、文体の統一等が主なものである。」との概要説明があり、議案ごとに個別の説明を受け、質疑を行いました。

まず、**議案第 110 号**については、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第 111 号**については、委員から「条例改正しておらず、市民に不利益を与えた事例はないか。」との質疑に対し、執行部より「賦課徴収に影響はなかったか、慎重に調査したところ、現時点では不利益を与えた事例はない。」との答弁がありました。

次に、**議案第 112 号から議案第 116 号まで**については、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第 110 号から議案第 116 号**に関する全体的な点について、委員から「規則や要綱の見直しも全庁的に着手しているのか。」との質疑に対し、執行部より「条例と規則、要綱は密接に関係するものである。まずは条例の見直しを行い、規則、要綱と順次取り掛かるところである。今後は、統一した文言等を心掛けていきたい。」との答弁がありました。

また、「以前は、職員が開発した例規のシステムを使っていたが、改正漏れ等が多くなったことと関係はないのか。」との質疑に対し、執行部より「システムというより、職員のス

キルの問題であるが、現在は各部署に法規担当者がいるので、研修をしながらスキルアップを図り、条例改正も足並みを揃えて行っていきたい。」との答弁がありました。

次に、**議案第 131 号**については、執行部より「本案は、菊池市菊池北小学校区放課後児童健全育成クラブの指定管理者について、NPO 法人チャイルドサポートきくちを指定し、その期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間とするものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「菊池北小学校区放課後児童健全育成クラブの児童の利用人数の推移は。」との質疑に対し、執行部より「平成 30 年度が 41 人、平成 31 年度が 38 人、令和 2 年度が 53 人、令和 3 年度が 61 人である。」との答弁がありました。

さらに、委員から「建物を二つ使われているのはどういう理由があるのか。」との質疑に対し、執行部より「コロナの影響で児童が密にならないようにするために、もともとの建物と、住宅の一室を使わせていただいている。児童数も増えてきているので、当面はこの状態を維持したいと思っている。」との答弁がありました。

また、委員から「指定管理委託料はいくらか。」との質疑に対し、執行部より「今年度の指定管理委託料は 1,083 万 2,000 円である。」との答弁がありました。

次に、**請願第 5 号**については、特に質疑はありませんでした。

議員間討議では、**議案第 110 号**から**議案第 116 号**について「例規の見直しに伴う関係条例の制定について、文言の統一等の形式的な問題だけではなく、決裁のあとの掲載漏れ等が分かったのは非常に良かったと思う。引き続き法務研修を行い、スキルアップしていただきたい。」との意見がありました。

また、**請願第 5 号**について「以前、吃音のある児童・生徒に対する支援体制の確立について、教職員への研修の導入を求める請願があった。今回の請願については、子育て支援課から周知していただいて、保育士研修のカリキュラムに入れていただきたい。吃音のある園児がきつい思いをしないように、議会としても取り組まなければならないと思っている。」との意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました**議案第 97 号**、**議案第 98 号**、**議案第 110 号**から**議案第 116 号**、**議案第 131 号**、及び**請願第 5 号**については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決・採択すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げまして、福祉厚生常任委員長報告とします。

菊池市議会 議長 大賀 慶一 様

令和 3 年 12 月 21 日
福祉厚生常任委員会 委員長 坂本 道博

経済建設常任委員会 委員長報告

本定例会で経済建設常任委員会に付託されました案件は、条例案9件、議決案件4件、請願1件の14案件です。

2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

なお、報告書は、お手元に配付しておりますが、本日の報告については、網掛け部分を割愛して報告します。

会議録については、全文記載された報告書を掲載します。

はじめに、**議案第99号**については、執行部より「本案は、流川団地の給水施設等に関し、共益費を設定するにあたり、条例の一部を改正するものである。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第117号から議案第124号までの8議案**については、執行部より「今回、全序的に条例の総点検を実施し、条例の見直しを行ったもので、改正内容は条項等のズレや文言の整理、文体の統一等が主なものである。」との概要説明があり、議案ごとに個別の説明を受け、質疑を行いました。

委員から「数年に1度か最低でも4年に1度くらいは、例規の検証を行い、必要に応じて見直しを行い、ミスが起こらないようにしてもらいたい。」との意見がありましたが、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第132号**については、執行部より「本案は、菊池市ふるさと創生市民広場の指定管理者について、これまでに引き続き一般社団法人 菊池観光協会を指定し、その期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とするものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「菊池観光協会は、今、何人体制で運営を行っているのか。」との質疑に対し、執行部からは「令和3年度の総会時点で会員数は194会員。事務局は5名、うち3名が常勤、2名が非常勤となっている。」との答弁がありました。

次に、**議案第133号**については、執行部より「本案は、菊池市営住宅、菊池市特定公共賃貸住宅、菊池市旧雇用促進住宅七城宿舎駐車場及びその他附帯施設について、菊池市営住宅管理共同企業体を指定し、その期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とするものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「常々、私たち議会は、地場産業育成といった形で考えているが、指定管理者に指定しようとしている団体の住所は熊本市中央区辛島町となっている。どういった会社か。」との質疑に対し、執行部からは「一般社団法人熊本県賃貸住宅経営者協会、日本管財株式会社、株式会社三牧建設工業の3社の共同企業体であり、いずれの会社も宅地建物取引業の資

格を有している。」との答弁がありました。

さらに、委員から「選定した企業体の出資比率は。」との質疑に対し、執行部からは「熊本県賃貸住宅経営者協会が 50%、日本管財が 40%、三牧建設工業が 10%である。」との答弁がありました。

また、委員から「この企業体は、菊池市内の業者と言えるのか。」との質疑があり、執行部からは「平成 27 年 5 月の議会月例会において、市内業者と市外業者の共同企業体は市内業者扱いとすると報告した運用指針に基づいて、適正に審査を行っている。」との答弁がありました。

次に、委員から「今回の審査において、選定業者が特に優れていた点はどのような内容か。」との質疑があり、執行部からは「事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること等が挙げられる。」との答弁がありました。

次に、**議案第 134 号**、及び**議案第 135 号**については、特に質疑はありませんでした。

次に、**請願第 4 号**については、菊池市商工会館の移転に関する請願であり、請願者の説明を求め、質疑を行いました。

委員から「中心市街地における回遊性・にぎわい創出に資する事業の早期着手と請願されているが、市にどのようなことを望まれているのか。」との質疑に対し、請願者からは「築地井手は温泉街の方から来ており、一部区域において築地井手をオープン化し復活させることや、景観に見合った建物等も残っていることから、街歩きや歴史探索等の新しい中心市街地活性化策としていただきたい。」との説明がありました。

議員間討議では、まず、**議案第 117 号**から**議案第 124 号**について「例規の検証・見直しについて、定期的に行っていかないと誤った条例に起因するミスが生じてくるのではないか。」「定期的と言っても毎年ということではなく、数年くらいの間隔を空けて点検していくことでよいのではないか。」との意見がありました。

次に、**議案第 133 号**について「市外業者を含む市内業者にも市内業者単独と同一の加点ではなく、差を付けるべきではないか。」「出資比率は問わないとなっているが、100 分の 5 の加点に出資比率を掛ける等、考慮すべきではないか。」「出資割合については、地場産業育成といった観点から、地元が 50% 以上あるような形にしてほしい。」「大きな会社はプレゼンテーションに長け、小さな会社は慣れていないところがあるので、審査の過程でも十分配慮してほしい。」「不動産業や宅建等の資格が必要なのではないか。」「執行部が平成 27 年に運用指針の説明を行ったとはいって、5 年も経ち、ルールの見直しが必要だったのではないか。」「地元の業者が受けられるよう 1 年前から勉強会等の働きかけが必要だったのではないか。」「住んでいる人の安全安心が一番である。」等の意見がありました。

次に、**議案第 135 号**について「菊池市は中山間・山間地帯が多いので、辺地事業をうまく絡めながら、市道の整備を図っていってほしい。」との意見がありました。

次に、**請願第4号**について「もっと、安いところへ移転ができないのか。また、移転より、小規模事業者への支援の方が大事なのではないか。」との意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました**議案第99号**、**議案第117号**から**議案第124号**、**議案第132号**、**議案第134号**、及び**議案第135号**については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、討論がありました議案について申し上げます。

まず、**議案第133号**については、委員より「地場産業育成の観点から、地元業者をなるべく選定するよう議論してきたが、選定業者については、地元業者の出資割合が10%しかないこと、住所が熊本市中央区辛島町となっていることから、到底、地場産業育成とは考えられない。」との反対討論がありました。

また、委員より「この議案は、入居者・住人に不利益が無いよう第一に考えて進められてきた。反対の意見もあったが、これはこれから課題として改善できる部分は改善してもらい、初めての事業でもあることから、まずは本委員会として、住人が困ったりすることが無いよう、行政と一緒に不便が生じていないか等、見守っていく必要がある。」との賛成討論がありました。

次に、**請願第4号**については、委員より「菊池市商工会が今すべきことは、会館移転ではなく、中小零細企業のお店の方々が今困っていることを助けるべきなのではないか。」との反対討論がありました。

また、委員より「農業と商工業が一緒になって成長し、市が成り立っていく核となる会館であることから、市がきつても手助けをしていくことが当然だと考える。」との賛成討論がありました。

採決の結果、**議案第133号**、**請願第4号**については、賛成多数により可決・採択すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げまして、経済建設常任委員長報告とします。

菊池市議会 議長 大賀 慶一 様

令和3年12月21日
経済建設常任委員会 委員長 後藤 英夫

予算決算常任委員会 委員長報告

本定例会において、予算決算常任委員会に付託された議案について、12月2日及び16日に予算決算常任委員会を、9日、10日に予算決算常任委員会分科会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告します。

なお、報告書は、お手元に配付しておりますが、本日の報告については、網掛け部分を割愛して報告します。

会議録については、全文記載された報告書を掲載します。

本委員会に付託されました議案は、**議案第125号**から**議案第129号**までの5議案です。

各分科会において所管する分を慎重に審査し、各分科会長より経過報告がありましたので、その主な内容について報告します。

はじめに、**議案第125号**について申し上げます。

まず、地域振興費の交通コミュニティ対策事業における地方バス運行補助金 1,120万8,000円の増額については、執行部より「利用者の減少による運賃収入の減、運行経費の増加、国県補助の減等による産交バスへの運行補助金の増額である。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「利用者の減少が理由の一つに挙げられているが、利用者の実数と見込み数は。」との質疑に対し、執行部より「利用者は全体的に新型コロナ前と比べて減少しており、令和元年度の産交バスの4路線の合計が14万5,550人であった。令和2年度が11万7,390人、令和3年度は見込みで11万3,734人である。これは近隣の自治体を結んでいるため菊池市内だけの数ではなく、山鹿、菊池、大津間の4路線の合計である。」との答弁がありました。

また、委員から「関係する自治体ごとの補助金の負担はどうなっているのか。」との質疑に対し、執行部より「各自治体の負担割合については、各路線の延長を自治体ごとの距離で案分し補助金額を算出している。」との答弁がありました。

次に、同じく地域振興費のふるさと納税促進事業については、執行部より「当初見込んでいたふるさと納税の寄附額1億3,500万円に対し、今年度末の寄附額が2億円の見込みとなったことにより、経費として委託料4,055万3,000円。基金への積立金2,444万7,000円を増額するもの」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「返礼品の割合は何割なのか。」との質疑に対し、執行部より「返礼品は寄附額の3割以内である。」との答弁がありました。

さらに委員より「寄附額が増えれば委託業者の収入も増える仕組みとなっているのか。」との質疑に対し、執行部より「寄附額が増えれば委託料も増えることになる。」との答弁がありました。

次に、事務局費の新型コロナウイルス感染症対策事業における修学旅行追加費用補助金1,569万5,000円の増額については、執行部より「新型コロナウイルスの感染症の影響により、修学旅行の延期や行き先の変更等により、追加で発生する企画料、手数料、キャンセル等の費用について、保護者の負担軽減を図るため、補助するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「一人当たりの補助金額はどのくらいか。」との質疑に対し、執行部より「県の総合交付金の基準を参考に一人当たりの金額を見込んでおり、小学生が1万944円、中学生が3万454円で積算している。」との答弁がありました。

次に、図書館費のきくちの泉こども文庫基金積立金1,000万円の増額については、執行部より「菊池市の子どもたちの読書活動推進のために役立ててほしいとの主旨でいただいた寄附を、設立した基金に積み立てるものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「寄附をいただき感謝している。これを子どもたちのために有効に使うことになるが、どういう使い方を計画しているのか。」との質疑に対し、執行部より「新年度から子どもたちの読書活動の推進に向けた取り組みを計画しており、一つは子どもたちのための本の購入で、本の購入にあたっては図書委員や先生に選書に携わってもらい導入していく。また、大学と連携しながら子ども向けのワークショップの費用に充てたいと考えている。」との答弁がありました。

次に、戸籍住民基本台帳費の社会保障・税番号制度事業については、執行部より「マイナンバーカード管理システム導入委託料等で、マイナンバーカードの交付が増加したこと、今後、所有者に対し継続的に管理していく必要があること、さらに、システム導入等に対する国庫補助もあることから、89万1,000円を増額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員からの「マイナンバーカードの他情報との連携はどこまで進んでいるか。」との質疑に対し、執行部より「税の情報とは連携をしている。また、健康保険証とは自分で紐づけをすることで連携できるようになっている。」との答弁がありました。

次に、債務負担行為補正における指定ごみ袋作製業務については、執行部より「年間を通じて業務を委託する必要があるため、債務負担行為を設定するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員からの「不燃物用指定ごみ袋の極小は作製することになったのか。」との質疑に対し、執行部より「令和4年度当初予算に計上し、議決されれば作製する予定である。」との答弁がありました。

次に、障がい者福祉費の障がい児通所給付費等支援事業については、執行部より「介護給付事業費（児童）の利用実績見込みにより、4,662万4,000円を増額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員からの「事業費の増額は、放課後等デイサービスの新規の利用者が増えたことによるものか、これまでの利用者の一人当たりの利用料が増えたものなのか。」との質疑に対し、執行部より「新規の利用者の把握はできていないが、利用者・利用料ともに毎年増えている。市内に事業所が増え、利用しやすい環境になったことも利用者や利用料が増えている要因と考えている。」との答弁がありました。

次に、扶助費の生活保護扶助費については、執行部より「令和2年度の生活保護扶助費の確定に伴う国庫負担金の受入れ超過分の返納金として4,245万円を増額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員からの「令和3年度生活保護の相談は増えているのか。」との質疑に対し、執行部より「昨年度は年間100件の申請があり、月平均8.3件で、令和3年度は11月までに61件の

申請があり、月平均では 7.6 件である。申請は多い状況が続いている。」との答弁がありました。

次に、債務負担行為補正における緊急通報体制等整備業務については、執行部より「一人暮らしの高齢者等に対し、緊急時の連絡用として緊急通報装置を貸与し、高齢者の在宅生活を支援するもので、切れ目なく執行していくために債務負担行為を設定するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員からの「緊急通報装置の設置台数は。」との質疑に対し、執行部より「令和 2 年度末で 136 台である。」との答弁がありました。

次に、児童福祉総務費の相談事業については、執行部より「相談件数の増加に伴い、電話使用料が増加したこと等により、34 万 7,000 円を増額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員からの「全国的に、コロナで DV や虐待等が増え、相談が増えているとのことだが、菊池市でも同じような傾向か。」との質疑に対し、執行部より「同じような傾向があると思う。特に最近多いと感じるのは、子どもの目の前での DV で、これも心理的虐待であり、増加の一因かと思う。」との答弁がありました。

次に、予防費の新型コロナウイルス感染症対策事業については、執行部より「3 回目のワクチン接種について、休日・時間外加算を含めた医療機関への委託料として 5,500 万円を増額するものである。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、農業費の宝永隧道内水対策事業については、執行部より「赤星地区の内水対策事業として大型発電機 2 台を購入する計画であるが、受注生産となっていることから四、五か月の期間を要し、年度内の納品が困難であるために、繰越明許費の設定を行うものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「繰越の理由は理解できるが、少しでも工期を短くすることはできるのか。」との質疑に対し、執行部からは「適正な納品期間をとるために繰越明許費の設定を行うものであり、極力、次の梅雨までには間に合うよう努力していきたい。」との答弁がありました。

次に、観光費の観光施設管理事業については、執行部より「菊池渓谷内の安全対策として、本年 2 月に放送設備、及び管理用カメラを 2 か所に設置していたが、7 月の落雷により故障したため、これを復旧し、併せて落雷対策の工事を行うため、工事請負費として 280 万 5,000 円を計上するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「カメラは、元の同じ場所に付けるのか、また、落雷に合うことは無いのか。」との質疑に対し、執行部からは「場所は、黎明の滝付近と広河原付近の左岸側に支柱を建てて設置しており、修繕のため同様の場所となる。周囲の樹木より低い位置に設置していたため、雷の直撃被害は考えにくかったが、今回の被害は付近の山林に落雷した高圧電流が地面を伝って機器に影響を与えたものであるため、併せて落雷対策を行うものである。」との答弁がありました。

また、委員から「どのような活用がなされるのか。」との質疑に対し、執行部からは「自然を満喫する絶好の癒しのスポットだが、危険性を伴う場所でもあることから、日常の安全管理と事故を未然に防ぐ措置が必要であり、オフシーズンのうちに工事を行い、来年 4 月には安心安全な体制を構築したい。」との答弁がありました。

次に都市計画総務費の空家等対策事業については、執行部より「泗水の桜山地区に、相続放棄され所有者不在となっている空家があり、将来的に周囲の環境悪化等が懸念されていることから、現在、行政代執行による解体を検討している。事業を進めるにあたっては、建材調査が必要であり、今回、分析の委託料として5万2,000円を計上したものである。実際の解体等については、法的な事務手続きや当市では初めての取り組みということ等もあり、来年度以降になると見込んでいる。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「初めての行政代執行にあたっての注意すべき点等は。」との質疑に対し、執行部からは「所有者の不存在が間違いないのかという確認、周辺の危険性の除去といった観点からのタイミングではないかと考えている。」との答弁がありました。

次に、**議案第126号**については、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第127号**については、執行部より「介護サービス等諸費を1,100万4,000円減額し、介護予防サービス等諸費を同額増額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員からの「介護サービス等諸費と介護予防サービス等諸費は、介護保険給付の対象事業ということか。」との質疑に対し、執行部より「介護サービス等諸費は要介護認定者の給付費で、介護予防サービス等諸費は、要支援認定者のサービス給付費である。要介護認定者の給付費が見込みよりも少なく、要支援認定者のサービス給付費が増えているため、今回補正するものである。」との答弁がありました。

次に、**議案第128号**については、配水及び給水費の修繕費について、執行部より「上半期の配水管等の漏水が87件と昨年同期の58件と比較して1.5倍となっており、当初予算の修繕費3,770万円の8割程度を既に支出している状況であることから、959万6,000円を増額するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「原因は、老朽化など分かっているのか。」との質疑に対し、執行部からは「特に今年は、経年劣化が重なったものと思われる。」との答弁がありました。

次に、**議案第129号**については、建設改良費の国道325号汚水幹線布設替事業について、執行部より「工事請負費1億810万円を令和3年度の年割額、2億2,000万円を令和4年度の年割額とし、総額3億2,810万円の継続事業として補正するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「施工延長が600メートルしかないのに、3億2,810万円は高いのではないか。」との質疑に対し、執行部からは「口径が1,100ミリメートルの管を埋設するため、掘削断面が大きくなり、土量も通常の下水道工事からすると5倍から6倍に増え、管の製品代も高くなるためである。」との答弁がありました。

また、委員から「この事業の歳入面はどうなっているのか。」との質疑に対し、執行部からは「3億2,810万円に対し、県からの補償金が1億6,000万円、残りの全額が下水道事業債となっている。」との答弁がありました。

議員間討議では、委員より「先日の民生委員との意見交換会では、前回のワクチン接種について、予約が取れず困られた高齢者の方が多くおられたというご意見があった。3回目のワクチン接種については、前回の反省も踏まえ、予約受付がスムーズにできるよう、他自治

体も参考にしながら、市民が混乱しないように、体制を整えていただきたい。」「3回目のワクチン接種について、いろんな情報が飛び交っているので、市民への情報提供をしていただきたい。」との意見がありました。

また、新型コロナウイルス感染症対策の3回目のワクチン接種事業について、福祉厚生分科会より次の2点の提言がありました。

- ①前回の反省を踏まえ、他自治体の状況を参考にし、スムーズなワクチン接種の予約体制を整えること。
- ②3回目のワクチン接種について、市民へ情報を提供すること。

以上が、各分科会長からの経過報告となります。

なお、執行部に対する総括提言及び各分科会長に対する質疑はありませんでした。

以上、慎重に審議しました結果、**議案第126号**から**議案第129号**については討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、討論がありました**議案第125号**について申し上げます。

委員より「本補正予算には、マイナンバーカードに健診事業についても紐づけが行われるための予算が計上されている。さらなる個人情報の集積により個人情報漏えいの危険が高まるため反対する。」との反対討論がありました。

採決の結果、**議案第125号**については、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

以上、本委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果について、ご報告申し上げます。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、予算決算常任委員長報告を終わりります。

菊池市議会 議長 大賀 慶一 様

令和3年12月21日

予算決算常任委員会 委員長 松岡 讓

付 錄

令和3年第4回定例会付議事件一覧及び審議結果表

(12月2日・12月21日議決)

議案番号	件名	審議結果
議案第97号	菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第98号	菊池市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第99号	菊池市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第100号	菊池市例規の見直しに伴う企画振興課関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決
議案第101号	菊池市例規の見直しに伴う総務課関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決
議案第102号	菊池市例規の見直しに伴う防災交通課関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決
議案第103号	菊池市例規の見直しに伴う財政課関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決
議案第104号	菊池市例規の見直しに伴う人権啓発・男女共同参画推進課関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決
議案第105号	菊池市例規の見直しに伴う学校教育課関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決
議案第106号	菊池市例規の見直しに伴う生涯学習課関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決
議案第107号	菊池市例規の見直しに伴う菊池市公民館関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決
議案第108号	菊池市例規の見直しに伴う社会体育課関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決
議案第109号	菊池市例規の見直しに伴う議会事務局関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決
議案第110号	菊池市例規の見直しに伴う市民課関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決
議案第111号	菊池市例規の見直しに伴う税務課関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議案第112号	菊池市例規の見直しに伴う環境課関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決
議案第113号	菊池市例規の見直しに伴う福祉課関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決
議案第114号	菊池市例規の見直しに伴う子育て支援課関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決
議案第115号	菊池市例規の見直しに伴う高齢支援課関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決
議案第116号	菊池市例規の見直しに伴う健康推進課関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決
議案第117号	菊池市例規の見直しに伴う農政課関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決
議案第118号	菊池市例規の見直しに伴う農林整備課関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決
議案第119号	菊池市例規の見直しに伴う商工観光課関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決
議案第120号	菊池市例規の見直しに伴う土木課関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決
議案第121号	菊池市例規の見直しに伴う都市整備課関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決
議案第122号	菊池市例規の見直しに伴う下水道課関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決
議案第123号	菊池市例規の見直しに伴う農業委員会事務局関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決
議案第124号	菊池市例規の見直しに伴う水道課関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決
議案第125号	(第13号) 令和3年度菊池市一般会計補正予算(第11号) ※計数整理による	原案可決
議案第126号	令和3年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第127号	令和3年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議案第128号	令和3年度菊池市水道事業会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第129号	令和3年度菊池市下水道事業会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第130号	辺地総合整備計画の変更について	原案可決
議案第131号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第132号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第133号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第134号	市道路線の廃止について	原案可決
議案第135号	市道路線の認定について	原案可決
議案第136号	菊池市ハラスメントの疑いに関する第三者調査委員会設置条例の制定について	原案可決
議案第137号	(第11号) 令和3年度菊池市一般会計補正予算(第12号) ※計数整理による	原案可決
議案第138号	(第12号) 令和3年度菊池市一般会計補正予算(第13号) ※計数整理による	原案可決
議案第139号	令和3年度菊池市一般会計補正予算(第14号)	原案可決
議員提出議案		
議員提出 議案第 5号	菊池市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について	原案否決
請願		
請願第4号	菊池市商工会館移転に関する請願	採択
請願第5号	「吃音のある園児に対する支援体制の確立」に関する請願	採択